

令和3年第1回

中津川市議会（定例会）議案

令和3年2月25日

令和3年第1回中津川市議会（定例会）議案目次

議第13号	中津川市個人情報保護条例の一部改正について・・・・・・・・・・4
議第14号	中津川市福祉医療費助成に関する条例の制定について・・・・・・・・7
議第15号	中津川市介護保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・14
議第16号	中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に係る基準に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・18
議第17号	中津川市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・50
議第18号	中津川市福岡ふれあい文化センターの設置等に関する条例の廃 止について・・・・・・・・・・54
議第19号	中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文化 スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正について・・・・・・・・56
議第20号	中津川市産業動物獣医師養成修学資金貸付条例の制定について・・・61
議第21号	中津川市国営土地改良施設等の維持管理に関する条例の制定に ついて・・・・・・・・・・66
議第22号	中津川市積立基金条例の一部改正について・・・・・・・・・・68
議第23号	中津川市市営住宅条例等の一部改正について・・・・・・・・70
議第24号	中津川市市営住宅の目的外使用に係る使用料徴収条例の制定に ついて・・・・・・・・・・75
議第25号	中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについ て・・・・・・・・・・78
議第26号	中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ て・・・・・・・・・・79
議第27号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・80

議第 2 8 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・ 8 1
議第 2 9 号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 2
議第 3 0 号	工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 3
議第 3 1 号	工事請負変更契約の締結について・・・・・・・・・・・・ 8 4
議第 3 2 号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 5
議第 3 3 号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 7
議第 3 4 号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 9
議第 3 5 号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 1
議第 3 6 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 3
議第 3 7 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 4
議第 3 8 号	北部辺地に係る総合整備計画について・・・・・・・・ 9 5
議第 3 9 号	下柏原辺地に係る総合整備計画について・・・・・・・・ 9 6
議第 4 0 号	第三次中津川市環境基本計画の変更について・・・・ 9 7

議第13号

中津川市個人情報保護条例の一部改正について

中津川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、及び実施機関以外の電子計算組織との通信回線による結合を行うため、この条例を定めようとする。

中津川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

中津川市個人情報保護条例（平成１１年中津川市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第４号から第６号」を「第６号から第８号」に改め、同条第２号を次のように改める。

（２） 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

イ 個人識別符号が含まれるもの

第２条中第１１号を第１３号とし、第３号から第１０号までを２号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の２号を加える。

（３） 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）第２条第３項に規定する個人識別符号をいう。

（４） 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第２条第４項に規定する要配慮個人情報をいう。

第１０条を次のように改める。

（電子計算組織の結合に係る保護措置）

第１０条 実施機関は、保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。）を電子計算組織を利用して処理する場合において、実施機関以外の電子計算組織との通信回線による結合を行うときは、当該保有個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

第１４条第１項中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

(6) 記録する個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
第28条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、令和3年10月
1日から施行する。

議第14号

中津川市福祉医療費助成に関する条例の制定について
中津川市福祉医療費助成に関する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

オンライン資格確認が開始されることに伴い、及び条文を整理するため、この条例を定めようとする。

中津川市福祉医療費助成に関する条例

中津川市民福祉医療費助成金支給条例（昭和46年中津川市条例第13号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、乳幼児等、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成（以下「福祉医療費助成」という。）することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「乳幼児等」、「重度心身障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。

- （1） 乳幼児等 15歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者（次号、第3号又は第4号に該当する者を除く。）
- （2） 重度心身障害者 次に掲げる者のうち、本人の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療費については前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第6条の政令で定める額（以下この号において「法第6条の額」という。）未満であり、かつ、本人の配偶者及び本人の扶養義務者で、主として本人の生計を維持する者（以下この号において「生計維持者」という。）の前年の所得が同法第7条の政令で定める額（以下この号において「法第7条の額」という。）未満である者（災害その他やむを得ない事由により、本人の前年の所得が法第6条の額未満であり、かつ、本人の配偶者及び本人の生計維持者の前年の所得が法第7条の額未満であると同様の状態にあると市長が認める者を含む。）をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、かつ、その障害の級別が1級から4級までの者

イ 県から療育手帳の交付を受けている者

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者

手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に掲げる特別項症から第4項症までに該当する者で、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が4級である者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が1級又は2級の者

（3） 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童（満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 18歳未満の児童を扶養している母又は養育者（母がない場合又は母が扶養しない場合において、18歳未満の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。）の前年の所得（1月から10月までの間に受ける母子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に定める額（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第7項に定める額）未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者（当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。）の前年の所得が、施行令第2条の4第8項に定める額未満であるとき。

イ 災害その他やむを得ない事由により、アに規定する条件に該当するに至ったと市長が認めるとき。

（4） 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 18歳未満の児童を扶養している父の前年の所得（1月から10月までの間に受ける父子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が

施行令第2条の4第2項に定める額未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者（当該父と生計を同じくする者に限る。）の前年の所得が、施行令第2条の4第8項に定める額未満であるとき。

イ 災害その他やむを得ない事由により、アに規定する条件に該当するに至ったと市長が認めるとき。

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

3 この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定又は他の法令の規定により医療に関する給付を取扱う病院、診療所又は薬局若しくはその他のものをいう。

（福祉医療費助成対象除外者）

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療を受けることができる者は、福祉医療費助成対象者としなない。

（受給資格者）

第4条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、中津川市の区域内に住所を有する社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者である者のうち、第2条第1項に規定する福祉医療費助成対象者とする。ただし、乳幼児等についてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父、重度心身障害者（高齢者医療確保法の規定による者を除く。）についてはその父母又はその生計を維持している者とする事ができる。

2 前項の規定にかかわらず、重度心身障害者のうち高齢者医療確保法の規定による被保険者が同法第55条第1項各号に規定する病院、診療所又は施設に、入院、入所又は入居したことにより、岐阜県の区域外に住所を変更したと認められる者については、受給

資格者とする。

(受給者)

第5条 この条例により助成する医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる法律の規定による被保険者、加入者及び組合員、国民健康保険法の規定による世帯主及び組合員並びに高齢者医療確保法の規定による被保険者とする。ただし、乳幼児等についてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父、重度心身障害者についてはその父母又はその生計を維持している者とするができる。

(支給額)

第6条 市長は、受給資格者が社会保険各法の規定による保険給付若しくは高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療給付（以下「保険給付等」という。）の対象となる療養の給付等（保険外併用療養費の支給及び訪問看護療養費の支給を含む。以下同じ。）又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けた場合に、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額を受給者に支給する。ただし、第11条第1項に規定する助成対象者が医療費の支給申請を行うことにより支給を受ける場合にあっては、当該額と社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定による一部負担金の額とを比較して少ない方の額とする。

- (1) 社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定により保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合の負担する額
- (2) 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることができるときは、その額
- (3) 社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定により助成対象者の負担する入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額

2 市長は、受給資格者が社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定による保険給付等の対象となる療養の給付等又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けたことにより、社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく政令（以下「各法施行令」という。）に規定する一部負担金の額（一部負担金に相当するものとして、各法施行令に

規定する額を含む。以下「一部負担金相当額」という。)が各法施行令の規定により合算されて高額療養費が支給されることとなった場合に、当該一部負担金相当額に受給資格者の一部負担金相当額が含まれるときは、当該一部負担金相当額を合算した額から各法施行令の規定により保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合が支給することとされている高額療養費の額を控除した額と当該受給資格者について前項の規定により算出した額とを比較して少ない方の額を受給者に支給する。

(附加給付額の控除)

第7条 市長は、社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき、保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合が、社会保険各法又は高齢者医療確保法に規定する保険給付等に併せて保険給付等に準ずる給付を行う場合は、前条に規定する額からその給付により受給者が支給を受けることができる額を控除した額を受給者に支給する。

(受給者証の交付申請)

第8条 この条例により受給資格者に助成される医療費の支給を受けようとする受給者は、規則の定めるところにより福祉医療費受給証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。

(受給者証の交付)

第9条 市長は、前条の規定による受給者証の交付申請があつた場合はその内容を審査のうえ、受給資格者であると認めたときは、規則に定めるところにより、当該受給資格者に係る受給者証を申請者に交付する。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、受給資格者でないことを確認したときは、申請者に対し規則の定めるところにより却下通知するものとする。

(受給者証の提示)

第10条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けるときは、社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者であることの確認を受けた上、受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第11条 この条例により助成する医療費の支給を受けようとする受給者は、規則に定めるところにより、市長に支給の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず市長は、医療費として当該受給者に支給すべき額の限度にお

いて、その者が医療に関し保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

(支給の決定)

第12条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があつた場合において、内容を審査した結果、医療費を支給し、又は支給しないことに決定したときは、当該申請者に対し規則の定めるところにより決定通知するものとする。

(届出の義務)

第13条 受給者は、規則で定める事項について変更が生じたときは、14日以内に市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第14条 この条例による医療費の助成又は支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第15条 市長は、受給者が受給資格者の病気又は負傷に関し損害賠償を受けた場合は、その金額の限度において医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(支給金の返還)

第16条 市長は、自己又は受給資格者の偽りその他不正行為により医療費の支給を受けた受給者があるときは、その者から、既に支給した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、第4条の規定により支給すべき額を超えて支給を受けた受給者があるときは、その者から、この超える額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第15号

中津川市介護保険条例の一部改正について

中津川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

介護保険事業計画策定により介護保険料等を見直すため、及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市介護保険条例の一部を改正する条例

中津川市介護保険条例(平成12年中津川市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「31, 800円」を「34, 800円」に改め、同項第2号中「41, 340円」を「45, 240円」に改め、同項第3号中「47, 700円」を「52, 200円」に改め、同項第4号中「57, 240円」を「62, 640円」に改め、同項第5号中「63, 600円」を「69, 600円」に改め、同項第6号中「76, 320円」を「83, 520円」に改め、同項第7号中「82, 680円」を「90, 480円」に改め、同項第8号中「95, 400円」を「104, 400円」に改め、同項第9号中「108, 120円」を「118, 320円」に改め、同項第10号中「114, 480円」を「125, 280円」に改め、同号ア中「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、「この項において」を削り、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第12号イ」を加え、同項第11号中「120, 840円」を「146, 160円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 132, 240円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 139, 200円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第2項中「200万円」を「210万円」に、「300万円」を「320万円」に改める。

附則第9条中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同条第1号中「19,080円」を「20,880円」に改め、同条第2号中「31,800円」を「34,800円」に改め、同条第3号中「44,520円」を「48,720円」に改める。

附則第10条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「次号において「新型コロナウイルス感染症」という。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第10号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の中津川市介護保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2

年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第16号

中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する
条例等の一部改正について

中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例
等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、
この条例を定めようとする。

中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する
条例等の一部を改正する条例

(中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条
例の一部改正)

第1条 中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関す
る条例(平成24年中津川市条例第26号。附則において「地域密着型サービス基準条
例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準(第196条—第202条)」を「第4節 運営
第10章 雑則

に関する基準(第196条—第202条)
に改める。

(第203条) 」

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必
要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じ
なければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっ
ては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用
し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「いう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項
第2号中「いう。」の次に「第47条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号
中「いう。」の次に「第47条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「い
う。」の次に「第47条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「いう。」の
次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第47条第4
項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、
同項第8号中「いう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応

型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号及び第3号中「専ら」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある

場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時

対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）

との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

第56条第3項を次のように改める。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から」を「第32条の2から」に、「第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に改め、「第19条」の次に「第32条の2第2項」を加え、「及び第34条」を「第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3中「、第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「いう。第34条」の次に「第1項」を加え、「と、第34条」を「と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項」を「、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第59条の38中「第34条から第38まで」を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「第70条第1項」を「第71条第1項」に改め、「又は施設」の次に「(第66条第2項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「できる」を「できるものとする」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えないものとする。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項

並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を、「看護事業所、」の次に「指定地域密着型通所介護事業所又は」を加え、「指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削る。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「サービス等」の次に「(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)」を、「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

- 3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から中津川市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期中津川市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期中津川市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の次に「第32条の2」を加え、「第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及

び第3号」を加える。

第110条第1項中「第70条第1項」を「第71条第1項」に、「第69条」を「第70条」に改め、「除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従事者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従事者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第70条第1項から第10項まで」を「第71条第1項から第11項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同

生活介護事業所にあつては、１又は２)」に改め、同項ただし書を削る。

第１１７条第７項第１号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第８項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(１) 外部の者による評価

(２) 第１２８条において準用する第５９条の１７第１項に規定する運営推進会議における評価

第１２１条中「密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第１２２条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

(７) 虐待の防止のための措置に関する事項

第１２３条第３項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第１２３条に次の１項を加える。

４ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第１２８条中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を加え、「、第４１条」を「から第４１条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中」を加え、「、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第６章第４節」との次に「、第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第１３８条第６項第１号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うこ

とができるものとする。)」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「対応型」の次に「訪問」を、「第7章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、

同項第2号及び第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「介護支援専門員」を「栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員」に改め、同条第13項中「施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^く口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講

じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない。」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第180条第1項第1号ア(ウ) a 及び b を削る。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたも

のにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、同条後段中「第59条の13」の次に「第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるも

のについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2条中「第66条第2項」を「第66条第3項」に改める。

附則第6条第1項中「指定介護老人福祉施設基準」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）」に改める。

附則第19条中「第66条第2項」を「第66条第3項」に、「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

附則第20条中「第47条第3項」を「第47条第2項」に改める。

（中津川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正）

第2条 中津川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年中津川市条例第27号。附則において「地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条—第90条）」を「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条—第90条）」を
第5章 雑則（第91条）
に改める。
」

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」と

いう。)」を加える。

第9条第2項中「同条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための

指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「もの(以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「第28条、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条、第28の2、第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条前段中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、同条中「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条」を「から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に改め、「規程」と、の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価
本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第4条中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

（中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年中津川市条例第7号。附則において「指定居宅介護支援等基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第2項第2号中「担当学会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。以下同じ。)」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第21条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、第1項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第1項第12号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法

法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。

(中津川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 中津川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年中津川市条例第38号。附則において「指定介護予防支援等基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)」を「第5章 基準
第6章 雑則
該当介護予防支援に関する基準(第34条)

(第35条) に改める。
」

第2条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条第中第6号を第7号とし、5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で

早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- （2） 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （3） 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。)及び第32条第26号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条中指定居宅介護支援

等基準条例第16条第2項第8号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新地域密着型サービス基準第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第2条第5項及び第28条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12（新地域密着型サービス基準条例第59条の20において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（新地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条、新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第19条（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基

準条例第32条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第20条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第22条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項（新地域密着型介護予防サービス基

準条例第65条において準用する場合を含む。)及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第6条 この条例の施行の日以降、当分の間、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新指定地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第7条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

第8条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の2（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第9条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の3（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第10条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準第175条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第11条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

議第17号

中津川市国民健康保険条例の一部改正について

中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

国民健康保険料の賦課方式を変更するため、及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第2号イ中「第75条」を「法第75条」に改める。

第15条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第17条の6中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第17条の6の2第3号中「減免の総額」を「減免の額の総額」に改める。

第19条を次のように改める。

（普通徴収に係る保険料の納期）

第19条 普通徴収に係る保険料は、6月から翌年3月までの間において、賦課額の10分の1に相当する額を、毎月末日までに納付しなければならない。ただし、12月にあつては、25日までに納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3 次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険料の納期を定め、これを通知しなければならない。

第19条の2及び第19条の3を削る。

第20条第1項を次のように改める。

保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第14条、第17条の2、第17条の6の3若しくは第17条の6の7の額（被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第17条の8の額又は第21条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号まで

の規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

第21条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に、同条第2項中「とあるは」を「とあるのは」に改める。

第21条の2中「給与所得が」を「所得税法第28条第1項に規定する給与所得が」に、「所得税法第28条第2項」を「同条第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(保険料の額の端数処理)

第21条の3 保険料の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

附則第2条中「とする」を「と」、「110万円」とあるのは「125万円」とする」に改める。

附則第3条中「附則第44条の2第4項及び第5項」を「附則第44条の2第8項及び第9項」に、「第11条の6第1項」を「第11条の7第4項」に、「とする」を「と」、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」とする」に改める。

附則第5条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という)を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中津川市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第18号

中津川市福岡ふれあい文化センターの設置等に関する条例の廃止について
中津川市福岡ふれあい文化センターの設置等に関する条例を廃止する条例を次のように
制定するものとする。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市福岡ふれあい文化センターを廃止するため、この条例を定めようとする。

中津川市福岡ふれあい文化センターの設置等に関する条例を廃止する条例

中津川市福岡ふれあい文化センターの設置等に関する条例（平成１７年中津川市条例第１１号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正）

２ 中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例（平成２１年中津川市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「別表第１から別表第１６」を「別表第１、別表第２及び別表第３並びに別表第５から別表第１６」に改める。

別表第４を次のように改める。

別表第４ 削除

議第19号

中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正について

中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市加子母ふるさと第1体育広場、中津川市福岡西運動場及び中津川市福岡曙ゲートボール場を廃止し、並びに中津川市勤労青少年ホームを中津川市サンライフ分館としてスポーツ施設に位置付けるため、この条例を定めようとする。

中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部を改正する条例

(中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例(昭和60年中津川市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中津川市サンライフの項の次に次のように加える。

中津川市サンライフ分館	中津川市手賀野173番地の1
-------------	----------------

第2条の表中津川市加子母ふるさと第1体育広場の項を削り、同表中津川市加子母ふるさと第2体育広場の項中「第2体育広場」を「体育広場」に改め、同表中津川市福岡西運動場及び中津川市福岡曙ゲートボール場の項を削る。

(中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正)

第2条 中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例(平成21年中津川市条例第39号)の一部を次のように改正する。

中津川市トレーニングセンター	ミーティングルーム		午前	330円	午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時30分までをいう。
			午後	440円	
			夜間	440円	
	和室1 和室2		午前	160円	
			午後	220円	
			夜間	220円	
	トレーニングルーム	全面	1時間につき	550円	
		半面	1時間につき	270円	
中津川市サンライフ	研修室A		午前	490円	
			午後	660円	
			夜間	660円	
	研修室B		午前	330円	

別表第8中

			午後	4 4 0 円	
			夜間	4 4 0 円	
		研修室C	午前	4 9 0 円	
			午後	6 6 0 円	
			夜間	6 6 0 円	
		教養文化 室A	午前	3 3 0 円	
			午後	4 4 0 円	
			夜間	4 4 0 円	
		教養文化 室B	午前	1 6 0 円	
			午後	2 2 0 円	
			夜間	2 2 0 円	
		体 育 室	全 面	1 時 間 に つ き	1, 4 3 0 円
			1 / 3 面	1 時 間 に つ き	5 5 0 円
		トレーニング室		1 人 1 回 につ き	1 1 0 円

」

「

中津川市ト レーニング センター	ミーティ ングルー ム	午前		3 3 0 円	午前とは午 前 9 時から 正午まで、午 後とは午後 1 時から午 後 5 時まで、 夜間とは午 後 6 時から
		午後		4 4 0 円	
		夜間		4 4 0 円	
	和室 1 和室 2	午前		1 6 0 円	
		午後		2 2 0 円	
		夜間		2 2 0 円	
	ト レ ー ニ	全 面	1 時 間 に つ き	5 5 0 円	

を

に改め

	ング ルー ム	半 面	1 時 間 に つき	2 7 0 円	午後 9 時 3 0 分までを いう。
中津川市サ ンライフ	研修室 A		午前	4 9 0 円	
			午後	6 6 0 円	
			夜間	6 6 0 円	
	研修室 B		午前	3 3 0 円	
			午後	4 4 0 円	
			夜間	4 4 0 円	
	研修室 C		午前	4 9 0 円	
			午後	6 6 0 円	
			夜間	6 6 0 円	
	教養文化 室 A		午前	3 3 0 円	
			午後	4 4 0 円	
			夜間	4 4 0 円	
	教養文化 室 B		午前	1 6 0 円	
			午後	2 2 0 円	
			夜間	2 2 0 円	
	体 育 室	全 面	1 時 間 に つき	1, 4 3 0 円	
		1 / 3 面	1 時 間 に つき	5 5 0 円	
	トレーニ ング室		1 人 1 回 につき	1 1 0 円	
中津川市サ ンライフ分 館	多目的室		午前	3 0 0 円	
			午後	4 0 0 円	
			夜間	4 0 0 円	

	体育室	1 時 間 に つき	3 5 0 円	
--	-----	---------------	---------	--

」

る。

別表第 8 中津川市加子母ふるさと第 1 体育広場の項を削り、同表中津川市加子母ふるさと第 2 体育広場の項中「第 2 体育広場」を「体育広場」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(中津川市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 中津川市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（昭和 4 9 年中津川市条例第 2 0 号）は、廃止する。

議第20号

中津川市産業動物獣医師養成修学資金貸付条例の制定について
中津川市産業動物獣医師養成修学資金貸付条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

獣医師免許取得を目指す獣医学部等の学生に対し、修学資金を貸し付けるため、この条例を定めようとする。

中津川市産業動物獣医師養成修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、大学の獣医学部等に在籍する者であつて、将来市内において獣医師として、産業動物の診療業務（以下「診療業務」という。）に従事しようとする者に対し、中津川市産業動物獣医師養成修学資金（以下「修学資金」という。）を貸付けすることにより、これらの者の修学を支援し、もって市内の畜産業を支える獣医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学の獣医学部等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）において獣医学を履修する課程をいう。
- (2) 獣医師免許 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許をいう。
- (3) 指定施設 市長が規則で別に定める診療業務を行う施設をいう。

(修学資金の対象者)

第3条 修学資金の貸付けの対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学の獣医学部等に在籍している者
- (2) 獣医師免許を取得した後、1年以内に指定施設において就業する意思がある者

2 修学資金の貸付けを受けることができる者の数は、毎年度予算の範囲内において市長が決定する。この場合において、市長が貸付けを行う必要がないと認めるときは、修学資金の貸付けを行わないことができる。

(修学資金の額及び利息)

第4条 修学資金の額は、月額10万円とし、これを無利息とする。

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、当該貸付けに関する債務について、2人以上の連帯保証人を立てなければならない。

(貸付け期間)

第6条 修学資金を貸付けする期間は、大学の獣医学部等の正規の修学期間とし、最大で

6年とする。

(貸付けの申請及び決定)

第7条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、必要な事項を審査し、修学資金の貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(貸付けの取消等)

第8条 市長は、前条第2項により修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 退学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(貸付けの休止)

第9条 市長は、借受者が休学したときは、当該休学した日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、当該借受者が復学した日の属する月の翌月以後の月の修学資金として貸付けされたものとみなす。

(返還)

第10条 借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則の定めるところにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた月数に相当する期間（前条の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。以下この項において同じ。）内に修学資金を返還しなければならない。この場合において、繰上返還をすることを妨げない。

- (1) 第8条の規定により、修学資金の貸付けの決定を取り消されたとき。
- (2) 大学の獣医学部等を修了した日の属する月の翌日の初日から起算して2年を経過

した日までに獣医師免許を取得しないとき。

(3) 指定施設に獣医師として診療業務に従事しないとき。

(4) 指定施設において診療業務に従事した後、規則に規定する場合を除き、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間に至る前に指定施設において診療業務に従事しなくなったとき。

2 借受者が前項の規定による返還を同項に規定する期限内に行わないときの手続は、中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例（昭和31年中津川市条例第10号）の定めるところによる。

(返還の猶予)

第11条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間に限り、修学資金の返還債務の履行を猶予することが出来る。

(1) 第8条の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該大学に在学しているとき。

(2) 大学を卒業後、更に他の大学において修学しているとき。

(3) 学校教育法に規定する大学院（以下「大学院」という。）の修士課程において、診療業務に関する専門知識を修得しようとしているとき。

(4) 大学院の修士課程を修了後、大学院の博士課程において、診療業務に関する専門知識を修得しようとしているとき。

(5) 大学を卒業後、獣医師免許を取得することができなかった者が引き続き免許を取得しようとしているとき。ただし、猶予期間は、2年を限度とする。

(6) 指定施設において診療業務に従事しているとき。

(返還債務の免除)

第12条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するとき、貸し付けた修学資金の返還債務の全部を免除する。

(1) 大学の獣医学部等を修了した後、大学の獣医学部等を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して2年が経過した日までに獣医師免許を取得し、指定施設で診療業務に従事した期間（規則で定める期間を除く。）が修学資金の貸付けを受けていた期間（第9条の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）の2分の3に相当する期間に至ったとき。

(2) 前号に規定する期間中に、獣医師の業務上の理由により死亡したとき又は業務に

起因する心身の故障のため獣医師の業務を継続することができなくなったとき。

- 2 市長は、借受者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事情により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第21号

中津川市国営土地改良施設等の維持管理に関する条例の制定について
中津川市国営土地改良施設等の維持管理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

付知川右岸用水施設の持続的な農業生産の維持及び優良農地の保全を図るため、この条例を定めようとする。

中津川市国営土地改良施設等の維持管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第94条の6第1項の規定に基づき、中津川市において国営付知川開拓建設事業等により造成された農業用用水施設及びこれに関連する農業用用水施設等の維持管理を行い、持続的な農業生産の維持及び優良農地の保全を図ることを目的とする。

(対象区域)

第2条 この条例の対象とする区域は、中津川市内における国営付知川開拓建設事業等の受益地内であって、中津川市西部土地改良区に属さない区域とする。

(対象施設)

第3条 この条例の対象とする施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国営付知川開拓建設事業等に係る施設(以下「国営造成施設」という。)
- (2) 前号に関連した農業用用水施設等(以下「関連施設等」という。)

(管理の方法)

第4条 市長は、前条に掲げる施設について、次の各号に定める方法により維持管理を行うものとする。

- (1) 国営造成施設 別途締結する管理委託協定書に基づき、中津川市が管理を行う。
- (2) 関連施設等 西部土地改良区と連携して管理を行う。

(台帳の管理)

第5条 市長は、国営造成施設について付知川右岸用水土地改良財産台帳を管理するものとし、関連施設等については必要に応じて台帳を管理するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 22 号

中津川市積立基金条例の一部改正について

中津川市積立基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 25 日提出

中津川市長 青 山 節 児

提 案 説 明

小口融資利子補給金基金を設置するため、この条例を定めようとする。

中津川市積立基金条例の一部を改正する条例

中津川市積立基金条例（昭和 5 3 年中津川市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

小口融資利子補給金 基金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対する小口融資利子補給の資金に充てるため	毎会計年度一般会計の歳入歳出予算で定める額
-----------------	---	-----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第23号

中津川市市営住宅条例等の一部改正について

中津川市市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山 節 児

提 案 説 明

特定公共賃貸住宅広島野団地を用途変更するため、及び民法改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市市営住宅条例等の一部を改正する条例

(中津川市市営住宅条例の一部改正)

第1条 中津川市市営住宅条例（平成9年中津川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは敷金をその債務の弁済に充て、第19条第1項若しくは第4項に規定する修繕費用」に、「これを控除した額を還付する」を「その修繕費用又は損害賠償金を控除した額を還付する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第19条第1項中「及び共同施設」を「等」に、「(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる」を「市営住宅等の」に、「同項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、同項に規定する市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもののうち市長が定めるものについては、その費用の一部又は全部を求めないことができる。

第20条第4号中「及び共同施設」を「等」に改める。

第40条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第56条第2項及び第58条中「及び共同施設」を「等」に改める。

(中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例の一部改正)

第2条 中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例（平成17年中津川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表広島野団地の項中「19」を「16」に改める。

第17条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第

2 項中「前項」を「第 1 項」に、「還付」を「返還」に改め、同項ただし書中「未納の家賃等」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは敷金をその債務の弁済に充て、第 20 条に規定する修繕費」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

(中津川市若者定住促進住宅管理条例の一部改正)

第 3 条 中津川市若者定住促進住宅管理条例（平成 17 年中津川市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項本文中「還付」を「返還」に改め、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは敷金をその債務の弁済に充て、第 20 条第 1 項若しくは第 3 項に規定する修繕費用」に、「これらを控除した額を還付する。」を「その修繕費用又は損害賠償金を控除した額を還付する。」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第 20 条第 1 項中「その他附帯施設」を削り、「(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「住宅の」に、「同項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、同項に規定する市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもののうち市長が定めるものについては、その費用の一部又は全部を求めないことができる。

第 21 条第 1 号中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同条第 5 号中「前条第 1 項に規定するもの」を「前条第 1 項において市が負担することとされているもの」に改め、「及び附帯施設」を削る。

(中津川市市営単独住宅管理条例の一部改正)

第4条 中津川市市営単独住宅管理条例(平成17年中津川市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「世帯用)」の次に「、広島野団地(世帯用)」を加える。

第14条第1項中「B棟」の次に「、広島野団地」を加える。

第19条第4項を同条第5項とし、同条第3項本文中「還付」を「返還」に改め、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは敷金をその債務の弁済に充て、第20条に規定する修繕費用」に、「これらを控除した額を還付する。」を「その修繕費用又は損害賠償金を控除した額を還付する。」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第20条第1項中「住宅その他附帯施設」を「住宅」に、「(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「住宅の」に、「同項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、同項に規定する市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもののうち市長が定めるものについては、その費用の一部又は全部を求めないことができる。

第21条第1号中「第2項」を「第3項」に改め、同条第5号中「前条第1項に規定するもの」を「前条第1項において市が負担することとされているもの」に改め、「及び附帯施設」を削る。

別表第1に次のように加える。

広島野団地	中津川市付知町2678番地15
-------	-----------------

別表第2に次のように加える

広島野団地	1 5 8, 0 0 0 以下	4 0, 0 0 0 円
	1 5 8, 0 0 0 円を超え 2 4 5, 0 0 0 円以下	4 3, 0 0 0 円
	2 4 5, 0 0 0 円を超え 3 2 2, 0 0 0 円以下	4 9, 0 0 0 円
	3 2 2, 0 0 0 円を超え 4 2 7, 0 0 0 円以下	5 5, 0 0 0 円
	4 2 7, 0 0 0 円を超え 6 0 1, 0 0 0 円以下	7 6, 0 0 0 円
	6 0 1, 0 0 0 円を超えるもの	9 8, 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第24号

中津川市市営住宅の目的外使用に係る使用料徴収条例の制定について
中津川市市営住宅の目的外使用に係る使用料徴収条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

市営住宅を目的外使用する者から使用料を徴収するため、この条例を定めようとする。

中津川市市営住宅の目的外使用に係る使用料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市営住宅の目的外使用に係る使用料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 中津川市市営住宅条例（平成9年中津川市条例第14号）別表、中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例（平成17年中津川市条例第50号）第3条第2項の表及び第3項の表、中津川市若者定住促進住宅管理条例（平成17年中津川市条例第52号）別表第1並びに中津川市市営単独住宅管理条例（平成17年中津川市条例第53号）別表第1に掲げる住宅をいう。
- (2) 目的外使用 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用をいう。
- (3) 使用料 地方自治法第225条の規定により、市営住宅の目的外使用につき徴収する使用料をいう。

(徴収の範囲)

第3条 使用料は、市営住宅を目的外使用する者から徴収する。

(使用料の額)

第4条 使用料の額は、当該目的外使用する市営住宅の家賃の算出方法に準じて算出した額とする。

(使用料の徴収方法)

第5条 使用料は、当該目的外使用する市営住宅の家賃の徴収方法に準じて徴収するものとする。

(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上その他特に必要があると認めたものについては、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし市長が特別の事情があると認める場

合は、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第25号

中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、次の者を
中津川市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市坂下	氷室 茂

議第26号

中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、次の者を中津川市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市付知町	三尾 和樹

議第27号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市坂下	松井 勝広

議第28号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山 節 児

住 所	氏 名
中津川市高山	青山 健一

議第 29 号

工事請負契約の締結について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年中津川市条例第 3 号）第 2 条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

中津川市長 青山 節 児

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 中津川市環境センターガス化溶融施設基幹的設備延命化工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 168,025,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 神戸市中央区脇浜町 1 丁目 4 番 78 号
株式会社 神鋼環境ソリューション
取締役社長 大瀨 敬織 |

議第30号

工事請負契約の変更について
工事請負契約を次のように変更するものとする。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山 節 児

恵那峡大橋補修工事請負契約（令和2年度議第44号議決）中「258,500,000円」を「235,716,800円」に変更する。

議第31号

工事請負変更契約の締結について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第2条の規定により、次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 神坂スマートインターチェンジ函渠設置工事（その2） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 変更前 140,800,000円
変更後 173,333,600円 |
| 4 契約の相手方 | 中津川市千旦林1585番地の19
株式会社 加藤工務店
代表取締役 加藤 政太郎 |

議第 3 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

中津川市長 青 山 節 児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
2 2 1 9	苗木 2 1 9 号線	中津川市瀬戸字板橋 7 5 6 番 7 地先
		中津川市瀬戸字板橋 7 7 8 番 1 0 地先

位置図

縮尺 1/2,500

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
2219	苗木219号線	320.00	7.00~9.00	

議第 33 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

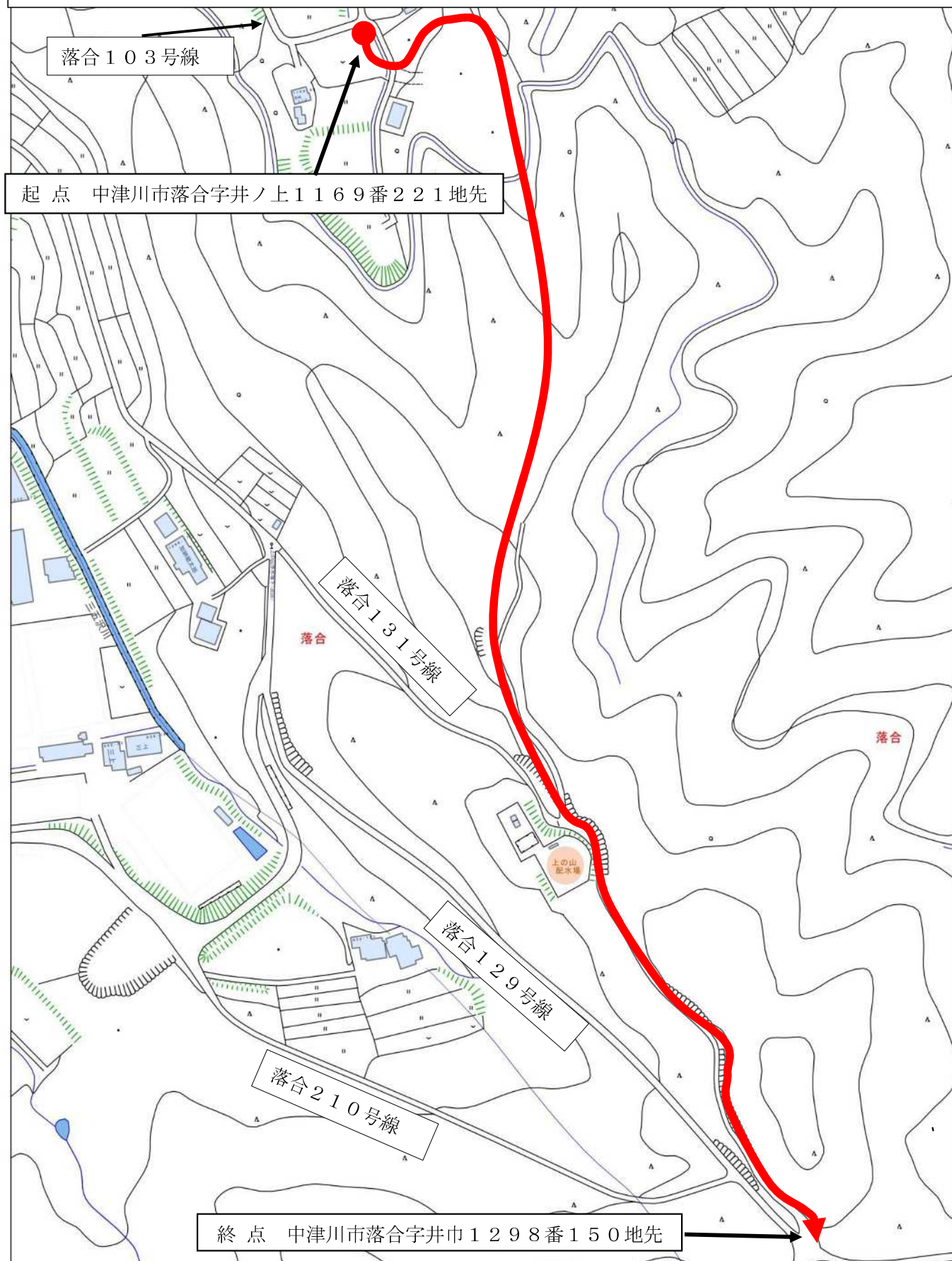
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
4148	落合 148 号線	中津川市落合字井ノ上 1169 番 221 地先
		中津川市落合字井巾 1298 番 150 地先

位置図

縮尺 1/3,000

(資料)



路線番号	路 線 名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡 例
4148	落合148号線	733.30	4.00~11.30	

議第 3 4 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

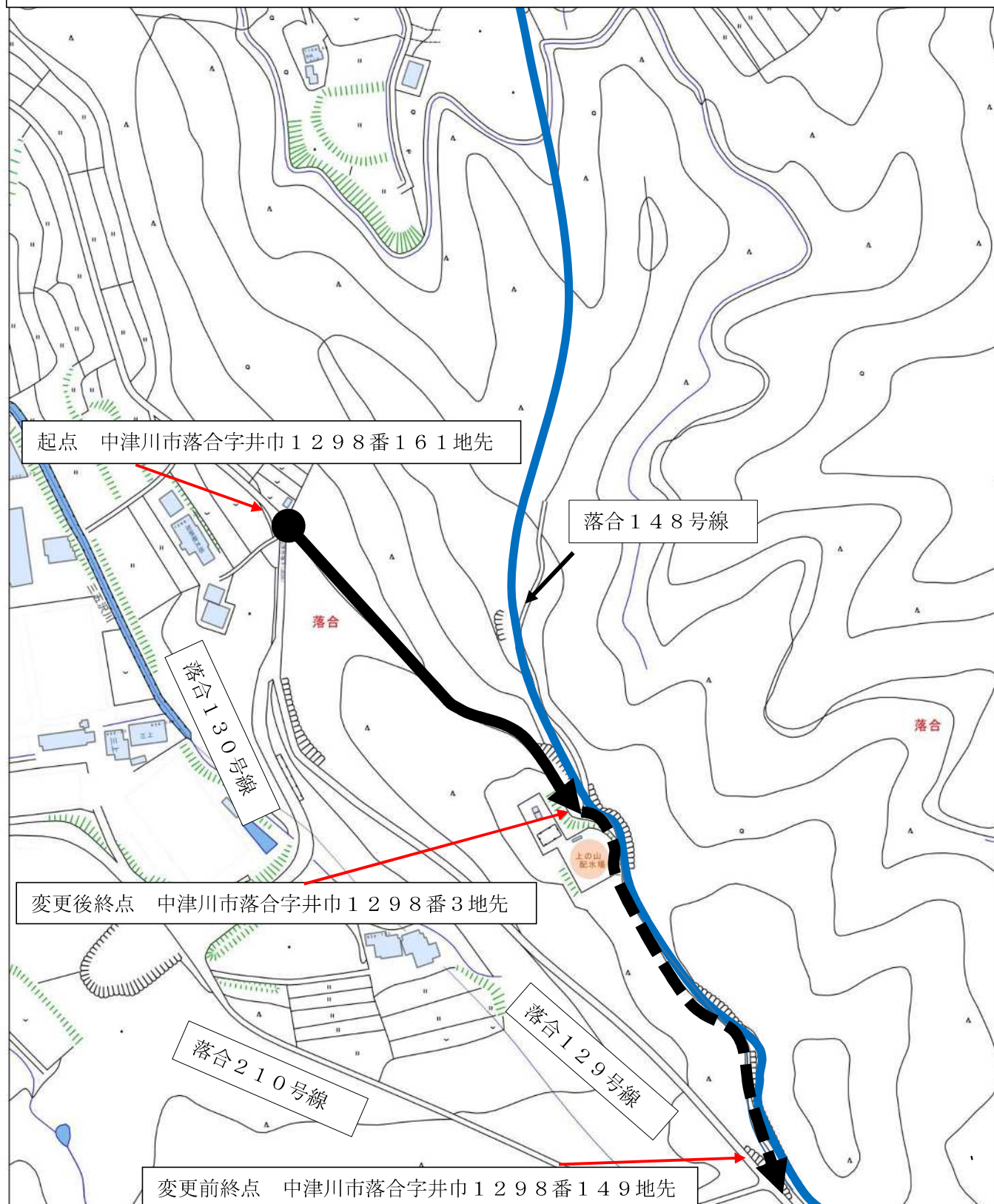
中津川市長 青 山 節 児

路線番号	路線名	前後 の別	起 点
			終 点
4 1 3 1	落合 1 3 1 号線	前	中津川市落合字井巾 1 2 9 8 番 1 6 1 地先
			中津川市落合字井巾 1 2 9 8 番 1 4 9 地先
		後	中津川市落合字井巾 1 2 9 8 番 1 6 1 地先
			中津川市落合字井巾 1 2 9 8 番 3 地先

位置図

縮尺 1/3,000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡例
4131	落合131号線	变更前	420.70	2.80~5.75	
		变更后	201.40	2.80~5.75	

議第 35 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

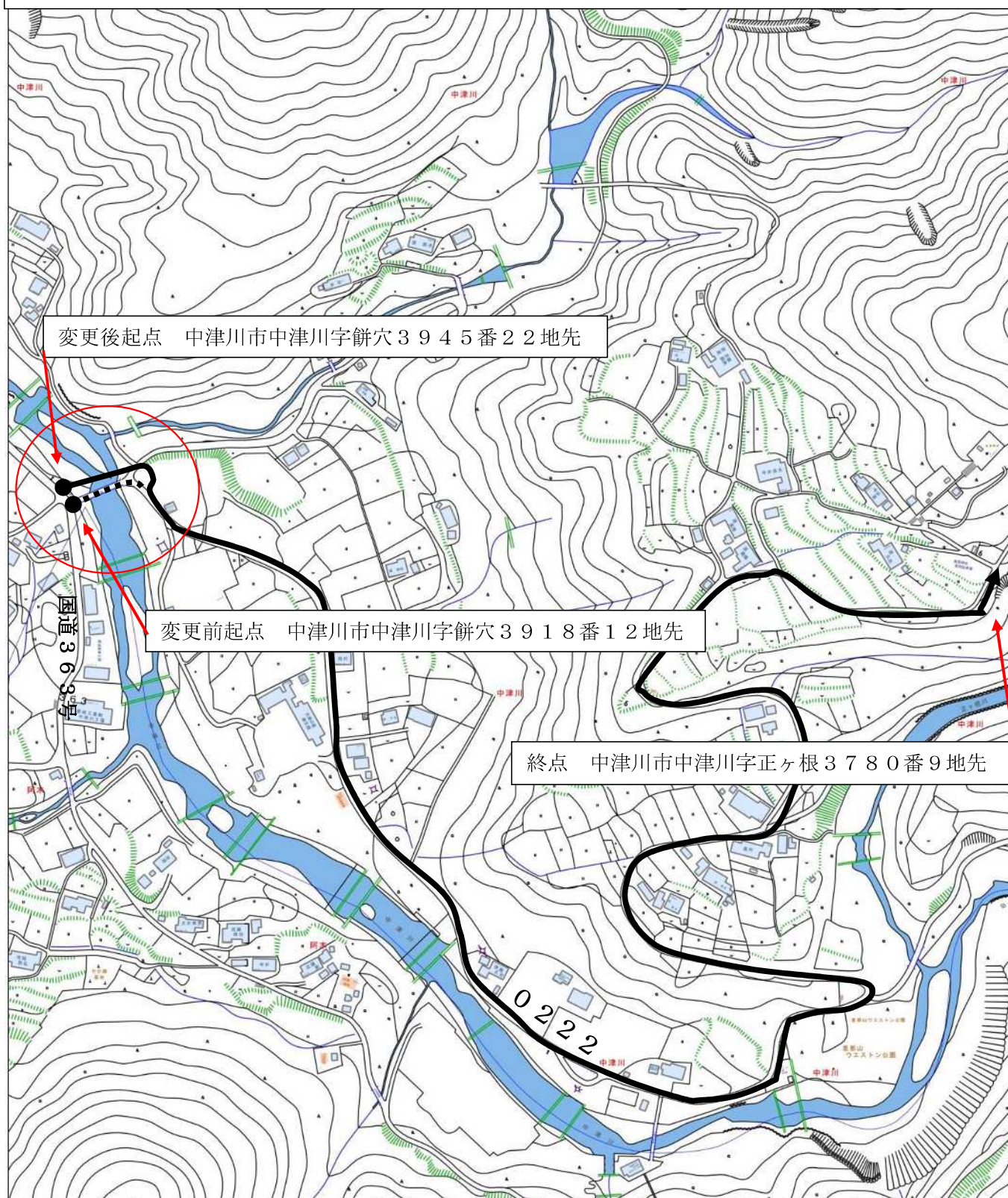
中津川市長 青 山 節 児

路線番号	路線名	前後 の別	起 点
			終 点
0 2 2 2	餅穴～正ヶ根線	前	中津川市中津川字餅穴 3 9 1 8 番 1 2 地先
			中津川市中津川字正ヶ根 3 7 8 0 番 9 地先
		後	中津川市中津川字餅穴 3 9 4 5 番 2 2 地先
			中津川市中津川字正ヶ根 3 7 8 0 番 9 地先

位置図

縮尺 1/4,300

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡例
0222	餅穴～正ヶ根線	变更前	1910.00	3.70～12.07	● - - - - ->
		变更后	1964.60	3.70～12.07	● —————>

議第 36 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

中津川市長 青 山 節 児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市苗木公民館 中津川市苗木 7 5 1 6 番地の 1
指定管理者	中津川市苗木 7 5 1 6 番地の 1 苗木地域まちづくり推進協議会
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

議第 37 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

中津川市長 青 山 節 児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市付知公民館 中津川市付知町 4 9 5 6 番地 4 3
	中津川市アートピア付知交芸プラザ 中津川市付知町 4 9 5 6 番地 5 2
指定管理者	中津川市付知町 4 9 5 6 番地 4 3 付知町まちづくり協議会
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

議第 38 号

北部辺地に係る総合整備計画について

北部辺地に係る総合整備計画を別添のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

中津川市長 青 山 節 児

議第39号

下柏原辺地に係る総合整備計画について

下柏原辺地に係る総合整備計画を別添のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

議第40号

第三次中津川市環境基本計画の変更について

第三次中津川市環境基本計画を別添のとおり変更したいので、中津川市議会基本条例（平成26年中津川市条例第20号）第16条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

中津川市長 青山節児

北部辺地に係る総合整備計画

(令和3年度～令和7年度)

岐 阜 県 中 津 川 市

総合整備計画書

(第 次変更)

岐阜県中津川市北部辺地
(辺地の人口 750 人 面積 19.1 K m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

中津川市加子母字 杉ヶ平、アハラ、中筋、起シ、上下島、下モ木戸、池ノ上、牧、大沼、花ノ木、池ノ森、森ノ外、山木戸、堂垣戸、田尻、神ノ木、洞、西、西下モ屋、下モ屋、小郷東、小郷西、上小郷西、下小郷西、小和知野、起垣戸、神田向、辻、小松屋、小立、辻屋、寄木、中畑、室屋、島、溝畑、石飛、籠藪、森、横井、岩屋、谷向、稲場、鎌井野、野尻、浅島、生湯、山下、小和知東、小和知西

(2) 地域の中心の位置

中津川市加子母字小立 1450 番地 1

(3) 辺地度点数 101 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

北部辺地は、中津川市加子母地区の最北端に位置し、国道 257 号沿いに 2 つの集落からなり、北から南へ複雑に傾斜した地形に家屋が点在しています。また、地域の最北端に位置するため、学校施設、公共施設、医療施設などにも遠く不便な状況となっています。

この地域は、飛騨牛や夏秋トマト、東濃梨などを産出しており、農林業が盛んです。地域の農業用水路や防災減災を担っている防災ダムの施設に経年劣化が見られ、機能低下が生じています。また、林道の路面状況が悪く木材の搬出に支障をきたしています。

このため、持続可能な営農に向けた農業用水路の改修や、地域の防災減災対策として防災ダムの設備を更新し機能強化するとともに、木材の搬出に必要な林道を改良します。

3 公共的施設の整備計画

令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名 事業主体名 区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
農業用水路	岐阜県	() 38,150	10,900	27,250	27,100
防災ダム	岐阜県	() 57,150		57,150	57,000
林道	中津川市	() 25,000	12,500	12,500	12,500
合 計		() 120,300	23,400	96,900	96,600

(注) ()は全体事業費

当 初 計 画 策 定	令和	年	月	日
第 1 次変更計画策定	令和	年	月	日
第 2 次変更計画策定	令和	年	月	日

下柏原辺地に係る総合整備計画

(令和3年度～令和7年度)

岐 阜 県 中 津 川 市

総合整備計画書

(第 次変更)

岐阜県中津川市下柏原辺地
(辺地の人口 150 人 面積 15.3 K m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
中津川市福岡字 上柏原、下柏原、柏原、上新田、下新田、二ツ森、浦
- (2) 地域の中心の位置
中津川市福岡字下柏原 2686 番地 1
- (3) 辺地度点数 139 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

下柏原辺地は、中津川市福岡地区の最西端に位置し、標高 480m から 750m の山間傾斜地に家屋が点在する地域ですが、小中学校へ通学する児童・生徒を含む 59 世帯が集落を形成しています。当地域では、学校施設、公共施設、医療施設などにも遠いため、日常生活に自動車は欠かせません。

小学生、中学生の安全な通学を確保するために、スクールバスを整備します。

3 公共的施設の整備計画

令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
通学施設	中津川市	() 19,712	3,750	15,962	15,900
合 計		() 19,712	3,750	15,962	15,900

(注) () は全体事業費

当初計画策定	令和	年	月	日
第 1 次変更計画策定	令和	年	月	日
第 2 次変更計画策定	令和	年	月	日

2021-2025 第三次中津川市環境基本計画

自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち 中津川

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



中間見直し版

令和3年3月策定



【担当課】中津川市環境水道部環境政策課
〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号
電話：0573-66-1111（代表）
E-mail：kankyo@city.nakatsugawa.lg.jp



あらまし

中津川市の将来の環境像

自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち中津川



本計画は、自然共生、循環、低炭素、安全・安心、人づくりの5本の柱を基本方針にして将来の環境像を実現します。

自然共生 自然と人間のかかわりの中で豊かな自然環境を保全し、その恵みを適切に活用します。

循環 家庭や事業活動から排出される廃棄物等を減らし、できるかぎり再資源化します。

低炭素 自然エネルギーの導入などにより、二酸化炭素の排出を削減します。

安全・安心 生活環境を守り、快適で安全に安心して住み続けられる地域づくりを進めます。

人づくり 多様な主体、幅広い世代が連携・協力し、将来の環境を守る人材を育てます。



(1) 自然共生地域づくり

本市は、周囲を木曽山脈、三河高原に囲まれ、面積の約 8 割を森林が占める緑豊かなまちであり、豊富な水量を持つ多くの河川が木曽川へ流れ込む清流のまちでもあります。また、市内のどこかな里山風景にはシデコブシやハナノキなどこの地域に分布が限定される植物が生育する学術的に貴重な生態系を有するまちでもあります。これらの清らかな空気や水、緑豊かな自然環境は、先人から受け継がれてきた大切な財産であり、私たちに自然の恵みである水や食料を提供するだけでなく、四季それぞれの美しさや安らぎなどかけがえのない恵みを与えてきました。

しかし近年、開発に伴う森林や動植物の生息生育地の減少、外来生物の進入等による生態系への悪影響、担い手の高齢化など人の手が入らないことによる森林や里地里山の荒廃や放棄など、豊かな自然環境が失われ、生物多様性が低下しようとしています。この流れをくい止め、よりよいかたちで自然環境や生物多様性を次世代に引き継ぐことは、私たちの使命です。

本市では、これらの自然が着実に保全、継承されるよう市民や事業者が継続的に環境保全活動に関わるための仕組みづくりを整備します。さらに、シデコブシなど貴重な植物や在来の動植物に悪影響を与える外来生物の分布調査などを継続的に実施し、動植物の生息生育地の保全活動や外来生物の駆除活動、荒廃する森林や里地里山の再生活動を推進します。本市の素晴らしい自然の魅力を広く PR し、観光資源として活用し、地域の活性化を図り、自然と共生し発展する地域づくりを進めていきます。



(2) 循環型地域づくり

資源は無限ではありません。これまでの大量生産・大量消費・大量処分・使い捨ての時代の結果として、地球温暖化や資源の枯渇、廃棄物の最終処分場の不足など数々の弊害が生み出されてきました。

必要以上にものを買わない、使わない、捨てない（リデュース：reduce）を徹底したうえで、一度作られたものは大切に使い、再利用（リユース：reuse）し、形や用途を変えて再生利用（リサイクル：recycle）することによって、持続可能な社会を次世代につなげていく「循環型地域づくり」を進めていく必要があります（以上の3つのRをまとめて「3R（スリーアール）」といいます）。

また、生活から排出される廃棄物の適正処理・処分も地域の大きな課題です。市内の家庭や事業活動から排出される廃棄物を出来る限り削減し、環境への負荷と廃棄物の処理処分に必要となるコストを抑えていくことが将来に向けて求められています。そのためにごみの減量化と資源を有効活用していく取組を進めます。

資源の有効活用の点からは、3Rの推進とともに森林資源の豊富で良質な中津川市の木材を活用した住宅や家具、木工品などの生産や利用に更に取組み、地域経済の活性化や適切な間伐による健全な森林の維持を行う循環的な取組を進めます。



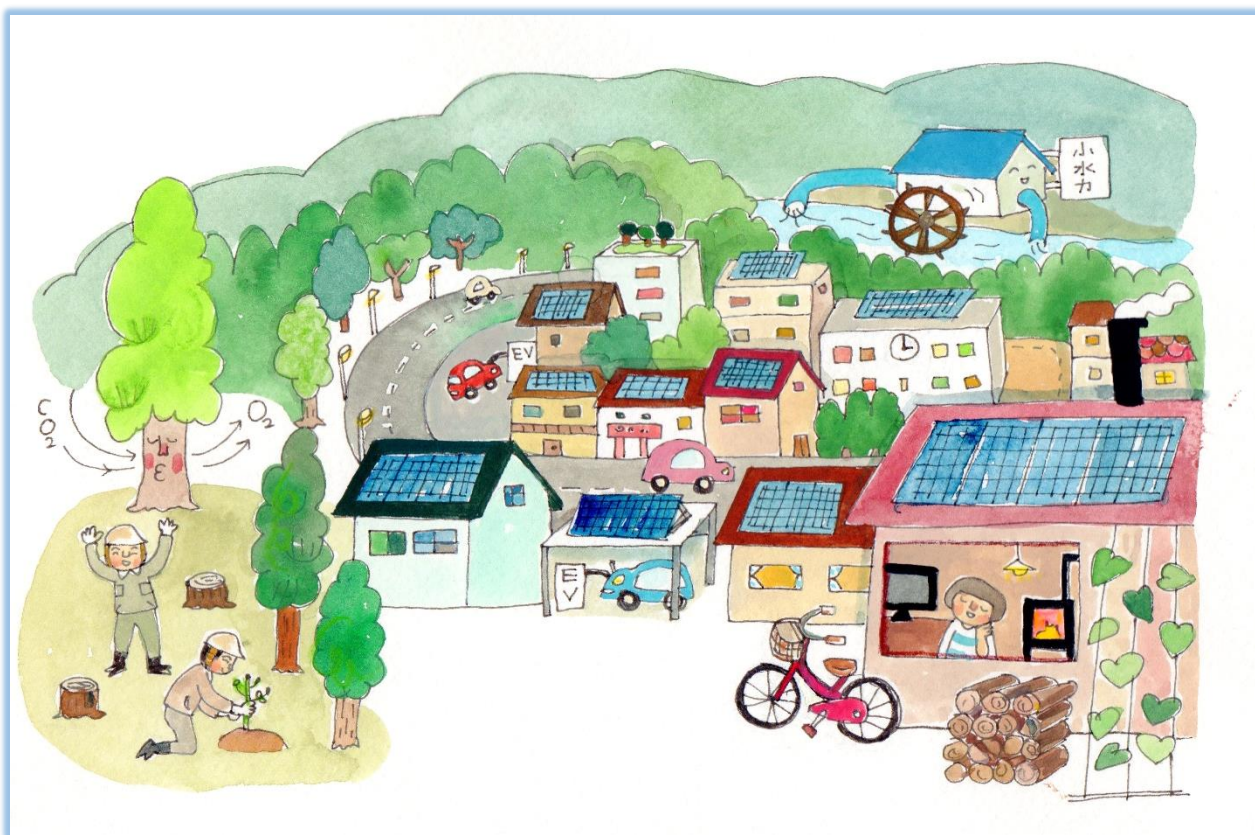
(3) 低炭素地域づくり

近年、世界各地で異常気象が多発し深刻な干ばつや水不足などの自然災害が起き、人間や動物の生存が危ぶまれています。その原因は私たち人間による二酸化炭素などの温室効果ガスの大量排出や森林伐採等により、地球の大気バランスが崩れ、気温が上昇している「地球温暖化」が関係していると考えられ、世界全体で温室効果ガス削減に向け対策に動き出しているところです。

本市においても、地球温暖化の解決に向けて二酸化炭素の排出量の少ない「低炭素地域づくり」を進め、世界規模の環境対策に積極的に寄与していかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが生活・事業活動から発生する二酸化炭素の排出量に意識を持ち、省エネルギーの取組やエネルギーの効率的な利用促進を図り、環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めていくことが必要です。

また、太陽光や水、そして豊富な森林資源など本市の豊かな自然の恵みや地域特性を生かした自然エネルギーの導入を促進させ二酸化炭素の削減を進めるとともに、こうした自然エネルギーを地域防災や産業にも活用し、地域の活性化につなげる取組を進めます。



(4) 安全安心な環境づくり

誰もが長く住み続けたいと思う地域づくりのためには、公害などにより健康をおびやかされる心配のない安全な環境、快適できれいで安心して暮らせる環境づくりを推進する必要があります。

高度経済成長期には日本各地で甚大な公害被害が発生し、人々の健康や生活環境、生態系に大きな影響を与えました。その後、市民や行政、産業界が一体となり公害対策や環境対策の法整備が進められ、現在では克服・改善されてきました。一方で、私たちの身の周りには社会経済活動の進展とまちの都市型化、そして生活スタイルの多様化から自動車の排ガスによる大気汚染や騒音、生活雑排水等による河川の汚濁、廃棄物の不法投棄など様々な環境問題が発生しています。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の事故により、改めて安全安心な生活環境の重要性に感心が高まっています。

本市では、生活の基本となる健康で安心な環境づくりに向けて、生活環境に影響する大気や水質、騒音・振動、悪臭など公害の要因となる項目の監視や指導を継続するとともに快適で安心な環境づくりに向けて、不法投棄の監視やまちの美化、市民のマナー向上のための取組など地域のきずなを大切にしたい環境づくりを推進します。



(5) 環境保全に向けた人づくり

経済の発展や私たちの生活スタイルの変化にともない、身近な自然の荒廃や生態系への悪影響、資源の大量消費による環境負荷の増大、そして地球規模での温暖化の問題など環境に関する課題は多様化、複雑化してきています。

将来に向けて自然共生・循環・低炭素型の地域づくりを進めるためには、私たち一人ひとりが意識を変え、身近なところから行動していくことが必要です。

また、環境に関する課題を解決する能力や主体的に環境問題に取り組む人材を育てるため、家庭、幼保園、学校、地域、事業者等の様々な場における環境教育等の展開も不可欠です。

本市ではこれまでも、市内の豊かな水資源や森林資源を活用した環境教育等に力を入れてきましたが、今後さらに、環境に関する情報発信や市民、事業者、行政等の多様な主体、あらゆる年齢階層が連携・協力し、様々な場や機会を通じた環境教育等の推進が図られるよう取組を充実していきます。

さらに、これらの地域づくりを推進の核となるコーディネーター等の人材育成と活用、その仕組みづくりを通じて、各主体間や地域間の継続的で密接な連携促進を進めます。

将来に豊かで美しく魅力ある中津川市の環境をしっかりとつないでいくため、環境保全のための力と未来を創る力を市全体で育み、その力を十分に活かした地域づくりを進めていきます。



第三次中津川市環境基本計画

目次

第1章 計画の基本的事項	1- 1
第1節 計画改定の背景・目的	1- 2
第2節 計画の基本方針	1- 4
第3節 計画の基本事項	1- 6
第2章 環境に係る国・県の動向	2- 1
第1節 環境に係る国・県の動向	2- 2
第3章 中津川市における環境の現状	3- 1
第1節 概況	3- 2
第2節 自然共生に関する現況と課題	3- 6
第3節 循環(廃棄物関係)に関する現況と課題	3-11
第4節 低炭素(エネルギー等)に関する現況と課題	3-15
第5節 安全安心な環境に関する現況と課題	3-20
第6節 環境保全に向けた人づくりに関する現況と課題	3-24
第7節 前回計画の施策の評価	3-27
第8節 地域の課題のまとめ	3-32
第4章 計画の施策体系	4- 1
第1節 計画の施策体系	4- 2
第2節 自然共生地域づくりの施策体系	4- 4
第3節 循環型地域づくりの施策体系	4- 5
第4節 低炭素地域づくりの施策体系	4- 6
第5節 安全安心な環境づくりの施策体系	4- 7
第6節 環境保全に向けた人づくりの施策体系	4- 8
第5章 自然共生地域づくりに関する施策(中津川市生物多様性地域戦略)	5- 1
第1節 自然共生地域づくりのあり方	5- 2
第2節 自然共生地域づくりの施策体系	5- 8
第3節 施策内容	5- 9
第4節 指標	5-23
第5節 重点プロジェクト	5-24
第6節 リニア中央新幹線関連施策	5-27
第6章 循環型地域づくりに関する施策	6- 1
第1節 循環型地域づくりのあり方	6- 2
第2節 循環型地域づくりの施策体系	6- 5
第3節 施策内容	6- 6
第4節 指標	6-13
第5節 重点プロジェクト	6-14
第6節 リニア中央新幹線関連施策	6-16

第7章 低炭素地域づくりに関する施策(中津川市地球温暖化対策実行計画)	7- 1
第1節 低炭素地域づくりのあり方	7- 2
第2節 低炭素地域づくりの施策体系	7-12
第3節 施策内容	7-13
第4節 指標	7-23
第5節 重点プロジェクト	7-24
第6節 リニア中央新幹線関連施策	7-26
第8章 安全安心な環境づくりに関する施策	8- 1
第1節 安全安心な環境づくりのあり方	8- 2
第2節 安全安心な環境づくりの施策体系	8- 4
第3節 施策内容	8- 5
第4節 指標	8-12
第5節 重点プロジェクト	8-13
第6節 リニア中央新幹線関連施策	8-15
第9章 環境保全に向けた人づくりに関する施策	9- 1
第1節 環境保全に向けた人づくりのあり方	9- 2
第2節 環境保全に向けた人づくりの施策体系	9- 4
第3節 施策内容	9- 5
第4節 指標	9-10
第5節 重点プロジェクト	9-11
第6節 リニア中央新幹線関連施策	9-13
第10章 私たち一人ひとりの環境配慮	10- 1
第1節 私たち一人ひとりの環境配慮	10- 2
第11章 計画の進行管理	11- 1
第1節 計画の推進体制	11- 2
第2節 計画の進行管理	11- 4

第1章 計画の基本的事項

第1章 第1節 計画改定の背景・目的

(1) 計画改定の背景・目的

環境基本計画は、中津川市環境基本条例第7条に基づき、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として策定されるものです。

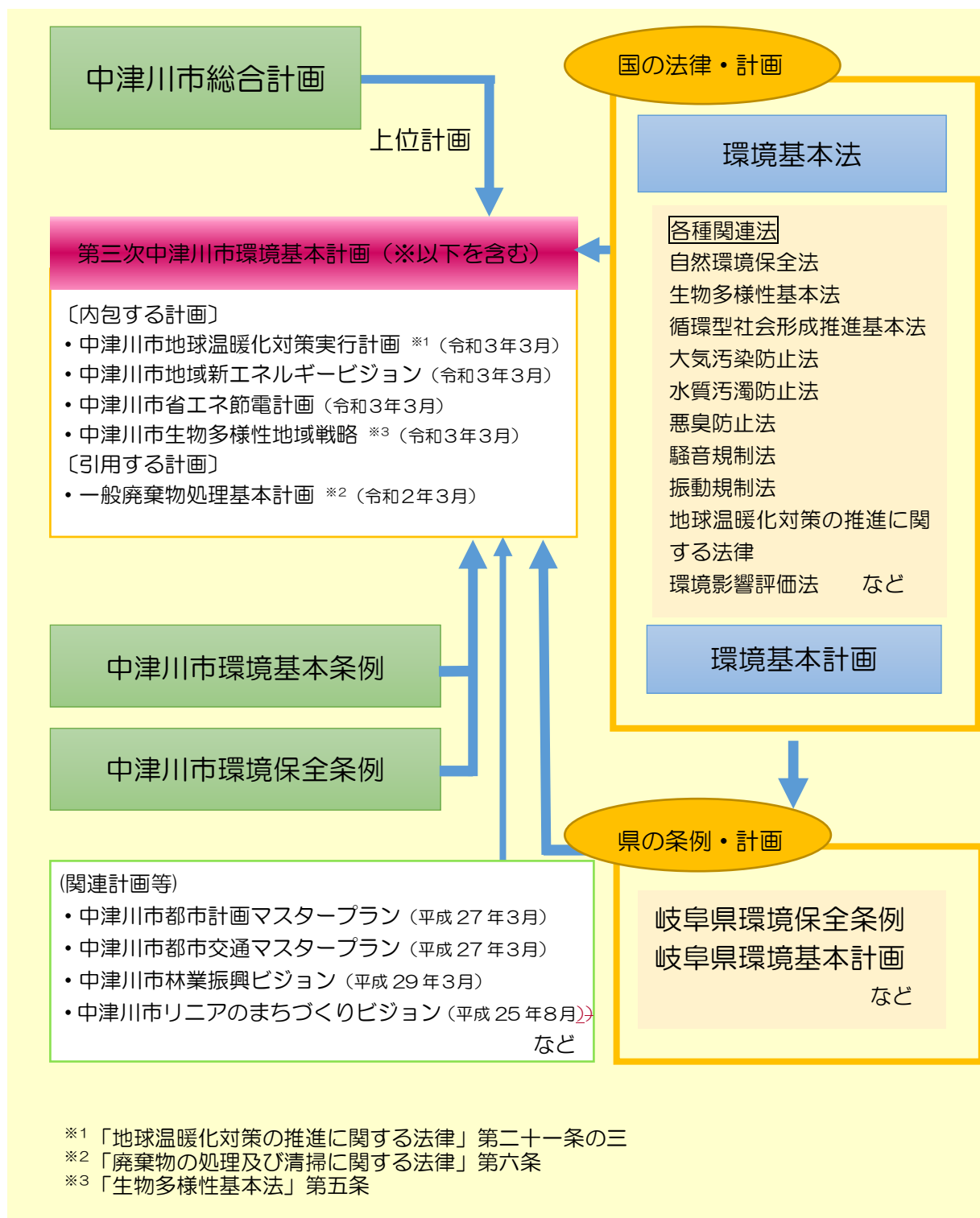
平成16年(2004年)3月に「中津川市環境基本計画(第一次中津川市環境基本計画)」を策定し、その後市町村合併を受けて平成19年(2007年)3月に「第二次中津川市環境基本計画」を策定しており、その計画期間が平成27年度(2015年度)に終了したことから、平成28年(2016年)3月に「第三次中津川市環境基本計画」(以後、「第三次計画」という。)を策定しました。計画策定から5年が経過し、社会情勢に変化があったことから、このたび中間見直しを行いました。

「第三次計画」では、将来の環境像に「自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち 中津川」をかかげ、市民・事業者・市の各主体が協力・連携して各施策に取り組んできました。

この間、リニア中央新幹線の開業に向けた準備が進むなか、廃棄物削減に向けてごみ処理手数料の有料化という思い切った取組が導入されましたが、外来生物の増加や里地里山の荒廃による生態系の変化、気候変動の影響の顕在化、マイクロプラスチックの問題など、環境に関する問題は多様化、複雑化するとともに新たな課題も生じています。

こうした、新たな課題や令和9年(2027年)を予定しているリニア中央新幹線の開業などの社会動向、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、本市の良好な環境の保全と創出の基本方針とするため「第三次中津川市環境基本計画(中間見直し版)」を策定します。

(2) 他の計画との関係



第1章 第2節 計画の基本方針

(1) 計画の将来像

第三次計画の将来像は、本市のやすらぐ美しい自然を守り、生活環境、自然環境、地域環境にやさしい取組を通じて、活気にあふれ魅力あるまちをつくり、その恵みを将来にしっかりと引き継いでいくことを目指して定めました。

【キーワード】

自然共生：自然と人間のかかわりの中で豊かな自然環境を保全し、その恵みを適切に活用します。

循環：家庭や事業活動から排出される廃棄物などを減らし、できる限り再資源化します。

低炭素：地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減します。

魅力あふれるまち：良好な生活環境の保全と地域活性化の取組を両立させ、魅力あるまちを将来につなぎます。

第三次中津川市環境基本計画で掲げる中津川市の将来の環境像

自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち 中津川

中津川市総合計画で掲げる中津川市の将来都市像

かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川

目標とする将来都市像のイメージ

年齢や健康状態、障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して地域でいきいきと暮らしていて、心が豊かで開かれているまち

美しい自然はそのままに、様々な人や企業・知識・技術や情報などが集まってきてにぎわいがあるまち

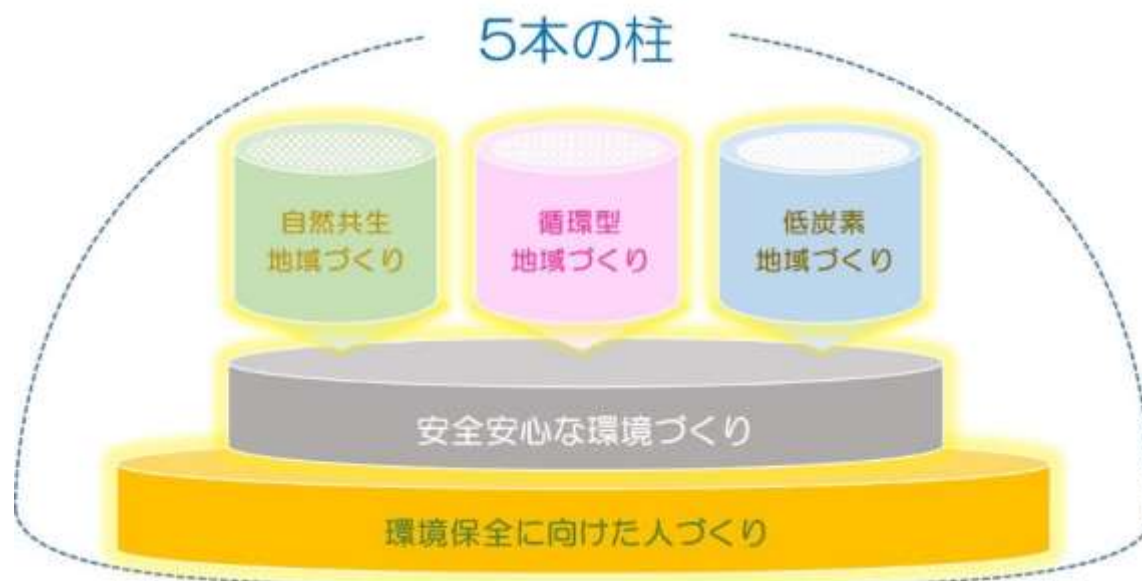
多くの子どもたちが、ふるさとに誇りと愛着を持った地域を支える若者として育ち、地域の伝統芸能などの文化をしっかりと守り盛んにし、地域に活力があるまち

(2) 基本方針

目指す将来の環境像を実現するために、様々な環境施策に取り組んでいくにあたって、本市を取り巻く環境や社会の変化だけでなく、地球規模での環境問題や社会経済情勢など、考慮すべき課題は数多くあります。

現状の課題をふまえ、将来に向けた視点で方向性をまとめたものが「5本の柱」です。本市の取組は、「自然共生地域づくり」「循環型地域づくり」「低炭素地域づくり」の各分野を総合的に達成することに加え、「安全安心な環境づくり」がその基盤として確保され、こうした地域や環境づくりを推進していく「環境保全に向けた人づくり」も同時に達成させることで将来の環境像の実現が図られると考えます。第三次計画では、この5本の柱に基づく施策に取り組んできました。

私たちの暮らしがより満たされ潤いあるものにするために、そして将来このまちに集う人々や生まれてくる子ども達に美しい環境と豊かな自然の恵みをしっかりとつないでいくために、市民、事業者、行政の各主体は、引き続きこの「5つの柱」を念頭におきながら環境への取組をともに考え、行動していきます。

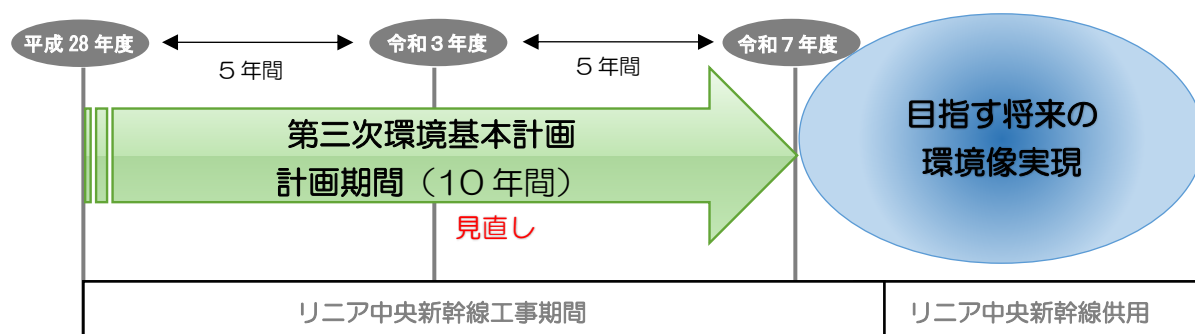


第1章 第3節 計画の基本事項

(1) 計画の期間

本計画の取組期間は、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までの10年間の内、後期の令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間です。

本市の将来の環境像は、リニア中央新幹線の供用後(令和9年(2027年)を予定)をイメージして作成しています。



(2) 計画策定体制

本計画は、素案を策定担当省会議で協議し、「中津川市環境保全審議会」に諮問し、答申を受けて、令和3年(2021年)3月に市議会での議決を経て策定されました。

市民の意見を踏まえた計画とするため、策定するまでに市民アンケート(対象2,000件、回収率33.4%)、パブリックコメント(令和2年(2020年)12月25日～令和3年(2021年)1月25日、意見数26件)などを実施し、計画に反映しました。

第2章 環境に係る国・県の動向

第2章 第1節 環境に係る国・県の動向

(1) 環境政策全般の動向

◆国の動向

我が国が抱える課題は、環境・経済・社会で相互に関連しており、複雑化しています。国際的にはSDGs、パリ協定などにも対応することが求められています。

平成30年（2018年）に策定された第五次環境基本計画では、こうした複雑化した課題に対し、各地域が特性を活かし、自立・分散型かつ、相互に補完し合う地域循環共生圏の創造を目指すべき社会としています。そして、SDGsの考え方を活かして、パートナーシップの下、環境・経済・社会に統合的解決を目指します。

また、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス^{※1}（Governance）に配慮している企業を重視、選択する「ESG投資」に対して注目が集まっています。気候変動などの環境問題（E）に起因する事業リスクに係る管理・研究開発体制の整備状況などの情報は、長期投資家には投資の重要な判断材料の一つとなることから、様々な課題の同時解決を目指して金融のグリーン化^{※2}を進めています。

令和2年（2020年）は新型コロナウイルス感染症（COVID19）の感染拡大防止のため、「新しい生活様式」が提案されました。感染拡大防止のため、日常生活や経済活動において人との接触を大幅に減らすことが求められたことから、インターネットを利用したテレワークやオンラインが急速に普及しました。その結果テレワークのメリットに注目が集まり、コロナ禍を機会に働き方や地方と都市部の関係が大きく変化しつつあります。環境省でも温泉地でのワーケーション^{※3}を推進するなど、地域の特性を活かした環境・経済・社会の統合的解決に向けて動き始めています。

第五次環境基本計画の 6つの重点戦略

- ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②国土のストックとしての価値の向上
- ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

○地域循環共生圏とは

第五次環境基本計画で提唱された、農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想です。

「自立分散」×「相互連携」×「循環・共生」により、活力あふれる「地域循環共生圏」を作り上げ、脱炭素化・SDGsの実現を目指します。

出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

^{※1} 組織をまとめ、意識決定を行うための仕組みのことです。

^{※2} 環境配慮型の企業活動、プロジェクトなどが評価され、金融面で優遇されることです。

^{※3} ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を組合せた用語で、旅先でパソコンなどを使って仕事をするということです。

SDGs とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGs は、発展途上国に限らず、先進国も取り組む普遍的なものです。



SDGs には環境に関連するゴールが多いことから、本計画の施策を推進することにより、中津川市の将来の環境像の実現にとどまらず、SDGs の達成にも貢献します。

■ 本計画に関連する SDGs のゴール

ゴール	本計画が貢献すること
 2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	自然の恵みを有効利用し、強靱（レジリエント）な農業を実践することで、持続可能な農業を促進します。 【参照】自然共生地域づくり
 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	大気、水質、土壌の汚染につながる有害化学物質を排出する公害や廃棄物の不適切な処理を防止します。 【参照】循環型地域づくり 安全安心な環境づくり
 4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	環境保全に向けた人づくりの仕組みをつくり、必要な知識を得られる機会を提供することで、持続可能な開発に関する教育を展開します。 【参照】自然共生地域づくり 環境保全に向けた人づくり
 6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	水域の生態系への理解を深めます。公害や、廃棄物の不適切な処理を防止し、水質の悪化を防止します。 【参照】自然共生地域づくり 循環型地域づくり 安全安心な環境づくり 環境保全に向けた人づくり
 7 経済的に手が届くようなクリーンなエネルギー すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	公共施設、住宅、事業所等への再生可能エネルギー導入を促進します。 【参照】低炭素地域づくり
 8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	自然の恵みを観光や再生可能エネルギー等に有効利用します。資源の有効利用に努めて、ごみの排出量を削減します。 【参照】自然共生地域づくり 循環型地域づくり 低炭素地域づくり
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	省エネ製品や、環境に配慮した製品の導入を促進します。低炭素な交通手段の利用を促進します。 【参照】循環型地域づくり 低炭素地域づくり 安全安心な環境づくり
 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	省エネ製品や、環境に配慮した製品の導入を促進します。公害や廃棄物の不適切な処理を防止します。地域全体で環境保全に取り組みます。 【参照】循環型地域づくり 低炭素地域づくり 安全安心な環境づくり 環境保全に向けた人づくり

ゴール	本計画が貢献すること
 12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	自然の恵みを有効利用します。省エネ製品や、環境に配慮した製品の導入を促進します。公害や廃棄物の不適切な処理を防止します。地域全体で環境保全に取り組みます。 【参照】自然共生地域づくり 循環型地域づくり 低炭素地域づくり 安全安心な環境づくり 環境保全に向けた人づくり
 13 気候変動に 具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	省エネ製品や、環境に配慮した製品の導入を促進します。低炭素な交通手段の利用を促進します。地域全体で環境保全に取り組みます。 【参照】自然共生地域づくり 循環型地域づくり 低炭素地域づくり 環境保全に向けた人づくり
 14 海の豊かさ を増そう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	排水処理の改善に努めるとともに公害や、廃棄物の不適切な処理を防止し、河川水質の悪化を防止します。 【参照】自然共生地域づくり 循環型地域づくり 安全安心な環境づくり
 15 陸の豊かさも 守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	森林、里地里山の生態系を保全します。外来種の侵入を防止します。 【参照】自然共生地域づくり 低炭素地域づくり 環境保全に向けた人づくり
 17 パートナリプで 目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	環境保全に向けた人づくりの仕組みをつくり、パートナーシップを推進します。 【参照】自然共生地域づくり 循環型地域づくり 環境保全に向けた人づくり

◆岐阜県の動向

令和3年度開始予定の岐阜県の第6次環境基本計画では、「自然と人が共生する持続可能な『清流の国ぎふ』の実現」という基本理念の下に、「環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり（地域循環共生圏の創造）」と『清流の国ぎふ』に誇りを持ち、未来につなぐ人づくり」の2つの取組方針を掲げ、以下の5つの基本施策が実施されるものとして公表されています。

第6次環境基本計画の 5つの基本施策

- 基本施策1 脱炭素社会ぎふの実現と気候変動への適応
- 基本施策2 資源循環型社会の形成
- 基本施策3 美しく豊かな環境との共生
- 基本施策4 安全・安心な生活環境の確保
- 基本施策5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

出典：第6次岐阜県環境基本計画（案）

(2) 自然共生地域づくり

◆国の動向

国では、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として「生物多様性国家戦略 2012-2020」を定めています。この計画では長期目標（2050年）として、生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、日本の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系から提供される資源や利益を将来にわたって享受できる自然共生社会を実現することを掲げ、また短期目標（2020年）では生物多様性の損失を止めるために、効果的かつ緊急な行動を実施することを求めています。この短期目標の達成にあたっては、以下に示す5つの基本戦略を定め、その取組を進めています。

我が国が2020年度迄の間に重点的に取り組むべき5つの基本戦略

1 生物多様性を社会に浸透させる ・生物多様性に関する広報の推進・多様な主体の連携の促進 ・生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進 ・生物多様性に配慮した事業者の取組の推進 ・生物多様性に関する教育・学習・体験の充実 ・生物多様性に関する経済的価値の評価の推進 ・生物多様性に配慮した消費行動への転換	2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する ・里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進 ・鳥獣と共存した地域づくりの推進 ・生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進 ・地域固有の野生生物を保全する取組の推進 ・自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進
3 森・里・川・海のつながりを確保する ・生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進 ・森林の整備・保全・都市の緑地の保全・再生など ・河川・湿地などの保全・再生・沿岸・海洋域の保全・再生 ・生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進	4 地球規模の視野を持って行動する ・愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献 ・自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進 ・生物多様性に関わる国際協力の推進 ・世界的に重要な地域の保全管理の推進
5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける ・基礎的データの整備 ・生物多様性の総合評価 ・科学と政策の結びつきの強化	

◆岐阜県の動向

岐阜県は、生物多様性基本法に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に関する地域戦略として、『岐阜県の生物多様性を考える』－生物多様性ぎふ戦略の構築－を平成23年（2011年）7月に策定し、平成29年（2017年）3月に改定しました。

この計画では、生物多様性の確保のため、「森・川・海のつながりを守る」「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」「ともに考え続ける」の3つの視点が掲げられており、この3つの視点のもと10年後の目指すべき姿とそれを実現するための施策を示し、その取組が進められています。

生物多様性ぎふ戦略の目標

《森・川・海のつながりを守る》 連続する豊かな自然の姿を損ねることなく、他県にもつながる岐阜県の生物多様性を守る。	《いのちを活かし、暮らしにつなぐ》 他の生物から人間の暮らしが受ける恩恵をよく考え、賢く利用し、互いに損なうことなく、生物多様性を守る。	《ともに考え続ける》 岐阜県民にとって「好ましい自然」とは何かを、いつもみんなで考え続けることで、生物多様性を守る。
---	--	--

参考：「岐阜県の生物多様性を考える」－生物多様性ぎふ戦略の構築－

(3) 循環型地域づくり

◆国の動向

国は、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で総合的・計画的に進めるため、平成30年（2018年）6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

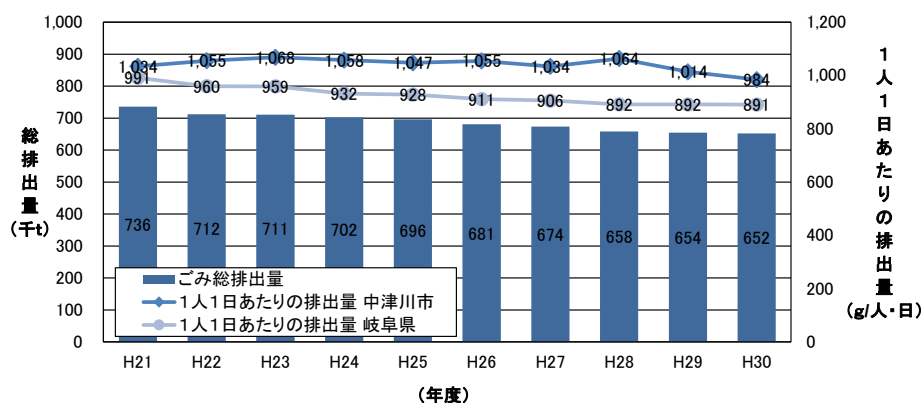
この計画では、中長期的な方向性として、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを定め、こうした循環型社会に至る方向性を各主体が共有し、相互に連携・協働しながら、各主体の取組が十分なされることにより、令和7年度（2025年度）までに資源生産性を向上させ、最終処分量を削減することにより、自然の循環と調和した物質フロー※1に近づけ、循環型社会の形成を目指すものとしています。また、近年相次ぐ大規模災害では、早期の復旧を進める上で災害廃棄物を迅速に処理することが課題となっており、災害廃棄物の処理体制の構築を進めています。

◆岐阜県の動向

岐阜県は、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を目指して、平成29年（2017年）3月に「第2次岐阜県廃棄物処理計画（改訂版）」を策定しています。

この計画では、廃棄物を取り巻く諸課題の解決を図り、豊かな自然環境と快適な生活環境を将来世代に引き継いでいくため、「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」の3つの基本方針を掲げ、県民、事業者及び行政が、それぞれの役割分担のもとで循環型社会の形成を目指して取り組むべき基本的な考え方が示されています。

県内のごみ排出量は、近年は漸減傾向にあり、今後も人口の減少が予想されるため減少する見込みであるものの、各主体が発生抑制に向けた取組を積極的に進めるため、一般廃棄物の減量化の目標として、令和2年度（2020年度）の排出量を618千tに削減、再生利用率を27%に引き上げ、最終処分量※2を42千tとすることとしています。



出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

図 県内ごみ総排出量及び1人1日あたりのごみ排出量の推移

※1 ものの流れのことで、どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかを示します。

※2 ここでいう最終処分量とは、廃棄物の埋め立て量のことです。

(4) 低炭素地域づくり

◆国の動向

平成 27 年（2015 年）12 月に開催された「COP21（第 21 回国連気候変動枠組条約締結国会議）」において合意されたパリ協定では、全体目標として「世界の平均気温上昇を 2 度未満に抑える」ことに向けて、今世紀後半には、世界全体で人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしている方向を示し、翌年発効しました。この達成のために、全ての国が排出量削減目標を提出し、国内での対策を行っていくことも義務づけられました。我が国は、このパリ協定の中で 2030 年までに 2012 年比で 26%の温室効果ガスの削減目標を掲げており、その目標達成のために「地球温暖化対策計画」

（平成 28 年（2016 年）3 月）を策定しました。さらに、中央環境審議会が「長期低炭素ビジョン」をまとめ、長期大幅削減・脱炭素化に向けた基本的な考え方を示しました。こうした国の脱炭素社会に向けた動きに対し、2050 年に二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）に取り組むことを表明した地方公共団体が増えています。令和 2 年（2020 年）10 月には菅首相が所信表明演説で「2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す」ことを表明したことから、さらなる取組の強化が求められます。

また、エネルギー基本計画に記載された方針に基づき、中長期的な視点から 2030 年度（令和 12 年度）のエネルギー需給構造の見通しを策定した「長期エネルギー需給見通し」（平成 27 年（2015 年）7 月）では、温室効果ガス排出量の大部分を占める発電部門において、徹底した節電の推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の効率化等を進めつつ、原発依存度を可能な限り低減することを基本方針にしたうえで、2030 年において再生可能エネルギーを 22～24%にすることを定めています。世界では、企業が事業で使用する電力を 100%再生可能エネルギーで賄うという取組（RE100：Renewable Energy 100%）を進めており、環境省もこの取組に参画しています。

なお、現在既に現れている気候変動の影響に適応するために平成 30 年（2018 年）11 月に「気候変動適応計画」を策定し、温暖化、極端化する気候に対し、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込み、地域の実情に応じた気候変動への適応を推進することを示しました。

◆岐阜県の動向

岐阜県は、地球温暖化対策への取組として「岐阜県地球温暖化対策実行計画」（区域施策編）第 2 版＜一部改訂版＞（平成 29 年（2017 年）3 月）を策定し、削減目標として、国と同様に温室効果ガスの排出量を 2030 年度に 2013 年度比 26%削減することを掲げています。各部門に対して、温室効果ガスの削減効果に加えて、光熱費の削減、生産性、断熱性の向上など、様々なコベネフィット（相乗効果）の期待できる施策に取り組んでいます。例えば、産業・業務部門対策の省エネ施設・設備の導入の促進は、燃料費（光熱費）の削減、生産性（業務効率）の向上、大気汚染・騒音の低減に貢献することができ、さらなる削減を行う好循環が期待されます。

また、県のエネルギー政策の方向性を示す「岐阜県次世代エネルギービジョン」は、平成 28 年（2016 年）3 月に改定されました。この見直しでは、「本県の特性を活かした再生可能エネルギー導入」「地産地消エネルギーシステムの構築」「次世代エネルギー・技術の使用定着を通じた省エネルギーの推進」を目指し、最終エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの比率を平成 24 年（2012 年）の 3.0%から、平成 32 年（令和 2 年（2020 年））で 2.3 倍の 6.8%、平成 42 年（令和 12 年（2030 年））で 3.2 倍の 9.7%とする目標が掲げられています。

なお、令和 3 年度開始予定の岐阜県の第 6 次環境基本計画では 2050 年の「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指すことを表明しました。今後具体的な対策に取り組んでいく予定です。

(5) 安全安心な環境づくり

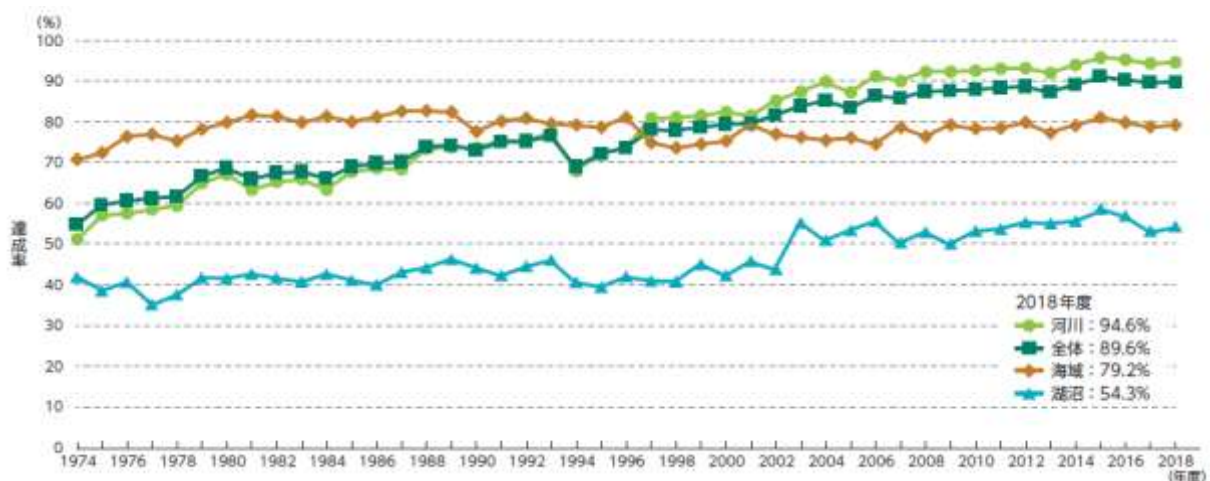
◆国の動向

国の第五次環境基本計画では、環境・経済・社会の統合的向上を目指し、分野横断的な6つの重点戦略を設定しています。この重点戦略を支える環境政策として、「環境リスクの管理」、「気候変動対策」、「循環型社会の形成」等の環境保全の取組を進めていくとしています。「環境リスクの管理」は国民の健康と生活環境を守るための施策として、「水・大気・土壌の環境保全」、「化学物質の管理」、「環境保健対策」を引き続き推進します。

水環境については、汚染汚濁負荷の低減等を通じて保全を図る取組が進められており、河川において水質環境基準の達成率は年々高くなっています。

大気環境については、様々な施策により全体としては改善しつつありますが、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）などについては全国的に環境基準を超える可能性が示唆されているところであり、監視体制の整備と広域的な汚染の影響も踏まえた対策についても検討がされています。

また、多種多様な化学物質の中には、人の健康や環境への影響が懸念されるものがあり、人や生態系に及ぼすリスクをできる限り低減する対策が進められています。



出典：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

図 公共用水域の環境基準（BOD 又は COD※1）達成率の推移

◆岐阜県の動向

岐阜県は令和3年開始予定の第6次環境基本計画において、安全で健やかな生活環境で暮らすための施策として、生活に密接した「水及び土壌の汚染防止」、「大気環境の保全」などの良好な生活環境の保全をあげています。

水及び土壌の環境保全の取組として、水質常時監視と水質汚濁事故が発生した場合の調査、汚濁物質の回収、土壌汚染の防止などを行い、大気環境保全の取組として、大気汚染や騒音・振動・悪臭の監視体制の充実や発生源への適正な指導などにより環境基準の達成を目指すこととしています。

※1 BOD・COD は河川や湖沼の水質汚濁度を測る一般的な指標です。

(6) 環境保全に向けた人づくり

◆国の動向

国の第五次環境基本計画では、重点戦略を支える環境政策を各主体とのパートナーシップのもとで効果的に実施していくために、「環境教育・環境学習等の推進」、「環境情報の整備・提供」などに取り組む各種施策の基盤となる施策があげられています。

ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえ、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」及び同法により国が定める基本方針に基づいて持続可能な社会づくりの担い手として、必要な資質や能力等を着実に育成するものとしています。さらに、環境分野における官民のデータの利活用を総合的かつ計画的に推進します。

◆岐阜県の動向

岐阜県の令和3年開始予定の第6次環境基本計画では、基本施策の一つとして「未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容」が掲げられています。

平成24年度（2012年度）から導入した「清流の国ぎふ森林・環境税」を財源として、様々な環境教育事業を展開するとともに、県民協働により行われる河川清掃活動などの環境保全の取組を支援し、自然環境保全に対する意識の向上と将来につなぐ担い手づくりに取り組んでいます。

(7) 新型コロナウイルス感染症に伴う環境政策への影響

令和2年（2020年）は、新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大し、国内においても令和3年（2021年）1月まで2回の緊急事態宣言が発出される事態となりました。感染拡大を防止するため、一人ひとりが日常生活の中で「新しい生活様式」の実践が求められており、環境政策も「新しい生活様式」に対応する必要があります。

例えば、廃棄物に関しては、こまめな手指消毒や衛生用品の使用によって発生する廃棄物に対し、廃棄時に感染拡大を予防するための適切な方法を周知・徹底する必要があります。食品関係では、テイクアウト利用増加に伴う容器包装廃棄物の増加や、需要の変化による食品ロスの一時的な増加も予想されます。廃棄物の収集・運搬・処分については、従事者の感染等によりその対応が止まることのないようにしなくてはなりません。

地球温暖化対策に関しては、こまめな換気のために冷暖房負荷が増加すると考えられます。また、営業時間の短縮やテレワークやオンラインの拡大によって、照明・冷暖房需要の場が業務から家庭へ移行するなど、エネルギー消費構造の変化が起きています。公共交通の密を避けるための時差通勤、自転車利用や、自動車利用の増加、宅配利用の増加などによる交通事情の変化も見られます。

人との物理的接触を減少させるために様々なイベントが中止されたり、移動を制限されたりすることにより観光需要が縮小しているなかで、釣りやキャンプなど個人レベルで自然と触れ合う活動が、「新しい生活様式」に則ったレジャーとして注目されており、地域の特性を活かした環境・経済・社会の統合的解決に向けて動き始めています。

一方、新型コロナウイルスは野生動物が起源と考えられています。他にも野生動物を起源とされる

感染症の流行は度々発生しており、こうした野生動物を起源とする感染症に感染するリスクを低減するためには、自然と適切な距離を保ちながら、自然との共生を進めていく必要があります。

今後、当市でもコロナ後の新しい日常による行動の変化に合わせて、新しい環境配慮のあり方の周知をしていく必要があります。

なお、岐阜県では第6次環境基本計画の中で、基本理念である「自然と人との共生」について、野生生物の領域への過度な干渉を反省したうえで、持続可能な社会に向けて地域資源を最大限活用して後世に伝えることを掲げています。

第3章 中津川市における環境の現状

第3章 第1節 概況

(1) 市の沿革

本市は、昭和 26 年（1951 年）4 月に旧中津町、旧苗木町が合併して成立した旧中津川町が昭和 27 年（1952 年）4 月に市制施行し成立しました。その後、坂本村、落合村、阿木村、神坂村との昭和の合併を経て、平成 17 年（2005 年）2 月に恵北 6 町村（坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村）及び長野県山口村と合併し、現在の中津川市となりました。

このように、本市は過去多くの町村が合併・編入され市域が拡大してきた経緯があり、各地域で古くから大切に培ってきた多種多様な自然・産業・歴史・文化等を併せ持つ本市の特色の背景となっています。

(2) 市の位置と地勢・気候

本市は、岐阜県の東南端に位置し、東は木曽山脈、南は三河高原に囲まれ、中央を木曽川が流れています。市域は、東西に 28 km、南北に 49 km、面積は県内 6 番目の広さを誇る 676.45k m²で、その約 80%を森林が占めています。周囲を日本百名山の恵那山をはじめとした山々に囲まれ、木曽川、付知川といった清流が流れる、豊かな自然と美しい景観に恵まれたまちです。気候は、降雨量が比較的少なく、湿度が低めに安定し、昼夜の温度差は大きい、1 年を通じて過ごしやすい土地柄です。

市の位置

方 位	地 名	経度・緯度
極 東	阿木丸山	東経137度38分
極 西	加子母舞台峠	東経137度19分
極 南	阿木三森山	北緯 35度21分
極 北	加子母三国山	北緯 35度48分

市の標高

区 分	場 所	海 抜
最高地点	恵那山山頂	2,191m
最低地点	和田川と木曽川の合流点	230m

市の広ぼう

東 西	南 北	面 積
28km	49km	676.45km ²

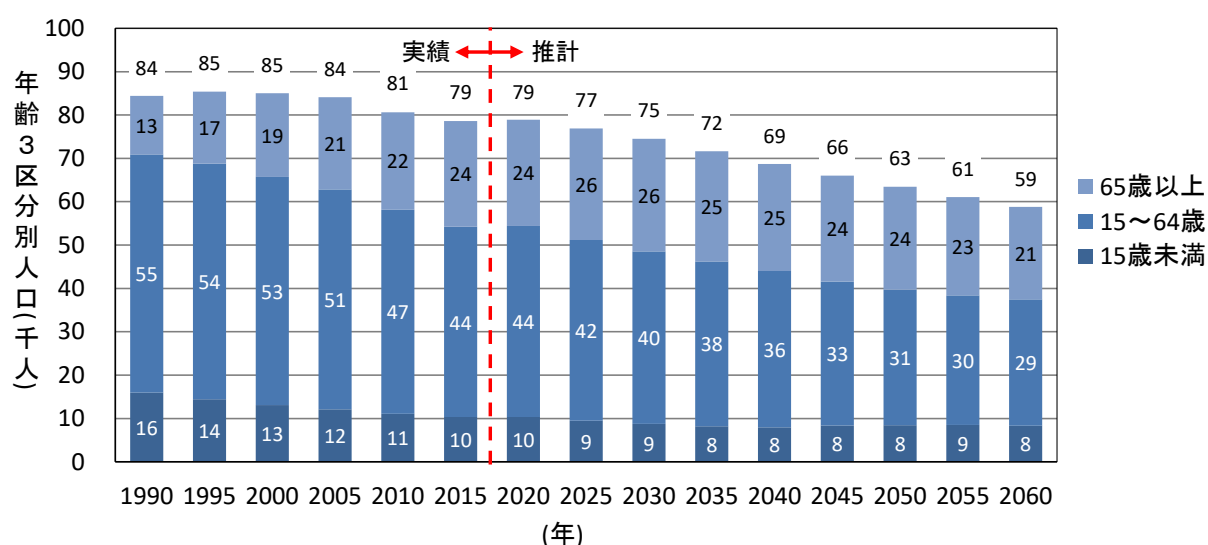
出典：中津川市統計書（令和元年度版）



図 中津川市の位置

(3) 人口

平成 27 年（2015 年）の国勢調査では、本市の人口は 78,883 人で、県内 8 番目の人口でした。合併により市区域の変更がありましたが、現在の本市の該当する市町村を合わせた区域では、平成 7 年（1995 年）の国勢調査時の人口 85,387 人をピークに人口は減少傾向にあります。今後リニア開業に伴う産業の誘致や定住等の人口流入率を促進する施策を講じますが、2060 年には 58,787 人の人口を見込んでいます。また、年齢区分では、15 歳未満の比率は平成 7 年（1995 年）の 16.9%に対し、平成 27 年（2015 年）には 13.1%に低下しており、2060 年には 14.2%となる見込みです。一方、65 歳以上の高齢者比率は、平成 27 年（2015 年）の 30.9%に対し、2060 年には 36.2%になると見込まれ、高齢化が進んでいくことがわかります。



出典：中津川市ホームページ、中津川市人口ビジョン（令和 2 年 3 月改訂）

図 中津川市の人口

(4) 産業

本市は製造業では、電気機械器具、自動車関連などのものづくりが盛んで、近年では交通アクセスの向上や中核工業団地の整備などによって、各種製造業の立地がさらに進み、県内でも上位の製造品出荷額を誇る工業都市となりました。平成 30 年（2018 年）の製造品出荷額等は県内第 4 位です。

農林業では、水稻を中心とした農業に加え、特産の夏秋トマトや栗、なす、飛騨牛などの農畜産物の生産に力が注がれており、平成 30 年（2018 年）の農業産出額は県内第 3 位です。また、我が国の代表的な寺院・城郭の建築や伊勢神宮式年遷宮の用材等を産出してきた木曽ヒノキ備林があり、建築用良材として知られる東濃桧の産地として、林業、木材・木工業などの産業も根付いています。

加えて、古くから交通の要衝として栄え、歴史資源である中山道や馬籠宿などには多くの観光客が訪れており、街道文化に育まれた和菓子や地歌舞伎を資源とした観光業が行われています。

今後は、令和 9 年（2027 年）に東京－名古屋間で開通予定のリニア中央新幹線がもたらす波及効果により、交流人口の増加とリニア関連産業や新たな産業の立地なども期待されています。

参考: アンケート調査結果の見方について

○アンケート調査の概要

本章では「環境政策に関する市民アンケート」に基づく分析結果を掲載しています。

このアンケート調査は、第三次計画見直しにあたり、本市の今後の環境政策をどのように進めていくかを考える基礎資料とするため、市民の環境課題に関する意識や取組、環境施策に関するニーズなどの把握を目的として実施したものです。

15歳以上の市内在住者 2,000 人を対象として、令和 2 年 6 月～7 月に実施し、667 人が回答しました。

○環境施策(回答項目)の評価方法

このアンケート調査では、環境施策(回答項目)ごとに「満足度」と「必要度」を点数化し、本市の環境施策に対する市民の認識を評価しています。

「満足度」と「必要度」は以下のように点数化しています。

<現在の満足度>

選択肢	点数
とても満足	10
まあ満足	5
やや不満	-5
とても不満	-10

<今後の必要度>

選択肢	点数
とても必要	10
まあ必要	5
あまり必要でない	-5
必要でない	-10

【満足度の計算(例)】

選択肢	点数	回答数	得点 (点数×回答数)
とても満足	10	18	180
まあ満足	5	317	1,585
やや不満	-5	207	-1,035
とても不満	-10	55	-550
不明・無効回答		70	
合計		667	180
有効回答 (合計-不明・無効回答)		597	

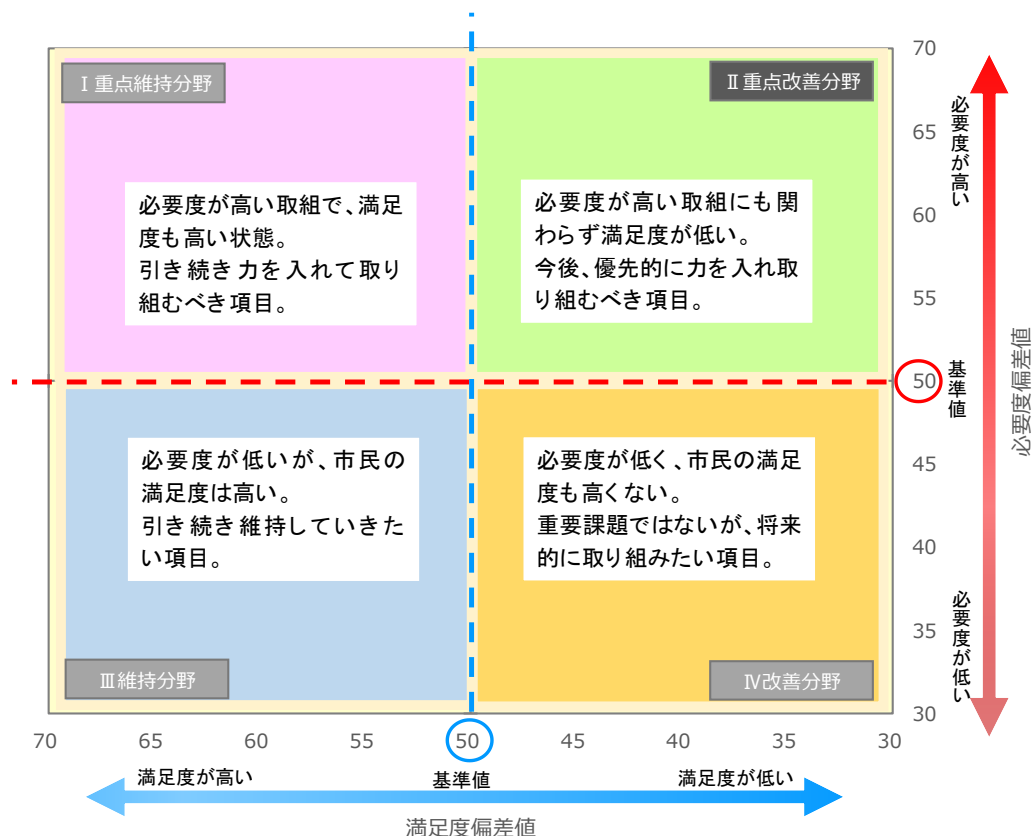
$$\begin{aligned}\text{満足度} &= (\text{選択肢の合計得点}) \div (\text{有効回答数}) \\ &= 180 \div 597 = 0.3\end{aligned}$$

○グラフの見方

本章では、環境施策（回答項目）ごとに算出した「満足度」と「必要度」に基づき作成したグラフを記載しています。グラフは次の①～④の手順で作成しています。

- ①問ごとに全環境施策（回答項目）の満足度・必要度の平均値を算出します。
- ②平均値を基準値（偏差値 50）とし、平均値との差は±5 を±25 とみなして偏差値としました。※偏差値：データ群の平均値と各データのかい離具合、ばらつき具合を示す数値
- ③必要度偏差値を縦軸、満足度偏差値を横軸とした散布図に環境施策を点として打ちます。
- ④アンケート結果に基づいて各環境施策（回答項目）を重点維持分野から改善分野の4分野に配置します。

それぞれの分野における項目の見方は以下の通りです。



○アンケート結果から計画への反映

- ①「満足度」が平均値より高いと評価される「I 重点維持分野」及び「III 維持分野」に置かれる環境施策(回答項目)は、継続・維持を基本に計画に反映します。
- ②「満足度」が平均値より低く、「必要度」が高いと評価される「II 重点改善分野」に置かれる環境施策(回答項目)は、改善や一層の推進または課題解決に向けた対策の実行を基本に、一部を「重点プロジェクト」として計画に反映します。

第3章 第2節 自然共生に関する現況と課題

◆希少植物の保全活動

市内には、シデコブシやハナノキ、ヒトツバタゴなど世界でもこの地域でしか見られない希少な植物が生育していますが、多くの自生地で荒廃が進み、これらの生育環境が悪化しています。市では、この希少な植物と豊かな里山林を保全するために、市内の環境団体や学識者の協力を得て、希少植物の分布調査や生育地保全活動、生育地マップの作成など、保全・啓発の取組を行っています。



切られてしまったシデコブシ



開花中のシデコブシ



シデコブシ調査活動

◆特定外来生物の駆除活動

強い繁殖力によって、元々この土地にある植物種を駆逐し、自然界のバランスを崩してしまう恐れがある特定外来生物^{※1}の生育地の拡大は、本市においても大きな課題となっています。市では平成22年度（2010年度）以降、市民に向けた特定外来生物（オオキンケイギク等）に関する啓発活動や、市民による分布調査、駆除活動を行っています。

今後も取組を継続し、生育地の拡大を防ぐ必要があります。



作業員によるアレチウリの除去

◆自然とのふれあい創出活動



名古屋市児童との交流

近年、本市の森林や清流などの豊かな自然やのどかな里山風景を求めて国内外から旅行者が増加しており、将来もリニア中央新幹線の開通とともに更なる観光客の増加が見込まれます。今後、市内の豊かな自然環境や自然とふれあう機会や取組をエコツーリズムやアグリツーリズムなどの体験型観光に活用し、自然と共生し発展する地域づくりが重要となります。

◆事業者の環境保全活動

市内では、事業者等のボランティア活動による里山保全や自然公園の整備活動のほか、「トヨタ紡織グループ『環境の森』加子母」、「J Tの森 中津川（蛭川）」などの森づくりが行われています。

今後も市民や事業者が主体的に環境保全活動を継続・拡大していくことが望まれます。

◆開発と里地里山の共存

リニア中央新幹線開通に向けた開発事業と、市内に残る里地里山環境を共存させ、恵まれた自然環

^{※1} 海外が起源となった生物で生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものとして、外来生物法で指定されたもの。

境を観光などの産業資源として活用する取組が求められます。また、再生可能エネルギー導入が進む中、大規模な太陽光発電の設置による自然環境や景観への影響が懸念されるようになりました。そこで、平成 29 年（2017 年）4 月に「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を制定し、1,000 ㎡を超える土地に太陽光発電事業を施行する場合は、市長への届出が必要となりました。

なお、本条例は令和 2 年（2020 年）9 月に改正され、令和 3 年（2021 年）4 月から地上に設置する発電出力 10 kW以上の太陽光発電事業は全て市長への届出が必要となりました。

◆本市の豊かな自然

「森・里・川」の連携が、本市の豊かな生物多様性をつなげています。

森



加子母裏木曽国有林



富士見台高原に咲くササユリ



日本百名山 恵那山



雪の恵那峡



ニホンカモシカ

里



稲穂が実る棚田



蛭川のヒトツバタゴ



ギフチョウ



ハッチョウトンボとシラタマホシクサ



岩屋堂のシデコブシ

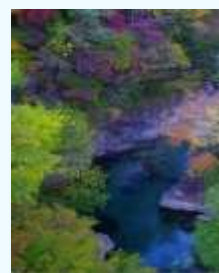
川



もみじで赤く染まる夕森公園



清流で鮎釣り



秋の付知峡



高峰湖



アジメドジョウ

出典：撮れたて中津川

◆アンケート調査の結果より

「自然共生」に関するアンケート調査結果では、満足度は幅があるものの、必要度は平均値 50 付近に集中しており、項目によって現状の評価の分かれる分野であることが伺えます。

満足度偏差値が高い項目として「自然とふれあえる場の提供」、低い項目として「開発行為に対する監視と規制」等があげられます。また、必要度偏差値が高い項目としては、「外来生物の調査・駆除活動」や「清流の地域づくり」、「農林業における鳥獣害対策」があげられます。

必要度が高いにも関わらず満足度の低い「重点改善分野」には、「外来生物の調査・駆除活動」、「農林漁業における鳥獣害対策」があり、これらは前回調査より満足度が下がり、今後こうした課題の対策に重点的に取り組む必要があります。

一方で、必要度が高く満足度も高い「重点維持分野」には、「清流の地域づくり」や「希少な動植物の調査と保護活動」等が含まれ、今後も継続した取組が求められています。

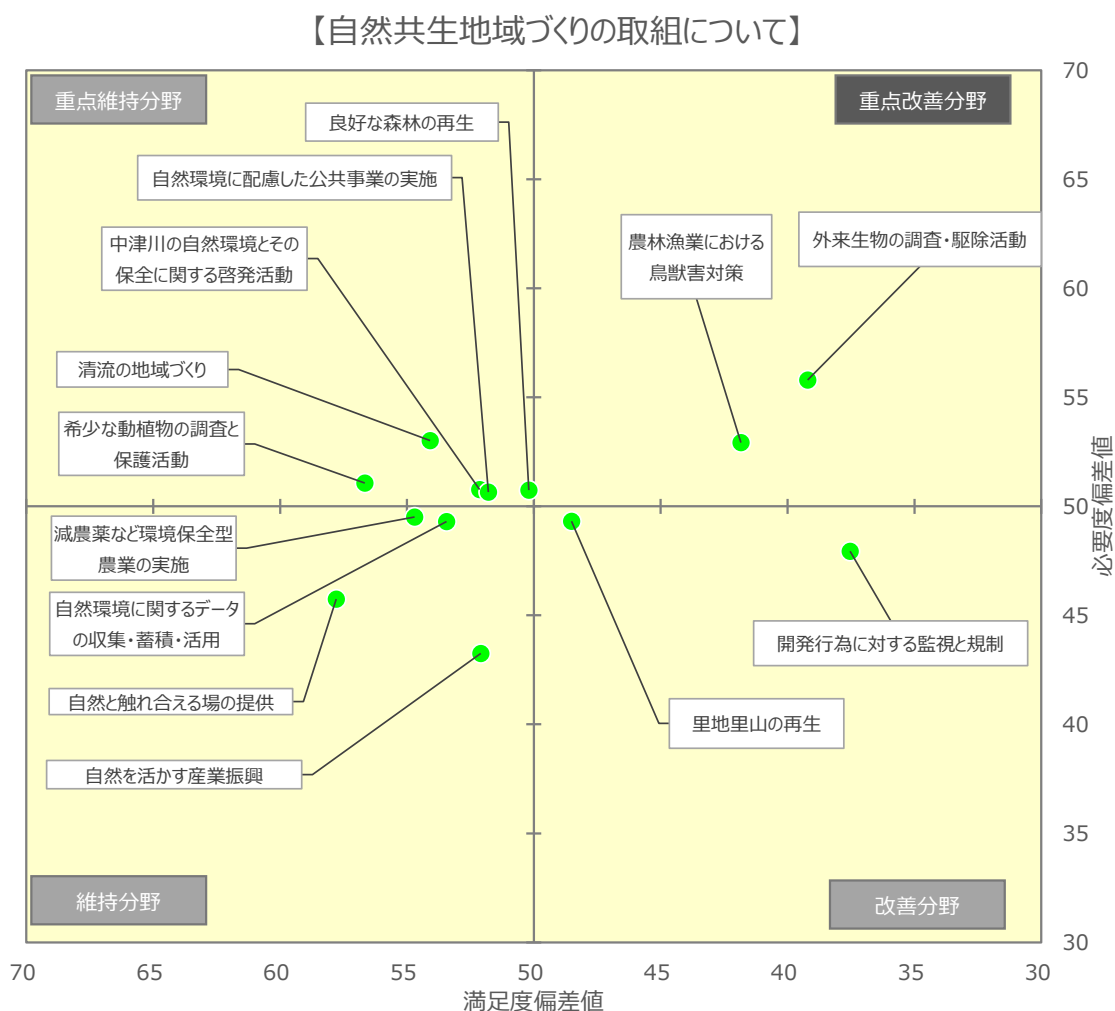
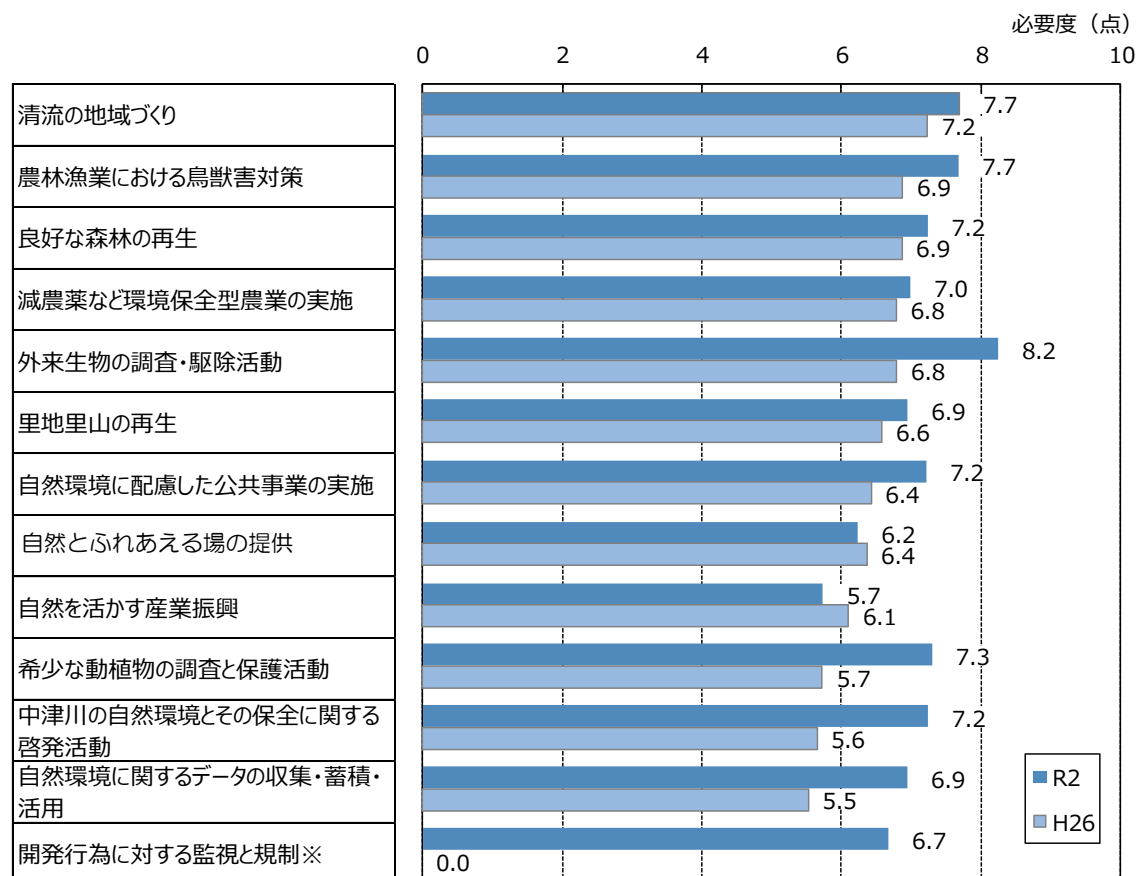


図 自然共生に係る項目の満足度及び必要度

前回調査と比較すると、「希少な動植物の調査と保護活動」、「中津川の自然環境とその保全に関する啓発活動」、「自然環境に関するデータの収集・蓄積・活用」は、前は必要度が低かったものの今回は増加しており、関心の高い項目となっています。



注：「開発行為に対する監視と規制」は前回調査項目に含まれていません。

図 自然共生に係る項目の必要度（前回との比較）

第3章 第3節 循環(廃棄物関係)に関する現況と課題

本市では人口は減少傾向が続いていますが、廃棄物の総排出量は3万t程度で推移しており、1人1日あたりのごみ排出量も全国や県平均よりも高い状態が続いていました。平成29年度(2017年度)から家庭ごみの処理手数料制度を段階的に導入したところ、導入前年の平成28年度(2016年度)には大型ごみの排出量の増加が見られましたが、導入後は燃えるごみや大型ごみが減少し、ごみ排出量が前年度を下回りました。1人1日あたりのごみ排出量も1,000g/人・日を下回り、全国や県平均に近づきつつあります。排出区分別で見ると、平成29年度(2017年度)から家庭系ごみが減少していることがわかります。

今後は、3R(ごみ減量(リデュース)、再使用(リユース)、リサイクル(再生利用))の取組をさらに進め、市内から発生する「家庭系ごみ」「事業系ごみ」「集団回収ごみ」の全てにおいて排出量を減らす必要があります。

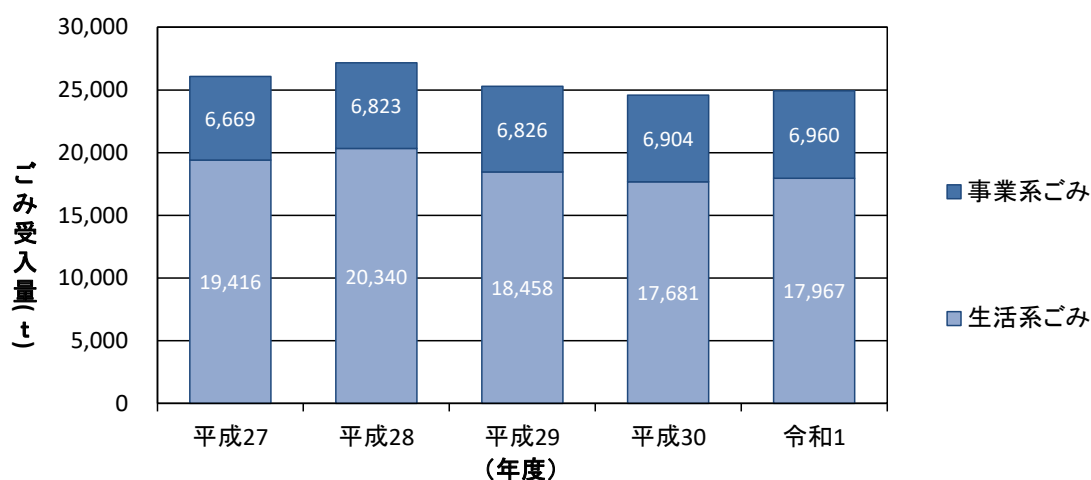
表 ごみ排出量の実績

単位 人口:人、ごみ量:t/年、1人1日あたり排出量:g/人・日

区分/年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
燃えるごみ	22,009	22,194	21,952	20,798	20,828
燃えないごみ	875	885	926	912	932
大型ごみ	2,209	3,196	1,450	1,906	2,256
その他	25	—	—	—	—
資源ごみ	967	838	956	969	911
集団回収	3,774	3,290	3,431	3,060	2,929
ごみ排出量	29,859	30,403	28,715	27,645	27,856
人口(人)※	78,883	78,319	77,579	76,871	76,284
1人1日あたり のごみ排出量 (g/人・日)	中津川	1,034	1,064	1,014	998
	岐阜県	906	892	892	891
	全国	939	925	920	918

※各年10月1日現在

出典：中津川市の環境



出典：中津川市の環境

図 排出区分別ごみ排出量の実績

◆アンケート調査の結果より

「循環」に関するアンケート調査結果では、満足度を表す満足度偏差値のばらつきが大きいことが伺えます。「資源ごみの分別回収」や「地域、団体などでの集団資源回収の奨励」等は満足度が高い一方で、「まだ食べられる食品の廃棄の削減対策」の満足度が飛び抜けて低い結果となっています。

また、必要度が高いと思われるが満足度の低い「重点改善分野」としては「まだ食べられる食品の廃棄の削減対策」があげられ、今後重点的に改善に取り組む必要があります。

必要度も満足度も高い「重点維持分野」には、「資源ごみの分別回収の細分化」、「マイバッグの利用促進などレジ袋の削減の推進」、「環境に配慮した買い物の推奨」等があげられています。これらの項目は今後も継続した取組が求められています。

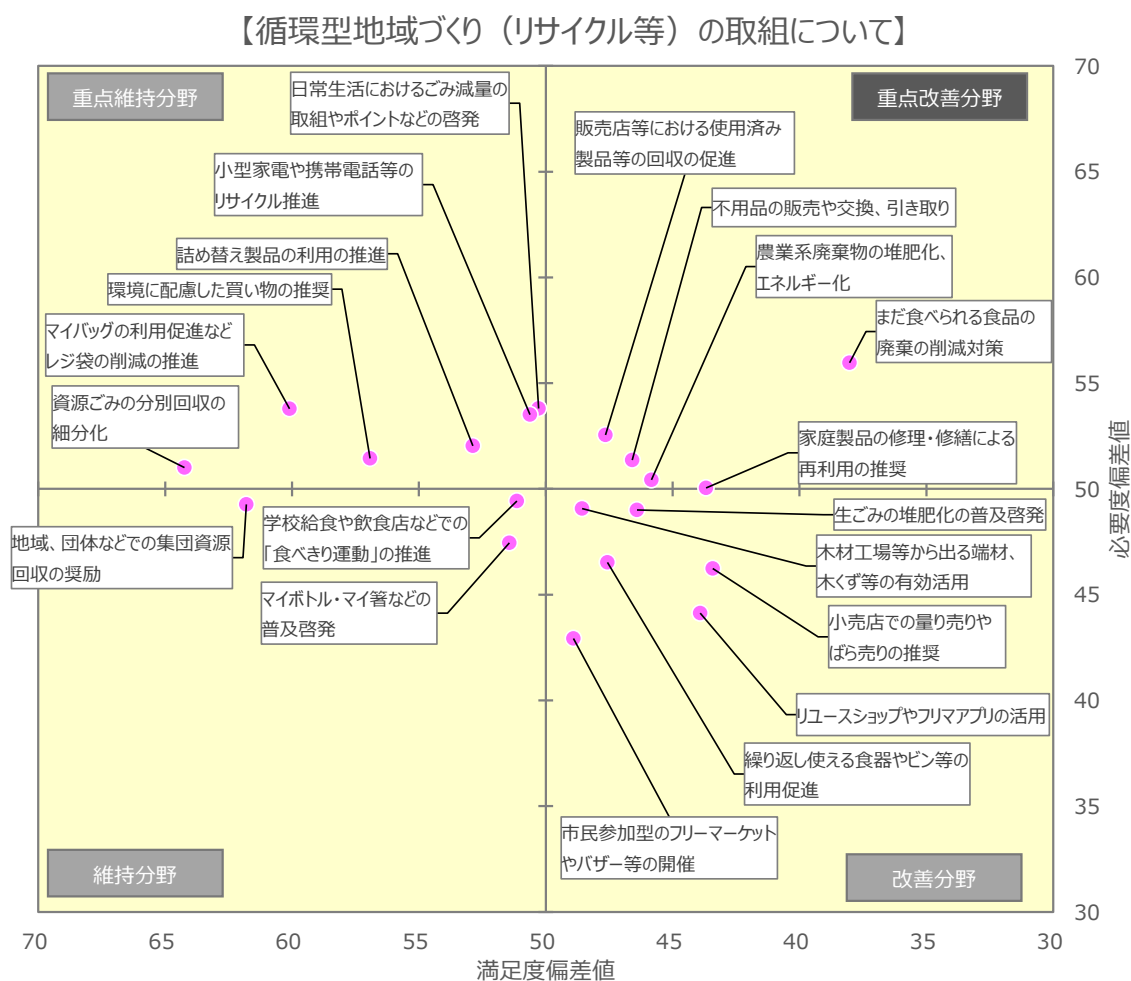


図 循環に係る項目の満足度及び必要度

「循環」に関しては、各家庭でのごみ減量の取組について、現在の取組状況をお聞きしました。各項目の取組度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

$$\text{実行度} = \{(\text{「積極的に取り組んでいる」の回答数}) \times 4 + (\text{「たまに取り組んでいる」の回答数}) \times 3 + (\text{「方法がわからない」の回答数} + \text{「今度取り組んでみたい」の回答数}) \times 2 + (\text{「今後も取り組まない」の回答数}) \times 1\} \div \{\text{回収数} - (\text{「あてはまらない」回答数}) - \text{不明数}\}$$

概ね 3.0 以上あり、各家庭でのごみ減量の取組については実行されている結果となりました。実行度が 3.0 より低いのは、「リユースショップ、フリマアプリ、バザー、フリーマーケット等に参加し不用品を出品したり購入したりする。」でした。

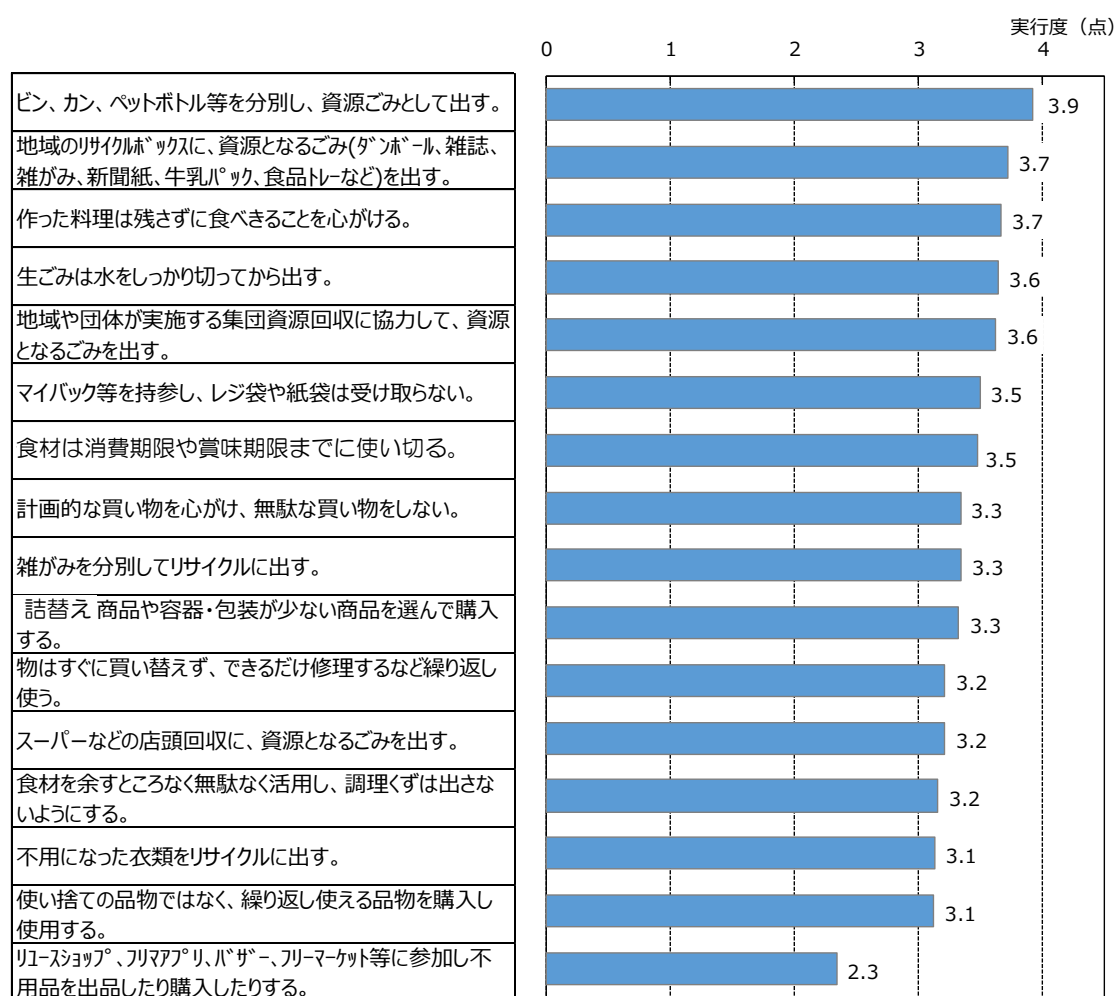


図 循環にかかる項目の実行度

なお、前回調査では、ごみ減量化に向けて、家庭で取り組んでもらえる行動を複数選んでもらいました。回答割合の高い項目は、今回の調査結果でも実行度が高い傾向があります。

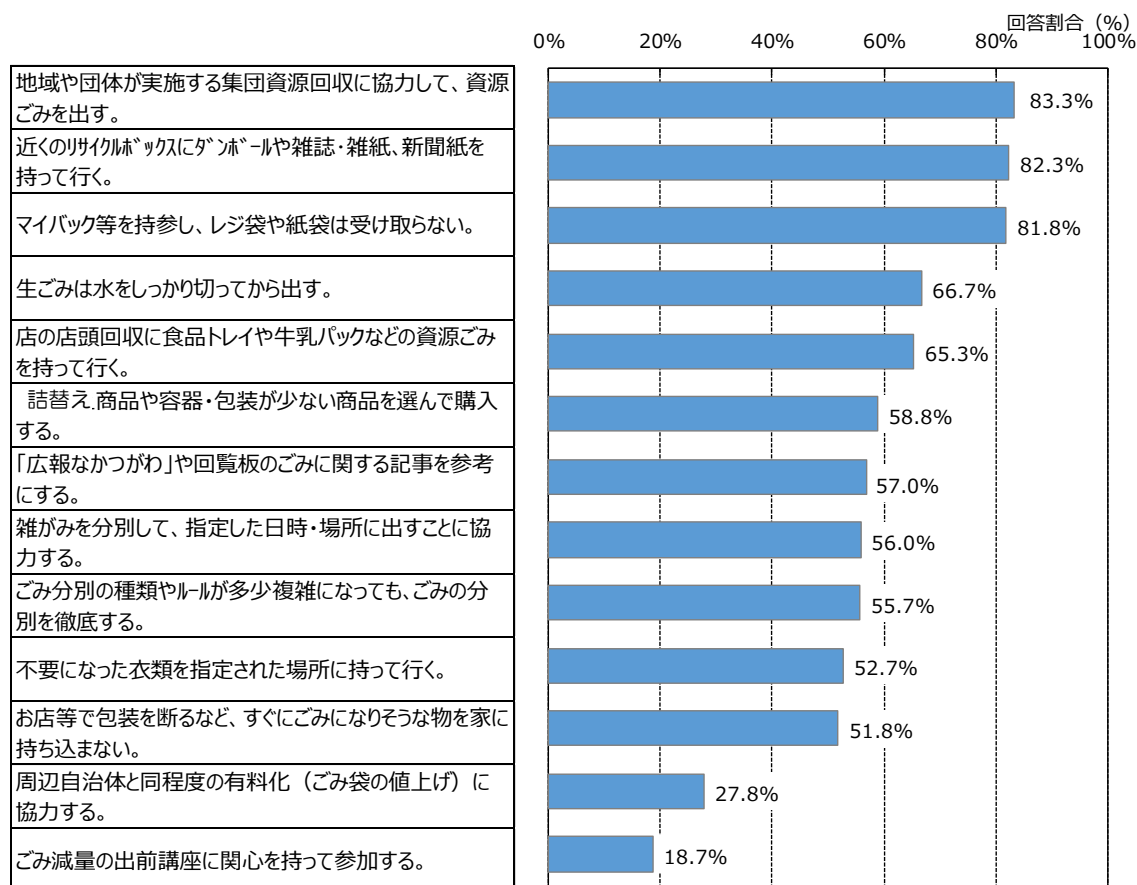


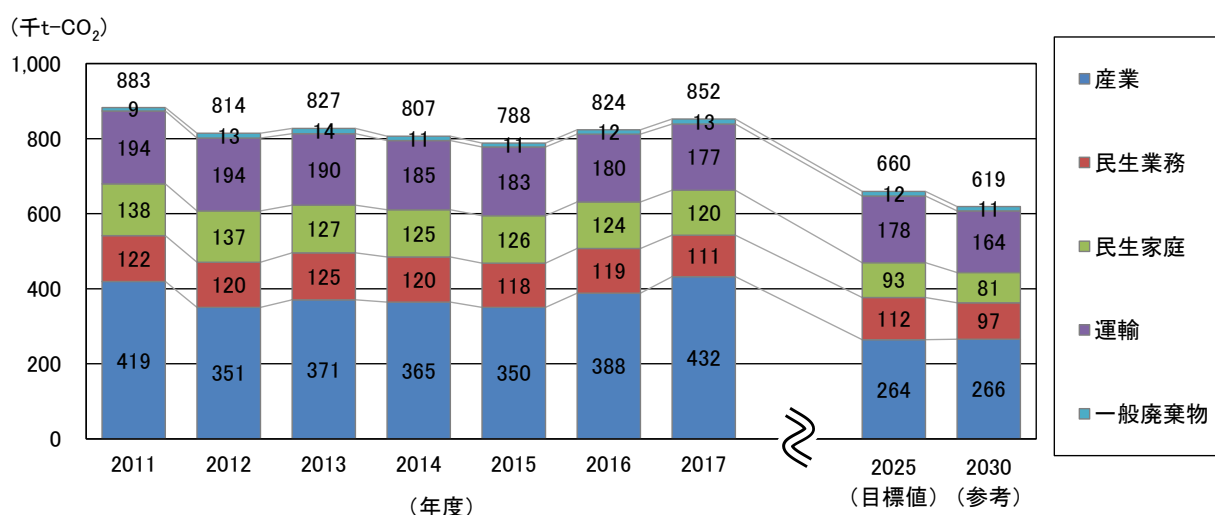
図 家庭でのごみの減量化の項目の回答割合（前回調査結果）

第3章 第4節 低炭素(エネルギー等)に関する現況と課題

◆本市の温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス排出量の割合は工場などの産業部門からの排出量が最も大きく、次に自動車利用などの運輸部門が大きいことがわかります。排出量の推移を見ると、平成24年度(2012年度)に一旦減少してから概ね横ばいで推移していましたが、平成28年度(2016年度)、平成29年度(2017年度)は2年続けて前年度を上回っており、その変動は産業部門の動向に強く影響を受けていることがわかります。

「地球温暖化対策実行計画」(平成28年(2016年)3月)では、温室効果ガス排出量の目標を令和7年度(2025年度)に平成24年度(2012年度)比19%削減としていますが、温室効果ガス排出量は基準年度を上回った状態が続いています。しかし、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門の合計値は、市民、事業者の取組の成果として平成24年度(2012年度)を下回っています。今後の排出量の削減に向けては、一人ひとりの取組が直接成果につながる民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門の排出量を減少させていくことが重要です。



注：2030年度は、国と同程度の対策を実施した場合の目標排出量（基準年度24%削減）

出典：部門別CO₂排出量の現況推計（環境省）

図 中津川市の温室効果ガス排出量の推移

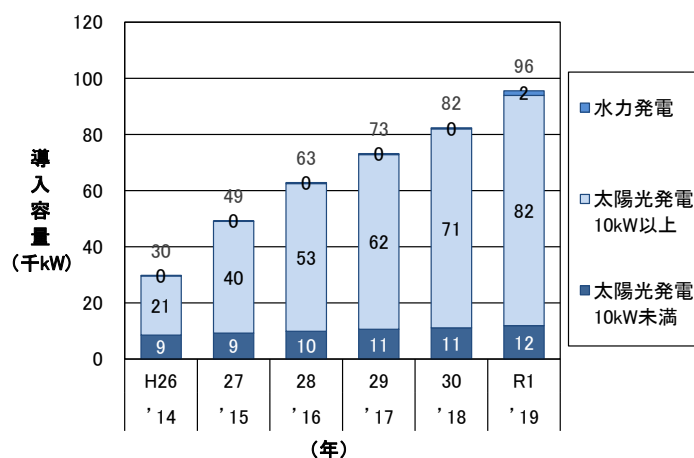
◆本市の地球温暖化に対する取組

本市においてはこれまでに「地球温暖化対策実行計画」に加えて、「地域新エネルギービジョン」、「チャレンジ25地域づくり事業」、「省エネ節電計画」等の計画を包括したものととして第三次環境基本計画を策定し、低炭素化に資する取組を進めています。

再生可能エネルギー導入状況は、平成26年(2014年)から令和元年(2019年)にかけて約3倍に増加しています。特に容量10kW以上の太陽光発電が著しく増加しています。

住宅の省エネ設備は、太陽熱を利用した温水機器等は減少傾向にありますが、太陽光を利用した発電機器と二重サッシまたは複層ガラスの窓は順調に増加しています。現在、住宅用太陽光発電システム導入に対し費用の一部を補助しており、今後も普及が期待されます。

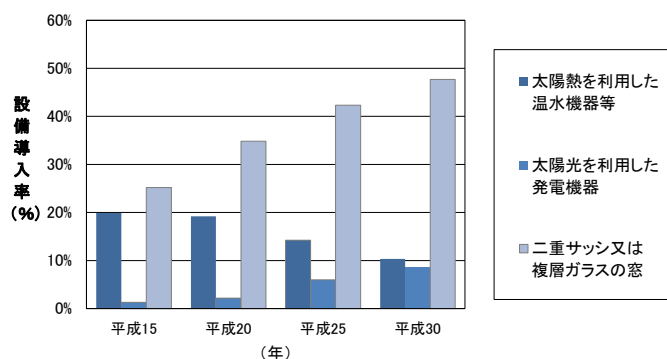
令和3年3月、中津川市において2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言をしました。この宣言は、中津川市区長会連合会と市長の連名となっており、脱炭素社会の実現と、自然環境の資源を活用した低炭素で活力のある地域づくりに、市民と行政が協働して取り組んでいきます。



注：固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備の導入状況。各年12月末現在。

出典：固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト

図 中津川市の再生可能エネルギー設備導入状況



注：設備導入率は、(「設備あり」住宅数) ÷ {(「設備あり」住宅数) + (「設備なし」住宅数)} × 100% で算出。

出典：住宅土地統計調査

図 中津川市の住宅の省エネ施設導入状況

◆本市の二酸化炭素吸収量

本計画では、国が毎年度公表している森林吸収源対策での温室効果ガスの吸収量を、森林面積で按分することにより、本市の森林における温室効果ガス吸収量を推計しました。なお、新規植林・再植林、森林減少、森林経営の値の合計値が森林による温室効果ガス吸収量になります。また、本市の面積は森林が約 80%を占めることから、温室効果ガスの吸収源は概ね森林による二酸化炭素の吸収が大半であると判断し、本計画では植生回復活動、牧草地管理活動、農地管理活動は対象外としました。

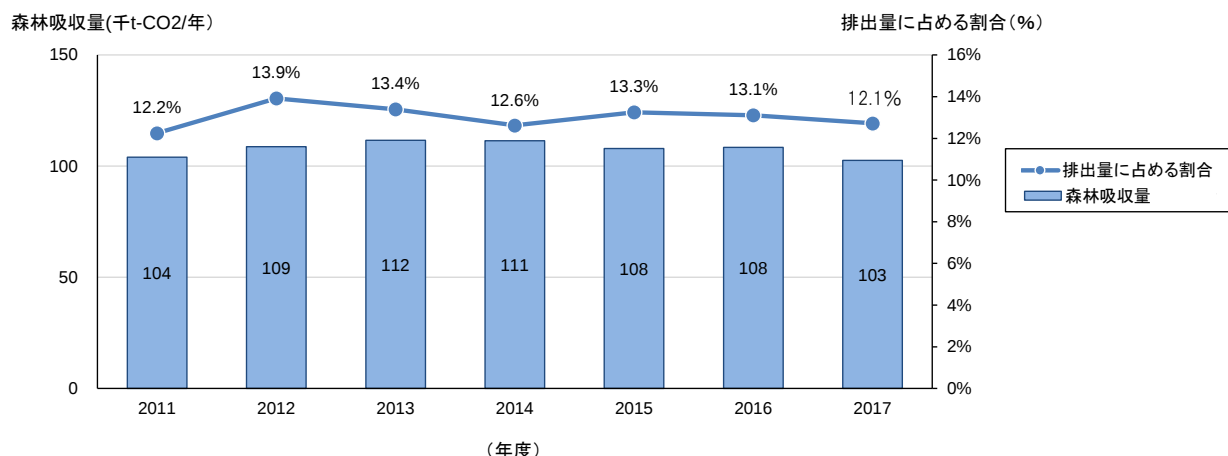
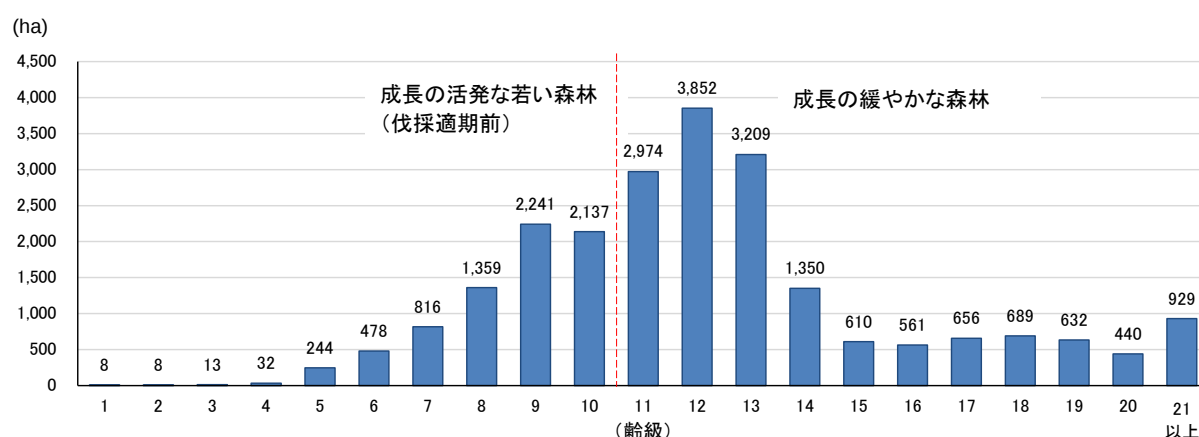


図 本市の森林による二酸化炭素吸収量の推計値

本市の二酸化炭素排出量に占める森林による二酸化炭素吸収量の割合は 13%前後で推移していることがわかります。国全体では4%前後であることから、この数値は他の自治体と比べても非常に大きな値であるといえます。

全国的に人工林は、その多くが伐採適齢期を迎え、成長が活発で二酸化炭素吸収量の多い若い森林が減りつつある状況で、今後は森林面積が減らなくても、森林吸収量は減少すると考えられます。



注：「林齢」は、林齢を5ヵ年でひとくくりにとまとめたもの。林齢1～5年生を1年齢級、6～10年生を2年齢級、以降5年生ごとに○年齢級とする。

出典：「森林・林業統計書平成30年度版」(岐阜県)

図 本市の人工林年齢級別面積

本市では、豊富な森林を活かし、排出量に占める森林の二酸化炭素吸収量の割合を今後も同程度の値を維持できるよう、適切な森林管理を進めていくことが求められます。

◆アンケート調査の結果より

「低炭素」に関するアンケート調査結果では、満足度・必要度ともに偏差値 50 前後の項目が少なく、各項目の分布が他分野より分散する傾向にあります。

必要度は他の分野より高いと思われるが満足度の低い「重点改善分野」としては「避難所等への再生可能エネルギーの整備」、「CO2 の吸収源対策の推進」、「公共交通の低炭素化」等があげられています。これらの項目は、今後市民のニーズと捉え重点的に改善していく必要があります。

必要度も満足度も高い「重点維持分野」に関しては、「省エネ機器の導入促進」、「エコドライブの推進」、「建物に関する省エネ対策の推進」、「環境にやさしいエコライフの推進」等があげられています。これらの項目は今後も継続した取組が求められています。

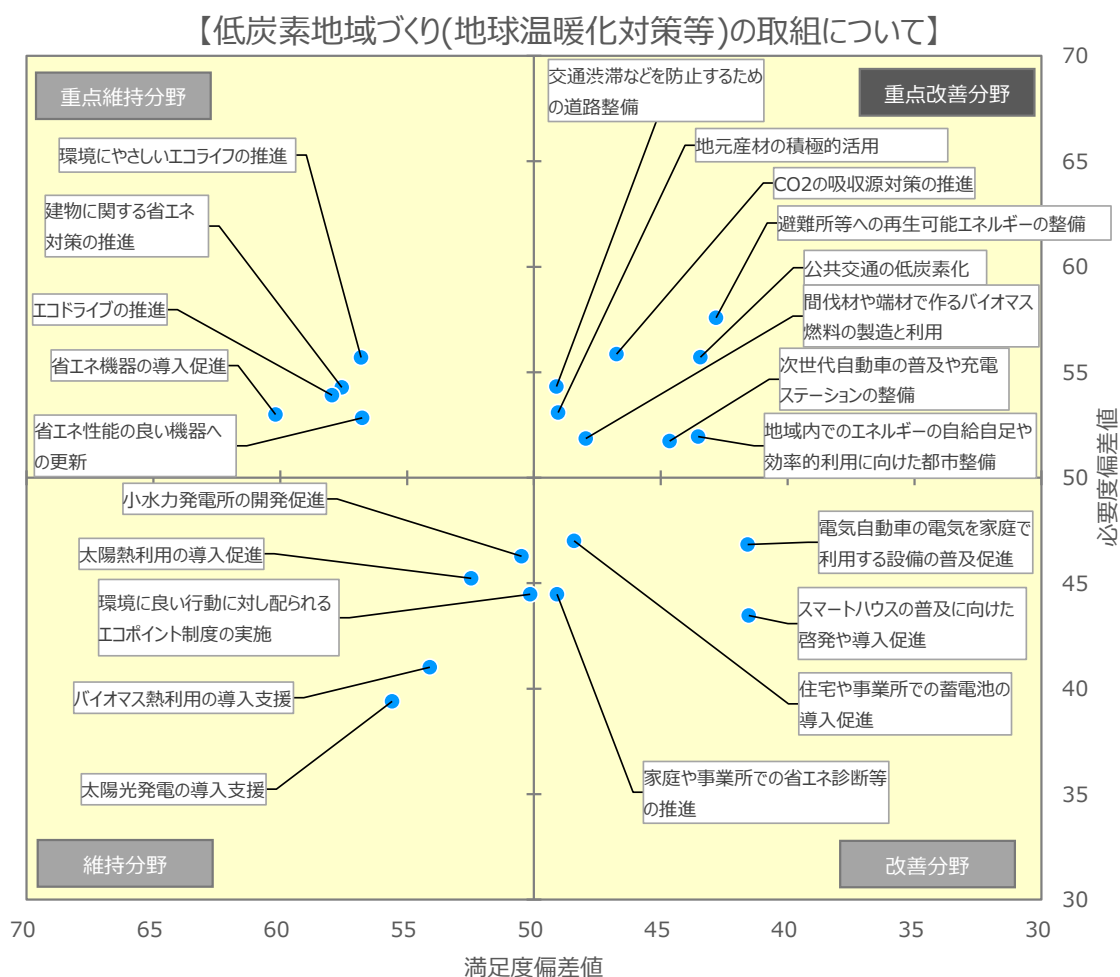
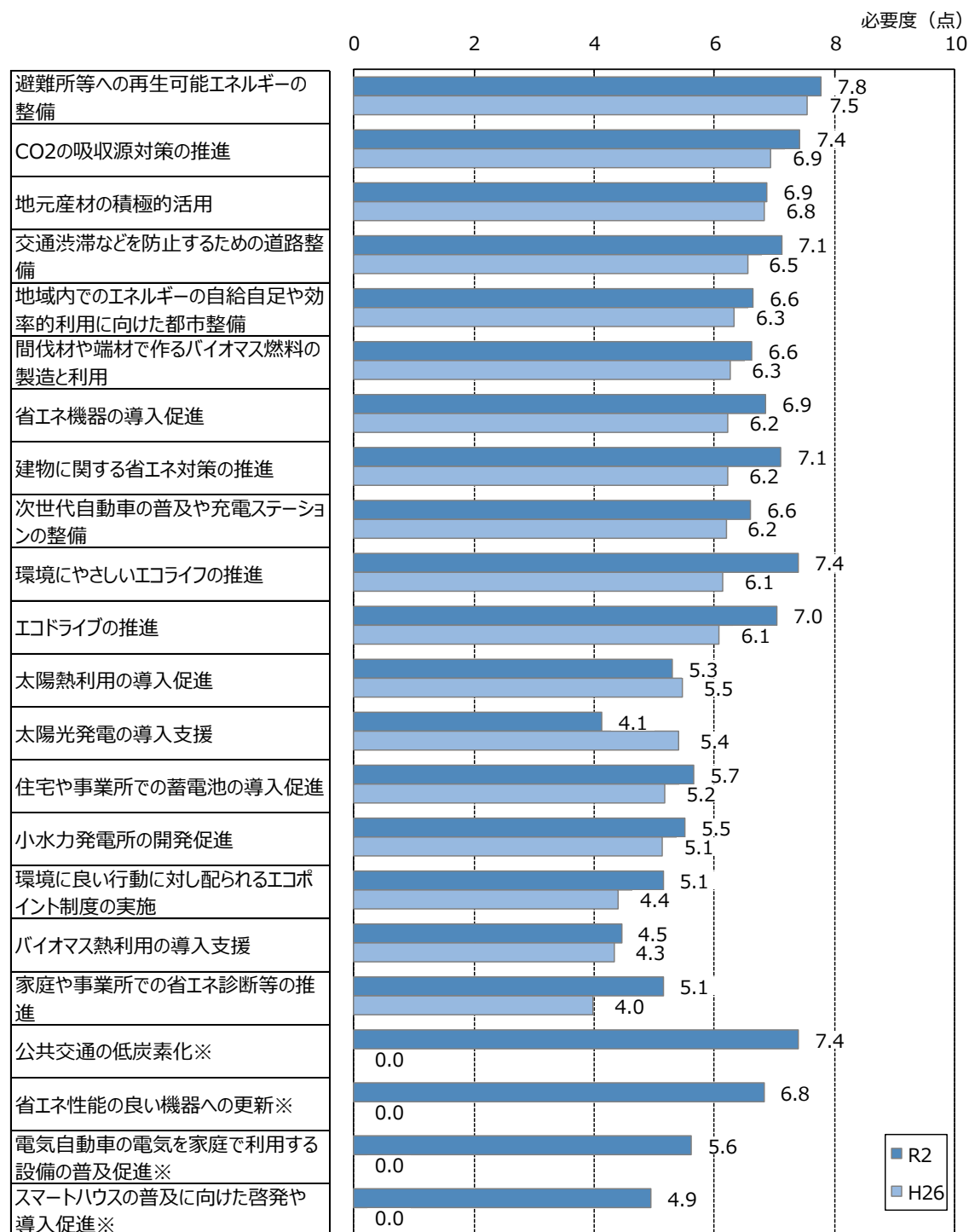


図 低炭素に係る項目の満足度及び必要度

前回調査と比較すると、全体的に必要な度は高くなっているなかで、「太陽光発電の導入支援」や「太陽熱利用の導入促進」が低くなりました。



注：「公共交通の低炭素化」から「スマートハウスの普及に向けた啓発や導入促進」の4項目は前回調査に含まれません。

図 低炭素に係る項目の必要度（前回との比較）

第3章 第5節 安全安心な環境に関する現況と課題

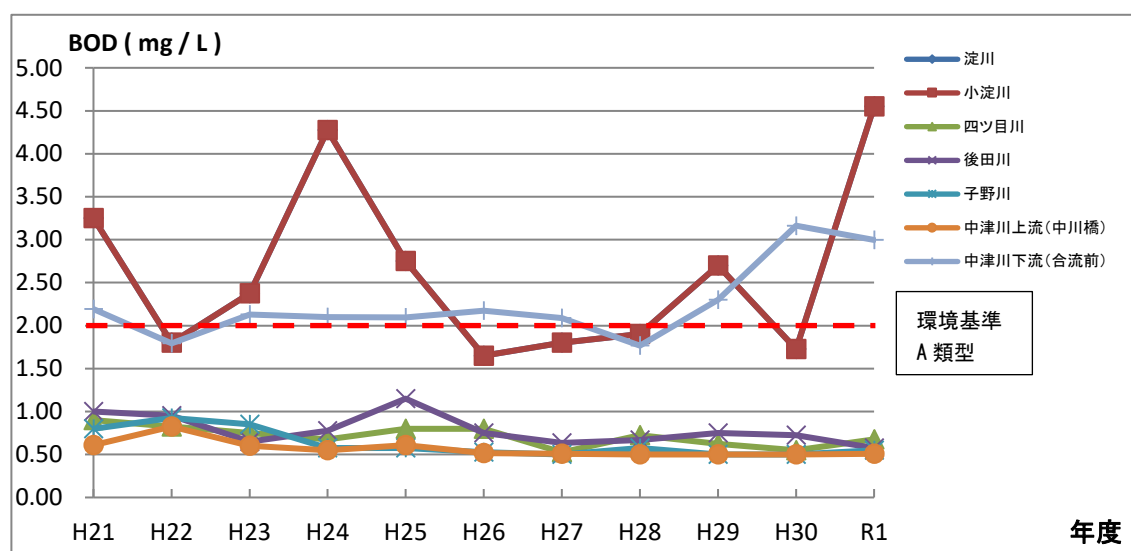
公害のかたちは、かつての高度経済成長期の産業型公害から、市民生活の多様化による都市生活型公害へとその性質が変化してきています。市民が安全安心で快適に生活できる住みよい環境を守るため、大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭などについて、各環境基準の達成に向けた監視や指導などの対策を行っています。

◆大気環境の現況

大気環境は、市役所に設置する中津川測定局で常時監視を行っています。近年は全体的に大気環境が改善され、令和元年度（2019年度）は二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、PM2.5^{*1}で環境基準を達成しています。今後も、環境基準を達成できなかった光化学オキシダント^{*2}についての対策も含めた大気環境の監視を継続し、大気汚染対策を推進することが重要です。

◆水環境の現況

本市及び岐阜県では、19河川24地点で定期的に水質調査を実施しています。排水対策が進んだことから水質が向上し、環境基準がより厳しい類型に見直された地点もあります。令和元年度（2019年度）は、水質汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）^{*3}は、環境基準が設定されている地点（中津川上流及び下流の2ヶ所）ではいずれも環境基準を達成していました。今後も水環境の監視と下水道や浄化槽の整備など水質改善対策を推進することが重要です。



出典：中津川市の環境

図 生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化
（中津川水系・年平均値）

^{*1} PM2.5：大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が概ね2.5μm以下の粒子をいう。

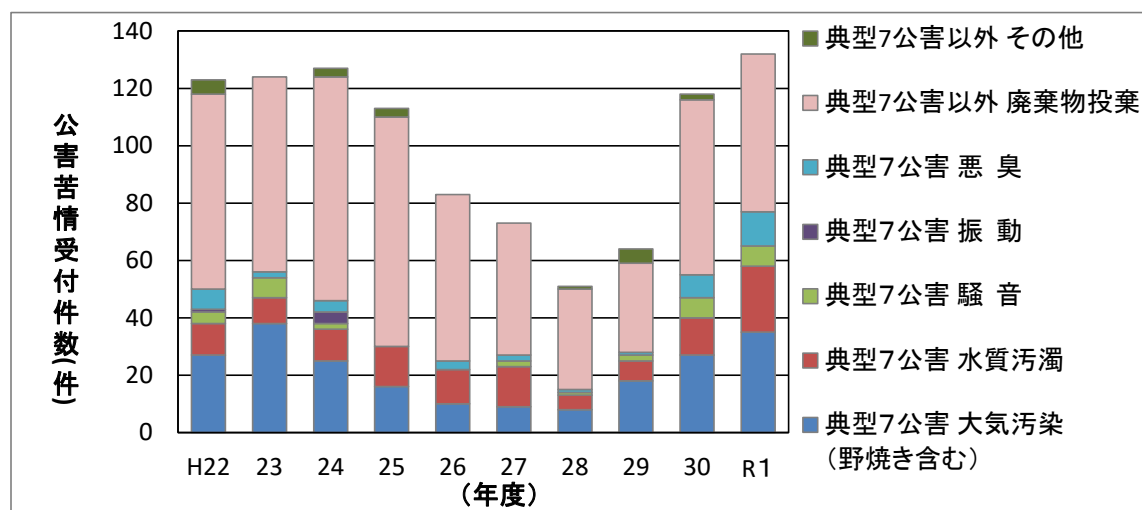
^{*2} 光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質であり光化学スモッグの原因となる。

^{*3} BOD：生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の指標として用いられる。

◆苦情件数の推移

典型7公害^{※1}に分類される大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の苦情件数は減少していましたが、平成28年度(2016年度)を境に増加に転じました。種類別にみると野焼きに対する苦情(大気汚染)が最も多く、次いで工場や生活排水に起因する水質汚濁の苦情が続きます。

一方で、廃棄物の不法投棄については、公害苦情の半数以上を占めており、引き続き、地域や警察などと連携した予防対策を講ずる必要があります。



出典：中津川市の環境

図 主な公害苦情件数の推移

^{※1} 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下のことで、ここでは大気汚染に野焼きを含みます。

◆アンケート調査の結果より

「安全安心」に関するアンケート調査結果では、項目により満足度にばらつきがありました。

必要度が高いが満足度の低い「重点改善分野」には、「廃棄物の不法投棄に関する対策」、「化学物質汚染の監視と防止対策」等があげられ、今後重点的に改善に取り組む必要があります。

一方で、必要度も満足度も高い「重点維持分野」には、「ごみの出し方など環境マナーに関する普及啓発活動」や「水質汚濁の監視と水質改善対策」があげられています。これらの項目は今後も継続した取組が求められています。

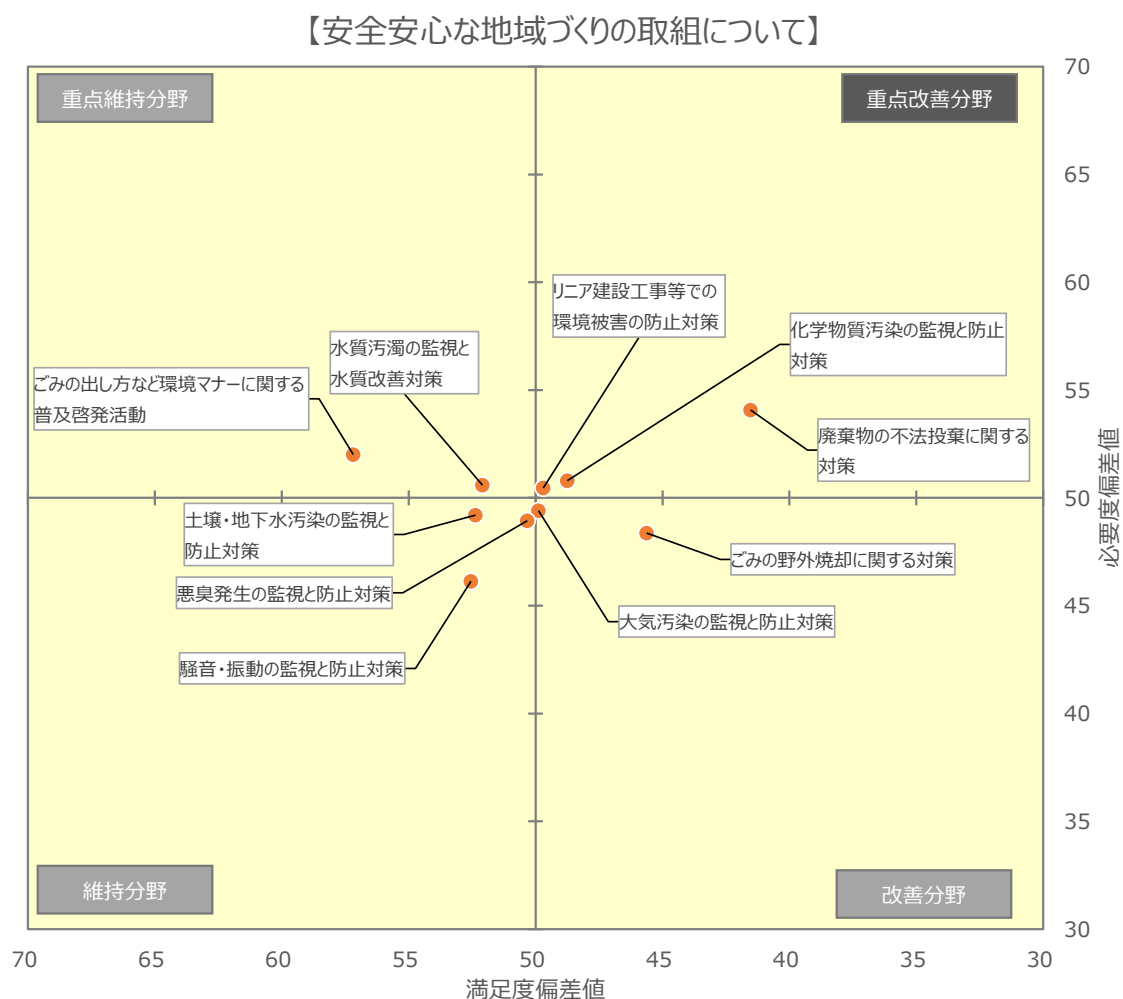


図 安全安心に係る項目の満足度及び必要度

前回調査と比較すると、全体的に必要な度は高くなっており、特に「ごみの野外焼却に関する対策」は約 1.6 点高くなりました。

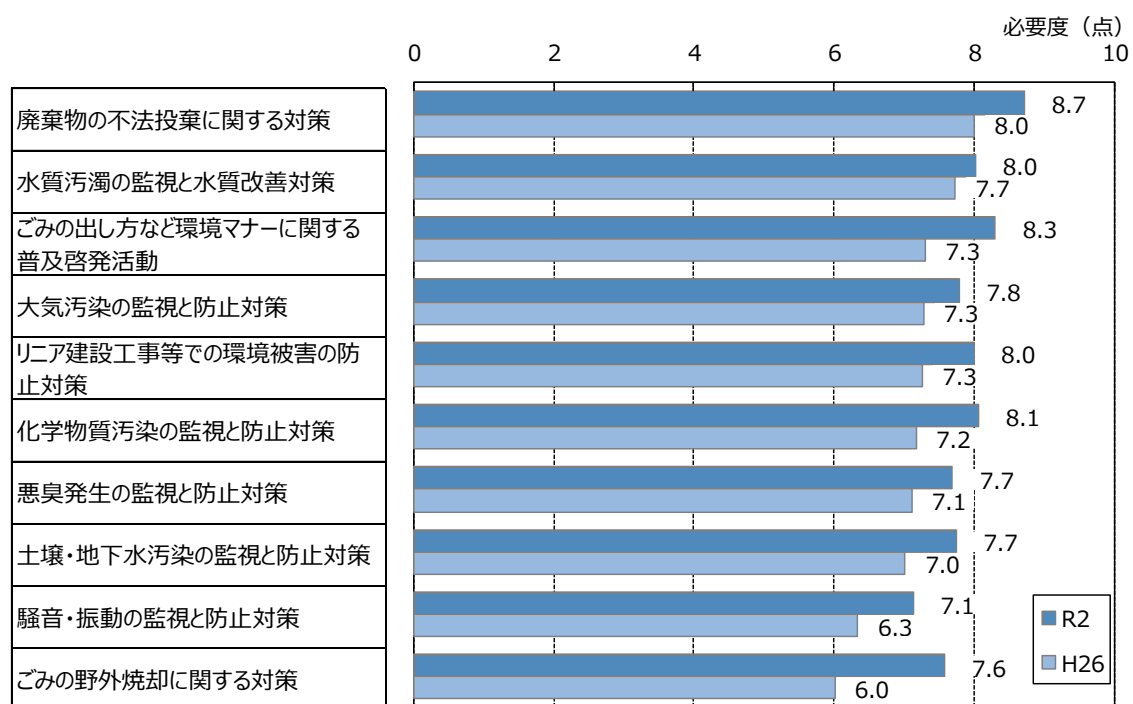


図 安全安心に係る項目の必要度（前回との比較）

第3章 第6節 環境保全に向けた人づくりに関する現況と課題

◆環境教育の取組



中津川の森林に親しむ

本市では、幼児や児童を対象とした環境教育を行っています。

幼稚園・保育園では地産木材を使用したスプーンづくりなどを通じて森林に親しむ「木育」を実施し、小学校ではカワゲラウォッチング（水生生物調査）を通じて暮らしに密接に関わる河川の状況や水資源の恵みについて学んでいます。

今後もプログラムの充実を図り将来を担う子どもたちに本市の自然の姿を伝えるとともに、環境保全活動や環境教育を先導していく人材の育成に取り組むことが必要です。

◆地域が主体となった環境の取組

加子母地区では、全国の大学から学生を受け入れ、地域と大学が連携して地域の課題などに取り組む「域学連携事業」を実施しています。

また、坂本地区では地域の環境課題に取り組むための協議会が設置されるなど、地域が主体となった環境への取組が始まっています。

今後もこうした成果を土台として市域全体に拡がり、活動が充実するように働きかけや支援を行う必要があります。



加子母木匠塾

◆市民・事業者・行政の連携した取組



自然環境団体連絡会議の活動

平成 25 年（2013 年）に自然環境活動を行う市民団体を束ねる組織として「自然環境団体等連絡会議」が設立され、本市の環境保全に向け協働した活動や知識・技術の習得を通して環境人材の育成に取り組んでいます。

また、市内事業者で構成される「中津川市環境推進協会（昭和 46 年（1971 年）設立）」では、公害防止の取組とともに事業者や市民に向けた環境保全に関する普及・啓発活動が行われています。

今後も、こうした活動を促進するため、市民・事業者・行政が積極的な情報交流や相互支援を行い、活動が充実・発展していくことが求められています。

◆環境課題に関する積極的な情報発信

これまで中津川市公式ホームページや広報なかつがわ、出前講座、環境フェスタ等を活用し、環境に関する様々な情報や環境保全活動を紹介してきましたが、情報が十分に伝わらず、環境に配慮した行動や理解、活動への参画につながっていないのが現状です。市民や事業者等の環境問題や環境保全活動に対する関心を高め、活動への参加や協働の取組につなげるため、様々な発信媒体による積極的な情報発信や内容の充実が求められています。

◆アンケート調査の結果より

「人づくり」に関するアンケート調査結果では、必要度が高いが満足度の低い「重点改善分野」には、「環境保全に関わる情報の発信、広報活動」、「環境に関わる人材育成、指導者育成の実施」があげられ、今後重点的に改善に向けた取組が必要です。

一方で、必要度が高く満足度も高い「重点維持分野」には、「園や学校での環境学習の実施」、「地域と小中学校・高校・大学が連携した環境事業の実施」、「自然や文化・歴史とのふれあい体験の場の提供」があげられ、今後も継続した取組が求められています。

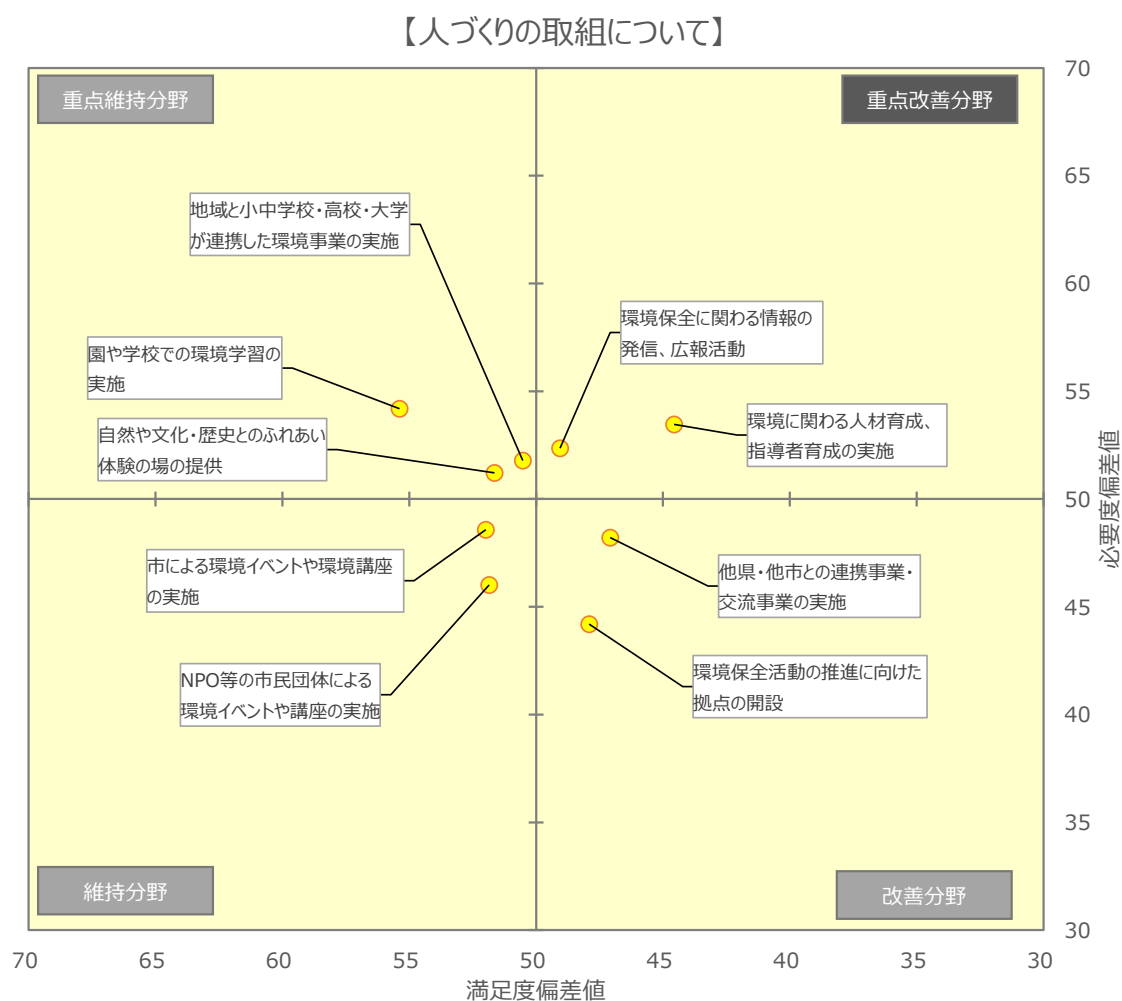
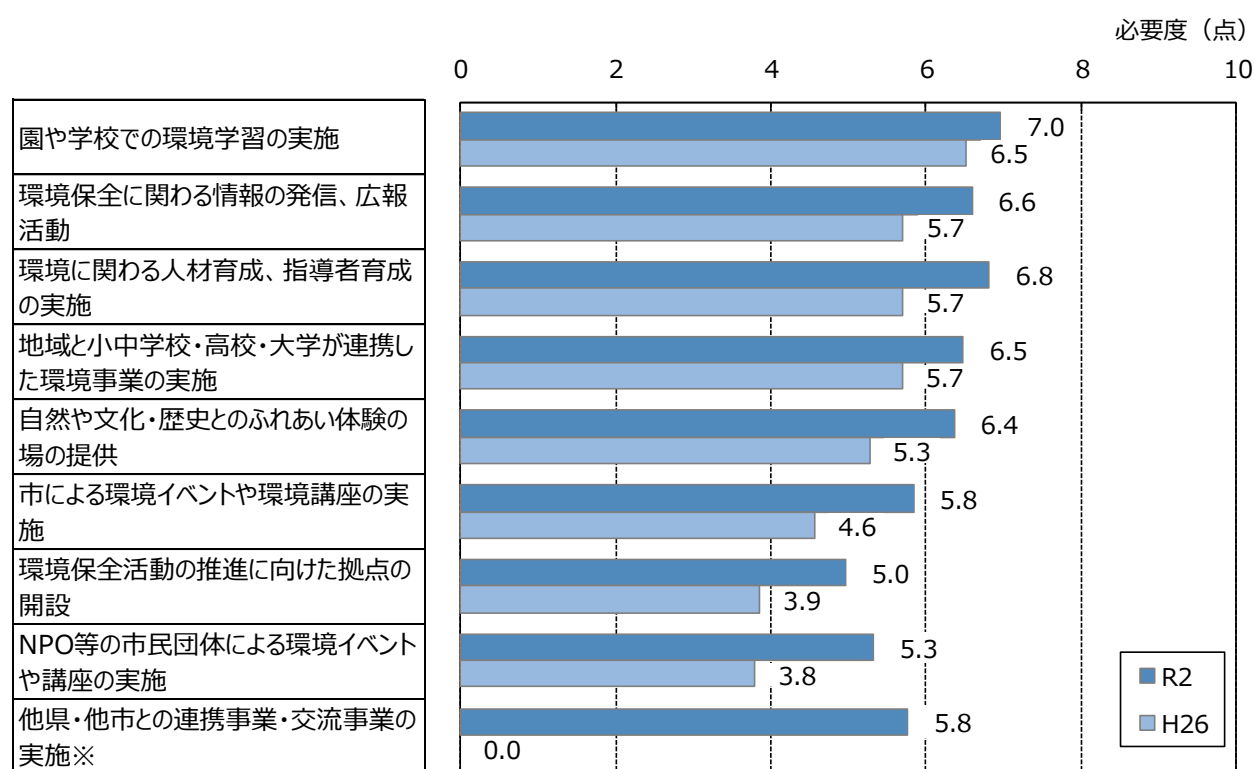


図 人づくりに係る項目の満足度及び必要度

前回調査と比較すると、全体的に必要な度は1.0点程度高くなっており、「NPO等の市民団体による環境イベントや講座の実施」は約1.5点高くなりました。



注：「他県・他市との連携事業・交流事業の実施」は前回調査に含まれません。

図 人づくりに係る項目の必要度（前回との比較）

第3章 第7節 計画前期の施策の評価

この節では、平成28年(2016年)3月に策定した第三次計画の施策に係る環境指標の各年度の実績値と目標値を整理し、評価しました。

第三次計画の計画前期の施策体系は次の表のとおりです。

第三次計画の計画前期では、目標となる環境指標に対して数値目標を設定しており、毎年達成度等の進捗状況を把握してきました。なお、目標となる環境指標と実績は、毎年「中津川市の環境」として、中津川市公式ホームページで公表しています。

表 計画前期における施策の体系

5本の柱	基本方針
自然共生地域づくり	(1) 自然を守る仕組みをつくる
	(2) 自然を調べ理解する
	(3) 自然を保全する
	(4) 自然を活かす
循環型地域づくり	(5) ごみ減量化の推進
	(6) 3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進
	(7) 環境に配慮した適正処理・処分
	(8) 地域資源の循環的活用
低炭素地域づくり	(9) エネルギーの効率的な利用促進
	(10) 再生可能エネルギーの導入促進
	(11) 交通の低炭素化
	(12) 森林による二酸化炭素の吸収源対策
安全安心な環境づくり	(13) 健康で安全な環境づくり
	(14) 快適で安心な環境づくり
環境保全に向けた人づくり	(15) 環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり
	(16) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進

令和元年度（2019 年度）までの各年の環境指標と数値は次の表に示すとおりです。指標の動向に加え、社会情勢も踏まえて見直しの方向性も示しました。

第三次計画の計画期間中において、既に目標を達成した指標として、基本方針「自然を守る仕組みをつくる」の「自然環境保全活動参加人数」、「自然を活かす」の「エコツーリズムツアーガイド数」があげられます。また、「健康で安全な環境づくり」の「一般大気環境基準達成率」、「河川環境基準達成率」、「騒音環境基準達成率」は目標である 100%を維持しています。

一方、基本方針「自然を調べ理解する」の「湧水湿地の調査箇所数」、「自然を保全する」の「希少種自生地保全箇所数」などは指標が伸び悩み、目標を大きく下回った状態が続いているほか、基本目標「環境人材の育成とネットワークづくり」と「多様な主体による環境教育・環境学習の推進」においては、平成 26 年度（2014 年度）から悪化している指標があります。

分野別に見ると「自然共生地域づくり」は、目標達成が厳しい指標もありますが、目標を既に達成している指標もあります。

「循環型地域づくり」は、衣類の回収やごみ処理手数料の有料化などの対策の導入により、いずれの指標も順調に推移しており、概ね目標を達成する見込みです。

「低炭素地域づくり」は、市域からの温室効果ガス排出量は好調な経済を反映して増加を続けており、目標達成が厳しい状況です。EV・PHV の普及台数も伸び悩んでおり、今後取組を推進する必要があります。

「安全安心な環境づくり」は、「健康で安全な環境づくり」に関する指標は順調ですが、不法投棄など「快適で安心な環境づくり」に関する指標は伸び悩んでいます。

「環境保全に向けた人づくり」は、概ね順調ですが、平成 26 年度（2014 年度）から悪化している指標もあります。

表 環境指標の動向(1)

5本の柱	基本方針	指標	平成26年度 (2014年度)	令和元年度 (2019年度)	当初目標値 (2025年度)	指標の 動向	見直しの 方向性
自然共生 地域づくり	自然を守る 仕組みをつくる	自然環境保全 活動参加人数	延 275 人	延 761 人	延 550 人以上	○	将来的な参加者 を見込み上方修 正
	自然を調べ 理解する	湧水湿地の調 査箇所数(累 計)	2ヶ所	3ヶ所	12ヶ所	△	継続
		ハナノキ自生 地の調査箇所 数(累計)	9ヶ所	13ヶ所	19ヶ所	□	継続
	自然を保全 する	希少種自生地 保全箇所数(累 計)	2ヶ所	4ヶ所	12ヶ所	△	継続
		特定外来生物 の分布区域数	272ヶ所	379ヶ所	100ヶ所以下	△	新たな自生地の 発見が相次ぐ実 態を踏まえ下方 修正
		外来種駆除た め池件数(累 計)	3ヶ所	6ヶ所	13ヶ所	△	県事業の計画変 更を踏まえ下方 修正
	自然を活か す	エコツアーリ ズムツアーガイ ド数	0人	130人	30人	○	地域偏在の改善 を行うことを踏 まえ上方修正
循環型地 域づくり	ごみ減量化 の推進	総ごみ排出量 (家庭ごみ+事 業ごみ+集団回 収)	30,339t	27,857t	26,736t	□	令和2年3月策 定の一般廃棄物 処理基本計画の 目標値にあわせ 上方修正
		家庭ごみ排出 量	23,419t	20,897t	20,460t	□	
	3R(発生抑 制、再使用、 再生利用)の 推進	集団資源回収 量	3,701t	2,929t	3,473t	△	
	環境に配慮 した適正処 理・処分	最終埋立量	2,420t	2,424t	2,150t	△	
	地域資源の 循環的活用	木質バイオマ スを燃料とし た薪・ペレット ストーブ設置 件数(H28以降 補助件数累計)	0件	119件	200件	□	継続

注「指標の動向」欄は、◎：事業完了、○：目標を上回る水準で推移、□：着実に改善、△：目標達成に向け要改善
×：指標・目標再検討 を示す。

表 環境指標の動向(2)

5本の柱	基本方針	指標	平成26年度 (2014年度)	令和元年度 (2019年度)	当初目標値 (2025年度)	指標の 動向	見直しの 方向性
低炭素地 域づくり	エネルギー の効率的な 利用促進	市域の温室効果ガス排出量 (平成24年度比)	814千t-CO2 (平成24年度値)	852千t-CO2 (平成29年度値)	660千t-CO2 △19%	△	継続
		行政の温室効果ガス排出量 (平成26年度比)	27,519t-CO2	20,973t-CO2	24,491t-CO2	○	既に目標達成していることから、上方修正
		市全域の年間消費電力量 (平成22年度比)	夏季 約16%削減 冬季 約2%削減	計測不可	夏季 15%以上削減 冬季 6%以上削減	×	市内の消費電力量の数値が入手困難となったため、指標廃止
	再生可能エ ネルギーの 導入促進	住宅用太陽光発電システム 設置件数(H12以降補助件数 累計)	1,416件	1,766件	2,300件	□	市民ニーズに合わせて目標を下方修正
		小水力発電所開発件数(累計)	3件	5件	5件	◎	完了
		再生可能エネルギーを導入 した公共施設数(累計)	20施設	26施設	30施設	□	継続
	交通の低炭 素化	EV・PHVの普及 台数(累計)	144台	321台 内訳 EV192 PHV125	2,880台	△	実績と社会情勢を踏まえ、下方修正
安全安心な環境づ くり	健康で安全 な環境づく り	一般大気環境基準達成率(二 酸化硫黄・二酸化窒素)	100%	100%	100%	○	継続
		河川環境基準(BOD)達成率	100.0% (9地点/9地点)	100.0% (9地点/9地点)	100.0% (9地点/9地点)	○	継続
		騒音環境基準達成率(一般環 境)	100.0% (3地点/3地点)	100.0% (3地点/3地点)	100.0% (3地点/3地点)	○	継続
	快適で安心 な環境づく り	不法投棄件数	58件	55件	0件	△	継続
		下水道整備面積	3,448ha	3,492.5ha	4,047ha	□	継続
		水洗化率(公共・特環・農集)	85.30%	86.00%	90.20%	□	継続
		公害防止協定締結事業所数	25事業所	25事業所	30事業所	△	継続

注「指標の動向」欄は、◎：事業完了、○：目標を上回る水準で推移、□：着実に改善、△：目標達成に向け要改善
×：指標・目標再検討を示す。

表 環境指標の動向(3)

5本の柱	基本方針	指標	平成26年度 (2014年度)	令和元年度 (2019年度)	当初目標値 (2025年度)	指標の 動向	見直しの 方向性
環境保全 に向けた 人づくり	環境人材の 育成とネッ トワークづ くり	幼児環境教育 指導者数	11人	22人	31人	□	継続
		河川環境教育 指導者数	14人	26人	34人	□	継続
		中津川市自然 環境団体等連 絡会議の参加 団体数	33団体	31団体	43団体	△	継続
		中津川市環境 推進協会の会 員事業所数	111事業所	111事業所	141事業所	□	継続
	多様な主体 による環境 教育・環境学 習の推進	幼児環境教育 を実施した幼 保園数(木育・ 自然体験等)	5園	15園	全園	□	継続
		河川・森林の環 境教育を実施 した学校数(カ ワゲラウロッ チング等)	13校	15校	全小学校	□	継続
		市民向けの環 境講座、イベ ント等の開催 回数(幼児環境 教育と河川環 境学習を除く)	20回	14回	24回以上	△	継続

注「指標の動向」欄は、◎:事業完了、○:目標を上回る水準で推移、□:着実に改善、△:目標達成に向け要改善
×:指標・目標再検討 を示す。

◆アンケート調査の結果より

「市に取組んでほしいと考える環境施策」に関するアンケート調査において、回答割合が最も高い項目は、「イノシシ、サル、クマなどによる鳥獣害対策の推進」が40.1%、次いで「森林や里地里山の整備と保全」が31.3%、「河川環境の整備と保全」が24.8%という結果でした。

豊かな自然と共生するために、鳥獣害対策や森林保全等に加えて、不法投棄対策や公害対策など、様々な側面から自然環境に関わる施策が求められています。また、近年頻発している災害への対策も、自然と共生する上で無視することはできません。その一方で、自然共生に関しては希少な動植物の保護は回答割合が低いことから、地域資源の重要性に理解を深めることが求められます。

また、地域活動や普及啓発、人材育成などは回答割合が低い環境施策です。知識・技術の伝承や、取組の浸透のため、人づくりにも理解を深め、環境施策を確実に推進していく必要があります。

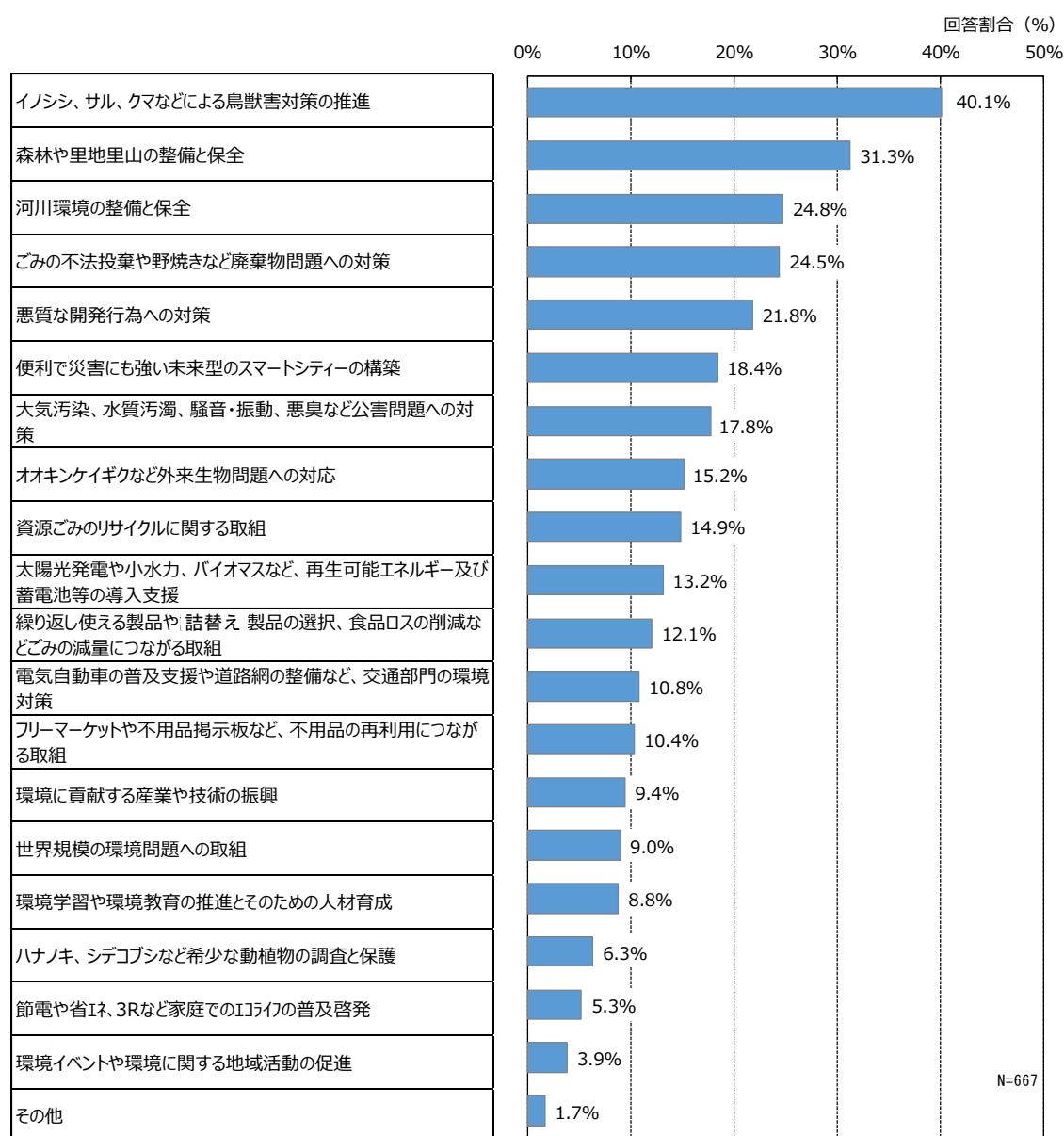


図 市に取組んでほしいと考える環境施策

第3章 第8節 地域の課題のまとめ

◆自然共生地域づくりに向けて

豊かな自然は私たち中津川市民が誇る「中津川市の宝」です。

しかし、今、自然への関心の低下や開発、里地里山等の手入れの放棄などにより、自然環境は危機的な状況にあります。なかでも、里地里山の手入れの放棄の影響は、森林や田畑の荒廃のみならず、貴重な植物等の自生地における生育環境の悪化や特定外来生物の生育地の拡大、野生鳥獣の被害の拡大など、様々な課題に波及していくことが危惧されます。

今後は、市民や事業者と協働した自然環境保全活動などを一層推進し、本市の誇れる自然を守り、次の世代につなげていくことが求められています。

また、持続可能な開発の観点からリニア中央新幹線に伴う開発と豊かな自然との共存・共生を図るとともに、自然を活かした観光や産業の振興など、市の発展につながる地域づくりを推進する必要があります。

◆循環型地域づくりに向けて

ごみ減量やリサイクルに関する取組への市民の関心も高く、引き続きごみ減量に向けた意識を高めるための啓発活動の推進とごみ減量につながる施策や3Rの取組を積極的に展開し、環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルが定着した循環型の地域を実現していく必要があります。

また、市内の約8割を森林が占める本市において、木材の積極的な利用を進めるとともに、間伐材や廃棄物となる製材工場の残材、住宅解体材などをエネルギーなどとして有効活用し、地域内で循環させる仕組みづくりが課題となります。

◆低炭素地域づくりに向けて

本市における平成29年度(2017年度)現在の温室効果ガス排出量は産業部門が51%を占めていますが、私達の取組が直接成果につながる家庭、業務、運輸の3部門は48%で、この部門での温室効果ガス排出量の削減は大きな課題です。今後は、省エネルギー対策の推進や交通対策など、排出量削減に向けた一層の環境配慮活動の推進が必要です。高効率機器の導入や次世代自動車の導入などにより、快適性や安全性にも配慮する考え方も必要です。

また、この地域での着実な低炭素化を推進するために、再生可能エネルギーの導入や森林の適正管理による二酸化炭素の吸収減対策も重要です。小水力やバイオマスなど、地域で未利用となっている資源を有効活用し、低炭素で資源循環や自然共生にも配慮した地域活性化の取組の推進が求められます。地球温暖化が原因とされる想定を超える気象災害が各地で頻発する中で、避難所となる公共施設等への再生可能エネルギーの導入や、停電に備えて各戸の太陽光発電システム等の導入など、環境にもやさしく災害にも強いまちづくりを進めていく必要があります。

◆安全安心な環境づくりに向けて

大気環境や水環境は、これまでの取組により大幅に改善されましたが、健康で安全な生活環境を維持するため、引き続き環境状況の把握と公害等の発生源に対しての指導が強く求められています。

また、廃棄物の不法投棄や野焼きには依然市民から多くの通報や苦情が寄せられており、快適で安心できる環境づくりに向けて、周知や監視活動の強化が必要となります。

さらに、令和9年(2027年)に開通が予定されているリニア中央新幹線の工事が今後本格化する中、多くの建設機材の稼働や運搬車両の運行から大気環境や騒音等への影響、またトンネル工事等による水環境などへの影響も懸念されており、その対策に地域と連携して取り組むことが求められています。

◆環境保全に向けた人づくりに向けて

本市では、環境保全活動の担い手の高齢化や後継者不足などによる活動の縮小化や知識・技術の伝承と継続が課題となったことから、次世代の環境保全に向けた人づくりや仕組みづくりを推進しており、中でも自然環境の保全に目的を絞った活動では指標が順調に伸びています。

今後は、環境保全活動の担い手の数を増やすことに加え、市民に向けたキャンペーンや広報活動等を幅広く展開するなど、環境に配慮し行動のできる人づくりを進めることが重要となります。少子高齢化等による人口減少が進む中で、本市の環境課題を正しく理解し、その課題解決に必要な豊富な知識と技術を身に着けた指導者となる人材を育成するとともに、指導者を中心として市民・事業者・行政の協働による保全の仕組みを構築し、活動を推進していくことが求められています。

さらには、将来を担う子どもたちへの環境教育を充実するとともに、環境負荷低減に貢献するあらゆる取組を様々な主体と連携して取り組んでいく必要があります。

第4章 計画の施策体系

第4章 第1節 計画の施策体系

本計画の施策体系と、柱の施策が貢献するSDGsをアイコンで示しました。



施策内容

- ・自然環境保全活動を推進するための仕組みづくり
- ・自然環境保全活動のための人材育成
- ・自然環境保全活動につながる市民運動の推進

- ・自然環境に関する基礎情報の収集
- ・希少な生きものに関する調査
- ・外来生物に関する調査

- ・希少な生きものの保全活動の推進
- ・外来生物の駆除の推進
- ・野生鳥獣の保護及び管理
- ・森林・里地里山の整備推進

- ・自然の恵みの有効利用
- ・自然を活かした観光や交流の推進
- ・自然体感型施設等の充実と活用

- ・ごみ減量化の普及啓発
- ・市民・事業者・行政による協働の取組の推進
- ・生ごみの有効利用の促進
- ・レジ袋削減・詰替商品の選択促進

- ・集団資源回収やリサイクルボックスの活用促進
- ・資源ごみの回収・利用の推進
- ・中津川市リサイクルセンターの活用促進

- ・ごみ・し尿処理施設での適正処理・処分
- ・生活排水処理施設整備と適正管理

- ・木質バイオマス資源を循環的に活用する仕組みづくり

- ・家庭や事業活動における省エネルギーの推進
- ・行政の率先的な省エネルギー活動の推進

- ・太陽光発電及び太陽熱利用の導入促進
- ・小水力発電の導入促進
- ・木質バイオマスの利用促進
- ・再生可能エネルギーを活用した防災対策
- ・再生可能エネルギーによる地域の活性化

- ・エコカーの普及促進
- ・交通インフラの低炭素化
- ・環境にやさしい交通システムの促進

- ・健全な森づくりの推進
- ・カーボン・オフセットの推進

- ・大気環境の保全
- ・水環境の保全
- ・騒音・振動及び悪臭対策の推進
- ・地下水と土壌環境の保全
- ・率先した公害防止対策の推進

- ・不法投棄の防止
- ・まちの美化とマナーの向上
- ・景観に配慮したまちづくり

- ・地域における環境保全の担い手の発掘と育成
- ・環境教育・環境学習に携わる人材育成
- ・市民や環境団体等の連携強化と活動の促進
- ・事業者と連携した環境保全活動の仕組みづくり
- ・大学等と連携した環境保全活動の仕組みづくり
- ・環境情報の充実と発信

- ・子どもたちに向けた環境教育・環境学習の充実
- ・環境教育・環境学習プログラムの作成
- ・環境イベントや講座の実地

第4章 第2節 自然共生地域づくりの施策体系

基本方針(1) 自然を守る仕組みをつくる

① 自然環境保全活動を推進するための仕組みづくり	・ 中津川市自然環境団体等連絡会議の推進
② 自然環境保全活動のための人材育成	・ 幼児向け環境教育の推進 ・ 河川環境教育の推進 ・ 環境教育の指導者や保全活動の担い手育成 ・ 子どもたちへの林業・木工の体験活動の推進 ・ 林業・木工関連産業の次世代を担う人材の育成
③ 自然環境保全活動につながる市民運動の推進	・ 自然環境・生物多様性保全に向けた啓発キャンペーンの推進 ・ 自然環境保全活動の推進

基本方針(2) 自然を調べ理解する

① 自然環境に関する基礎情報の収集	・ 身近な生きもの調査の実施
② 希少な生きものに関する調査	・ 希少野生植物とその自生地の分布及び現状の調査 ・ 希少野生動物とその生息地の分布及び現状の調査 ・ 天然記念物、保存樹などの指定・保存のための現状調査
③ 外来生物に関する調査	・ 特定外来生物の分布調査

基本方針(3) 自然を保全する

① 希少な生きものの保全活動の推進	・ 希少野生動植物の重要な生息地や自生地の保全活動(天然記念物を含む) ・ 天然記念物の指定及び保全 ・ 自然環境保護地区、保存樹などの指定及び保全
② 外来生物の駆除の推進	・ 特定外来生物(植物)の駆除活動の推進 ・ 特定外来生物(動物)の駆除活動の推進
③ 野生鳥獣の保護及び管理	・ 有害鳥獣駆除の実施 ・ 農地等での有害鳥獣対策の推進
④ 森林・里地里山の整備推進	・ 里地里山の保全と活用 ・ 森林整備の推進 ・ 環境配慮型農業の推進 ・ 優良農地の確保に向けた取組の推進 ・ 河川や田園集落と調和した景観の形成

基本方針(4) 自然を活かす

① 自然の恵みの有効利用	・ 里地里山や清流などの恵みの有効利用の促進 ・ 産直住宅の建設促進 ・ 公共施設等での木質化や緑化の推進
② 自然を活かした観光や交流の推進	・ エコツーリズムの推進 ・ エコツーリズムのガイドの養成 ・ 木曽川流域圏における自治体連携・交流の強化 ・ 姉妹都市や交流都市などとの交流の推進
③ 自然体感型施設等の充実と活用	・ 自然公園等の管理と活用 ・ 自然体感型施設等の利用促進

重点プロジェクト

① シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴ等の東海丘陵要素植物とその自生地の保全と継承	・ 希少野生動植物の生息地又は自生地の分布と現状の調査 ・ 希少野生植物の重要自生地の保全活動 ・ 天然記念物や自然環境保護地区の指定と保存
② 里地里山の保全と再生	・ 里地里山や山林、清流を活かしたエコツーリズムやアグリツーリズムの推進 ・ 特定外来生物の分布調査及び駆除活動の推進 ・ 有害鳥獣駆除の実施及び有害鳥獣駆除隊員の育成 ・ 里地里山などの恵みの有効利用事業 ・ 里山林や耕作放棄地の活用推進 ・ 生物多様性保全に関する市民啓発の推進

第4章 第3節 循環型地域づくりの施策体系

基本方針(1) ごみ減量化の推進

①ごみ減量化の普及啓発	・ごみ減量化の普及啓発 ・住みよい環境づくり推進員との連携 ・事業者に向けた普及啓発 ・事業系ごみの排出管理の推進
②市民・事業者・行政による協働の取組の推進	・市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化検討と取組の推進
③生ごみの有効利用の促進	・食品ロス削減の普及啓発 ・生ごみの堆肥化に関する普及啓発
④レジ袋削減・詰替え商品の選択促進	・レジ袋削減の取組の推進 ・詰替え商品の選択の普及啓発

基本方針(2) 3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進

①集団資源回収やリサイクルボックスの活用促進	・集団資源回収奨励金制度の実施 ・リサイクルボックスの利用促進 ・使用済製品等の店頭回収の促進
②資源ごみの回収・利用の推進	・缶類・ビン類・ペットボトル類の分別回収 ・雑がみの回収 ・衣類の回収
③中津川市リサイクルセンターの活用促進	・中津川市リサイクルセンターの利用促進 ・使用済小型家電の回収・資源化 ・大型ごみのリユース販売の実施 ・不用品紹介制度の検討

基本方針(3) 環境に配慮した適正処理・処分

①ごみ・し尿処理施設の適正処理・処分	・ごみ処理施設の適正処理・管理 ・し尿処理施設の適正処理・管理 ・し尿処理におけるリンの回収と肥料化 ・将来に向けた処理施設等の計画検討
②生活排水処理施設整備と適正管理	・公共下水処理場の適正な運用と維持管理 ・特定環境保全公共下水処理場の適正な運用と維持管理 ・農業集落排水処理場の適正な運用と維持管理

基本方針(4) 地域資源の循環的活用

①木質バイオマス資源を循環的に活用する仕組みづくり	・刈草・剪定枝の有効活用（堆肥化） ・公共事業から発生する木の有効活用（燃料化） ・製材端材などの燃料化（チップ・ペレットなど）と利用する仕組みづくり ・木材の搬出促進
---------------------------	---

重点プロジェクト

①ごみ減量化と3Rの推進	・ごみ減量に関する広報活動の充実 ・地域と協力した啓発活動の推進 ・雑がみ・衣類のリユース・リサイクルの推進 ・刈草・剪定枝などの堆肥化
②木質バイオマスの循環的利用の仕組みづくり	・木質バイオマス利用に向けた研究 ・木質バイオマスの供給促進の仕組みづくり ・薪・ペレットストーブの導入促進

第4章 第4節 低炭素地域づくりの施策体系

基本方針 エネルギーの効率的な利用促進

①家庭や事業活動における省エネルギーの推進

・家庭や事業活動における省エネルギー活動の推進

②行政の率優先的な省エネルギー活動の推進

・庁舎における省エネルギー活動の推進
・市職員ノーカーデーの実施
・省エネ設備やエコカー等の導入など、庁舎の省エネルギー化の推進

基本方針 再生可能エネルギーの導入促進

①太陽光発電及び太陽熱利用の導入促進

・住宅用太陽光発電の普及に向けた補助制度の実施
・公共施設への太陽光発電等の率先導入

②小水力発電の導入促進

・小水力発電導入に向けた補助制度の実施
・小水力発電所の開発事業

③木質バイオマスの利用促進

・木質バイオマス熱利用機器の普及・促進

④再生可能エネルギーを活用した防災対策

・防災拠点となる地域事務所・地域事務所への導入
・避難所となる小中学校等への導入

⑤再生可能エネルギー活用による地域の活性化

・再生可能エネルギーを活かした新たな産業の創出

基本方針 交通の低炭素化

①エコカーの普及促進

・エコカー・クリーンエネルギー自動車の普及促進
・エコドライブの推進

②交通インフラの低炭素化

・交通拠点におけるEV・PHVの充電設備の整備
・道路・街路灯などの高効率化の推進
・市道「青木～斧戸線」の建設
・リニア中央新幹線開通に向けた幹線道路の建設

③環境にやさしい交通システムの促進

・予約型コミュニティバスの運行
・エコ通勤の推進
・自家用車を使わない観光の推進

基本方針 森林による二酸化炭素の吸収源対策

①健全な森づくりの推進

・市有林の整備の推進
・民有林の整備の推進
・民有林での木材搬出に関する補助の実施

②カーボン・オフセットの推進

・カーボン・オフセットの推進

重点プロジェクト

①小水力発電、木質バイオマス熱利用の導入促進

・木質バイオマスの産業部門への活用事業
・家庭・事業所等への木質バイオマスの導入促進事業
・地域の活性化に結びつく小水力発電の開発事業

②災害に備えた再生可能エネルギーの導入

・防災拠点となる地域事務所・総合事務所への導入
・避難所となる小中学校等への導入

第4章 第5節 安全安心な環境づくりの施策体系

基本方針(1) 健康で安全な環境づくり

①大気環境の保全	・大気環境の常時監視測定 ・特定施設に対する監視 ・特定施設に対する測定結果の報告要請 ・大気汚染に関する情報発信
②水環境の保全	・河川の水質調査 ・特定施設に対する監視 ・特定施設に対する測定結果の報告要請 ・河川等公共用水域の水質改善 ・下水道接続、合併浄化槽設置の促進 ・農薬の適正使用の推進
③騒音・振動及び悪臭対策の推進	・騒音及び振動の特定工場・特定建設作業に対する監視 ・騒音及び振動の特定施設に対する測定結果の報告要請 ・道路に面する地域の騒音観測 ・悪臭事業場に対する指導 ・畜産農家等に対する指導
④地下水と土壌環境の保全	・地下水の水質監視 ・専用水道の設置事業場に対する監視 ・地下水の過剰採取の防止 ・不適正な埋立て等の防止
⑤率先した公害防止対策の推進	・公害防止協定等の締結推進 ・事業用太陽光発電等による乱開発防止

基本方針(2) 快適で安心な環境づくり

①不法投棄の防止	・不法投棄監視パトロールの実施及び不法投棄行為者の取締り ・不法投棄防止に向けた啓発と予防の強化
②まちの美化とマナーの向上	・ポイ捨て防止の啓発 ・市内一斉清掃やボランティア清掃の推進 ・放置自転車対策の推進 ・野外焼却行為者への指導強化
③景観に配慮したまちづくり	・都市緑化、公園緑化の推進 ・良好な景観形成の推進

重点プロジェクト

①清らかな水環境の保全	・下水道整備事業の推進 ・河川の水質浄化活動の推進 ・公害防止に向けた工場排水等の監視
②不法投棄対策の強化	・不法投棄監視パトロールの実施及び取締りの強化 ・不法投棄防止及び環境マナーの啓発

第4章 第6節 環境保全に向けた人づくりの施策体系

基本方針(1) 環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり

①地域における環境保全の担い手の発掘と育成	・環境保全活動に向けた人材の育成 ・人材登録制度の創設・活用
②環境教育・環境学習に携わる人材育成	・幼児環境教育の指導者の育成 ・河川・森林に関する環境教育の指導者の育成
③市民や環境団体等の連携強化と活動の促進	・環境団体が行う活動の情報発信 ・地域との対話と環境保全活動の推進
④事業者と連携した環境保全活動の仕組みづくり	・中津川市環境推進協会と連携した保全活動の推進 ・事業者の社会貢献活動や環境保全活動の推進
⑤大学等と連携した環境保全活動の仕組みづくり	・環境保全を目的とした域学連携の推進 ・環境保全を目的とした高等学校や専門学校との連携 ・学識者・専門家等による支援体制の構築
⑥環境情報の充実と発信	・環境情報の発信 ・博物館等での環境意識啓発の推進 ・環境センターでの環境意識啓発の推進

基本方針(2) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進

①子どもたちに向けた環境教育・環境学習の充実	・幼稚園・保育園における環境教育の実施 ・小・中学校での環境教育の実施
②環境教育・環境学習プログラムの作成	・幼児教育・学校教育と連携した環境教育プログラムの開発 ・ESD（持続可能な開発のための教育）に関するプログラムの開発
③環境イベントや講座の実施	・環境イベント等の開催 ・公民館等での環境講座の実施 ・環境に関する出前講座の推進

重点プロジェクト

①環境保全活動を持続的に実施する仕組みづくり	・中津川市自然環境団体等連絡会議の運営強化 ・環境保全活動のための事業者ネットワーク構築 ・環境保全を目的とした域学連携の推進 ・学識者・専門家等による支援体制の構築
②子どもから大人までの一連の環境教育の推進	・幼児教育・学校教育と連携した環境教育の推進 ・環境保全活動に必要な人材の育成 ・環境保全に関する人材登録制度の創設・活用

第5章 自然共生地域づくりに関する施策 (中津川市生物多様性地域戦略)

この章は「中津川市生物多様性地域戦略」を内包した章です。

第5章 第1節 自然共生地域づくりのあり方

本市は木曾川上流域の山あいを開けた中山間地域であり、豊かな森林と清流に育まれた自然あふれるまちです。また、市内に広がるのどかな里地里山やそこにある湧水湿地帯には、この地域に固有かつ希少な自然生態系が存在しています。

この地域は、古くから自然に根差した風土や文化が育まれ、暮らしの中に自然の恵みを取り入れてきました。しかし、現在は人口の減少や高齢化の進行、産業構造・都市型の生活様式への変化などにより、里山林や野草地などの利用を通じた営みが少なくなることで、人が自然から離れ、その結果森林や里地里山が荒廃し、そこでの生物多様性の質と量の両面から劣化していくことが懸念されています。

本市における自然共生地域づくりとは、人と自然とのつながりについて考え、自然の恵みを生活の中に活かしていくとともに、それを与えてくれる自然を守り、磨きをかけていく活動です。ここでは、単に自然をそのまま放置しておくのではなく、遺伝子・種・生態系の3つのレベルの多様性にも配慮しながら、自然環境を取り巻く様々な変化に対して適切な対策をとるとともに、多くの市民が自然の恵みを享受し、自然環境の保全に積極的に参加していくことが求められます。

○生物多様性とは

生きものは、同じ種の中でも、棲んでいる場所などによって形などが少しずつ異なります。

また、大気、水、土などの環境に応じて様々な生きものの種があり、森林、海、川、湖などいろいろな生態系を形づくっています。このように様々な生きものが、それぞれかかわりあいながら生きていることを生物多様性と呼びます。

生物多様性には、1) 生態系の多様性、2) 種の多様性、3) 遺伝子の多様性、の3つのレベルがあり、自然がすこやかにあるためには、これら3つが正しく保たれていなくてはなりません。

3つのレベルの生物多様性の説明

生態系の多様性



森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。

種の多様性



動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。

遺伝子の多様性



アサリのもよういろいろ

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。

○生物多様性4つの危機

日本の生物多様性は今4つの危機にさらされています。過去にも気候変動などの影響により大量絶滅が起きていますが、現在は人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生きものが危機に瀕しています。

第1の危機： 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や、埋め立てなどの開発によって生息生育環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。



第2の危機： 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

里山林や野草地が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。



第3の危機： 外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱

外来種が在来種を捕食したり駆逐したりして、生息生育場所を奪ったり、交雑して遺伝子汚染をもたらしたりしています。その他にも、農林魚業等への被害や感染症及び人の生命や健康への被害などももたらしています。



第4の危機： 地球環境の変化による危機

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。



イラスト：こども環境白書 2012

○生態系サービス

生きものは環境と相互作用しながら生きています。周囲とまったく無関係に生きている生きものはいません。生態系の中では、生きものと環境との間で様々な相互作用が営まれています。植物は太陽からの光を受け、空気中の二酸化炭素を吸収して有機物を作り、土の中の水や栄養を吸い上げ、多くの水を大気に返し、枯葉や枯れ枝を落として土壌を作ります。動物はほかの動物や植物を食べ、排泄物を出します。微生物は動物の遺体や排泄物、植物の枯葉や枯れ枝などの有機物を分解します。個々の生きものの作用は小さくても、それがまともな環境に大きな影響を与えます。生態系の中での生きものと環境との相互作用をまとめて、生態系の働きとしてとらえることができます。これを生態系機能と呼びます。

人類は地球上の自然環境の中で進化してきましたし、その中で社会を発達させてきました。現在の自然環境が突然なくなったり、大きく変化してしまったら、大変困ったことになります。人間が現在の生活を維持していくために、生態系が果たしている様々な機能はなくてはならないものです。生態系の機能のうち、特に人間がその恩恵に浴しているものを生態系サービスと呼びます。



(1) 自然共生地域づくりの目標(将来の環境像)

連携と協働による持続可能で自然を活かした地域づくり

- 春は草花と新緑が彩る里地里山、夏には緑の森林と青く清らかな川のせせらぎ、秋には山々の紅葉や里地里山の味覚、冬は凜と澄み渡る雪の峰々など四季を通じ、魅力に満ちた中津川の自然の中で生活が営まれています。
- シデコブシ、ハナノキ、ヒトツバタゴなど、この地域固有の自然環境が、多くの人の手でいつまでも大切に保全されています。
- 農林業が盛んで、森林や里地里山など人の手で維持されてきた生物多様性が良好な状態に維持され、そこからもたらされる自然の恵みを多くの人が利用しています。
- 市民が自然に親しむ機会が増え市外からも多くの人が訪れ中津川の自然を楽しんでいます。
- 豊かな自然を次の世代に引き継ぐために環境を守る活動が積極的に行われ、さらに木曽川流域内での交流を通じて活動の輪が広がっています。



(2) 基本方針

① 自然を守る仕組みをつくる

本市の自然を守る仕組みづくりでは人材確保と持続可能な運営体制づくりを行います。

まず、森、里、川に至る豊かで多様な自然を対象に保全活動を行ううえで、対象に応じた専門知識や経験を有する専門家やリーダーの確保を目指します。

また、活動には多くの人手が必要なため、これらの活動を支える参加者の安定的な確保を目指します。さらに、この活動の参加者の中から次のリーダーを育成し、活動の継続化を図ります。

この仕組みづくりを持続させるため、保全活動を支える参加者の興味や新たな参加者の発掘のための情報提供を行います。



② 自然を調べ理解する

本市の自然を後世に継承するために、市民が現状に関心を持ち、自ら行動を起こすことが重要です。

そこで、森林や里地里山の開発や荒廃により減少傾向にあるシデコブシやハナノキ等希少な植物の生育状況や分布状況などを把握し、効果的な対策を行うための基礎資料を蓄積します。

また、近年、地域の生態系に重大な影響を及ぼす恐れのある「特定外来生物」について、市内における現状把握を行い、今後の取組を考えていくための基礎データとします。

これらの調査結果は、広く市民に理解、共有されるよう、様々な媒体を活用して分かりやすく公表、発信していきます。



③ 自然を保全する

良好な自然を有する地域や、修復、再生が望まれる地域を対象に具体的な活動を実施していきます。

まず、希少な野生動植物の生息生育地が良好な状態で将来に継承されるよう、希少野生動植物の生息生育地の保全や特定外来生物の駆除活動を推進します。

また、植林地や里地里山の荒廃、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等による被害の現状や対策の必要性に対する市民の理解を深めるとともに、協働できる機会の増加を図ります。

これらの取組は、本市の各地域の連携に留まらず、流域レベルでの取組として市内外の人々に積極的にアピールします。



④ 自然を活かす

本市の良好な自然の魅力は地域で守るだけでなく、里地里山の恵みの有効利用や産直住宅の促進を図ります。また、これら取組を市内外の多くの人々の交流の機会となるよう有効活用します。

森、里、川を良好な状態で維持するために必要な環境保全活動の活性化を図るために、学校行事や市民活動、市外からの参加者の増加を図ります。

また、魅力ある自然を活かした体験型プログラムの充実化を促進し、市内外のリピーターを増やすとともに、環境配慮型の公共施設を増やし、環境との共生都市のイメージアップを図ります。



第5章 第2節 自然共生地域づくりの施策体系

基本方針(1) 自然を守る仕組みをつくる



①自然環境保全活動を推進するための仕組みづくり	・中津川市自然環境団体等連絡会議の推進
②自然環境保全活動のための人材育成	・幼児向け環境教育の推進 ・河川環境教育の推進 ・環境教育の指導者や保全活動の担い手育成 ・子どもたちへの林業・木工の体験活動の推進 ・林業・木工関連産業の次世代を担う人材の育成
③自然環境保全活動につながる市民運動の推進	・自然環境・生物多様性保全に向けた啓発キャンペーンの推進 ・自然環境保全活動の推進

基本方針(2) 自然を調べ理解する



①自然環境に関する基礎情報の収集	・身近な生きもの調査の実施
②希少な生きものに関する調査	・希少野生植物とその自生地の分布及び現状の調査 ・希少野生動物とその生息地の分布及び現状の調査 ・天然記念物、保存樹などの指定・保存のための現状調査
③外来生物に関する調査	・特定外来生物の分布調査

基本方針(3) 自然を保全する



①希少な生きものの保全活動の推進	・希少野生動植物の重要な生息地や自生地の保全活動(天然記念物を含む) ・天然記念物の指定及び保全 ・自然環境保護地区、保存樹などの指定及び保全
②外来生物の駆除の推進	・特定外来生物(植物)の駆除活動の推進 ・特定外来生物(動物)の駆除活動の推進
③野生鳥獣の保護及び管理	・有害鳥獣駆除の実施 ・農地等での有害鳥獣対策の推進
④森林・里地里山の整備推進	・里地里山の保全と活用 ・森林整備の推進 ・環境配慮型農業の推進 ・優良農地の確保に向けた取組の推進 ・河川や田園集落と調和した景観の形成

基本方針(4) 自然を活かす



①自然の恵みの有効利用	・里地里山や清流などの恵みの有効利用の促進 ・産直住宅の建設促進 ・公共施設等での木質化や緑化の推進
②自然を活かした観光や交流の推進	・エコツーリズムの推進 ・エコツーリズムのガイドの養成 ・木曽川流域圏における自治体連携・交流の強化 ・姉妹都市や交流都市などとの交流の推進
③自然体感型施設等の充実と活用	・自然公園等の管理と活用 ・自然体感型施設等の利用促進

第5章 第3節 施策内容

施策が貢献するSDGs



(1) 自然を守る仕組みをつくる

① 自然環境保全活動を推進するための仕組みづくり

本市において自然環境の保全活動に取り組んでいる自然環境団体間の交流や情報交換、技術・知識の向上、各団体の活性化と連携の強化を図るとともに、参加団体と協働した保全活動や啓発活動を推進するため「中津川市自然環境団体等連絡会議」を開催していきます。

個別施策の名称	概要	担当課
中津川市自然環境団体等連絡会議の推進	本市において自然環境の保全活動に取り組んでいる環境団体が集まる「中津川市自然環境団体等連絡会議」を定期的に開催し、参加団体相互の交流や情報交換、技術・知識の向上を図ります。また、本市において取り組むべき活動などについてもこの枠組みにおいて検討・提案していきます。市はここでの提案をもとに、環境団体と連携し自然共生地域づくりに取り組みます。	環境政策課

② 自然環境保全活動のための人材育成

自然環境保全活動を持続的に推進していくためには、その担い手となる人材の育成が重要です。そのため、本市の将来を担う子どもたちが自然環境への関心や愛着を深めるための環境教育プログラムを園や学校と連携して実施するとともに、環境学習の指導者や環境保全活動の担い手育成に取り組みます。

個別施策の名称	概要	担当課
幼児向け環境教育の推進	人と自然とのつながりを考えることができる豊かな心を育むことを目的に、木育や自然体験を取り入れた幼児向けの環境教育を、各保育園や幼稚園で実施します。 また、乳幼児とその保護者を対象に、自然や木に親しむことができる機会を提供することで、健やかな子どもの生育につなげます。	環境政策課
河川環境教育の推進	子どもたちに川の水質や生態系の保全、流域のつながりなどの学びを提供するために、水生生物調査(カワゲラウォッチング)などの河川環境教育を、小中学校を対象に実施します。	環境政策課
環境教育の指導者や保全活動の担い手育成	幼児向け環境教育や河川・森林の環境教育などに携わる指導者を育成するための指導者講習会などを実施し、本市の自然環境とその保全に関する正しい知識を持ち、その知識を伝え、活動していく人材を育成します。 また、経験のある指導者とともに必要に応じて指導者講習会等で使用する教材や副読本などを作成します。	環境政策課

個別施策の名称	概要	担当課
子どもたちへの林業・木工の体験活動の推進	中津川市森の担い手育成構想の取組として、子どもたちに向けた林業や木工の体験活動を推進します。岐阜県や森林文化アカデミーと連携し、子どもの誕生から高校生までの成長段階に応じた体験活動の実施や木製品の配布、またそれらの実施に必要な人材の育成などを企画し実施します。	林業推進課
林業・木材関連産業の次世代を担う人材の育成	中津川市森の担い手育成構想の取組として、大学生や社会人を対象とした林業や木材関連産業の人材育成に資する取組を推進します。岐阜県や森林文化アカデミーと連携し、学生への奨学金制度の実施や林業研修生の受け入れを行うとともに、林業等を志す社会人への資格取得支援や就労支援などを企画し実施します。	林業推進課

③ 自然環境保全活動につながる市民運動の推進

環境保全活動は、多くの市民が参加して行われることでより大きな成果を得ることが出来ます。

本市では、市民の自然環境保全活動への参加を促すため、自然環境や生物多様性の保全に関する宣伝活動（キャンペーン活動）を企画・実施し、その活動への理解と参加を促進します。また、市民が行う環境保全活動に対し、必要な資材等の貸出しや専門家等を派遣するなどの支援を行います。

個別施策の名称	概要	担当課
自然環境・生物多様性保全に向けた啓発キャンペーンの推進	市民の自然環境に関する知識や保全意識の高揚を図るため、市民にも分かりやすく取り組みやすい生物多様性のキャンペーン活動を企画・推進していきます。また必要に応じて、有識者や環境団体等と協力して市民向けの啓発物の作成にも取り組みます。	環境政策課
自然環境保全活動の推進	環境団体や地域による、森林・里地里山・湧水湿地・川などの保全活動に対して、有識者による助言指導や資材の貸出等の支援を行うとともに、必要に応じ各団体に協力して取組を推進します。	環境政策課



(2) 自然を調べ理解する

① 自然環境に関する基礎情報の収集

本市の自然に関する各種データを収集、蓄積し、今後の調査や保全活動、環境教育などを実施する際の基礎資料とし、これらを中津川市公式ホームページに掲載するなど広く周知を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
身近な生きものの調査の実施	市民や環境団体が参加する「市民生きもの調査隊」を編成し、身近な場所に生息又は生育している生きものについて調査を行い、その結果をもとに冊子「中津川市の生きもの」を作成します。	環境政策課

② 希少な生きものに関する調査

本市には、シデコブシやハナノキ、ヒトツバタゴ等この地方固有の希少な生きものが多くみられます。これらの生きものを地域の宝として後世に残していくことが重要です。そのためには希少な生きものたちの分布や現状を把握し、理解することは欠かせません。

絶滅危惧種などの希少な生きものの分布やそれらが生息又は生育する自然環境等の現況を把握する調査を、大学や研究機関、環境団体と連携して実施します。

個別施策の名称	概要	担当課
希少野生植物とその自生地の分布及び現状の調査	希少植物の分布状況と自生地の現状を調査し、マップやデータベースを作成します。特にハナノキ・シデコブシなどの東海丘陵要素植物が自生する里地里山や湧水湿地を調査し、重要と判明した自生地は、天然記念物や自然環境保全地域の指定等も視野に詳細な調査を行います。また、既存の天然記念物などの現状調査も定期的の実施し、保護や保存に取り組みます。	環境政策課 文化振興課
希少野生動物とその生息地の分布及び現状の調査	大学や研究機関、環境団体などと連携し、絶滅危惧種など希少な哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・魚類・昆虫類等の分布状況と生息地の現状を把握する調査を実施し、その結果をまとめて基礎データとして蓄積します。	環境政策課
天然記念物、保存樹などの指定・保存のための現状調査	既存の天然記念物や保存樹などの現状調査を定期的の実施し、保護・保存の取組に活かします。また、市民による保全の機運が高まっている種やその生息地又は自生地については、天然記念物や保存樹の指定等も視野に入れた現状調査を行います。	文化振興課 環境政策課

③ 外来生物に関する調査

本市でも、身の回りの環境において外来生物を目にすることが多くなりました。なかでもオオキンケイギクやアライグマ、ブラックバスなどの特定外来生物は、地域の固有な生態系や里地里山の景観などを損ない、農業や人にも危害を加える恐れがあります。また、幅広く生態系

等に被害を及ぼすおそれのある外来種として「生態系被害防止外来種※1」が選定されています。そのため、「特定外来生物」や「生態系被害防止外来種」の分布状況やその影響などを確認し、駆除対策に向けた基礎データを蓄積します。

個別施策の名称	概要	担当課
特定外来生物の 分布調査	本市で繁殖が拡大している特定外来生物に指定された植物（オオキンケイギク、アレチウリ、オオハングンソウ等）や生態系被害防止外来種などの分布調査を地域と協力して推進します。 また、特定外来生物に指定された哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類などの分布調査を推進します。	環境政策課

※1 外来種のうち、侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれのあるもので、国内由来の種も含みます。定着予防外来種（フェレット、ワニガメ属など）、総合対策外来種（ハクビシン、アカミミガメ、タイリクバラタナゴなど）などがあり、特定外来生物も含まれます。



(3) 自然を保全する

① 希少な生きものの保全活動の推進

全国的に、開発行為、里地里山の手入れの放棄、外来生物の侵入などの影響により希少な生きものは減少傾向にあります。本市においてもシデコブシやハナノキ、ヒトツバタゴなど、早急に保全対策を講じる必要がある生きものが存在します。また、今後はリニア中央新幹線の整備工事やこれに伴う公共工事などが行われるため、開発と自然保護が両立した「持続可能な開発」の観点から、保全活動を推進していく必要があります。

本市では、前述の希少野生動植物の調査結果をもとに、これらの重要な生息地又は自生地のうち荒廃や消失する恐れがある場所については再生・保全に向けた活動を行います。

個別施策の名称	概要	担当課
希少野生動植物の重要な生息地や自生地の保全活動(天然記念物を含む)	本市の代表的な希少種である、シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴの重要自生地及び水源地区での保全活動を推進します。具体的には自生地における後継樹の生長を促すため、支障木の伐採や湿地環境の保全などの環境整備を推進します。また、遺伝子の多様性に配慮しながら、専門家等の指導のもと保護増殖活動を進めるとともに、そこに生息する希少な動物なども保護していきます。	文化振興課 環境政策課
天然記念物の指定及び保全	市民による保全の機運が高まっている種やその生息地及び自生地は、調査の結果や有識者の意見を参考に、天然記念物への指定等も視野に入れ、保護活動の推進に取り組みます。また、こうした場所を市民や地域が保全していく仕組みづくりに取り組みます。	文化振興課
自然環境保護地区、保存樹などの指定及び保全	市民による保全の機運が高まっている種やその生息地及び自生地は、調査の結果や有識者の意見を参考に、自然環境保護地区、保存樹などへの指定等も視野に入れ、保護活動の推進に取り組みます。また、こうした場所を市民や地域が保全していく仕組みづくりに取り組みます。	環境政策課

○希少な生きものの宝庫である湧水湿地

湧水湿地は斜面からの湧水で潤わされる湿地で、1,000 m²に満たない小規模なものが多いのが特徴で東海地方に多く分布しています。本市の里地里山にも湧水湿地が数多く点在し、ハナノキやシデコブシ、シラタマホシクサ等の植物をはじめ、ヒメタイコウチ、ヒメヒカゲ、ホトケドジョウなどこの湿地特有の多くの希少種が確認されています。近年では開発などにより数が著しく減少しているため、本市では希少な生きものとともにそれらが生息又は自生する湧水湿地の保全に取り組みます。

シラタマホシクサが咲き誇る秋の湧水湿地



ヒメタイコウチ



サギソウ



ホトケドジョウ



ヘビノボラス

○環境団体と行政との連携によるシデコブシの保全活動

みなさんはシデコブシをご存知でしょうか。シデコブシはモクレン科に属する日本固有の植物で、環境省レッドリストでは準絶滅危惧(NT)に指定されています。本市では3月末から4月上旬に開花し、純白からピンク色まで変化にとんだ花の色で人々の目を楽しませてくれます。花の形が神主の使う「シデ(紙重)」に似ていることからこの名前がつけられており、昔から地元では春を告げる花として親しまれています。市内の各地で目にする植物ですが、実はこの地域以外ではあまり見ることができない世界的にも希少な植物なのです。

シデコブシの自生地は全国的にも愛知・岐阜・三重の一部にしかなく、またその大半が岐阜県の東濃地域にあります。そのうち、本市には平成27年(2015年)現在で大小約66ヶ所以上の自生地が確認されており、そこに自生する株数は約3,600株を超えます。また、日本のシデコブシ自生地の東限・北限に位置し、学術的にも貴重な位置づけがなされています。

しかし、シデコブシは今、絶滅の危機に瀕しています。多くのシデコブシ自生地は里地里山の湧水湿地にありますが、そこに人の手が入らなくなることによって里山林が荒れ、湧水湿地の乾燥化が進むなど、シデコブシの自生環境が悪化しています。特に、他の樹木や竹が生長しシデコブシの日照条件を悪くしており、シデコブシが大きく生長できないばかりか、実生が生長できず枯れてしまうため、新たな世代に更新することができず、現在生えている株が寿命で枯れてしまえば絶滅する恐れがあります。

このため、市ではこれまでこの地域において保全活動を行ってきた「中津川シデコブシの会」などの環境団体と協力して、市内のシデコブシ自生地の調査を行うとともに、生育環境が良くない場所については日照の妨げとなっている支障木の伐採やツタや雑木の刈り払いなどの環境整備を行うなど、自生地の保全活動に取り組んでいます。

注) シデコブシ自生地箇所数・株数は旧中津川市エリア及び福岡・坂下地区におけるH25・H26年度の市の調査により確認した数です。また蛭川地区は未調査のため数に入れていません。



左：シデコブシの花（岩屋堂シデコブシ群生地）
 右上：シデコブシの自生地調査
 右下：シデコブシ自生地における支障木の伐採



② 外来生物の駆除の推進

平成 25 年度以降行っているオオキンケイギク・アレチウリ・オオハンゴンソウなどの特定外来生物（植物）の分布調査によれば、分布域は既に市内全域に広がっており、中には大規模な自生地も存在していることがわかっています。

また、本市で目撃例のあるアライグマは、近隣自治体では農業被害が増加しているほか、セアカゴケグモなどの危険な特定外来生物も東濃地域において分布域を拡げつつあります。

これらを踏まえ、特定外来生物等への適切な対策を、市民、事業者、行政が連携して早急に実施していく必要があります。

個別施策の名称	概要	担当課
特定外来生物(植物)の駆除活動の推進	本市で繁殖が拡大している特定外来生物(植物:オオキンケイギク、アレチウリ、オオハンゴンソウ等)や生態系被害防止外来種などの駆除活動を地域と行政が協働して推進します。 市内一斉清掃における特定外来生物の駆除の実施や、市が管理する道路・河川・公園等での率先した駆除対策を実施していきます。 【率先駆除対策の例】 ・特定外来生物駆除事業(委託業務)の推進 ・住民協働作業での駆除作業の推進 ・道路等の維持管理作業における駆除の実施	建設課 管理課 環境政策課
特定外来生物(動物)の駆除活動の推進	特定外来生物の動物についての駆除活動を推進します。 アライグマ、ヌートリアなどの害獣については捕獲檻の貸出しや猟友会と連携して有害鳥獣駆除を実施します。 ブラックバスやブルーギル、ウシガエルなどの特定外来生物については、県や用水組合等と連携し、計画的な池干しを行うとともに、ため池に生息する生きもの調査、特定外来生物の捕獲・駆除、放流防止対策などを実施します。 また、セアカゴケグモなど市内では未確認の特定外来生物についても、周知活動と合わせて駆除対策を検討し、備えます。	環境政策課 農林整備課 有害鳥獣対策室



本市でも多く確認されているアライグマ



アライグマ等の捕獲檻の貸出しを実施

○本市におけるオオキンケイギク（特定外来生物）駆除の活動

○ 特定外来生物とは

日本の生態系に重大な影響を及ぼす恐れがある生きものとして、外来生物法により「特定外来生物」が指定され、栽培や飼育、運搬、販売、野外に放つことが禁止されています。

○ オオキンケイギクとはどんな植物

5月から7月頃にかけて、直径5cmから7cmの橙黄色の花をつけます。県内の道端や川原などでよく見かけます。

北米原産の本種は、強健で冬季のグランドカバー効果が高く、花枯れ姿が汚くないという理由で、緑化のため道路の法面などに利用されたり、ポット苗としても生産・流通されていきました。しかし、あまりの強靱さのために一度定着すると、在来の野草を駆逐し、辺りの景観を一変させてしまう性質を持っています。人の手でこれ以上広げないようにするため、平成18年に「特定外来生物」に指定されました。



オオキンケイギク

○ オオキンケイギクの駆除方法

本種がみなさんの庭などに生えているのを見かけたら駆除しましょう。

本種を駆除する際は、根から引き抜いてビニール袋等に密閉するなどその場で広げないように数日間放置し、枯死させた後に燃えるごみとして処理しましょう。

(参考：岐阜県環境生活部環境企画課 HP)



オオキンケイギクの駆除活動

○ 中津川市における現状

本市では平成25年(2013年)から、市民や地域の協力のもと、特定外来生物の調査と駆除活動を推進しています。また、市の委託事業による調査や駆除も行っており令和元年度(2019年)には、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリの駆除作業を71ヵ所で行い、2,786kgを駆除しました。

本市では引き続き市民と行政が連帯しながら特定外来生物の分布状況や駆除活動を推進していきます。



オオハンゴンソウ



アレチウリ

③ 野生鳥獣の保護及び管理

本市では、毎年イノシシ・シカ・サルなどの野生鳥獣による農林業への多額の被害が発生し、また山林の植物への食害など自然環境への影響も危惧されます。一方で、こうした野生鳥獣の駆除（個体管理）に携わる狩猟者が減少しており、数年後には鳥獣対策が行詰る恐れがあります。

本市では、農林業への被害防止と豊かな森林を守る視点から関係機関と連携して対策を実施するとともに、狩猟者などの担い手不足の解消に向けた人材育成を促進します。

個別施策の名称	概要	担当課
有害鳥獣駆除の実施	防除しても鳥獣被害にあっている方からの捕獲要望に対し、鳥獣被害対策実施隊に出動を要請し、加害鳥獣の駆除を実施します。ニホンジカについては個体数調整事業を行うなど、増加する農業被害等の軽減を図ります。また、鳥獣対策を速やかに実施するため、鳥獣被害対策実施隊の隊員数が激減しないよう新規隊員を育成します。	有害鳥獣対策室
農地等での有害鳥獣対策の推進	鳥獣被害にあいにくい地域づくりのため、電気牧柵等の設置に対する補助の実施や、国の交付金を活用し、地域を大きく囲う形での侵入防止柵の設置を推進します。	有害鳥獣対策室

○中津川市における鳥獣被害と対策

本市における鳥獣被害の大半はイノシシによるもので、次いでニホンザル、カラスの順となっています。

これまで、電気牧柵や侵入防止柵の整備により、被害量は以前に比べ減少傾向にあります。例えば岐阜県が推奨する「猪鹿無猿柵^{いのしかむえんさく}」は、下部のワイヤーメッシュでイノシシを、上部のエスター線でシカを、電牧線を組み合わせてサルの侵入を防ぎ、効果を上げています。しかし、柵の未設置の地域で新たな被害がみられることから、捕獲による個体数管理など総合的な取組が求められます。特にイノシシやシカなどは、自然の恵みの有効活用の視点から「ジビエ料理」等の食材としても考えていく必要があります。



くくりわなにかかったシカ



有害駆除したイノシシ



ジビエ料理：シカのすき焼き



猪鹿無猿柵の設置状況（苗木地区）

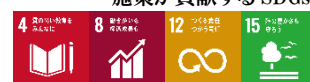
⑤ 森林・里地里山の整備推進

本市の森林や里地里山の多くは、社会情勢や生活スタイルの変化などにより、人と自然とのかけわりが薄れ、手入れが行き届かない場所が増えています。これにより、今まで成り立っていた自然環境のバランスが崩れ、森林の荒廃や山地災害、耕作放棄地の増加、野生生物による農林業被害と生活圏への出没、外来生物の繁殖、希少な生きものの生息地及び自生地の減少など多くの問題が起きています。

本市では、森林や里地里山の機能の維持・回復に資する事業に取り組み、豊かで魅力的な森林や里地里山の再生を図ります。特に、森林分野では、「健全で豊かな森林づくり」を目指し、森林の持つ多面的機能が発揮できる適切な施業や森林の整備・保全につながる取組を推進します。

農業分野では農地の多面的機能を維持・発揮させるため、農業用水路や水田、畑等を整備・再生します。また、良好な自然と農業との共存を図るため、環境配慮型の農業を推進します。

個別施策の名称	概要	担当課
里地里山の保全と活用	人の手がつかず手入れが放棄されている里山林や耕作放棄地について、地域の団体自らが里山の整備及び利活用を行う取組に対し支援を行います。また、耕作放棄地について現地調査を行い、有効利用につなげるための仕組みづくりや具体的な利用の取組等に向けた検討などを進めます。	林業振興課 農業振興課
森林整備の推進	国や県などの補助事業を活用し、民有林の森林整備を進めます。生物多様性保全の観点では、清らかな水をかん養する水源林等の整備、野生鳥獣被害の軽減や地域住民の生活の向上を図るための里山林の整備や活用を進めていきます。また、自然の力を活用した森林更新を促し、広葉樹林や針広混交林等を増やしていくことで森林の生態系サービス(調整サービス)を高めます。	林業振興課
環境配慮型農業の推進	化学合成農薬や化学肥料を一定以上低減するなど環境への配慮を商品付加価値とした環境配慮型の農業を推進するため、国や県の補助制度も活用しながら支援していきます。	農業振興課
優良農地の確保に向けた取組の推進	耕作放棄地の解消や農業の健全な発展のため、国や県の制度を活用して、耕作放棄地を再生・利用するための再生作業(障害物除去、深耕、整地、土地改良等)や農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動などに対する支援を行い、農用地区域の保全を図ります。 【取組例】 ・中山間地域等直接支払制度(農林水産省) ・多面的機能支払交付金制度(農林水産省)	農業振興課 農林整備課
河川や田園集落と調和した景観の形成	3,000 ㎡以上の開発行為に対して、開発時に届出義務を課し、道路等の公共空間との境界部分に緑化の規制を設定します。	都市建築課



(4) 自然を活かす

① 自然の恵みの有効利用

自然は食べ物や木材、生活用品など日々の暮らしの中で欠かせない様々な恵みを私たちに与えてくれます。本市は森林資源をはじめとする自然資源に恵まれ、古くから自然を取り入れた暮らしを営んできました。自然資源は本市の重要な財産であり、また関連する産業も盛んなことから、これら資源をあらゆる形で活かしていくことが本市の自然共生地域づくりにおいて重要です。

また、本市ならではの森林や里地里山の恵みを活かした物品の生産販売を促進し、環境保全と経済活動を融合させた地域の活性化を図ります。中でも、東濃ヒノキを代表とする地域材を活用した産直住宅の普及や公共施設の整備や改築に伴う木質化の検討など、自然と調和した施設等の導入を促進します。

個別施策の名称	概要	担当課
里地里山や清流の恵みの有効利用の促進	里地里山の小径木、短尺材などの薪炭材などへの加工利用を推進します。また、ジビエや川魚、特養林産物(山菜・きのこ等)など地域の自然資源の有効活用を進めるとともに、農林水産物に関する新たな特産品開発をブランド化などの推進を図ります。	林業振興課 農業振興課
産直住宅の建設促進	地域材の利用を促進するため、市内産直住宅団体が行う、地域材を使った産直住宅建設と普及啓発に対する補助を行います。また、自然の光や熱を効果的に利用する、エコ住宅の要素を取り入れた産直住宅の研究開発や普及に向けた取組を進めます。	林業振興課
公共施設等での木質化や緑化の推進	公共施設や学校等における新築や増改築、備品等導入の際には、施設の木造化や内装木質化を検討するとともに、木製品の活用に努めます。また、敷地内での緑化を進めるなど自然と調和した環境配慮型の公共施設を目指します。	資産管理課

② 自然を活かした観光や交流の推進

自然を守り活かしていくためには、市民がこの地域の自然の価値や大切さに気づき、その魅力などを他に伝えていくことが重要です。その取組として、自然・歴史・文化など地域固有の資源を活かしたエコツーリズムを推進し、観光客を呼込んだり、自然をテーマとして他市と交流したりするなど、市内外の人に本市の自然のファンになってもらい、環境保全活動に参加してもらうことが有効です。この取組は、交流人口の増加や移住定住、産業の活性化などにも貢献するものとして期待されます。

個別施策の名称	概要	担当課
エコツーリズムの推進	地域団体や環境団体、観光事業者、農家等と連携し、自然体験、農業体験、環境保全活動などを組み合わせた体験型観光やサイクリングツアーなどの実施を支援します。 また、自然、文化、農業をテーマとした中津川版エコツーリズムのメニュー開発や仕組みづくり、プロモーション等に取り組めます。	観光課 農業振興課 林業振興課 環境政策課
エコツーリズムのガイドの養成	地域団体や環境団体、観光事業者、農家等と連携し、エコツーリズムを企画、運営するガイドの養成を推進します。	観光課 環境政策課
木曽川流域圏における自治体連携・交流の強化	木曽川流域の自治体等より組織される様々な枠組みに参加し、流域圏の行政や企業が協働する生物多様性保全活動や森づくり活動などを市内で推進します。また、「木曽三川流域自治体会議」に参加し、流域圏の自治体連携及び強化、さらには経済交流も進めます。	林業振興課 環境政策課
姉妹都市や交流都市などとの交流の推進	姉妹都市や交流都市と自然環境をテーマにした交流を推進します。特に、苗木地区の野外教育センター(キャンプ場)における名古屋市の子どもたちとの交流やなごや環境大学を通じた名古屋市民との交流などを環境団体と連携して推進します。	環境政策課

○エコツーリズムの先進的取組事例（奈良県吉野郡川上村）

エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、楽しく学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のことです。平成 19 年（2007 年）6 月にエコツーリズム推進法が成立し、令和 2 年（2020 年）7 月までに 16 の団体が認定されました。協議会が作成した「全体構想」が認定されると、地域のブランド力が高まるとともに、特定自然環境資源として指定することにより、立入制限などの保護措置を取れるようになり、持続的かつ質の高い自然観光資源の利用が可能になります。

奈良県吉野郡川上村は、吉野川源流の村で、村の面積の約 95%を山林が占めます。日本三大人工美林の一つに数えられる吉野杉の主産地であるほか、修験道の修行の地とも知られ、歴史と文化を感じられる土地です。これらの地域資源の保全と活用とともに、観光業をはじめとした各産業の活性化を目指し、「吉野川紀の川源流ツーリズム推進協議会」を発足し『源流ツーリズム推進全体構想』を策定、令和元年（2019 年）11 月に認定を受けることができました。

川上村に住む人、働く人が主体的に参加する仕組みを作り、水源地の森ツアー、後南朝の歴史を巡るツアー、遊休農地の貸出しと野菜作り指導など、地域資源を使った様々なツアープログラムを実施しています。

出典：環境省自然環境局 エコツーリズムのススめ ホームページ

③ 自然体感型施設等の充実と活用

本市には、県立自然公園をはじめ、各地のキャンプ場、身近な公園や親水広場、博物館など市民が手軽に自然とふれあえる場所や自然について学べる場所があります。

こうした場所を適切に管理して魅力を高めていくとともに、多くの人による利用を促していくことで、市民の自然についての関心を高めていきます。

個別施策の名称	概要	担当課
自然公園等の管理と活用	市内に3つある県立自然公園(胞山、裏木曾、恵那峡)の管理と保全を行い、観光分野での活用を進めます。 特に、胞山県立自然公園では、三菱電機㈱中津川製作所・根の上高原観光保勝会・市の三者が連携し、「根の上高原 生きた自然公園づくり協定」に基づく整備作業を実施します。	観光課
自然体感型施設等の利用促進	自然体験活動や環境教育、エコツーリズム等で、市内の自然体感型施設等(キャンプ場、公園や親水広場等)の積極的な利用を促進します。 また、鉱物博物館においては、「夜明けの森こんもり山プロジェクト」、「自然観察会」などの体験教室を実施するとともに、市内の自然環境に関する企画展を行っています。	鉱物博物館 観光課 農業振興課 林業振興課 環境政策課

〇エコツーリズムとは

エコツーリズムの定義は様々ですが、NPO 法人日本エコツーリズム協会によれば、以下のとおり定義されています。本市でもこの趣旨に賛同し、施策を推進していく考えです。

定義

自然・歴史・文化など地域固有の資源を活かした観光を成立させ、観光によってそれらの資源が損なわれることがないよう、適切な管理に基づく保護・保全を図り、地域資源の健全な存続による地域経済への波及効果が実現することをねらいとする、「資源の保護」「観光業の成立」「地域振興の融合」を目指す観光の考え方です。

それにより、旅行者に魅力的な地域資源とのふれあいの機会が永続的に提供され、地域の暮らしが安定し、資源が守られていくことを目的としています。

付記

上記エコツーリズムの概念を定義付けするにあたっての考え方

1. エコツアーとは、こういったエコツーリズムの考え方に基づいて実践されるツアーの形態です。
2. エコツーリズムの健全な推進を図るためには旅行者、地域住民、観光業者、研究者、行政の5つの立場の人々の協力がバランス良く保たれることが不可欠です。
3. 環境の保全を図りながら観光資源としての魅力を享受し、地域への関心を深め理解を高めてもらう手段としてのプログラムがつくられるべきであり、地域・自然・文化と旅行者の仲介者(インタープリテーション^{*1}の能力を持ったガイド)が存在することが望ましいとされています。

^{*1} 体験や地域性を重視した、楽しくて意義のある教育的なコミュニケーションのことです。

第5章 第4節 指標

基本方針	指 標	基準値 (平成 26 年度)	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
自然を守る仕組みをつくる	自然環境保全活動参加人数	延 275 人	延 761 人	延 1,000 人以上
	市や環境団体による環境保全活動や、自然環境講座などの参加者(年間)を増やします。			
自然を調べ理解する	湧水湿地の調査箇所数(累計)	2 カ所	3 カ所	12 カ所
	毎年1ヵ所以上実施することとし、できる限り前倒して目標を達成するよう努力します。			
	ハナノキ自生地の調査箇所数(累計)	9 カ所	13 カ所	19 カ所
	毎年1ヵ所以上実施することとし、できる限り前倒して目標を達成するよう努力します。			
自然を保全する	希少種自生地保全箇所数(累計) (支障木伐採、下草刈り等の実施)	2 カ所	4 カ所	12 カ所
	毎年1ヵ所以上実施することとし、できる限り前倒して目標を達成するよう努力します。			
	特定外来生物の分布区域数	272 カ所	379 カ所	350 カ所
	オオキンケイギク・アレチウリ・オオハシゴソウの駆除を進め、自生箇所の発見以上に減らします。			
	外来種駆除ため池件数(累計) (ため池の池干し)	3 カ所	6 カ所	9 カ所
	岐阜県と共同で隔年1ヵ所以上実施します。			
自然を活かす	エコツーリズムツアーガイド数	0 人	130 人	150 人
	エコツーリズムのガイドを毎年3人以上育成することとし、地域偏在を改善したうえで、できる限り前倒して目標を達成するよう努力します。			

第5章 第5節 重点プロジェクト

重点プロジェクト① シデコブシ・ハナノキ・ヒツバタゴ等の東海丘陵要素植物とその自生地保全と継承

本市の自然環境において象徴的な「シデコブシ・ハナノキ・ヒツバタゴ」などの東海丘陵要素植物の自生地を後世に継承するための保全対策を実施します。

個別事業① 希少野生動植物の生息地又は自生地の分布と現状の調査 (生物多様性保全上重要な湧水湿地、里地里山などの現状調査)	
事業内容	大学や研究機関、環境団体、専門家等と連携し、保全すべき希少野生動植物の分布状況と生息地又は自生地の現状を調査するとともに、その結果をまとめたマップやデータベースを作成します。 特に、東海丘陵要素植物が自生する里地里山や湧水湿地の調査を中心に進め、調査で得られた結果をもとに保存体制・方針を検討し、自生環境の改善に向けた取組を進めます。
期待される効果	・基礎データの蓄積を通じた科学的知見に基づく生息地又は自生地保全 ・開発による生息地又は自生地消失の未然防止
所管課	環境政策課、文化振興課
個別事業② 希少植物の重要自生地の保全活動(天然記念物を含む)	
事業内容	東海丘陵要素植物の重要な自生地(里地里山や湧水湿地など)及び水源地での保全活動を推進します。具体的には、希少野生動植物の自生地の分布と現状の調査に基づき、改善が必要な場所については、支障木の伐採や湿地環境の保全などの環境整備を推進し、実生更新が行われるような環境づくりを目指すとともに、遺伝子の多様性に配慮した保護・増殖活動にも取り組みます。
期待される効果	・本市の魅力である大切な資源の後世への継承 ・シデコブシ・ハナノキ・ヒツバタゴの自生環境の改善 ・協働による保全活動を通じた地域の活性化と連携強化
所管課	環境政策課、文化振興課
個別事業③ 天然記念物や自然環境保護地区の指定と保存	
事業内容	良好な生態系を有し、学術的にも重要で後世への継承が必要な自然については、天然記念物や自然環境保護区域、保存樹などの新規指定を視野に入れながら、有識者や環境団体、地域住民等と連携して適切な方法で保護・保存を図ります。
期待される効果	・持続可能な開発と自然環境保全との共存共栄 ・自然環境保全活動の活発化
所管課	環境政策課、文化振興課

重点プロジェクト② 里地里山の保全と再生

里地里山は、特有の生きものの生息・生育環境として、また食料や木材など自然資源の供給、さらに良好な景観、文化の伝承の観点からも重要なエリアですが、人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、里山林などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなっています。さらにイノシシ、サルなど在来の生きものによる鳥獣害や、外来生物の分布拡大など、里地里山における生物多様性は、質と量の両面から劣化が懸念されています。「里地里山」の保全を通して、生物多様性の保全のほか、本市の自然環境の魅力や価値を高め、市民や来訪者が自然とふれあう機会を増やし、地域のにぎわいや活性化を図ります。

個別事業① 里地里山や山林、清流を活かしたエコツーリズムやアグリツーリズムの推進

事業内容	市民や観光事業者と連携し、自然体験、農業体験、環境保全活動などの体験型観光を組み合わせたエコツーリズム・アグリツーリズムのメニュー開発や仕組みづくり、プロモーションに取り組むとともに、体験型事業者の商業的自立化を支援します。
期待される効果	・市民と来訪者との交流の活性化
所管課	観光課、林業振興課、環境政策課

個別事業② 特定外来生物の分布調査及び駆除活動の推進

事業内容	里地里山の生態系や景観を壊し、第一次産業などにも被害を及ぼす特定外来生物等の分布調査及び駆除活動を地域ぐるみで推進し、繁殖を抑制します。 【駆除対象の例】 ・特定外来生物(植物):オオキンケイギク、アレチウリ、オオハングソウなど ・特定外来生物(動物):アライグマ、ヌートリアなど ・特定外来生物(魚類):ブラックバス、ブルーギルなど
期待される効果	・特定外来生物問題に関する認識の共有化 ・広域での継続的な駆除の推進による特定外来生物の繁殖抑制
所管課	環境政策課、建設課、管理課、農業振興課

個別事業③ 有害鳥獣駆除の実施及び鳥獣被害対策実施隊員の育成

事業内容	電気牧柵など防除対策への補助を推進するとともに、猟友会と連携しての有害鳥獣駆除を推進します。また、鳥獣被害対策実施隊員を育成し、実施体制の強化を図ります。
期待される効果	・有害鳥獣対策の理解促進 ・有害鳥獣による農作物被害の減少
所管課	有害鳥獣対策室

個別事業④ 里地里山などの恵みの有効利用事業

事業内容	里地里山の小径木、短尺材などの合板、木材製品などへの加工利用を推進します。また、ジビエや川魚、特養林産物(山菜・きのこ等)など地域の自然資源の有効活用を進めるとともに、農林水産物に関する新たな特産品開発とブランド化の推進を図ります。
期待される効果	・手入れ作業の促進による里地里山の再生 ・里地里山や清流の産物を有効活用した産業振興
所管課	林業振興課

個別事業⑤ 里山林や耕作放棄地の活用推進

事業内容	人の手が入らず手入れが放棄されている里山林や耕作放棄地について、新たな活用方法を関係者等と模索し、有効利用につなげるための仕組みづくりや具体的取組の実施等に向けた検討などを進めます。
期待される効果	・荒廃した森林や里山林、耕作放棄地の減少 ・農村が抱える課題の解決と里地里山の再生
所管課	林業振興課、農業振興課

個別事業⑥ 生物多様性保全に関する市民啓発の推進

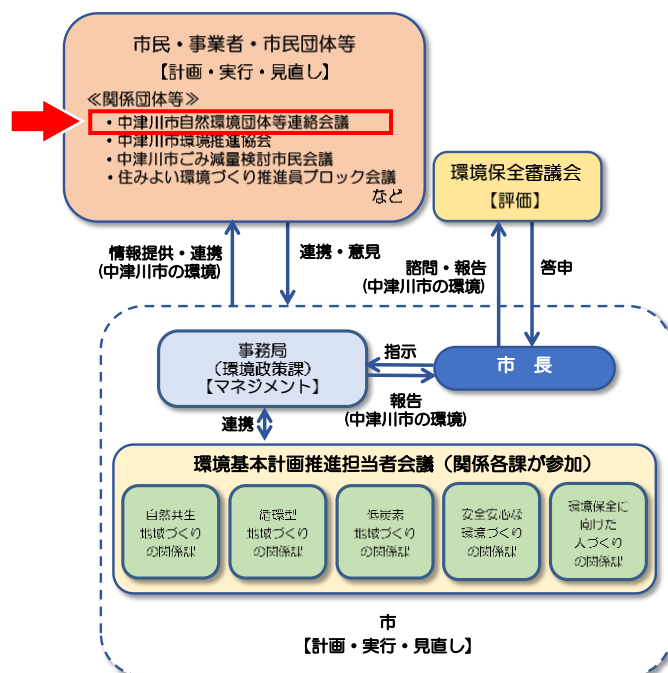
事業内容	本市の自然環境や生きもの、それらの保全活動などについて紹介する啓発パンフレットやガイドブックなどを作成します。また生物多様性保全に関する運動を環境団体などとともに企画実施し、市民の理解と関心を深め、保全の取組を広げていきます。
期待される効果	・自然環境・生物多様性の保全意識の高揚 ・市民が主体となった環境保全活動の創出
所管課	環境政策課

○中津川市生物多様性地域戦略の推進体制

中津川市生物多様性地域戦略は、第 11 章で後述する本計画の推進体制に加え、市内の環境団体等が集まる「中津川市自然環境団体等連絡会議」と連携を図りながら推進します。



第三次中津川市環境基本計画推進体制



第5章 第6節 リニア中央新幹線関連施策

◆自然環境への配慮と観光などへの活用

リニア中央新幹線開通に向け、本市の自然環境によって形成される「景観」、この土地ならではの「食」「地域産品」や「体験活動」などの地域資源の魅力を高め、これらを活用しながら新たなエコツーリズムを提案・推進し、人々の関心を高めつつ自然環境の保全につなげていきます。

一方で、リニアによりどんなに便利なまちになったとしても、本市が「なかつがわらしさ」を失わないようにするため、各地域が誇りとする豊かな自然、美しい景観や固有の歴史文化を大切に守り後世に引き継いでいく取組を推進します。

① 既存地域資源の魅力の向上と活用(自然・景観)

本市には、恵那山をはじめとする緑豊かな山々、美しい高原、自然公園、付知川などの清流、そこに生息生育する貴重な動植物、そして地域独自の豊かな自然・景観があります。日常的にこれらに触れる機会の少ない都会の人たちには魅力的なものであり、こうした地域資源を有効に活用したエコツーリズムを推進し、観光客を呼込むことが求められています。しかし、観光資源と期待されるこれらの自然は、そこに住む地域住民がその魅力を理解し、磨きをかけ、さらに付加価値を高めてアピールしていくことが必要です。リニアのまちづくりに向けて「豊かな自然を活かした観光振興」に取り組んでいくことが重要であると認識が多くの地域から示されました。

そこで、守り、活かしていきたい地域の魅力(自然)を全体で磨いていくとともに、新たな観光メニューの提案や実施に向けた基盤整備、旅行会社との連携などの取組を進め、各地域の賑わいと潤いを創出します。

【守り活かしていきたい各地域の魅力(例)】

中津地区／根の上高原(胞山県立自然公園)、星ヶ見公園、恵那山(日本百名山)、

前山、中津川・四ツ目川の清流、中山道沿いの史跡や自然景観

苗木地区／夜明けの森、苗木城跡と城下町、鉱物博物館、苗木さくら公園、

坂本地区／恵那山の眺望、里地里山の自然環境、ハナノキ、シデコブシ等の天然記念物、

落合地区／落合川の清流、恵那山麓の自然、棚田の景観、落合ダム、中山道落合宿

阿木地区／阿木川と阿木川湖周辺の自然、親水公園、中の島公園、田園風景、根の上高原

神坂地区／恵那山麓の自然、神坂峠、湯舟の宝(東山道、富士見台、湯舟沢温泉)、

湯舟沢河川公園のサクラとハナモモ

山口地区／中山道馬籠宿(岐阜県緑地環境保全地域)

坂下地区／椈の湖と周辺の自然(岐阜県自然環境保全区域)、高峰山、木曽川、川上川、外洞川

川上地区／夕森公園の自然(裏木曽県立自然公園)、夕森公園のモミジ

加子母地区／神宮備林(国有林)、小秀山、乙女溪谷、加子母大杉、加子母川

付知地区／付知峡(裏木曽県立自然公園)、キャンプ場、木曽ヒノキ備林(ヒノキの原生林)

福岡地区／付知川、二ッ森山、福岡ローマン溪谷

蛭川地区／恵那峡の景観と自然(恵那峡県立自然公園)、ヒトツバタゴ自生地、紅岩

② 既存地域資源の魅力の向上と活用(特産品)

本市には、栗きんとんに代表される和菓子、豊かな自然から生み出される農産物や山菜、川魚、さらには飛騨牛や五平餅、朴葉寿司といった地域色豊かな食材や伝統食があります。また、素材を活かした農産加工品や匠の技が光る木製品・石材製品など、魅力ある地場産品が数多くあります。こうした食材や地場産品の多くは、この地域ならではの生物多様性の恵みであり、全国に向けて誇れる自慢です。本市の自然の魅力が観光の目的や楽しみとして注目され、リピーターが増え、関心が高まることで、森林や里地里山などの自然環境の保全につながると考えられます。

そこで、地域独自の素材を活かした食や地場産品の魅力をさらに高めて「なかつがわブランド」として付加価値をつけた開発と情報発信を進め、自然を活かした産業振興を図ります。

【取組例】

- ・郷土料理を宿泊施設、飲食店、立ち寄り先などで気軽に味わえる機会の提供
- ・食材の収穫から調理、試食までの一体的な体験や手づくり体験ツアーの設定
- ・有名シェフ監修による、地元食材を使った話題性のあるご当地グルメの提供
- ・農薬・化学肥料の不使用など有機栽培による高付加価値な農産物の生産
- ・高品質の産直住宅販売による東濃桧などの地元木材の消費拡大
- ・中山間地域特有の気候・風土に合ったここにしかない農産物の生産
- ・地域の歴史文化や自然風土から連想される物語性のある商品の開発
- ・農産物直売所、ファーマーズマーケットを起点とした農業の6次産業化の推進

【本市が誇る自然の恵みの一例】

川魚、山菜（ワラビ等）、キノコ（マツタケ等）、栗、夏秋トマト・ナス、そば、飛騨牛、飛騨美濃伝統野菜（瀬戸の筍、あじめコショウ、西方いも）、東濃桧、蛭川みかげ石、和菓子、五平餅、朴葉寿司、神坂味噌、カラスミ、シクラメン

○中津川市のエコツーリズムの取組事例（高峰湖 カヤック&森の学校）

苗木地区にある高峰湖及び周辺エリアでもエコツーリズムの取組が始まっています。平成27年（2015年）より苗木まちづくり推進協議会、中津川市苗木地区区長会、一般社団法人中津川観光協会からなる高峰湖及び周辺エリアの活性化を目的とした「夜明けの森 活性化委員会」を発足し、その初年度の取組として『高峰湖カヤック&森の学校』を実施しました。

約180名の方に実際に体験いただき、カヤックとネイチャークラフトと自然散策を通じて高峰湖の気持ち良さ、自然の楽しさを体験していただきました。今後はより一層、地域の方に参加・協力いただき里山保全、地域魅力の再発信する機会になればと考えています。

<高峰湖 カヤック&森の学校のエコツアーの様子>



出典：（一）

③ 自然体験のまち「なかつがわ」においてんさいプロジェクト(観光)

本市の豊かな大自然の中、スローで贅沢な時間を過ごしていただく「体験型・滞在型のエコツーリズム」を、この地域ならではの自然資源の組合せによりパッケージ化し、関係する事業者や団体の協力のもと企画・実施します。

本市には、体験・滞在型の観光にマッチする自然資源が豊富にありますが、来るリニア時代に向けて本市の自然の魅力を売りにした観光を推進していくことが求められます。しかし、単に現状の自然や特産品を観光客に紹介するだけの観光では不十分です。各地にある自然資源の個々の魅力と価値を高めるとともに、これらの観光資源に様々な体験機会や地域の人とのふれあい等を組み合わせて提供していくことが基本となります。例えば、ウォーキングやパラグライダー、鮎釣り等のアウトドア体験、栗拾い、菓子づくりやそば打ちといった食に関する体験、またこの地域でしか見られない自然に触れ保全活動に参加する機会など、中津川市ならではの多様な企画を複合的に組み合わせて提供します。そして、長時間の滞在を促すイベントの開催や温かいおもてなしを施すことにより、観光消費の拡大、リピーターや宿泊客の増加など、全国のみならず海外をターゲットに幅広い効果を生み出していきます。また、インストラクター養成や地域コーディネート組織などの育成・支援により受け入れ基盤の強化を図るとともに、多様なチャンネルを使ったPR戦略とプロモーション活動や異なる業種、幅広い地域との多様な連携を図っていきます。

【組合せの材料となる取組の例】

- ・ 自然の中で楽しみ、癒されるプログラム
⇒ 自然体験、キャンプ、森林浴、釣りや川遊び、山菜・キノコ狩、温泉巡りなど
- ・ この地域でしか見られない自然の観察や環境保全活動への参加
⇒ 自然観察会、恵那山・根の上高原などの周遊、希少な自然環境の保全活動への参加など
- ・ アウトドアスポーツなど健康志向にマッチしたプログラム
⇒ サイクリング・ウォーキング・登山・カヌー・パラグライダーなど
- ・ 農業、林業や木・石などの地場産業を活用したプログラム
⇒ 植林・枝打ち等の林業体験、田植えから収穫までの農業体験、地元材を使った物作り体験、建築体験、地場産業体験など
- ・ 「食」に体験的要素を加えたプログラム
⇒ 栗拾いと栗きんとん作りの栗づくし体験、筍堀り、収穫した野菜で郷土食作り、飛騨牛・地酒・お茶・五平餅・そば・ご当地グルメなど地域の食文化に触れて味わう体験など
- ・ 「田舎暮らし」の長期滞在型プログラム
⇒ 農作物のオーナー制・滞在型市民農園など古民家や空き家、耕作放棄地を活用した体験など
- ・ 修学旅行や社会見学、大学や企業のクラブ・サークル活動の合宿などと絡めたプログラム

第6章 循環型地域づくりに関する施策

第6章 第1節 循環型地域づくりのあり方

(1) 循環型地域づくりの目標(将来の環境像)

ごみを減らし、限りある資源を好循環させる地域づくり

- 3R（1.発生抑制（Reduce）、2.再使用（Reuse）、3.再生利用（Recycle））の取組が徹底されています。
- ごみの排出を抑制するとともに、資源とごみの分別が徹底され、ごみ出しのルールが守られています。
- 「もったいない」の心で、限りある資源を大切に利用しています。
- 1人1日あたりごみ排出量は全国や県内平均を下回り、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルが定着しています。
- 衛生的で安定的なごみの適正処理・処分体制が維持され、環境への負荷をできる限り少なくしています。
- 市内に豊富に存在する木質バイオマス等の地域資源を無駄なく循環的に利用しています。



(2) 基本方針

① ごみ減量化の推進

本市においては、市民1人が1日あたりに排出するごみの量は、全国や県平均の値を大きく上回っており、県内21市の中では最も多い状況となっていたことから、平成29年度(2017年度)にごみ処理手数料の有料化を行いました。その結果、平成28年度(2016年度)をピークにごみの量に減少傾向が見られます。

今後は、ごみ処理施設等の老朽化への対応や新たな最終処分場の確保、ごみ処理に必要な市の財政負担の低減も考慮しながら、衣類・雑紙のリサイクルや食品ロスへの対策など、一層のごみ減量化の取組が重要です。

そのために、ごみを出さないライフスタイルやごみが出にくい事業活動の定着を図り、将来に向けてごみ排出量の少ない地域づくりを進めます。



② 3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進

3R(Reduce(リデュース)=廃棄物の発生抑制、Reuse(リユース)=再使用、Recycle(リサイクル)=再生利用)に取り組むことで、ごみを限りなく少なくし、ごみの焼却や埋立処分による環境への負荷を極力減らし、限りある資源を有効に繰り返し使う循環型社会の実現を目指した地域づくりを進めます。



O3R(スリーアール)とは

Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つの英語の頭文字を表す、ごみと資源の問題を解決していくキーワードです。

Reduce(リデュース): 使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売することです。

Reuse(リユース): 使用済みになっても、もう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用することです。

Recycle(リサイクル): 再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用することです。

③ 環境保全に配慮した適正処理・処分

廃棄物が処理施設において法規制や基準に基づく適正な処理及び施設の維持管理の徹底を図るとともに、計画等に基づいた整備により、施設の長寿命化と効率的で安定的な運用を行います。

また、あとを絶たない違法な不法投棄に対しては、啓発や対策の強化を図り、不法投棄のないきれいで住みよいまちの実現を目指します。



④ 地域資源の循環的活用

本市は市域の約8割を山林が占め、エネルギーとなる木質バイオマス資源が豊富に存在しています。こうした地域資源である木質バイオマス資源をエネルギーなどとして利活用を拡げる取組を進めます。

また、森林の適切な整備を計画的に進め、健全な森林育成を図りつつ、木質バイオマスと地域経済とが結びつき、適材適所で使われる好循環の仕組みを構築し、地域の活性化や産業の育成を目指します。



○木質バイオマスとは

バイオマスとは、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のことで、いろいろな農林水産物や稲わら・もみ殻・家畜の糞尿・木くず・食品廃棄物などをさし、そのうち木材に由来するものを「木質バイオマス」と言います。

木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類があります。

第6章 第2節 循環型地域づくりの施策体系

基本方針(1) ごみ減量化の推進



①ごみ減量化の普及啓発	・ごみ減量化の普及啓発 ・住みよい環境づくり推進員との連携 ・事業者に向けた普及啓発 ・事業系ごみの排出管理の推進
②市民・事業者・行政による協働の取組の推進	・市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化検討と取組の推進
③生ごみの有効利用の促進	・食品ロス削減の普及啓発 ・生ごみの堆肥化に関する普及啓発
④レジ袋削減・詰替え商品の選択促進	・レジ袋削減の取組の推進 ・詰替え商品の選択の普及啓発

基本方針(2) 3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進



①集団資源回収やリサイクルボックスの活用促進	・集団資源回収奨励金制度の実施 ・リサイクルボックスの利用促進 ・使用済製品等の店頭回収の促進
②資源ごみの回収・利用の推進	・缶類・ビン類・ペットボトル類の分別回収 ・雑がみの回収 ・衣類の回収
③中津川市リサイクルセンターの活用促進	・中津川市リサイクルセンターの利用促進 ・使用済小型家電の回収・資源化 ・大型ごみのリユース販売の実施 ・不用品紹介制度の検討

基本方針(3) 環境に配慮した適正処理・処分



①ごみ・し尿処理施設での適正処理・処分	・ごみ処理施設の適正処理・管理 ・し尿処理施設の適正処理・管理 ・し尿処理におけるリンの回収と肥料化 ・将来に向けた処理施設等の計画検討
②生活排水処理施設整備と適正管理	・公共下水処理場の適正な運用と維持管理 ・特定環境保全公共下水処理場の適正な運用と維持管理 ・農業集落排水処理場の適正な運用と維持管理

基本方針(4) 地域資源の循環的活用



①木質バイオマス資源を循環的に活用する仕組みづくり	・刈草・剪定枝の有効活用(堆肥化) ・公共事業から発生する木の有効活用(燃料化) ・製材端材などの燃料化(チップ・ペレットなど)と利用する仕組みづくり ・木材の搬出促進
---------------------------	---

第6章 第3節 施策内容

施策が貢献する SDGs



(1) ごみ減量化の推進

① ごみ減量化の普及啓発

市民及び事業者に対して、ごみの発生を抑制する生活スタイルや事業活動の見直しを働きかける普及啓発活動を推進します。

個別施策の名称	概要	担当課
ごみ減量化の普及啓発	ごみの減量やごみの出し方などごみ関連の情報を広報なかつがわや中津川市公式ホームページ、回覧板、イベント、出前講座等多様な方法により周知を図ります。	環境政策課
住みよい環境づくり推進員との連携	住みよい環境づくり推進員と連携し、地域でのごみ減量の取組を促進するとともに、地域や推進員の活動を支援します。	環境政策課
事業者に向けた普及啓発	事業系ごみの排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を啓発します。	環境センター 環境政策課
事業系ごみの排出管理の推進	大量にごみを排出する事業者に対し、ごみ減量や再生利用などに関する計画書の提出を求め、排出管理と必要な指導を行います。	環境センター

② 市民・事業者・行政による協働の取組の推進

平成 26 年度（2014 年度）に本市でのごみの減量について検討するため設置した「中津川市ごみ減量検討市民会議」において、ごみの減量やリサイクルの推進に関する検討を行い、提案されたごみ減量施策や取組を市民・事業者・行政が協働して進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化検討と取組の推進	毎年「中津川市ごみ減量検討市民会議」を開催し、ごみ減量に関する効果的な取組等を検討し、提案された施策を推進します。	環境政策課

○「中津川市ごみ減量検討市民会議」

ごみの減量化を進めるため、市民、事業者、有識者の代表計 14 名で構成する組織を平成 26 年（2014 年）8 月に設置し諸施策の検討を行っています。平成 26 年度（2014 年度）に計 6 回の会議でまとめられた意見は、平成 27 年（2015 年）2 月 4 日に吉村安彦会長から市に対して、計 13 項目の提言書として提出されました。

提言書に基づき、平成 29 年度（2017 年度）からごみ処理手数料が有料化されました。

③ 生ごみの有効利用の促進

家庭ごみの組成で高い割合を占める生ごみの排出抑制のより一層の促進を図るため、生ごみの排出削減につながる情報の提供をはじめとして、堆肥化や焼却によらない再生利用の可能性について検討を進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
食品ロス削減の普及啓発	食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品(食品ロス)への関心と「もったいない」の意識を高め、生ごみの発生抑制を進めます。	環境政策課
生ごみの堆肥化に関する普及啓発	生ごみを堆肥化する段ボールコンポストなど家庭において堆肥化するための多様な処理方法の普及を推進し、ごみの発生抑制を進めます。	環境政策課

○食品ロスとは

まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、日本国内では年間 612 万 t の食品ロスが発生していると推計されています。日本人 1 人あたりでは年間約 48kg で、1 人が毎日茶碗 1 杯のご飯を捨てているのと同じ量です。令和元年(2019 年)10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和 2 年(2020 年)3 月に「食品ロス削減推進法に基づく基本方針」が策定され、食品ロスの削減に向けて消費者や事業者に対して求められる行動が示されました。家庭では食品を無駄にせず、食べきって、ごみの減量を推進することが必要です。



中津川市生活学校では、家庭でロスとなりやすい食品を使った料理教室を開催するなど、食品ロスを見直す取組を進めています。

④ レジ袋削減・詰替え商品の選択促進

日常生活の中で誰もが簡単にできる「レジ袋の削減」や「詰替え商品や繰り返し使用できるリターナブル容器^{※1}の選択」を促進することによりごみの削減に取り組みます。

個別施策の名称	概要	担当課
レジ袋削減の取組の推進	国によるレジ袋有料化の義務付けに伴い、マイバック等の普及やレジ袋などのプラスチックごみの削減に関する啓発活動を行います。	環境政策課
詰替え商品の選択の普及啓発	容器包装廃棄物の削減のため、市民や販売事業者に対して詰替え商品やリターナブル容器の選択の普及啓発を図ります。	環境政策課

※1 メーカーが回収・洗浄をして再び使用する容器です。



(2) 3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進

① 集団資源回収やリサイクルボックスの活用促進

ごみの減量及びリサイクルを推進するため、各地域や学校、団体等で行っている集団資源回収の取組と「リサイクルボックス」の活用を促進します。また、事業者と協力し、店頭での使用済製品等の回収を促進するなど、効率的で効果的な資源回収ルートの確保を進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
集団資源回収奨励金制度の実施	集団資源回収活動を活発に持続させるため、奨励金制度を継続し、資源化への意識向上とリサイクルの推進を図ります。	環境政策課
リサイクルボックスの利用促進	各地域の資源回収の拠点となるリサイクルボックスを計画的に整備するとともに、有効利用されるよう啓発を行い、リサイクルの推進を図ります。	環境政策課
使用済製品等の店頭回収の促進	販売店による使用済製品等の回収を促進するため、事業協力制度を設け市民への情報提供を行い、ごみの減量とリサイクルの推進を図ります。	環境政策課

② 資源ごみの回収・利用の推進

ごみの減量とリサイクルを推進するため、資源ごみ(缶類・ビン類・ペットボトル類)の分別回収を進めます。燃えるごみの中で組成割合が高く再生活用しやすい「雑がみ」と「衣類」について、分別・回収を進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
缶類・ビン類・ペットボトル類の分別回収	缶類・ビン類・ペットボトル類を分別して回収資源として再生利用につなげます。	環境センター
雑がみの回収	雑がみの資源としての意識向上、普及啓発を図り、ごみの減量化とリサイクルの推進を図ります。	環境政策課 環境センター
衣類の回収	衣類を資源としてリユース(再使用)またはリサイクル(再生利用)し、ごみの減量化を図ります。	環境政策課 環境センター

○「雑がみ」とは

メモ紙、コピー用紙、お菓子の箱、ティッシュの箱、紙袋、カレンダー、ポスター、包装紙、チラシ、トイレットペーパーの芯などリサイクルできる紙のことです。

燃えるごみではなく、「リサイクルボックス」や、地域や学校等で行われる「集団資源回収」に、紙袋に入れたり、雑誌にはさんで出して、ごみの減量につなげましょう。



地域のリサイクルボックス

③ 中津川市リサイクルセンターの活用促進

新たな資源ごみの回収・分別・資源化の拠点として、環境センター敷地内(旧清掃センター跡)に建設された「中津川市リサイクルセンター」が、環境センターと一体となり、機能が高められるよう、利便性や効率性を考慮した各種サービスの充実を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
中津川市リサイクルセンターの利用促進	旧資源センターの老朽化及び市民や事業者の利便性向上のため、平成 28 年(2016 年)に建設した「中津川市リサイクルセンター」を新たなリサイクル回収・分別・資源化の拠点として、サービスを充実し、市民、事業者の利用を促進します。	環境センター
使用済小型家電の回収・資源化	使用済小型電子機器に利用されている希少金属などの資源の確保とその再資源化を促進するため、回収・資源化に向けた最適なシステムを検討し実施します。また、宅配便回収による資源化を推進します。	環境センター 環境政策課
大型ごみのリユース販売の実施	大型ごみとして出され再び使用できそうな家具等を安い価格で展示販売し、ごみの減量につなげます。また、市民や団体等との協働により、修理や販売、運営業務の安定化を目指します。	環境センター
不用品紹介制度の検討	市民が不用となったもの、譲ってほしいものをそれぞれ登録し紹介する「不用品紹介制度」の検討を進めます。	環境センター

○中津川市リサイクルセンターの概要

中津川資源センターは、平成 4 年(1992 年)供用開始から 23 年が経過し、建物、機材の老朽化が進んだことから、新たに「中津川市リサイクルセンター」を環境センター敷地内に建設しました。

資源と廃棄物の効率的な回収・処理・処分体制を備え、中津川市の新たなリサイクルの拠点として、機能充実と有効利用に努めます。



中津川市リサイクルセンター

面積敷地：2939.38 m² 延床：1289.65 m²

構造：鉄骨平屋建て

処理能力：缶類 0.9 t/日、ビン類 2.6 t/日、ペットボトル類 1.3 t/日、蛍光灯 0.1 t/日
合計 4.9t/日

建設費：約 3 億円

供用開始：平成 28 年(2016 年) 4 月 1 日

(3) 環境に配慮した適正処理・処分

施策が貢献するSDGs



① ごみ・し尿処理施設の適正処理・処分

ごみ処理施設やし尿処理施設での適正な処理及び処分を行い、周辺地域や流域での安全な生活環境の保全を推進します。

個別施策の名称	概要	担当課
ごみ処理施設の適正処理・管理	法令に基づき、ダイオキシン類など大気排出濃度の常時監視と適正な燃焼管理と焼却灰の処分、ごみの受入基準に基づく指導の徹底や埋立処分量の減量など適正処理と管理を進め、将来にわたる安全な環境の保全に努めます。	環境センター
し尿処理施設の適正処理・管理	法令に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理と施設の運転管理を行い、将来にわたる安全な環境の保全に努めます。	汚泥処理センター
し尿処理におけるリンの回収と肥料化	汚泥処理センターにおいて、汚泥処理の工程でリンの回収を行うとともに、回収したリン化合物を栽培肥料として有効に活用します。	汚泥処理センター
将来に向けた処理施設等の計画検討	中長期的視野に立ち、環境センター及び汚泥処理センターでのごみ・し尿処理が継続して安定運営できるよう修繕や整備計画を立案するとともに、近隣自治体と連携した広域的な処理システムの検討を行います。	環境センター 汚泥処理センター



中津川市環境センター
(平成 16 年(2004 年) 供用開始)



中津川市環境センター最終処分場



汚泥処理センター



汚泥処理センター(内部)

② 生活排水処理施設整備と適正管理

下水処理施設における事業費の平準化及び長寿命化を進めるために、長寿命化計画の策定及び機器点検等の適正な運用を推進し、快適な生活環境を実現します。

個別施策の名称	概要	担当課
公共下水処理場の適正な運用と維持管理	各処理場の放流水質基準を達成し公共用水域の水質汚濁防止を継続するために機器点検を適正に行うとともに、長寿命化計画を策定することで改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。	下水道課 浄化管理センター
特定環境保全公共下水処理場の適正な運用と維持管理	各処理場の放流水質基準を達成し公共用水域の水質汚濁防止を継続するために機器点検を適正に行うとともに、長寿命化計画を策定することで改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。	下水道課 浄化管理センター
農業集落排水処理場の適正な運用と維持管理	各処理場の放流水質基準を達成し公共用水域の水質汚濁防止を継続するために機器点検を適正に行うとともに、長寿命化計画を策定することで改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。	下水道課 浄化管理センター



(4) 地域資源の循環的活用

① 木質バイオマス資源を循環的に活用する仕組みづくり

本市の地域資源である木質バイオマスをエネルギーなどとして循環的に活用していく仕組みづくりを事業者や関係機関等と連携して進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
刈草・剪定枝の有効活用(堆肥化) せんていし	家庭や事業者、また市内一斉清掃などで地域から発生する刈草や剪定枝を堆肥化し菜園や農業等で有効利用させていくための仕組みをつくり、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげます。	環境センター
公共事業から発生する木の有効活用(燃料化)	道路法面や河川で支障となる木を薪利用材として加工し、市民に配布していくための仕組みをつくり、ごみの減量と燃料等として地域資源の有効利用につなげます。	建設課
製材端材などの燃料化(チップ・ペレットなど)と利用する仕組みづくり	市内の木材加工・製材事業者等から廃棄物として排出される製材端材を燃料等として、市内で効果的かつ効率的に利用していくため、様々な業種事業者等が連携する仕組みづくりを進め、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげます。	工業振興課 環境政策課
木材の搬出促進	山林に残されている木材の利用を促進するために、搬出に対して補助を行い、木質バイオマスの循環的利用を促進します。	林業振興課

○健全な森林育成と住みやすい環境や資源の有効利用



出典：政府広報オンライン「国産の木材を使用して、元気な森林を取り戻そう！」

第6章 第4節 指標

基本方針	指 標	基準値 (平成 26 年度)	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
ごみ減量化の推進	総ごみ排出量 (家庭ごみ+事業ごみ+集団回収)	30,339t	27,857t	26,130t
	総ごみ量を約 13.8%減らします			
	家庭ごみ排出量	23,419t	20,897t	19,217t
	家庭ごみを約 17.9%減らします			
3R(発生抑制、再 使用、再生利用)の 推進	集団資源回収量	3,701t	2,929t	3,665t
	人口減少の影響を上回る水準を維持します。			
環境に配慮した適 正処理・処分	最終埋立量	2,420t	2,424t	2,053t
	焼却灰などの埋立量を約 15.2%減らします			
地域資源の循環的 活用	木質バイオマスを燃料とした 薪・ペレットストーブ設置件数 「平成 28 年度(2016 年度)以降補 助件数累計」	0 件	119 件	200 件
	毎年 20 件を目処に設置を促進しま す			

第6章 第5節 重点プロジェクト

重点プロジェクト① ごみ減量化と3R(スリーアール)の推進

中津川市環境センターに搬入される廃棄物量は横ばいの状況が続いており、ごみ処理経費では年間約10億2千万円もの費用が毎年投じられていました。また、1人1日あたりのごみ排出量は全国や県平均よりも高い状態でした。平成29年度(2017年度)からごみ袋の有料化を導入したところ、燃えるごみや大型ごみが減少し、平成28年度(2016年度)をピークにごみ排出量の減少傾向が見られます。しかし、最終処分場の使用期間には限りがあることから、引き続き将来への負担の軽減に向けてごみの減量化と3R、いわゆるごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を推進し、循環型地域づくりを進めます。

個別事業① ごみ減量に関する広報活動の充実

事業内容	広報なかつがわや中津川市公式ホームページの充実、回覧板、チラシ、市民安全情報ネットワークの活用、出前講座の開催、マスコミ等の協力など様々な手法により、ごみに関する情報やごみ減量の意識を上げます。
期待される効果	・ごみ減量に関する意識向上 ・ごみの減量化とリサイクルの推進
所管課	環境政策課、環境センター

個別事業② 地域と協力した啓発活動の推進

事業内容	各地域の「住みよい環境づくり推進員」等と連携して、地域内でごみに関する意識を高める説明会や出前講座の開催を積極的に行います。
期待される効果	・ごみ問題(ごみの減量・ごみの出し方など)に関する意識向上 ・地域でごみ問題や環境問題の解決に取り組む意欲の向上
所管課	環境政策課

個別事業③ 雑がみ・衣類のリユース・リサイクルの推進

事業内容	燃えるごみの組成割合の約4割を占める雑がみと衣類を、資源としてリユースまたはリサイクルのルートに乗せ、環境センターに搬入されるごみの減量化を図ります。
期待される効果	・ごみの減量化の推進 ・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)の推進
所管課	環境政策課、環境センター

個別事業④ 刈草・剪定枝などの堆肥化

事業内容	日常生活や公共事業等から燃えるごみとして大量に排出される刈草や剪定枝を集積し、堆肥化した肥料を各家庭や農家等で有効利用する仕組みを関係する団体等と研究し構築します。
期待される効果	・ごみの減量化の推進 ・環境にやさしい農業の振興
所管課	環境センター

重点プロジェクト② 木質バイオマスの循環的利用の仕組みづくり

地域資源の循環を進めるため、森林整備から木材の利用、さらに木質バイオマスを資源として有効利用するまでの課題を整理し、市内で好循環する仕組みづくりを検討し、**実現に向けて取り組みます。**

個別事業① 木質バイオマスの利用に向けた研究

事業内容	地域内で発生する製材・端材や間伐材を活用した木質ペレット等のバイオマス燃料の生産に向け、関係団体等と研究を行います。 また、木質バイオマスの利用による新たな産業育成や振興につながる取組の研究を事業者や関係機関と進めます。
期待される効果	・木質バイオマスの有効活用 ・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・木質バイオマスを活用した新産業育成
所管課	環境政策課、林業振興課

個別事業② 木質バイオマスの供給促進の仕組みづくり

事業内容	木質バイオマスの利用を促進するために、支障木や工事で伐倒した木を薪とするなど、市内でバイオマス燃料が安定的に供給され、流通する仕組みを事業者や団体等と協働で構築します。 また、里山整備と地域経済活性化の循環の仕組みである「木の駅プロジェクト」を支援し、地域にその取組を拡げます。
期待される効果	・木質バイオマスの有効利用 ・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・木質バイオマスを活用した新産業育成 ・木質バイオマスを活用した地域経済活性化
所管課	環境政策課、林業振興課、建設課

個別事業③ 薪・ペレットストーブの導入促進

事業内容	家庭や事業所、公共施設等で暖房設備としての薪・ペレットストーブの導入を促進させ、燃料としての木質バイオマスの利用を促進します。
期待される効果	・木質バイオマスの需要拡大と利用促進 ・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・木質バイオマスを活用した新産業育成
所管課	環境政策課

第6章 第6節 リニア中央新幹線関連施策

◆地域資源の活用と環境負荷の低減を意識した循環型のまちづくり

長期にわたる大きな事業の建設段階から、地域産業への直接効果と間接効果をうまく取り込み、地域の活性化につなげるための施策を展開していくことが求められます。

また、工事期間中は多くの関係者が市内で働くことから、廃棄物発生量をできる限り削減し、環境負荷の低減に取り組む必要があります。

① 建設段階での地元森林資源の活用促進

リニア建設に伴う工事及び関連工事が地域に及ぼす経済効果は極めて大きなものです。本市周辺では、駅、車両基地、トンネルや高架橋など東海旅客鉄道株式会社の実施する工事のほかに、工事に関連して工事関係者の住居・アパート、新たな企業立地に伴う建設工事なども行われます。これらの工事が直接及ぼす経済効果を逃すことなく取り込むため、工事・建設や資材供給に地元の森林資源の活用を促進することにより、地域経済の活性化を図っていきます。

【取組例】

- ・国・県や関係機関等と連携・協力した関連工事・資材供給などの地元企業参入の働きかけ
- ・国・県や関係機関等と連携・協力した工事関係者の地元雇用の働きかけ
- ・工事従業者向け住居・アパートなどの建築への地元企業参入の働きかけ
- ・企業立地・用地供給と連携した企業などの行う建設工事への地元企業参入の働きかけ
- ・車両基地や関連施設の従業者向けの集合住宅や戸建住宅の立地促進
- ・住宅立地促進とセットにした匠の技と「東濃桧」から生まれる産直住宅の販売促進

② 移住・定住の促進への対応

本市には、今後リニア工事に関わる多くの工事関係者や新たな企業立地に関わる従業員、さらに移住・定住者や事業者の増加が予想され、これに伴う市内での廃棄物発生量の増加も考えられます。こうした流入人口と事業所の増加に伴う廃棄物の増加を抑制する対策に取り組む一方で、新しい3R技術及びシステムの導入や広域的な視点からの廃棄物処理を構築していくなど、リニアのまちに相応しい先進的で効率的な循環型のまちづくりに取り組んでいきます。

【取組例】

- ・モノづくり産業との連携による高度で先進的なリサイクル技術の導入
- ・先進的3R技術・システムのモデル的導入による環境まちづくり
- ・隣接自治体等と連携した広域的な枠組みによる効率的な廃棄物処分及び処理体制の構築

第7章 低炭素地域づくりに関する施策 (中津川市地球温暖化対策実行計画)

この章は、「中津川市地球温暖化対策実行計画」、「省エネ節電計画」、「地域新エネルギービジョン」、「再生可能エネルギー導入推進計画」を内包した章です。

第7章 第1節 低炭素地域づくりのあり方

この章は第三次計画の低炭素地域づくりに関する施策の章としてだけでなく「中津川市地球温暖化対策実行計画」、「省エネ節電計画」、「地域新エネルギービジョン」、「再生可能エネルギー導入推進計画」を内包した内容です。

なお、地球温暖化対策実行計画は「区域施策編」と「事務事業編」の2つの構成に分けられます。まず、区域施策編は、本市の自然的社会的条件に応じて市域全体の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画を策定するもので、家庭、事業所、工場、自動車などが対象となります。（地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第3項）。

次に事務事業編は、市役所が自らの事務活動・事業活動に伴い発生する温室効果ガスの削減計画を策定するもので、主として公共施設、市立の学校、ごみ焼却場などが対象となります。（地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条）。

○地球温暖化とは

地球へは太陽から日射（太陽からの放射エネルギー）が注がれ、地球の大気や地表を温めます。地表面の熱は大気中に放射され、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロン等（フルオロカーボン等の略：CFC、HCFC など）の温室効果ガスによって吸収されて、その一部は再び大気や地表面を温めます。もし温室効果ガスがなかったら、地球の平均気温はマイナス 18℃となり、現在のように多くの生きものが繁栄することはできませんでした。近年、我々が豊かで便利な生活を求め、石油や石炭などの化石資源を多く消費するようになり、温室効果ガスが大気中に放出されています。また、大気中の温室効果ガスが増えたため、地球の気温が以前よりも急激に上昇してきました。これが地球温暖化です。

現在、我々の豊かな生活を保ちながら、化石資源の消費を抑え、地球温暖化を食い止めるための対策が求められています。

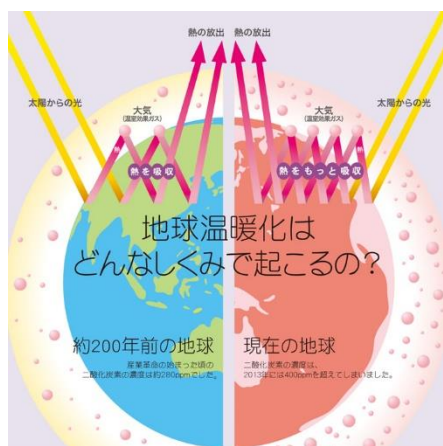


図 地球温暖化のメカニズム

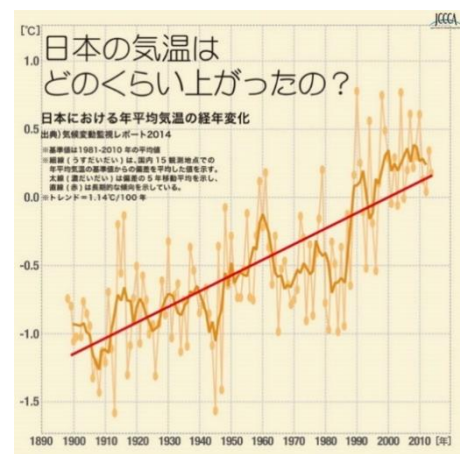


図 日本の気温の推移

出典：JCCCA「温室効果ガスインベントリオフィス」
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>)

(1) 温室効果ガス排出量の現状

地球温暖化対策実行計画の「区域施策編」及び「事務事業編」に対応させる形で、市内の家庭、事業所、工場、自動車などの市全域の自然的社会的条件に応じて発生する温室効果ガスの排出量と、市が所有する公共施設などからの事務活動・事業活動に伴い発生する温室効果ガスの排出量を推計しました。

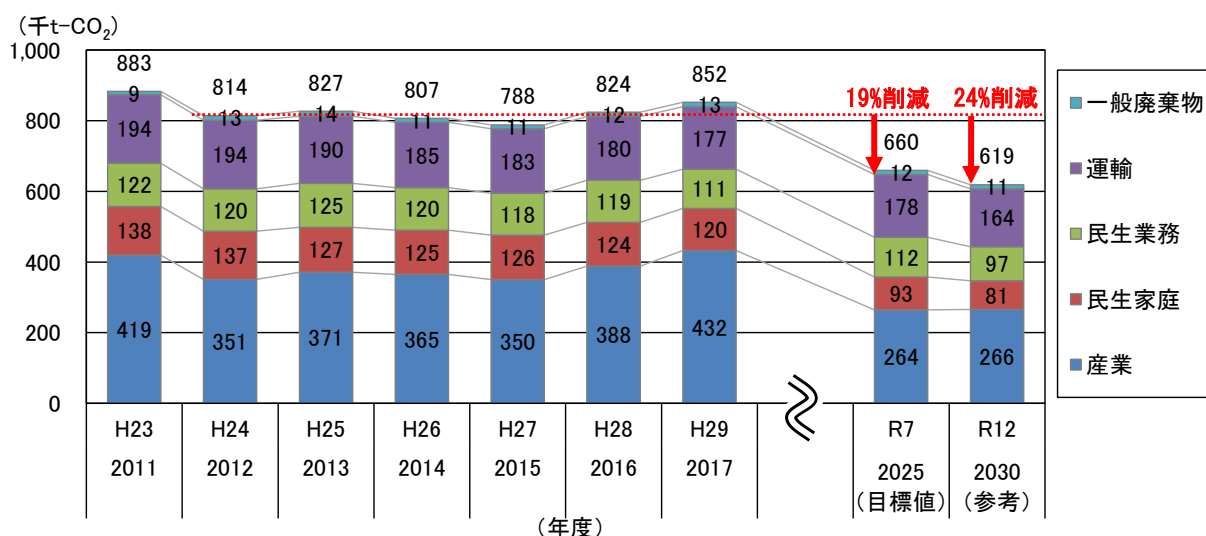
なお、本市では本計画の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

① 本市全域の自然的社会的条件に応じて発生する排出量(区域施策編)

平成 27 年（2015 年）に採択されたパリ協定において、日本は令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比で 26%の温室効果ガスの削減を定めています。第三次計画でもこの目標値と整合をとる形で市域の温室効果ガスの目標値を定め、令和 7 年度（2025 年度）までに平成 24 年度（2012 年度）比で 19%以上の削減を目指すこととしました。なお、国の目標値に沿って温室効果ガス排出量を削減した場合の令和 12 年（2030 年）の本市の目標値は、平成 24 年度（2012 年度）比で 24%の削減となります。

本市の温室効果ガス排出量を見てみると、全体の割合の中では工場などの産業部門からの排出量が一番大きく、次に自動車利用などの運輸部門が大きいことが分かります。排出量の推移をみると、平成 23 年度（2011 年度）から平成 24 年度（2012 年度）にかけて一旦減少してから平成 27 年度（2015 年度）まで概ね横ばいでしたが、平成 28 年度（2016 年度）、平成 29 年度（2017 年度）と続けて前年度を上回っています。その間、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門は減少しており、排出量全体の変動は産業部門の動向に強く影響を受けていることが分かります。産業部門は景気の影響を受けることから、今後の排出量の削減に関しては、家庭部門、業務部門、運輸部門の排出量を減少させていくことが重要であることが考えられます。

また、現状の排出量は基準年度である平成 24 年度（2012 年度）から増加しており、このままでは目標達成は厳しい状況です。今後一層の排出量削減の取組が求められます。



出典：部門別 CO₂ 排出量の現況推計（環境省）

図 本市の温室効果ガス排出量の推移

② 行政の事務活動・事業活動で発生する温室効果ガスの排出量(事務事業編)

年間エネルギー使用量が原油換算値で 1,500kl を超える事業者に対しては「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下、「省エネ法」という)に基づき、年平均 1 %以上のエネルギー消費原単位の削減目標が求められています。

本市の公共施設から発生する温室効果ガスに関しても、この目標に従い、令和 7 年度(2025 年度)までに平成 26 年度(2014 年度)比で 11%以上の削減を目指すこととしました。

本市の公共施設で二酸化炭素排出量が多い施設は「病院」、「清掃工場」、「温泉」など電気、給湯、熱などエネルギーを多く使用する施設です。平成 28 年度(2016 年度)に中津川市健康温泉館が民間移譲され、その後も紅岩山荘の民間移譲、坂下老人保健施設の坂下病院(坂下診療所)内移転等が進みました。

その結果、令和元年度(2019 年度)における公共施設別の年間のエネルギー使用に基づく二酸化炭素排出量は、20,944 t-CO₂ で、基準年である平成 26 年度(2014 年度)比で約 23.9%削減となり、当初の目標を大きく達成しています。

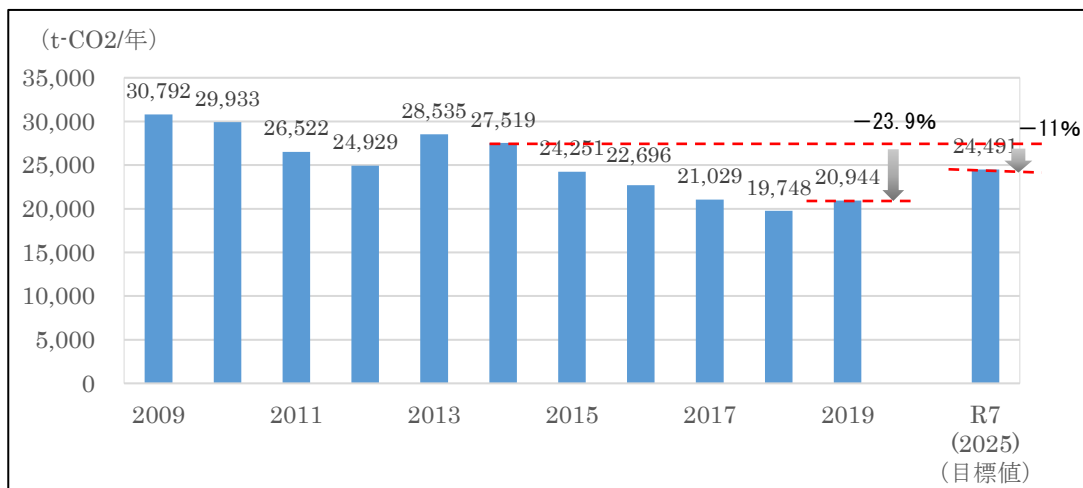
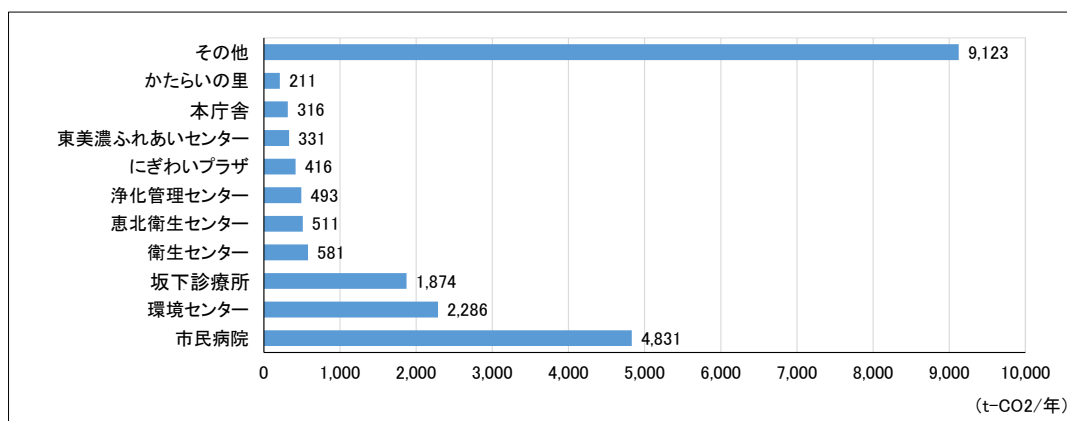


図 公共施設における二酸化炭素排出量の推移



注：上位 10 施設以外は「その他」に合算している。

図 令和元年度(2019 年度)の公共施設における二酸化炭素排出量

③ 市域の二酸化炭素吸収量

京都議定書^{※1}では、基準年に比べて定められた削減目標を達成したかどうか計算するとき、平成2年（1990年）以降に行った植林・再植林による二酸化炭素の吸収量と森林減少で生じる二酸化炭素の排出量に限り算入してもよいということが認められました。また、平成13年（2001年）にモロッコで開催された気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7）では、森林管理など植林・再植林・森林減少以外の活動からの吸収量や排出量も算入できるようになりました。

本計画では最新の情報として、気候変動枠組条約の事務局に報告されている国の森林吸収量を国と本市の森林面積の値で按分した数値により、本市の森林による温室効果ガス吸収量を推計しました。新規植林・再植林、森林減少、森林経営の値の合計値が森林による二酸化炭素吸収量になります。林齢50年以上の林は蓄積量の増加が緩やかになります。

また、本市の面積は森林が約80%を占めることから、温室効果ガスの吸収源は概ね森林による二酸化炭素の吸収が大半であると判断し、本計画では植生回復活動、牧草地管理活動、農地管理活動は対象外としました。

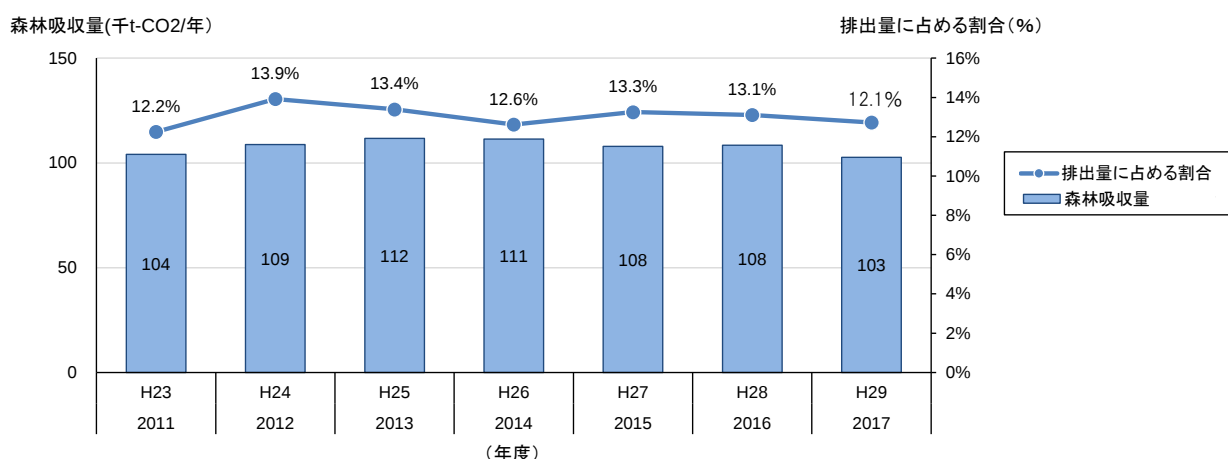
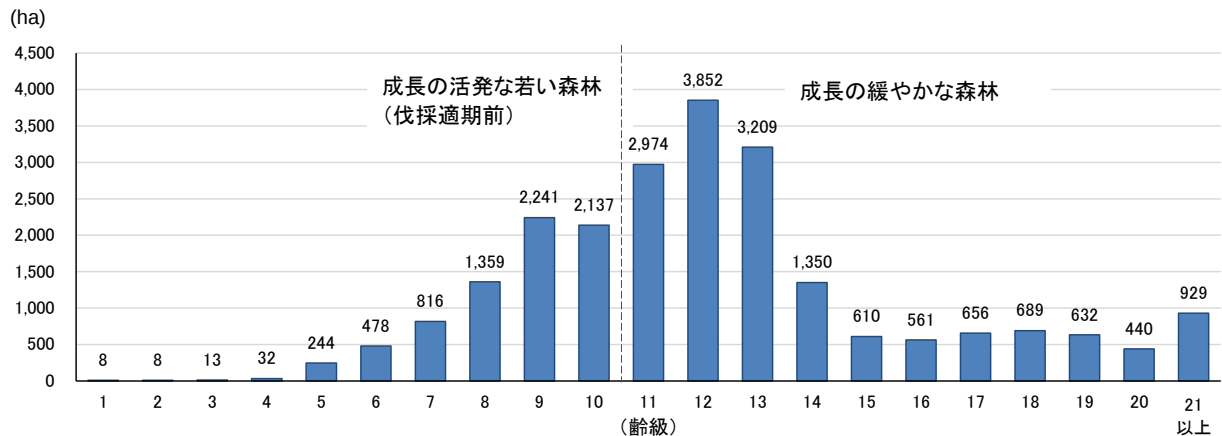


図 本市の森林による二酸化炭素吸収量の推計値

本市の温室効果ガス排出量に占める森林の二酸化炭素吸収量の割合は13%前後で推移していることが分かります。国全体では4%前後であることから、この数値は他の自治体と比べても非常に大きな値であるといえます。

全国的に人工林は、その多くが伐採適齢期を迎え、成長が活発で二酸化炭素吸収量の多い若い森林が減りつつあります。本市の森林面積の約5割を人工林が占めていますが、今後これらの人工林で二酸化炭素を吸収する働きが少なくなる高齢な木が増えると、森林面積が減らなくても森林の二酸化炭素吸収量は減少していくと考えられます。そのため、温室効果ガス排出量の削減目標である令和7年度（2025年度）までに平成24年度（2012年度）比で19%以上の削減を達成するには、森林による二酸化炭素吸収量だけに頼れない状況です。

^{※1} 京都議定書とは1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において合意された、拘束力のある温室効果ガスの削減目標です。この議定書において我が国では2008年～2012年の5年間で1990年に比べて6%の削減目標を掲げていました。



注：「林齢」は、林齢を5ヵ年でひとくくりまとめたもの。林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、以降5年生ごとに○齢級とする。

出典：「森林・林業統計書平成30年度版」（岐阜県）

図 本市の人工林齢級別面積

本市では、豊富な森林を活かし、二酸化炭素排出量に占める森林の二酸化炭素吸収量の割合を今後も同程度の値を維持できるよう、適切な森林管理を進めていくことが求められます。

○地球温暖化の影響

地球温暖化によって次のような影響があると懸念されています。

- **水不足の深刻化と洪水被害**：乾燥地ではさらに干ばつが進み、雨の多い地域では洪水が増加するおそれがあります。人をはじめとする生きものの生存への影響は大きく、農業へも大きな影響があると懸念されています。
- **絶滅する種の増加**：動物・植物は生育に適した温度を求めて、北または高地に移動しなければなりません。移動できなかった種は絶滅するおそれがあります。
- **海面上昇により沿岸域の低地が水没**：沿岸域では海面が上昇し、沿岸域の低地の水没や、海岸の侵食、淡水帯水層への塩水の進入などが起き、沿岸域に住む人や動植物の生息が危ぶまれます。
- **人の健康への影響**：死亡率や伝染病危険地域の増加：夏季に気温が高くなるため、熱射病などの発生率や死亡率が増加するおそれがあります。また、死亡率の高い熱帯熱マラリアなどの流行地域が拡大し、日本でも流行する可能性があるといわれています。

○緩和策と適応策

地球温暖化に対する対策は大きく分けて2つあります。1つは気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」です。もう1つは既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して自然や社会のあり方を調整する「適応策」です。

我が国では、気候変動による様々な影響に対し、全体で整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するための「気候変動の影響への適応計画」が平成27年（2015年）11月27日に閣議決定されました。今後は温室効果ガス排出量の抑制だけでなく、気候の変動に「適応」していくことも必要となってきます。

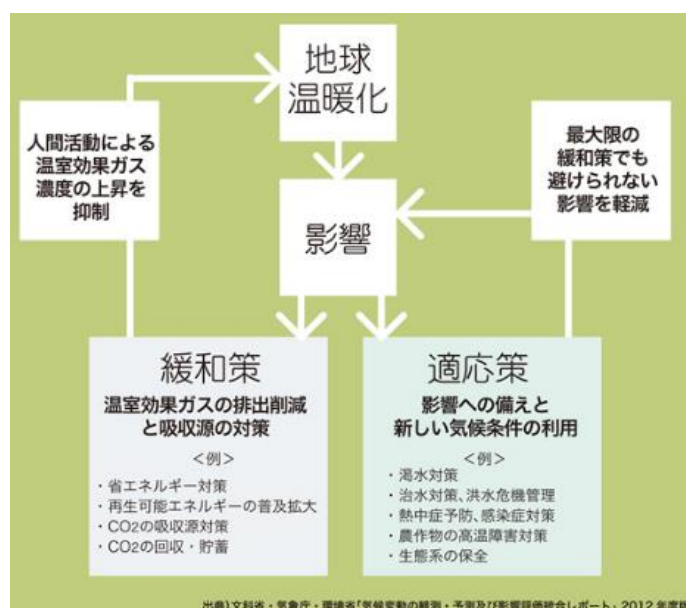


図 緩和と適応

出典：JCCCA「IPCC 第5次評価報告書特設ページ緩和・適応とは」

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

RE100

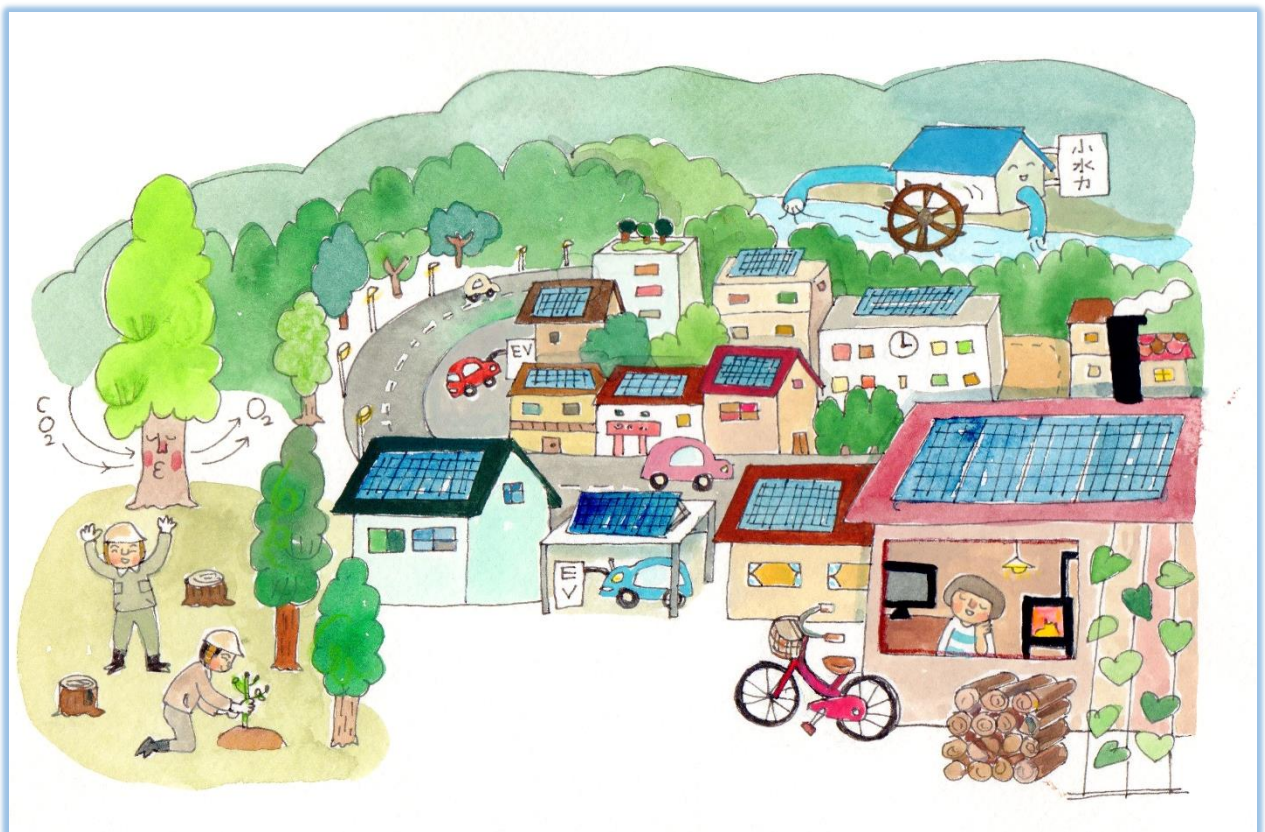
「RE100」とは、「Renewable Energy（再生可能エネルギー）100%」の頭文字をとった言葉で、世界で影響力のある企業が、事業で使用する電力を再生可能エネルギー100%にすることを目指す宣言をした国際的な取組です。参加した企業は、遅くとも2050年までに100%を達成することを目標とする必要があります。日本では、令和3年（2021）年2月現在で50社が参加しています。

世界の企業が進める取組には、このほか、事業のエネルギー効率を倍増させることを目標とするEP100、事業活動で使う輸送手段を電化するEV100があります。

(2) 低炭素地域づくりの目標(将来の環境像)

自然の資源を活用した低炭素で活力ある地域づくり

- 各主体が、それぞれできるところから省エネルギーの推進や交通対策などの環境に配慮した行動に取り組んでいます。
- 森林資源など地域の未利用な資源を有効活用し、低炭素かつ資源循環や自然共生にも配慮した地域活性化につながる取組が進められています。
- 地域の再生可能エネルギーを有効活用するだけでなく、それらが災害時において活用されています。
- 地域で再生可能エネルギーによる発電を行うだけでなく消費も行うことで、雇用を生み出し、エネルギー・お金の地域内循環の輪が拡大しています。
- 再生可能エネルギーの地産地消とリニア中央新幹線の供用による地域の雇用創出・活性化が合わさり、経済の活性化と低炭素化が両立しています。



(3) 温室効果ガス削減の将来目標値

① 本市全域の温室効果ガス排出量の将来目標(区域施策編)

本市全域から排出される温室効果ガス（区域施策編）の目標値は、現状では達成が厳しいものの、各部門の特性を踏まえた国の目標値に沿ったものであることから、これに合わせて令和7年度（2025年度）までに平成24年度（2012年度）比で19%以上の削減を目指すこととします。なお、令和12年（2030年）の本市の目標値は、平成24年度（2012年度）比で24%の削減となります。

② 行政全域の温室効果ガス排出量の将来目標(事務事業編)

年間エネルギー使用量が原油換算値で1,500klを超える事業者に対しては「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下、「省エネ法」という）に基づき、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の削減目標が求められており、本市の公共施設から発生する温室効果ガスに関しても、この目標に従います。

本計画の策定時以降、民間への施設の移管等が進んだことから、直近の平成30年度（2018年度）に保有している施設を基準とし令和7年度（2025年度）までに平成30年度（2018年度）比で7%以上の削減を目指します。

なお、ごみなどが主な発生源となる非エネルギー起源の温室効果ガス排出量の削減については、区域施策編における廃棄物部門において排出量を推計しており、そちらで区域施策編によって進捗管理を行うこととします。

③ 温室効果ガスの削減に関する将来目標値

目標	目標値
市域の温室効果ガスの削減	令和7年度までに平成24年度比で19%以上の削減 (排出量：814千t-CO ₂ /年 → 660千t-CO ₂ /年)
行政の温室効果ガスの削減	令和7年度までに平成30年度比で7%以上の削減 (排出量：19,780t-CO ₂ /年 → 18,395t-CO ₂ /年)

④ 中津川市「ゼロカーボンシティ」宣言 ～2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して～

平成27年（2015年）に合意されたパリ協定では、世界の平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑える努力をするとの目標が国際的に広く共有されました。この目標を達成するためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

我々は、国際社会の一員として脱炭素社会の実現と、自然環境の資源を活用した低炭素で活力ある地域づくりを目指し、2050年における本市の二酸化炭素排出量実質ゼロを実現するため、市民と行政が協働し、将来的な「ゼロカーボンシティ」の実現に向け取り組むことを宣言しました。

(7-14を参照)

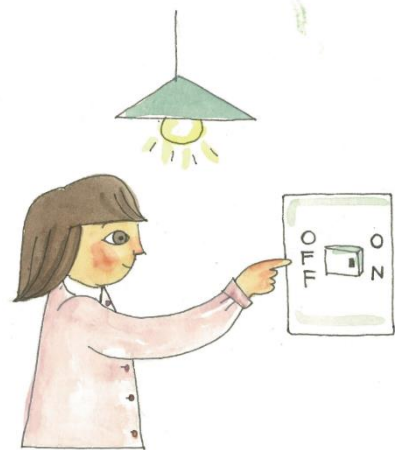
令和8年度（2026年度）以降の第四次中津川市環境基本計画での「ゼロカーボンシティ」の本格的な取組に向け、本計画後期に位置付けた取組を着実に推進し、今後の社会情勢に適応した本市に必要な施策に迅速かつ的確に取り組んでいきます。

(4) 基本方針

① エネルギーの効率的な利用促進

エネルギーの多くは石油や石炭などを燃焼させることで作られますが、これに伴い大気中に二酸化炭素が排出されます。人間の活動からエネルギー消費量が増加することで二酸化炭素の排出量が増え、地球温暖化を引き起こしています。

そのため、私たち一人ひとりが省エネルギーの意識を持ち、実行していくことが大切です。家庭、事業所での省エネルギー対策の普及啓発を促進するとともに、行政が率先した取組を行うことで、エネルギーの効率的な利用促進を図ります。



○省エネルギーとは

現在の私たちの暮らしや社会は、エネルギーの消費によって成り立っています。石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。本計画の第10章「私たち一人ひとりの環境配慮」では家庭や事業所でできる取組を紹介していますのでご覧ください。

② 再生可能エネルギーの導入促進

本市の地域特性を生かした再生可能エネルギーとして太陽光、太陽熱、小水力、木質バイオマス（熱利用）の導入を促進し、市内での二酸化炭素の排出削減を進めるとともにエネルギー自給の向上を図ります。

また、再生可能エネルギーを活かした防災対策や地域産業の育成、雇用の創出など地域の活性化につながるまちづくりにも積極的に取り組みます。



○木質バイオマスとは

いろいろな農林水産物、稲わら・もみ殻・家畜の糞尿・木くず・食品廃棄物などの「バイオマス資源」のうち、木材に由来するものを「木質バイオマス」と言います。樹木の伐採や造材したときに発生する枝・葉などの林地残材、製材所などからでる端材やオガクズ、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがあります。

③ 交通の低炭素化

本市における運輸部門（自動車）の二酸化炭素排出量は工業部門に次いで多く、市域全体の二酸化炭素排出量の約3割を占めています。また、市内での移動は自動車の利用が不可欠であることから、この部門での対策の効果は少なくありません。本市では、エコドライブの啓発やエコカーやクリーンエネルギー自動車の普及促進を進めるとともに、道路などの交通インフラ整備による渋滞緩和や公共交通の利用促進など環境にやさしい交通システムへの転換を進めることで、自動車から排出される二酸化炭素の削減を目指します。



○エコカー及びクリーンエネルギー自動車とは

ガソリン消費が少なく、排気ガスや二酸化炭素の排出が少ないクルマのことをエコカーと定義しており、別名で次世代自動車ともいいます。そして、エコカーの中でも電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、クリーンディーゼル車は、クリーンエネルギー自動車と呼ばれています。

④ 森林による二酸化炭素の吸収源対策

森林は温室効果ガスである大気中の二酸化炭素を吸収する特性を持っています。本市は面積の8割が森林であり、その特性を最大限生かし二酸化炭素の吸収源対策に取り組むことが重要です。

そのため、森林から搬出される木材を有効に活用しつつ、森林施業計画による適正な間伐や植林に努め、二酸化炭素吸収効果の高い森づくりを推進します。また、カーボン・オフセット※2を活用した取組についても推進していきます。



○木質バイオマスのカーボンニュートラル

木材を燃やしても化石燃料と同じように二酸化炭素は放出されますが、それは元々樹木が光合成によって吸収したものであり、大気中の二酸化炭素はトータルでは増減しません。利用した木材の分、再び木を植えれば光合成によって二酸化炭素が吸収されて木材の中に炭素として蓄積されます。木質バイオマスは、循環的に利用している限り持続的に再生可能な資源、クリーンなエネルギー源であると言えます。



※2 カーボン・オフセットとは、温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)することをいいます。

第7章 第2節 低炭素地域づくりの施策体系

基本方針 エネルギーの効率的な利用促進



①家庭や事業活動における省エネルギーの推進

・家庭や事業活動における省エネルギー活動の推進

②行政の率先的な省エネルギー活動の推進

・庁舎における省エネルギー活動の推進
・市職員ノーカーデーの実施
・省エネ設備やエコカー等の導入など、庁舎の省エネルギー化の推進

基本方針 再生可能エネルギーの導入促進



①太陽光発電及び太陽熱利用の導入促進

・住宅用太陽光発電の普及に向けた補助制度の実施
・公共施設への太陽光発電等の率先導入

②小水力発電の導入促進

・小水力発電導入に向けた補助制度の実施
・小水力発電所の開発事業

③木質バイオマスの利用促進

・木質バイオマス熱利用機器の普及・促進

④再生可能エネルギーを活用した防災対策

・防災拠点となる地域事務所・総合事務所への導入
・避難所となる小中学校等への導入

⑤再生可能エネルギー活用による地域の活性化

・再生可能エネルギーを活かした新たな産業の創出

基本方針 交通の低炭素化



①エコカーの普及促進

・エコカー・クリーンエネルギー自動車の普及促進
・エコドライブの推進

②交通インフラの低炭素化

・交通拠点におけるEV・PHVの充電設備の整備
・道路・街路灯などの高効率化の推進
・市道「青木～斧戸線」の建設
・リニア中央新幹線開通に向けた幹線道路の建設

③環境にやさしい交通システムの促進

・予約型コミュニティバスの運行
・エコ通勤の推進
・自家用車を使わない観光の推進

基本方針 森林による二酸化炭素の吸収源対策



①健全な森づくりの推進

・市有林の整備の推進
・民有林の整備の推進
・民有林での木材搬出に関する補助の実施

②カーボン・オフセットの推進

・カーボン・オフセットの推進



第7章 第3節 施策内容

(1) エネルギーの効率的な利用促進

① 家庭や事業活動における省エネルギーの推進

民生部門（家庭部門・業務部門）における二酸化炭素の排出削減に向けては、各家庭や事業所において省エネルギーや節電の意識を高め、実践していくことが求められます。本市では、市民の「環境にやさしいライフスタイルへの変革」を目指し、暮らしや仕事に役立つ省エネルギー活動についての普及啓発を行います。

また、住宅や工場・オフィス等における施設・設備や機器等の省エネルギー化を推進するための取組も進めていきます。

個別施策の名称	概要	担当課
家庭や事業活動における省エネルギー活動の推進	家庭やオフィス等における省エネルギー活動の普及を目的としたキャンペーンを実施し、暮らしや仕事に役立つ省エネルギー活動や空調・照明・給湯・自動車等の高効率化に向けた啓発を行っていきます。また、事業所に向けては（一財）省エネルギーセンターが実施する「工場・ビルの省エネ診断」などの利用について啓発します。	環境政策課

② 行政の率先的な省エネルギー活動の推進

市も地域の一事業所として、庁舎等における省エネルギー活動や空調・照明設備や公用車等の省エネルギー化に率先して取り組み、地域の低炭素化に貢献します。

個別施策の名称	概要	担当課
庁舎における省エネルギー活動の推進	省エネルギー法や地球温暖化対策推進法に基づき、全ての市有施設における温室効果ガスやエネルギーの削減目標を定め、全職員が参加して省エネルギー活動を推進します。	資産経営課 環境政策課
市職員ノーカーデーの実施	イベント等の開催などで多数の来場者が予想される際、市庁舎において職員ノーカーデーを実施し、駐車場を確保するとともに、相乗りの推奨などでマイカー通勤を自粛し、二酸化炭素の削減に努めます。	資産経営課
省エネ設備やエコカー等の導入など、庁舎の省エネルギー化の推進	庁舎の空調設備や照明器具を高効率な機器に更新するとともに、公用車を低燃費車やハイブリッド車、クリーンエネルギー自動車などに切り替えることで、省エネルギー化と二酸化炭素の削減を図ります。 また、電力自由化に伴い、より環境負荷の少ない電源でつくられた電気を選択するなど、環境への配慮に努めます。	資産経営課 環境政策課

○中津川市区長会連合会における地球温暖化対策の取組

近年日本でも激しさを増す気象災害などの変化は、加速する地球温暖化の影響として当市の市民にも広く知られるようになってきました。

中津川市区長会連合会では、こうした地球温暖化への対策を地域レベルで推進していくことを決め、地球温暖化について学び、考え、対策していくことを目的に、市内全地区で地球温暖化対策の出前講座を開催しました。出前講座は、広く地域住民に呼びかけられ、各会場とも多くの市民が参加し、地球温暖化の現状やそれに対する世界の動向、国や当市の取組、そして一人ひとりが家庭で推進できる省エネルギーやごみ減量の取組について学びました。この出前講座で学んだことをもとに、中津川市区長会連合会は地球温暖化対策に向けた標語を掲げ、また、各地区独自に目標を設定し、継続して取組を行っていきます。



区長会連合会主催での出前講座の様子

○2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言

中津川市は、政府による2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを実現する呼びかけや、岐阜県の「脱炭素社会ぎふ」の構想に賛同し、「ゼロカーボンシティ」の宣言をしました。宣言については、前述の中津川市区長会連合会の地球温暖化対策を踏まえ、行政と地域がそれぞれの役割を果たしながら協働して取組を推進していくことを目指し、中津川市区長会連合会との共同宣言としています。

当市では、この宣言に基づき、世界の一都市として脱炭素社会の実現と自然環境の資源を活用した低炭素で活力のある地域づくりに一層力を入れて取り組んでいきます。

宣言書の写真

中津川「ゼロカーボンシティ」宣言書

市長と区長会連合会長による
共同宣言の写真

中津川市と区長会連合会による共同宣言



(2) 再生可能エネルギーの導入促進

① 太陽光発電及び太陽熱利用の導入促進

太陽光発電や太陽熱利用システムは、近年、固定価格買取制度の施行や技術的・経済的に成熟してきたことが追い風となり、市内でもその普及が飛躍的に進んでいます。また、近年では災害時の非常電源としても利用できることから、太陽光発電が再び注目されています。

家庭や事業所における二酸化炭素排出量の削減に向け、太陽光発電や太陽熱利用を普及促進するとともに、公共施設においても率先してこれらの導入を進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
住宅用太陽光発電の普及に向けた補助制度の実施	市内在住の方による住宅用太陽光発電システムの設置に対し補助金を交付し、家庭部門での太陽光発電の普及を促進します。	環境政策課
公共施設への太陽光発電等の率先導入	公共施設の新築・増改築などの際には、太陽光発電や太陽熱利用システムをはじめとする再生可能エネルギー設備の導入に努めます。	施設担当部署 環境政策課

○中津川市自然エネルギー導入活用推進事業補助金で設置された再生可能エネルギー（例）



住宅用太陽光発電



マイクロ水力発電（市立西小学校横）



薪ストーブ



ペレットストーブ

② 小水力発電の導入促進

本市の急峻な地形と豊富な水資源を活かし、小河川や農業用水などを利用した小水力発電の導入を促進し、農村振興や地域の活性化などに活かします。

個別施策の名称	概要	担当課
小水力発電導入に向けた補助制度の実施	市内に住所を置く個人や法人、団体等による小水力発電システムの設置に対し補助金を交付し、地域における小水力発電の普及を促進します。	環境政策課
小水力発電所の開発事業	小水力発電の事業可能性調査や開発を地域等と協力して行ないます。また、一定規模以上の小水力発電の開発により、二酸化炭素排出削減を図るとともに、売電収益を活用した農村振興や地域の活性化を進めます。	環境政策課

○小水力発電を活用した先進事例（岐阜県郡上市白鳥町石徹白^{いとしろ}）

岐阜県郡上市白鳥町石徹白は人口 270 人、約 100 世帯の小さな集落ですが、住民主体で再生可能エネルギーを活用した施策を推進している先進的な地域です。石徹白は住民主体で石徹白農業用水農業協同組合を設立し、小水力発電の導入、管理、運営を行っています。発電した電力は、国の電力の固定価格買取制度によって売電し、その収益は農業の 6 次産業化を進めるための農産物の加工や新商品開発、耕作放棄地での農業、除雪や草刈りなどの地域の維持活動に充てられています。この小水力発電によって、休眠していた地域の農産物加工施設が稼働しはじめ、地域の特産品のとうもろこしを加工するとともに、新たな特産品を生み出そうという試みがはじまっています（平成 28 年（2016 年）6 月 1 日稼動開始）。また、小水力発電が注目されるようになったことで、石徹白に多くの見学者が訪れるようになっており、過疎化が進みつつある石徹白の活性化に効果を発揮しています。



出典：

写真左：郡上市ホームページより「第 1 回郡上市景観賞受賞作品」 石徹白加工所水力発電

写真右：郡上市よりご提供の写真

③ 木質バイオマスの利用促進

本市の 80%を占める森林資源を活かし、森林や里地里山から産出される間伐材等を薪やペレットなどの木質バイオマス燃料として活用するための取組を促進します。

個別施策の名称	概要	担当課
木質バイオマス熱利用機器の普及・促進	家庭部門や事業所などでの木質バイオマス熱利用機器の普及促進を図るため、市民や法人、団体等による薪ストーブ、ペレットストーブの導入に対して補助金を交付します。	環境政策課

④ 再生可能エネルギーを活用した防災対策

本市は岐阜県内で東海地震における唯一の「地震防災対策強化地域」^{※3}に指定されています。また、中山間地域に位置し、地域拠点も分散しているため、災害時に各地域が孤立するおそれがあります。

災害時に電気等のエネルギーインフラが途絶える事態に備え、通信、照明、暖房、給湯などに必要なエネルギーが利用できるよう、太陽光、太陽熱、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーや蓄電池、高効率照明、燃料電池などを組合せた「自立分散型のエネルギーシステム」を各地域の防災拠点や避難所となる公共施設に整備することで、環境にやさしく災害にも強いまちづくりを進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
防災拠点となる地域事務所・総合事務所への導入	地震や風水害などの災害時に地域の防災拠点となる地域事務所・総合事務所に太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池など付帯設備の整備を順次行います。また、導入した設備は平常時には施設での低炭素化と地域活動に活用します。	防災安全課 環境政策課
避難所となる小中学校等への導入	地震や風水害などの災害時に避難所となる小中学校などの公共施設に太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池などの付帯設備の整備を行います。整備した設備は環境教育などにも活用します。	防災安全課 教育企画課 環境政策課

^{※3}地震防災対策強化地域とは、大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要があるとして国が指定する地域のことである。

○本市における防災拠点施設への自立分散型エネルギーシステム導入事例（加子母地区）



⑤ 再生可能エネルギー活用による地域の活性化

本市は豊かな自然に恵まれています。こうした自然を利用した新たなエネルギー産業を興し、市内で資金や人材を循環させ、地域の活性化を図ることが市の発展につながります。

市域内の河川や用水路を活用した小水力発電や、豊富な森林資源を活用した木質バイオマスの利活用など、この地域特有の自然資源をエネルギーとして農林業・観光業・商工業において有効活用し、地産地消していく仕組みづくりを行います。

個別施策の名称	概要	担当課
再生可能エネルギーを活かした新たな産業の創出	地域の活性化や農林業・観光業・商工業の振興につながる発電事業や投資事業、地域新電力事業などの仕組みづくりを、地域と協力して進めます。	環境政策課

○再生可能エネルギーを活用した地域活性化の取組事例（山口県宇部市）

山口県宇部市では、市内環境団体の有志により、宇部市の活性化、地球温暖化対策、再生可能エネルギー等の学習会を積み重ねてきました。

エネルギーの地産地消が極めて重要な課題であることを認識していたことから、クリーンエネルギー電源を開発することによって地域の活性化と地球温暖化対策を同時に進めることを目指して、平成 28 年度（2016 年度）に「非営利株式会社 市民共同発電うべ」を発足しました。さらに、同時期に公募された宇部市の学校体育館の屋根貸し制度に応募し、資源エネルギー庁の「再エネコンシェルジュ事業」による支援を受けて、宇部市内の小中学校 7 校で売電をはじめました。利益は、地域の別の再生可能エネルギー事業の支援に活用することで雇用確保を目指しています。そのほか、再生可能エネルギーに関するイベントの実施や学校への太陽光発電事業に関する情報提供などを通じて環境教育にも貢献しています。

出典：資源エネルギー庁ホームページより



(3) 交通の低炭素化

① エコカーの普及促進

本市における運輸部門の二酸化炭素排出量は産業部門に次いで多く、平成 28 年度（2016 年度）時点で市域全体の二酸化炭素排出量の約 2 割を占めています。市内での移動には自動車の利用が不可欠であり、自動車を低炭素化していくことの効果は大きいと考えられます。

本市では、エコカーやクリーンエネルギー自動車の普及促進を図るとともに、環境にやさしい自動車の利用を促すためにエコドライブ等の啓発を進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
エコカー・クリーンエネルギー自動車の普及促進	運輸部門での低炭素化を目的に、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車をはじめとしたエコカー・クリーンエネルギー自動車の普及に向けた啓発や支援策の検討を進めます。	環境政策課
エコドライブの推進	アイドリングストップや「ふんわりアクセル e スタート」※4などのエコドライブについて、関係機関と連携して啓発活動を行います。また、交通安全啓発などと絡めたエコドライブ教室を実施していきます。	環境政策課

② 交通インフラの低炭素化

まちの開発においては低炭素な街区形成を視野に道路等の交通インフラの整備を進めることが重要です。リニア時代にふさわしい低炭素なまちとするため、リニア中央新幹線駅への交通の利便性を高め渋滞を緩和するための幹線道路の建設を進めます。また、電気自動車の充電インフラ整備を行うなど交通部門の低炭素化を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
交通拠点における EV・PHV の充電設備の整備	次世代自動車の普及促進に向け、交通や観光の要所となる道の駅や公共施設及びその周辺等に EV・PHV の充電施設の整備を進めます。 (※ EV／電気自動車、PHV／プラグインハイブリッド車)	環境政策課
道路・街路灯などの高効率化の推進	老朽化した道路・トンネル・地下道照明を LED などの高効率照明に交換していきます。また、取替え修繕を計画的に進めます。	建設課 管理課
市道「青木～斧戸線」の建設	国道 257 号から国道 19 号に合流する市道「青木～斧戸線」を整備し、幹線道路の渋滞緩和を図り、利便性を確保します。	建設課
リニア中央新幹線開通に向けた幹線道路の建設	リニア岐阜県駅の南北を結ぶアクセス道路「濃飛横断自動車」に付随する取り付け道路を整備するとともに、中津川市・恵那市双方の市街地とリニア岐阜県駅を東西に結ぶアクセス道路「都市間連絡道路」の建設計画を推進し、リニア中央新幹線開通後の地域交通の利便性の向上と渋滞緩和を図ります。	リニア対策課

※4 ふんわりアクセル e スタートとは、急発進や急加速をせず、穏やかにふんわりとアクセルを踏み込む運転のこと

③ 環境にやさしい交通システムの促進

公共交通の利用の促進など、交通手段や通勤方法等をより省エネルギーな方法に組み替えることで、運輸部門での低炭素化を促進します。また、自動車を使わないエコな観光の普及促進を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
予約型コミュニティバスの運行	利用者の少ない路線については、定時定路線運行から、利用者の要求に応じて運行するデマンド交通をコミュニティバスに取り入れます。	定住推進課
エコ通勤の推進	バスや鉄道などの公共交通機関や自転車、徒歩、相乗り等での通勤を推進するとともに、ノーマイカーデーの取組を推奨します。また、エコ通勤活動に積極的に取り組む事業所に対して国等が推進する「エコ通勤優良事業所認証制度」を推奨します。	環境政策課
自家用車を使わない観光の推進	徒歩(ウォーキング)や自転車等による、車を使わない体験型観光を推進し、自動車利用では体験できない地域の自然、文化等を楽しめる観光商品を実施します。また、自家用車でなくバスやタクシーなどを使い観光地を周遊する観光商品を開発します。	観光課

○電気自動車等の普及に向けた取組

低炭素社会の実現に向けた次世代自動車の普及を推進するため、急速充電器を「道の駅花街道付知」と「道の駅賤母」の2ヶ所に整備しました（利用時間：24時間使用可能／利用方法：充電課金カード（合同会社日本充電サービスの発行する「チャージスルゾウ」）を持参する必要があります）。市内には民間事業者が設置した充電施設も増えています。

市役所においては電気自動車を導入し、二酸化炭素の排出削減に取組むとともに、災害時の非常用電源としても使用しています。



道の駅 賤母



災害時の非常用電源としても活用可能な電気自動車（阿木交流センター）





(4) 森林による二酸化炭素の吸収源対策

① 健全な森づくりの推進

本市の二酸化炭素排出量に占める森林の二酸化炭素吸収量の割合は約 13%前後で推移しており、本市の地球温暖化対策を推進する上で大きな役割が期待されています。

今後も、間伐や植林などの適切な森林整備を計画的に実施することで、二酸化炭素の吸収効果が高く、持続可能で健全な森づくりを推進していきます。

個別施策の名称	概要	担当課
市有林の整備の推進	森林経営計画に基づき、市有林の間伐や植林など適切な管理を行うことにより、二酸化炭素の吸収効果の高い健全な森をつくります。	林業振興課
民有林の整備の推進	森林経営計画に基づく民有林の森林施業に対して国や県の制度を活用しながら補助金を交付し、そこでの間伐や植林など適切な管理を促進させ、二酸化炭素の吸収効果の高い健全な森を広げていきます。 また、森林経営計画のエリア外における森林整備を進めるため、国の制度を活用して特定間伐等促進計画の策定とそれに基づく森林施業に対する補助を行います。	林業振興課
民有林での木材搬出に関する補助の実施	森林経営計画に基づく民有林の森林施業に伴い伐倒した木材の搬出に対して、市からの補助金を交付し適正な森林管理と間伐材の有効利用につなげます。	林業振興課

② カーボン・オフセットの推進

森林の二酸化炭素の吸収量を市場取引して収益を得るカーボン・オフセット^{※5}への参加が促進されるように、カーボン・オフセットに関する各種取組を推進します。

個別施策の名称	概要	担当課
カーボン・オフセットの推進	カーボン・オフセットの普及啓発や、イベント等でのオフセット・クレジット ^{※6} との活用などを進めます。	環境政策課

※5 カーボン・オフセットとは、自らの温室効果ガス排出量を、他の場所での再生可能エネルギー事業や植林等による削減・吸収量で埋め合わせて相殺すること。

※6 オフセット・クレジットとは、カーボン・オフセット制度で利用できる再生可能エネルギー事業や植林等による削減・吸収量のこと

第7章 第4節 指標

基本方針	指 標	基準値 (平成 26 年度)	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
エネルギーの 効率的な 利用促進	市域の温室効果ガスの排出量	814 千 t-CO ₂ (平成 24 年度)	852 千 t-CO ₂ (平成29年度)	660 千 t-CO ₂ (令和5年度)
	市域全体の温室効果ガス排出量を平成 24 年度(2012 年度)比で約 19%削減します。			
	行政の温室効果ガスの排出量	19,780 t-CO ₂ (平成 30 年度)	20,973 t-CO ₂	18,395 t-CO ₂
	市の公共施設の温室効果ガス排出量を平成 30 年度(2018 年度)比で約 7%削減します。			
再生可能 エネルギーの 導入促進	住宅用太陽光発電システム 設置件数 「平成 12 年度(2000 年度)以降の 補助件数(累計)」	1,416 件	1,766 件	2,200 件
	住宅用太陽光発電システムの設置件数を毎年 80 件以上増やします。蓄電池補助も含みます。			
	再生可能エネルギーを 導入した公共施設数(累計)	20 施設	26 施設	30 施設
	太陽光発電や蓄電池、バイオマス熱利用設備等を目標年度までに 10 施設に導入します。			
交通の 低炭素化	EV・PHVの普及台数(累計)	128 台	321 台 内訳 EV192 PHV125	710 台
	クリーンエネルギー自動車(電気自動車等)の台数について、計画後期は計画前期の 2 倍の導入量とします。			
森林による 二酸化炭素の 吸収源対策	間伐実施面積(累計)	450ha	2,984ha	5,400ha
	間伐を毎年 450 ha以上実施します。			

第7章 第5節 重点プロジェクト

重点プロジェクト① 小水力発電、木質バイオマス熱利用の導入促進

本市は豊かな森林とそれに育まれた清流に恵まれています。その地域特性を活かし、再生可能エネルギーの中でも特に小水力発電と木質バイオマスの熱利用に着目し、地域の低炭素化と活性化の取組を進めます。

個別事業① 木質バイオマスの産業部門への活用事業

事業内容	間伐材や製材端材などから製造した薪・チップ・ペレットを施設の暖房や加温、農業用ハウスの空調などの熱エネルギーとして利用し、その取組を付加価値とした低炭素地域の実現に向けた検討を進めます。
期待される効果	・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・観光業、農業などの産業の付加価値向上と地域の活性化
所管課	環境政策課、林業振興課など

個別事業② 家庭・事業所等への木質バイオマスの導入促進事業

事業内容	家庭や事業所において木質バイオマスボイラー、薪ストーブ・ペレットストーブの導入を促進するため、機器の導入事例等の紹介のほか、補助金制度を設け導入を支援します。
期待される効果	・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・燃料となる木質バイオマスの利用促進 ・木質バイオマスに関わる産業と市場の成長 ・森林の適正管理
所管課	環境政策課、林業振興課

個別事業③ 地域の活性化に結びつく小水力発電の開発事業

事業内容	地域特性である豊かな水資源を活かし、適地調査や事業化の検討・準備・仕組みづくりなど、小水力発電所の開発と民間事業者の資金の活用も含めた地域活性化につながる事業化を進めます。
期待される効果	・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・売電収益を活用した地域の活性化
所管課	環境政策課

重点プロジェクト② 災害に備えた再生可能エネルギーの導入

東日本大震災以降、防災拠点や避難所において再生可能エネルギーの導入の重要性が再認識されています。災害時に電気等のインフラが途絶える事態に備え、通信、照明、暖房、給湯などに必要なエネルギー利用ができるよう、太陽光、太陽熱、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーや蓄電池、高効率照明、燃料電池などの付帯設備を整備します。

個別事業① 防災拠点となる地域事務所・総合事務所への導入

事業内容	地震や風水害などの災害時に地域の防災拠点となる地域事務所・総合事務所に太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池など付帯設備の整備を順次行います。また、導入した設備は平常時には低炭素化と地域活動の活性化に活かします。
期待される効果	・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・災害時などの非常時におけるエネルギーの供給
所管課	環境政策課、防災安全課

個別事業② 避難所となる小中学校等への導入

事業内容	地震や風水害などの災害時に避難所となる小中学校などの公共施設に太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池などの付帯設備の整備を行います。また、整備した設備は環境教育などにも活用します。
期待される効果	・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・災害時など非常時のエネルギー供給 ・小中学生への環境教育への活用
所管課	環境政策課、防災安全課、教育企画課

当市の避難所等における再生可能エネルギー設備導入の基本パッケージ

太陽光＋蓄電池



+

地域特性の再エネ



+

LED (屋内・屋外)



+

燃料電池



- ・太陽光発電と蓄電池 ⇒ 蓄電した電気を主に夜間に使用（災害時は昼間も）
- ・地域特性の再エネ ⇒ 特に木質バイオマス（熱供給）と小水力を検討
- ・LED照明 ⇒ 発電した電気を無駄なく長時間利用
- ・燃料電池 ⇒ （雨天など）太陽光が稼働しない際の電源確保と給湯

第7章 第6節 リニア中央新幹線関連施策

◆まちづくりに合わせた低炭素化・地域活性化の促進

リニア中央新幹線開通に備え、定住推進や地域活性化、雇用創出なども視野に入れた低炭素地域づくりを推進します。

③ リニアのまちづくりの顔となる「リニア駅と駅周辺」の活用

駅と駅前が機能一辺倒の画一的なものであつては、来訪者にこの地域をアピールできないと考えます。そこで、駅と交通広場、駅周辺が一体となって岐阜県の玄関口に相応しい雰囲気を感じてもらえるよう、森や木、川や水、田畑や里山といった「なかつがわらしさ」と再生可能エネルギーや省エネルギーなどの先進的な環境技術を融合させた駅前整備を行い、この地域の自然や田園風景とマッチした居心地のよい空間を創造していきます。

【取組例】

- ・本市の自然や環境を広くアピールするため、小水力やバイオマス、太陽光などの再生可能エネルギーをシンボリックに取り入れた環境を意識した駅と交通広場の整備。
- ・先進的な環境技術を取り入れた駅や駅前広場を活用した、市民・子どもたちへの環境教育や環境学習の推進。

④ リニア建設に伴う経済効果を見据えた低炭素な街づくり

リニア建設に伴う本体工事及び関連工事が地域に及ぼす経済効果は極めて大きなものです。本市周辺では、駅、車両基地、トンネルや高架橋など東海旅客鉄道株式会社の実施する工事のほかに、工事に関連して工事関係者の住居・アパート、新たな企業立地に伴う建設工事なども行われます。これらの工事が直接及ぼす経済効果を逃すことなく取り込むため、工事・建設や資材供給に地元の森林資源の活用を促進するとともに、車両基地従業員や定住者、家族向けの住居・アパートとして産直住宅等の建設を促進したり、クリーンエネルギー自動車を組合せた低炭素住宅街区の検討を行ったりするなど、地域経済の活性化や定住推進・雇用の促進も絡めた、リニアホームタウンにふさわしい自然と共生する未来志向の低炭素な街づくりを図っていきます。

また、こうした低炭素街づくりの取組に対する視察ツアーなどもリニアの車両基地見学と絡めて企画し、視察ビジネスとして展開するような検討も行います。

【取組例】

- ・リニア開発に合わせて整備する都市基盤（建築物等）の低炭素化と地域の森林資源の活用
- ・工事関係者や車両基地従業員の定住促進を狙った低炭素街区等の検討
- ・中津川ならではの産直住宅のブランド化
- ・電気自動車等、クリーンエネルギー自動車を取り入れた低炭素街区等の検討
- ・低炭素街区とリニア車両基地の視察・見学コースの設置、これと併せた観光案内

第8章 安全安心な環境づくりに関する施策

第8章 第1節 安全安心な環境づくりのあり方

(1) 安全安心な環境づくりの目標(将来の環境像)

健康・快適で安心して住める地域づくり

- 豊かな自然・景観が保たれ、誰もが長く住み続けたいと思う快適で潤いのあるまちがつくられています。
- さわやかな空ときれいな水があり、健康で安全安心な生活環境が守られています。
- 木曽川上流域に生活し、活動する者として水環境の保全に責任を持ち、きれいな川の水が守られています。
- 市民が地域の美化活動に積極的に参加し、ごみのない清潔なまちで生活しています。



(2) 基本方針

① 健康で安全な環境づくり

私たちの健康で安全な生活を支える重要な要素である良好な大気環境や水環境を大切に保全していくとともに、快適な生活環境を維持するため、騒音、振動、悪臭等の都市型公害に対しても、市民ニーズを踏まえ適切に対応していく必要があります。

また、土壌汚染や地下水への影響は、将来の世代へも悪影響を及ぼすおそれがあり、その対策が課題となっています。

このため、環境の状況を把握するための監視活動や公害等の発生源に対する指導、その他環境への負荷を低減するための施策を推進し、健康で安全な生活環境の保全に努めます。



② 快適で安心な環境づくり

私たちは、より快適で安心して生活できる環境を願っています。しかし、中には心ないごみのポイ捨てから犬のふんの不始末、悪質な廃棄物の不法投棄、住民や環境を顧みない生活環境上のトラブルが多く発生しています。これらの解決にはまず市民一人ひとりがマナーやルールを守ることが基本であり、そうした意識や取組を市内全体に広げていくことが大切です。

住むまちに誇りと愛着を持ち、誰もが快適に安心して暮らせるまちの実現につながる取組を市民、事業者、行政が協働して進めます。



第8章 第2節 安全安心な環境づくりの施策体系

基本方針(1) 健康で安全な環境づくり



①大気環境の保全

- ・大気環境の常時監視測定
- ・特定施設に対する監視
- ・特定施設に対する測定結果の報告要請
- ・大気汚染に関する情報発信

②水環境の保全

- ・河川の水質調査
- ・特定施設に対する監視
- ・特定施設に対する測定結果の報告要請
- ・河川等公共用水域の水質改善
- ・下水道接続、合併浄化槽設置の促進
- ・農薬の適正使用の推進

③騒音・振動及び悪臭対策の推進

- ・騒音及び振動の特定工場・特定建設作業に対する監視
- ・騒音及び振動の特定施設に対する測定結果の報告要請
- ・道路に面する地域の騒音観測
- ・悪臭事業場に対する指導
- ・畜産農家等に対する指導

④地下水と土壌環境の保全

- ・地下水の水質監視
- ・専用水道の設置事業場に対する監視
- ・地下水の過剰採取の防止
- ・不適正な埋立て等の防止

⑤率先した公害防止対策の推進

- ・公害防止協定等の締結推進
- ・事業用太陽光発電等による乱開発防止

基本方針(2) 快適で安心な環境づくり



①不法投棄の防止

- ・不法投棄監視パトロールの実施及び不法投棄行為者の取締り
- ・不法投棄防止に向けた啓発と予防の強化

②まちの美化とマナーの向上

- ・ポイ捨て防止の啓発
- ・市内一斉清掃やボランティア清掃の推進
- ・放置自転車対策の推進
- ・野外焼却行為者への指導強化

③景観に配慮したまちづくり

- ・都市緑化、公園緑化の推進
- ・良好な景観形成の推進

第 8 章 第 3 節 施策内容



(1) 健康で安全な環境づくり

① 大気環境の保全

本市では、市役所に設置されている中津川測定局（設置者：岐阜県、管理者：中津川市）にて、二酸化硫黄、窒素酸化物、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）、風向、風速について常時監視測定を実施しています。

大気汚染は、工場、事業所からのばい煙や粉じん、自動車の排気ガスなどが要因となり引き起こされるため、ばい煙を発生させる施設を有する工場や事業所に対し、保守点検の実施と適正な運転管理の要請や自動車の排気ガス排出量を抑制するため、アイドリングストップなどのエコドライブに関する啓発を行うなど、有害物質の発生を防ぐ取組を進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
大気環境の常時監視測定	中津川測定局を維持管理し、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）、風向、風速の常時測定を行い、本市の大気環境の状況を的確に把握します。	環境政策課
特定施設に対する監視	大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、岐阜県の実行立入検査に同行し、施設の維持管理状況を確認するとともに、排出基準の遵守状況について監視を行います。	環境政策課
特定施設に対する測定結果の報告要請	大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、ばい煙の測定結果の報告を求め、規制基準を超えた特定施設に対しては県と連携して改善を要請します。	環境政策課
大気汚染に関する情報発信	大気汚染の状況を中津川市公式ホームページなどで常時公表するとともに、大気汚染注意報等が発令された場合には、迅速かつ的確な情報を周知する体制を維持します。 また、毎年 12 月の大気汚染防止推進月間には、きれいな空を守ることの大切さを呼びかける運動を展開し、大気環境への意識を高めます。	環境政策課

② 水環境の保全

本市では、17 の河川において水質調査を実施するとともに、県が実施する 6 河川の水質調査の結果と合わせて、市内河川の水質汚濁状況を把握し、監視を行っています。

河川の水質汚濁の原因としては、工場、事業所等からの産業系排水、市民の日常生活による生活系排水、農地・山林等からの有機物等に分類されます。このうち、産業系排水については、排水を行う工場や事業所に対し、排出基準の遵守や適切な管理の要請の取組を進めるほか、生活排水の下水道への接続促進や農薬、化学肥料等の使用をできる限り減らし、水質汚濁の未然防止と環境への負荷の低減を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
河川の水質調査	主要河川において定期的な水質調査を実施し、河川の水質状況を的確に把握します。	環境政策課
特定施設に対する監視	水質汚染防止法に定める特定施設に対し、岐阜県の行う立入検査に同行し、施設の維持管理状況を確認するとともに、排出基準の遵守状況について監視を行います。	環境政策課
特定施設に対する測定結果の報告要請	水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、排水の水質測定の結果の報告を求め、規制基準を超えた特定施設に対しては県と連携して改善を要請します。	環境政策課
河川等公共用水域の水質改善	水質汚濁の情報があつた場合には地域や岐阜県、関係機関と連携し、水質汚濁の原因調査にあたり、流域の水質改善を図ります。	環境政策課
下水道接続、合併浄化槽設置の促進	日常生活に伴い流される生活排水による公共用水域の汚濁負荷が低減するように、各家庭での下水道への接続や下水道区域外では合併浄化槽の設置を促進します。	下水道課
農薬の適正使用の推進	公共施設等の管理において農薬の使用の低減に努めるとともに、市民・農家等に対して農薬の使用回数や量の低減のほか、飛散防止など安全かつ適正な使用を啓発します。	農業振興課 環境政策課 施設担当課

○昭和 40 年代後半～昭和 50 年代の中津川の水質汚染問題

～昭和 48 年(1973 年)4月 新聞記事から抜粋～

「木曽川汚染の元凶？中津川市内 よごれひどい3河川」

中津川市はさる1月、市内を流れる3河川の7地点で水質検査をし、その分析結果を発表した。それによると中津川と木曽川合流点で BOD(生物化学的酸素要求量)が 45.9PPM という高い数値が検出され、その他の地点でも基準以下はわずか1ヶ所だけで、汚染のひどさが立証された。

中津川市は木曽川汚染の上流の元凶、愛知用水の源として“公害防止”が強く訴えられているだけに県環境局水質規制課では現地調査をして、類系河川としての規制、指導の強化を図ることになっている。(略)



中津川の水質調査

～昭和 50 年(1975)4月 新聞記事から抜粋～

「河川の汚染進む 山紫水明というが 中津川」

山紫水明をキャッチフレーズにしている中津川市内の河川の汚染が進み、このままでは県が六月頃に予定している環境基準指定に2河川が不合格になる。工場排水もさることながら生活污水、ごみなどの不法投棄が川を汚染しており、市では①水質検査の強化、②重金属類検査の充実、③新たに水量測定の実施などをして監視を強化する。(中略)中津川は沿岸に工場が数多くあり、工場排水による汚染はもともと問題になっていたが、淀川は市の中心部を通っている小河川だけに汚染の原因の大半は生活污水。それが中津川よりさらにひどいという結果が出たのは注目される。(略)

汚染が改善された現在の中津川・淀川

中津川沿岸には今も多くの工場等がありますが、公共下水道事業の推進や主要工場との公害防止協定締結などの取組により、水質汚濁度を測るBODの環境基準(類型指定 C)を達成するなど大きな改善が図られています。(平成 26 年度(2014 年度)に実施したBOD年平均值 2.2mg/L(ppm)/ 昭和 49 年度(1974 年度)平均値 14.3ppm)

また、中津川の支流にあたる淀川の汚濁発生源は、生活排水・飲食店排水などが主ですが、こちらも平成元年(1989 年)から公共下水道供用開始とともに改善されてきました。(平成 26 年度(2014 年度)に実施したBOD年平均值 1.75mg/L(ppm) / 昭和 49 年度(1974 年度)平均値 19.3ppm)



現在の中津川

③ 騒音・振動及び悪臭対策の推進

騒音・振動公害は、日常生活に関係が深いものであり、その発生源は主に工場・事業場の事業活動や建設作業、自動車などの交通に伴って発生し、周辺地域に影響を及ぼすことが懸念されています。

また、悪臭公害は、人の感覚に直接知覚されることから個人差が著しいものであり、その発生源は工場・事業場や畜産業のほか一般家庭まで多種多様であり、慣れたにおいでも悪臭と感じたり、よいにおいでも濃度によっては不快に感じることもあり、規制については難しい面もあります。

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づき適切な指導を行い、健康で安心して暮らせる生活環境保全を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
騒音及び振動の特定工場・特定建設作業に対する監視	騒音規制法及び振動規制法に定める特定工場や特定建設作業に対して立入検査を実施し、特定施設及び特定建設作業の管理状況や防音対策の状況について監視と指導を行います。	環境政策課
騒音及び振動の特定施設に対する測定結果の報告要請	騒音規制法及び振動規制法に定める特定施設を有する特定工場に対し、騒音や振動の測定結果の報告を求め、法令等の規制基準を超えた特定工場対しては指導を行います。	環境政策課
道路に面する地域の騒音観測	市域の幹線道路において、毎年自動車騒音測定を実施し、環境基準の達成度を把握します。 また、中央自動車道沿線地域で騒音測定を実施し、基準値を上回る地点では、防音壁の設置要望を行います。	環境政策課
悪臭事業場に対する指導	悪臭防止法に基づき、悪臭が発生する工場・事業所に対して、適時立入検査を実施し、臭気対策の状況について指導を行います。	環境政策課
畜産農家等に対する指導	畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、適正な維持管理及び環境保全対策について指導を行います。	農業振興課

④ 地下水と土壌環境の保全

地下水に関しては、水質汚染や過剰揚水による地盤沈下、湧水の枯渇など環境保全上問題が生じる場合があります。健全な水循環の確保から地下水の質と量の面で対策を推進します。

また、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、建設工事に伴い排出された土砂等による埋立て等について規制を行い、生活環境の保全を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
地下水の水質監視	毎年、岐阜県が実施する地下水の監視測定等に協力し、地下水に関する水質監視に努めます。	環境政策課
専用水道の設置事業場に対する監視	市内のゴルフ場や事業場など、専用水道設置事業場から報告された水質検査を確認し、必要に応じて立入検査などにより指導を行います。	環境政策課
地下水の過剰採取の防止	一定以上の地下水の採取には届出を求め、過剰な汲み上げによる地盤沈下や地下水の枯渇の防止を図ります。	環境政策課
不適正な埋立て等の防止	「中津川市埋立て等の規制に関する条例」に基づき、有害廃棄物などが混入し環境基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止し、生活環境の保全と安全を確保します。	環境政策課

⑤ 率先した公害防止対策の推進

事業活動に伴って生じる環境負荷の低減が地域の環境保全に重要な役割を果たすことから、健全で豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる地域の実現に向け、事業者自らが地域や行政の相互の信頼関係のもとで率先した環境保全活動を行い、住民の健康保護や生活環境の保全を図る地域づくりを進めます。

また、森林や里山等における大規模な太陽光発電設備の工事については、災害の防止や自然環境の保全の観点から、事業者に対して条例に基づく適切な指導を行います。

個別施策の名称	概要	担当課
公害防止協定等の締結推進	事業活動に伴う周辺住民の生活環境を守るために、各事業所が市または地域と個別に環境保全に必要な事項を協定として締結し、両者が協力し合うことにより、よりよい環境づくりを目指します。	環境政策課
事業用太陽光発電等による乱開発防止	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき、事業用太陽光発電の開発事業者に対して、地域への説明会の実施や書面による協定の締結などを義務付けることで、周辺地域における災害の防止並びに自然環境の保全への配慮を促します。	環境政策課



(2) 快適で安心な環境づくり

① 不法投棄の防止

一部の心ない人による不法投棄は依然あとを絶たず、本市の豊かな自然や住みよい環境、そして美しい景観が損なわれています。自然・生活環境や美しい景観を守るため、市民、事業者、行政が一体となり、意識の啓発とともに不法投棄監視パトロールの強化など不法投棄の防止に向けた取組を推進します。

個別施策の名称	概要	担当課
不法投棄監視パトロールの実施及び不法投棄行為者の取締り	地域の住みよい環境づくり推進員や岐阜県と連携し、地域の監視やパトロールを実施し、不法投棄の未然防止策を強化します。また、不法投棄を発見した場合には、警察署と連携して投棄者の取締りを行います。	環境政策課
不法投棄防止に向けた啓発と予防の強化	不法投棄の防止に関する情報を多様な方法により周知を図り、地域への不法投棄の監視や美化活動を進め、不法投棄撲滅に努めます。また、土地所有者や地域、警察等と協力して予防対策の強化を図ります。	環境政策課

② まちの美化とマナーの向上

住み心地のよいまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが身近な生活環境に目を配り、地域活動への参画など地域とのつながりを強くすることが必要です。

また、美しい生活環境を保全するため、地域に根ざした美化活動の積極的な推進と環境に配慮した生活マナー等の定着を啓発します。

個別施策の名称	概要	担当課
ポイ捨て防止の啓発	快適な生活環境を確保するため、ごみをみだりに捨てる行為及び道路、公園などの公共の場所や他人の場所を汚すペットのふん害の防止を啓発します。	環境政策課 防災安全課
市内一斉清掃やボランティア清掃の推進	年2回(6月、9月)の市内一斉清掃や地域、事業者、団体等が行うボランティア清掃活動を促進し、まちの美化活動を推進します。	環境政策課
放置自転車対策の推進	放置自転車は、歩行者の安全やまちの美化を損ねるだけでなく、盗難事件の発生にもつながることから、放置自転車の撤去や啓発活動等を実施し、放置台数の減少を図ります。	環境政策課
野外焼却行為者への指導強化	野外焼却に関する市民からの通報に対応し、行為者への適切な指導を行うとともに、特例による野外焼却についても焼却マナーやなるべく焼却しない方法での処分を啓発します。	環境政策課

③ 景観に配慮したまちづくり

子どもからお年寄りまでが安心して憩うことのできる都市空間を創出するため、道路、公園、公共施設等の緑化を推進し、心安らぐ生活環境づくりを目指します。

また本市の景観特性を守り育て、将来にわたって良好な景観を形成するため、景観計画区域や景観計画重点区域を指定し、市民、事業者、行政の協働のもとに景観に配慮したまちづくりを進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
都市緑化、公園緑化の推進	緑化による都市の景観形成に努めるとともに、公園緑地の適正な維持管理を行います。	管理課
良好な景観形成の推進	市域全体を「景観計画区域」とし、良好な景観形成に取り組みます。中山道に面する区域を「中山道沿道景観区域」、なかでも宿場町等の区域を「景観計画重点区域」とし、地域と一体となり、地域の景観を守り育む取組を進めます。	都市建築課

○地域特有の景観を守り育む「景観形成住民協定（馬籠地域・本町地域）」

地域住民の皆さんが、その地域独自の景観まちづくりのルールを定め、地域の景観を自分たちで守っていくことを定めた住民協定です。

本市では、現在、「馬籠地域」と「本町地域」において景観形成住民協定が締結され、建物の色彩や形態、広告物の取り決め、美化活動や緑化活動など、その地域独自の景観まちづくりが実践されています。



「馬籠地域 心につながるふるさと景観形成住民協定」

平成 14 年（2002 年）4 月 1 日締結

平成 19 年（2007 年）10 月 1 日認定

目 的 住民主体の取組の精神に則って、生活環境の反映としての地区景観を維持、再生、創造する

内 容 建築物（形態/階層/色彩等）、広告物（面積/素材等）、自動販売機（素材等）に関する規制、緑化・環境整備の推進等



「本町中山道地区歴史的まちなみを大切に、

住みよく訪れたくなるまちづくり景観形成住民協定」

平成 22 年（2010 年）10 月 1 日認定

目 的 住民主体の取組により生活文化・住環境・地域の景観を後世に引き継ぐ

内 容 建築物・工作物（形態等）、広告物、自動販売機に関する規制、共用空間の利用、美化・環境保全・緑化の推進等

第8章 第4節 指標

基本方針	指 標	基準値 (平成 26 年度)	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
健康で安全な環境づくり	一般大気環境基準達成率 (二酸化硫黄・二酸化窒素) 現状の清んだ大気環境水準を維持します。	100.0%	100.0%	100.0%
	河川環境基準(BOD)達成率 現状のきれいな河川環境水準を維持します。	100.0% (9 地点/9 地点)	100.0% (9 地点/9 地点)	100.0% (9 地点/9 地点)
	騒音環境基準達成率(一般環境) 現状の望ましい騒音環境水準を維持します。	100.0% (3 地点/3 地点)	100.0% (3 地点/3 地点)	100.0% (3 地点/3 地点)
快適で安心な環境づくり	不法投棄件数 不法投棄の全くないまちを目指します。	58 件	55 件	0 件
	下水道整備面積 残り約 600ha の下水道整備を計画的に進めます。	3,448ha	3,492.5ha	4,047ha
	水洗化率(公共・特環・農集) 水洗化率を約5%向上させます。	85.3%	86.00%	90.2%
	公害防止協定締結事業所数 事業者の率先した環境保全活動を促進します。	25 事業所	25 事業所	28 事業所

第8章 第5節 重点プロジェクト

重点プロジェクト① 清らかな水環境の保全

本市は豊かな森と清流に恵まれた木曽川上流域の都市として水質浄化への取組が下流域から期待され、また、良好な水環境を将来に残していくことは、この土地に生活し活動する私たちの責務です。さらなる水環境保全の意識向上に努めるとともに、下水道整備や浄化槽の普及促進、生活や事業活動に伴う排水の監視、河川での水質測定などを継続的に行い、清流の保全を図ります。

個別事業① 下水道整備事業の推進

事業内容	公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水による集合処理と合併処理浄化槽区域による個別処理で水洗化率向上を図ります。 特に、現在整備を進めている公共下水道坂本処理区では、整備エリアの拡張と処理場の増設を行います。 また、下水道区域内であっても地域の実情や経済性を考慮し、合併処理浄化槽と合わせた水洗化率向上を目指します。
期待される効果	・公共用水域の水質改善 ・水洗化率の向上
所管課	下水道課

個別事業② 河川の水質浄化活動の推進

事業内容	水質汚濁が著しい場合、地域や事業者、岐阜県などと連携した活動として、生活排水対策の普及啓発や水質浄化に向けた取組を行い、河川水質の改善を図ります。
期待される効果	・水質改善に対する市民意識の向上 ・公共用水域の水質改善
所管課	環境政策課

個別事業③ 公害防止に向けた工場排水等の監視

事業内容	公害関係法令や公害防止協定などに基づき、工場、事業場などへの定期的な立入検査を実施し、公害防止協定や環境保全条例に基づく水質測定結果の報告要請と監視・指導を行い、事業活動から排出される水質の浄化に努めます。
期待される効果	・工場・事業場における公害の未然防止 ・公共用水域の水質改善
所管課	環境政策課

重点プロジェクト② 不法投棄対策の強化

あとをたたない不法投棄防止に向けた対策を強化し、安全できれいな自然環境と住みよい生活環境を確保します。

市民アンケート調査の結果から伺えるように、安全安心な環境づくりに関して、「廃棄物の不法投棄に対する対策」への必要性が強く求められています。市民一人ひとりのモラルの向上を図り、山にも川にも、まちにもごみのないきれいな環境を実現するために、不法投棄対策の強化を図ります。

個別事業① 不法投棄監視パトロールの実施及び取締りの強化

事業内容	地域の住みよい環境づくり推進員や岐阜県と連携し、不法投棄の多い場所を中心に監視やパトロールを実施し、未然防止策を強化します。 また、警察と常に連携し、不法投棄行為者の取締りを強化します。
期待される効果	・不法投棄の減少 ・不法投棄防止に関する市民意識の醸成
所管課	環境政策課

個別事業② 不法投棄防止及び環境マナーの啓発

事業内容	不法投棄防止及び安全安心な地域づくりに向けたマナーやモラル向上の啓発ポスター等を作成し、意識醸成を図ります。 また、住みよい環境づくり推進員と連携し、地域への不法投棄の監視や美化活動を進め、不法投棄撲滅に努めます。
期待される効果	・不法投棄の撲滅 ・地域環境の美化 ・不法投棄防止に関する市民意識の向上
所管課	環境政策課

第8章 第6節 リニア中央新幹線関連施策

◆環境影響評価書に基づく保全対策

環境影響評価とは、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度で、対象事業やその手続きは、「環境影響評価法」で定められています。

リニア中央新幹線事業については、事業者である東海旅客鉄道株式会社において、以下の手続きで進められました。

(中央新幹線環境影響評価の手続きの流れ)



国土交通大臣は、東海旅客鉄道株式会社が平成 26 年 (2014 年) 8 月 26 日に認可申請した中央新幹線の工事実施計画 (その 1) について、平成 26 年 (2014 年) 10 月 17 日付けで認可を行いました。その後、土木工事を着工し、電力設備や信号通信設備等の電気設備を中心とする工事実施計画 (その 2) についても東海旅客鉄道株式会社が平成 29 年 (2017 年) 9 月 25 日に認可申請を行い、国土交通大臣が平成 30 年 (2018 年) 3 月 2 日付で認可を行いました。引き続き、令和 9 年 (2027 年) の開業に向けて、市内では路線の工事のほか、岐阜県駅及び車両基地、その他関連施設の工事が本格化していきます。

これまでの環境影響評価手続きの中で、環境保全の見地から意見を提出し、事業者である東海旅客鉄道株式会社から環境保全措置等についての説明がなされてきました。事業主体である東海旅客鉄道株式会社には、住民の不安を取り除くように理解を得ながら安全に事業を進められることを市として強く求めてまいります。

また、リニア中央新幹線に関連する工事等に起因する環境対策については、関係機関や地域などと連携し、法令に基づく監視や規制を行うとともに、市民の安全安心が損なわれる場合には工事関係者等に状況に応じた適切な指導を行ってまいります。

環境影響評価書に示された環境保全措置の実施の確認

中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【岐阜県】第8章では、対象事業に係る環境影響評価の項目として、大気質、騒音、振動、微気圧波、低周波音、水質、水底の底質、地下水、水資源、地形及び地質、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、文化財、磁界、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガスを選定し、これらの項目について、各項目の調査、予測及び評価の結果を示しています。

また、第11章では、「これらの結果から、環境保全措置を実施することによって、環境への影響について、実行可能な範囲内で回避又は低減が図られ、環境の保全について適正な配慮がなされる事業であると総合的に評価する。」とし、「山梨リニア実験線での成果も含め、工事期間中に新たな環境保全技術などの知見が得られた場合には、できる限り取り入れるよう努める。」と示されています。

事後調査報告書は、平成27年度以降、毎年度取りまとめられ、公表されています。本市として、中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書で示されている項目ごとの環境保全措置の実施についての確認と確実な実施を求めています。

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【岐阜県】第8章 環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に示される環境保全措置（抜粋）

環境要素の区分		環境要因の区分	環境保全措置
大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	① 排出ガス対策型建設機械の稼働 ② 工事規模に合わせた建設機械の設定 ③ 建設機械の使用時における配慮 ④ 建設機械の点検・整備による性能維持 ⑤ 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ⑥ 揮発性有機化合物(以下、「VOC」という。)の排出抑制 ⑦ 工事の平準化 ⑧ 工事従事者への講習・指導
		資材及び機材の運搬に用いる車両の運行	① 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ② 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③ 環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④ 工事の平準化 ⑤ 工事従事者への講習・指導
		鉄道施設(車両基地)の供用	① 省エネ型ボイラーの導入 ② 排出ガス処理施設の点検・整備による性能維持
	粉じん等	建設機械の稼働	① 工事規模に合わせた建設機械の設定 ② 工事現場の清掃及び散水 ③ 仮囲いの設置 ④ 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ⑤ 工事の平準化 ⑥ 工事従事者への講習・指導
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	① 荷台への防塵シートの敷設及び散水 ② 資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口や周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄 ③ 工事の平準化 ④ 工事従事者への講習・指導
	騒音	建設機械の稼働	① 低騒音型建設機械の採用 ② 仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策 ③ 工事規模に合わせた建設機械の設定 ④ 建設機械の使用時における配慮 ⑤ 建設機械の点検・整備による性能維持 ⑥ 工事の平準化 ⑦ 工事従事者への講習・指導
		資材及び機材の運搬に用いる車両の運行	① 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ② 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③ 環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④ 工事の平準化 ⑤ 工事従事者への講習・指導
		鉄道施設(換気施設)の供用	① 環境対策型換気施設の採用 ② 消音設備及び多孔板の設置 ③ 換気ダクトの曲がり部の設置 ④ 換気施設の点検・整備による性能維持
		列車の走行(地下を走行する場合を除く)	① 防音壁、防音防災フードの設置 ② 防音防災フードの目地の維持管理の徹底 ③ 桁間の目地の維持管理の徹底 ④ 防音壁の改良 ⑤ 個別家屋対策 ⑥ 沿線の土地利用対策

環境要素の区分		環境要因の区分	環境保全措置
大気質	振動	建設機械の稼働	① 低振動型建設機械の採用 ② 工事規模に合わせた建設機械の設定 ③ 建設機械の使用時における配慮 ④ 建設機械の点検・整備による性能維持 ⑤ 工事の平準化 ⑥ 工事従事者への講習・指導
		資材及び機材の運搬に用いる車両の運行	① 資材及び機材の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ② 資材及び機材の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③ 環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④ 工事の平準化 ⑤ 工事従事者への講習・指導
		鉄道施設(換気施設)の供用	① 環境対策型換気施設の採用 ② 防振装置の設置 ③ 換気施設の点検・整備による性能維持
		列車の走行(地下を走行する場合を除く)	① 桁支承部の維持管理の徹底 ② ガイドウェイの維持管理の徹底
		列車の走行(地下を走行する場合に限る)	① ガイドウェイの維持管理の徹底
	微気圧波	列車の走行(トンネル及び防音防災フードの出入口)	① 緩衝工の設置 ② 緩衝工の維持管理
		列車の走行(非常口(山岳部))	① 多孔板の設置 ② 多孔板の維持管理 ③ 緩衝工の設置 ④ 緩衝工の維持管理
	低周波音	鉄道施設(換気施設)の供用	① 環境対策型換気設備の採用 ② 消音設備・多孔板の設置 ③ 換気施設の点検・整備による性能維持
水質	水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去	① 工事排水の適切な処理 ② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③ 仮締切工の実施 ④ 水路等の切回しの実施 ⑤ 工事排水の監視 ⑥ 処理設備の点検・整備による性能維持
		トンネルの工事	① 工事排水の適切な処理 ② 工事排水の監視 ③ 処理設備の点検・整備による性能維持 ④ 放流時の放流箇所及び水温の調整
		工事施工ヤードの設置	① 工事排水の適切な処理 ② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③ 工事排水の監視 ④ 処理設備の点検・整備による性能維持
	水の汚れ	切土工等又は既存の工作物の除去	① 工事排水の適切な処理 ② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③ 仮締切工の実施 ④ 水路等の切回しの実施 ⑤ 工事排水の監視 ⑥ 処理設備の点検・整備による性能維持
		トンネルの工事	① 工事排水の適切な処理 ② 工事排水の監視 ③ 処理設備の点検・整備による性能維持 ④ 放流時の放流箇所及び水温の調整

環境要素の区分		影響要因の区分	環境保全措置
水質	水の汚れ	鉄道施設 (駅、車両基地)の供用	① 下水道への排水 ② 鉄道施設からの排水の適切な処理 ③ 処理設備の点検・整備による性能維持 ④ 使用水量の節約(節水)
水底の底質		切土工等又は既存の 工作物の除去	① 河川内工事における工事排水の適切な処理
地下水の水質・水位		トンネルの工事及び 鉄道施設(トンネル)の 存在	① 薬液注入工法における指針の順守 ② 適切な構造及び工法の採用
		鉄道施設(車両基地) の供用	① 適切な揚水位置や揚水量の計画 ② 上水道からの取水
水資源		トンネルの工事及び 鉄道施設(トンネル)の 存在	① 工事排水の適切な処理 ② 工事排水の監視 ③ 処理設備の点検・整備による性能維持 ④ 放流時の放流箇所及び水温の調整 ⑤ 適切な構造及び工法の採用 ⑥ 薬液注入工法における指針の順守 ⑦ 地下水等の監視 ⑧ 応急措置の体制整備 ⑨ 代替水源の確保
		鉄道施設(車両基地) の供用	① 鉄道施設からの排水の適切な処理 ② 処理設備の点検・整備による性能維持 ③ 下水道への排水 ④ 排水量の抑制 ⑤ 適切な揚水位置や揚水量の計画 ⑥ 上水道からの取水
重要な地形及び地質		工事施工ヤードの設 置	① 地形の改変をできる限り小さくした工事施工ヤードの配 置計画
		鉄道施設(トンネル、 地表式又は掘削、嵩 上式、駅、車両基地、 換気施設、変電施設) の存在	① 地形の改変をできる限り小さくした鉄道施設の配置計 画
地盤沈下		トンネルの工事	① 適切な構造及び工法の採用
		鉄道施設(車両基地) の供用	① 適切な揚水位置や揚水量の計画 ② 上水道からの取水
土壌汚染		切土工等又は既存の 工作物の除去	① 有害物質の有無の確認と汚染土壌の適切な処理 ② 薬液注入工法における指針の順守 ③ 発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する 情報提供の徹底 ④ 仮置場における掘削土砂の適切な管理 ⑤ 工事排水の適切な処理
		トンネルの工事	① 発生土に含まれる重金属等の定期的な調査 ② 仮置場における発生土の適切な管理 ③ 工事排水の適切な処理 ④ 薬液注入工法における指針の順守 ⑤ 発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する 情報提供の徹底
日照障害		鉄道施設(嵩上式、 駅、車両基地、換気施 設)の存在	① 鉄道施設(嵩上式、地上駅)の構造物の形式・配置等の 工夫 ② 鉄道施設(車両基地、換気施設)の配置等の工夫

環境要素の区分	影響要因の区分	環境保全措置
電波障害	鉄道施設(嵩上式、駅、車両基地、換気施設、変電施設)の存在	① 鉄道施設(車両基地、換気施設、変電施設)の配置等の工夫 ② 鉄道施設(嵩上式、地上駅)の構造物の形式・配置等の工夫 ③ 共同受信施設の設置 ④ 個別受信施設の設置 ⑤ 受信施設の移設又は改良 ⑥ 有線テレビジョン放送の活用 ⑦ 指針等に基づく改善策の実施
文化財	鉄道施設(トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、車両基地、換気施設、変電施設)の存在	① 改変区域をできる限り小さくする ② 適切な構造及び工法の採用 ③ 試掘・確認調査及び発掘調査の実施 ④ 遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処
磁界	列車の走行	実施しない
動物	工事の実施、鉄道施設の存在	① 重要な種の生息地の全体又は一部を回避 ② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③ 工事従事者への講習・指導 ④ 資材運搬等の適正化 ⑤ 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等の実施 ⑥ 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 ⑦ 放流時の放流箇所及び水温の調整 ⑧ 照明の漏れ出しの抑制 ⑨ 防音シート、防音扉、低騒音・低振動型の建設機械の採用 ⑩ コンディショニングの実施 ⑪ 重要な種の移植 ⑫ 代替巣等の設置
植物	工事の実施、鉄道施設の存在	① 重要な種の生育環境の全体又は一部を回避 ② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③ 外来種の拡大抑制 ④ 工事従事者への講習・指導 ⑤ 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 ⑥ 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 ⑦ 放流時の放流箇所及び水温の調整 ⑧ 重要な種の移植・播種 ⑨ 重要な種の生育環境の創出
生態系	工事の実施、鉄道施設の存在	① 注目種等の生息・生育地の全体又は一部を回避 ② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③ 外来種の拡大抑制 ④ 工事従事者への講習・指導 ⑤ 資材運搬等の適正化 ⑥ 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 ⑦ 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 ⑧ 放流時の放流箇所及び水温の調整 ⑨ 照明の漏れ出しの抑制 ⑩ 防音シート、防音扉、低騒音・低振動型の建設機械の採用 ⑪ コンディショニングの実施 ⑫ 重要な種の移植、播種 ⑬ 重要な種の生育環境の創出 ⑭ 代替巣等の設置

環境要素の区分		影響要因の区分	環境保全措置
景観		鉄道施設(地表式又は掘割式、嵩上式、駅、車両基地、換気施設)の存在	① 改変区域をできる限り小さくする ② 構造物の形状の配慮
人と自然との触れ合いの活動の場		鉄道施設(地表式又は掘割式、嵩上式、駅、車両基地)の存在	① 鉄道施設の設置位置、構造への配慮 ② 鉄道施設の形状等の工夫による周辺景観への調和の配慮
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去	① 建設発生土の再利用 ② 建設汚泥の脱水処理 ③ 副産物の分別・再資源化 ④ 発生土を有効利用する事業者への情報提供
		トンネルの工事	① 建設発生土の再利用 ② 建設汚泥の脱水処理 ③ 副産物の分別・再資源化 ④ 発生土を有効利用する事業者への情報提供
	廃棄物等	鉄道施設(駅、車両基地)の供用	① 廃棄物の分別・再資源化 ② 廃棄物の処理・処分の円滑化
温室効果ガス		建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生	① 低炭素型建設機械の選定 ② 高負荷運転の抑制 ③ 工事規模に合わせた建設機械の設定 ④ 建設機械の点検・整備による性能維持 ⑤ 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ⑥ 低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化 ⑦ 工事従事者への講習・指導 ⑧ 副産物の分別・再資源化
		鉄道施設(駅、車両基地、換気施設)の供用	① 省エネルギー型製品の導入 ② 温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備及び管理 ③ 設備機器の点検・整備による性能維持 ④ 鉄道施設(車両基地)の緑化・植栽 ⑤ 廃棄物の分別・再資源化 ⑥ 廃棄物の処理・処分の円滑化



©Central Japan Railway Company. All Rights reserved.

第9章 環境保全に向けた人づくりに関する施策

第9章 第1節 環境保全に向けた人づくりのあり方

(1) 環境保全に向けた人づくりの目標(将来の環境像)

次世代につなぐ人づくり

- 市民、事業者、行政が連携、協働する仕組みが整い、地域ぐるみで環境保全活動が推進されています。
- 幼稚園・保育園や学校、地域での環境教育や環境学習が盛んに行われ、子どもたちが地域の環境保全活動において活躍しています。
- 環境保全に向けた行動を自発的にできる人材が多数育成され、地域で活躍しています。
- 子どもから大人まで、多くの人が環境について学び、考え、環境に配慮した行動をしています。
- 市民により、市外からの来訪者にも中津川市の魅力が伝達されています。



(2) 基本方針

① 環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり

自然共生・循環・低炭素型の地域づくりに向けた人的基盤となる環境人材の育成は、長期的、継続的に実施する必要があります。多様化する環境問題や地域の自然環境等について、正しい知識を持ち環境教育・環境学習を実践できる人材を発掘・育成するとともに、既に各所で活躍する環境団体や事業者等のネットワークを強化することで、相互の連携や交流を促進し継続的な活動が可能となる基盤づくりを推進します。

また、本市の環境に関する様々な情報を把握、蓄積し、市内外に発信することで、容易に情報を入手し利活用できる仕組みづくりに取り組みます。



② 多様な主体による環境教育・環境学習の推進

本市の将来の担い手である子どもたちに向けた環境教育・環境学習は、子どもたちへの直接的な影響のみにとどまらず、家庭や地域への意識や知識の波及効果が期待できます。

多様化する環境問題を背景とした環境教育等を正しく効果的に行うため、保育園から高校まで一貫した環境教育プログラムの開発や学習内容の体系化を図るとともに、市民や学校、事業者等の様々な主体による環境教育等の推進を支援、促進し、多くの体験活動を通じ幅広い視野を持った人材が育成されるよう、環境教育等のさらなる広がり充実を図ります。



第9章 第2節 環境保全に向けた人づくりの施策体系



基本方針(1) 環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり

①地域における環境保全の担い手の発掘と育成	・環境保全活動に向けた人材の育成 ・人材登録制度の創設・活用
②環境教育・環境学習に携わる人材育成	・幼児環境教育の指導者の育成 ・河川・森林に関する環境教育の指導者の育成
③市民や環境団体等の連携強化と活動の促進	・環境団体が行う活動の情報発信 ・地域との対話と環境保全活動の推進
④事業者と連携した環境保全活動の仕組みづくり	・中津川市環境推進協会と連携した保全活動の推進 ・事業者の社会貢献活動や環境保全活動の推進
⑤大学等と連携した環境保全活動の仕組みづくり	・環境保全を目的とした域学連携の推進 ・環境保全を目的とした高等学校や専門学校との連携 ・学識者・専門家等による支援体制の構築
⑥環境情報の充実と発信	・環境情報の発信 ・博物館等での環境意識啓発の推進 ・環境センターでの環境意識啓発の推進

基本方針(2) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進



①子どもたちに向けた環境教育・環境学習の充実	・幼稚園・保育園における環境教育の実施 ・小・中学校での環境教育の実施
②環境教育・環境学習プログラムの作成	・幼児教育・学校教育と連携した環境教育プログラムの開発 ・ESD（持続可能な開発のための教育）に関するプログラムの開発
③環境イベントや講座の実施	・環境イベント等の開催 ・公民館等での環境講座の実施 ・環境に関する出前講座の推進

第9章 第3節 施策内容



(1) 環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり

① 地域における環境保全の担い手の発掘と育成

各地域で自主的、自発的に活動できる人材を育成するとともに、地域や学校、事業者における環境教育・環境学習を支援するための人材を発掘し、育成に向けた機会の充実を図ります。

また、市内の環境団体や環境保全活動に取り組む人材を登録する制度を創設するとともに、要望に応じて、講師等を派遣する体制を構築し、環境保全活動の推進と質の向上を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
環境保全活動に向けた人材の育成	環境保全活動に必要な専門家や指導員、環境活動に関わるリーダーを育成するための講座や研修会を開催します。	環境政策課
人材登録制度の創設・活用	学校や市民向けの環境教育・環境学習等支援する人材の登録制度を創設し、充実した環境保全活動を推進します。	環境政策課

② 環境教育・環境学習に携わる人材育成

幼稚園・保育園や学校等において環境教育を展開するためには、活動への理解と正しい知識をもつ指導者を育成する必要があります。環境団体の参加者や先生・保護者等を対象とした人材育成に取り組むとともに、幼児教育・学校教育における環境教育を推進するための行政内の連携強化に努めます。

個別施策の名称	概要	担当課
幼児環境教育の指導者の育成	保育士等を対象に、幼児向けの環境学習に関する指導者養成講座を開催し、知識や指導方法の習得に努めます。	環境政策課
河川・森林に関する環境教育の指導者の育成	学校教諭等を対象に、小・中・高校生向けの河川や森林に関する環境学習などの指導者養成講座を開催し、知識や指導方法の習得に努めます。	環境政策課

○中津川市自然環境団体等連絡会議

本市では、個々の団体活動において環境保全の取組が実施されてきましたが、後継者不足や団体間の連携不足などの課題を抱えていました。自然共生地域づくりを一体として推進するため、自然に関わる環境団体を集めた「中津川市自然環境団体等連絡会議」が平成25年度（2013年度）に発足しました。同会議では、自然環境に関する意見交換や学習会等を定期的に行い、また人材育成カリキュラムを構築し指導者育成にも力を入れています。さらには、園児向けや小学生向けの環境教育の支援を行うなど、活躍の場を広げています。



③ 市民や環境団体等の連携強化と活動の促進

市民や環境団体の環境保全活動を支援し、その活動内容を情報発信することにより、関心を持つ市民の参加を促すとともに団体同士の連携を強化します。また、市民や環境団体による取組が継続するように活動や運営の支援を行います。

個別施策の名称	概要	担当課
環境団体が行う活動の情報発信	市内で活動する環境団体の活動を支援し、それぞれの活動内容の発信や発表する機会を提供します。 また、地域や住みよい環境づくり推進員、団体等との対話の機会を拡充し、施策や取組を啓発するとともに、市民の意見を施策に反映します。	環境政策課
地域との対話と環境保全活動の推進	各地域の区長や住みよい環境づくり推進員が中心となり、年に2回の市内一斉清掃をはじめとする地域での環境保全活動を企画し、地域住民の環境配慮行動を促すきっかけにするとともに、住民同士のつながりを強化します。	環境政策課

④ 事業者と連携した環境保全活動の仕組みづくり

事業者は、市民や行政と並び環境保全活動に欠かせない主体であり、自らの事業活動による環境負荷の低減に努めるとともに、市内で事業を行うものとして積極的な地域貢献が期待されます。

市は、事業者が実施する環境保全活動や環境学習などと連携し、その活動を支援します。また、市内事業者により組織する「中津川市環境推進協会」の取組を一層充実させるとともに、環境に携わる事業者間のネットワーク強化を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
中津川市環境推進協会と連携した保全活動の推進	公害防止や環境保全を目的とした事業者の団体である「中津川市環境推進協会」と連携し、公害防止や環境保全に向けた人材交流や情報交換などを進めるとともに、環境保全に資する取組を推進します。	環境政策課
事業者の社会貢献活動や環境保全活動の推進	事業者が取り組む環境分野での社会貢献活動や環境配慮型製品等の開発などを推進します。また、こうした事業者の活動の情報を収集し、様々な機会を通じて市内外に PR します。	工業振興課 環境政策課

⑤ 大学等と連携した環境保全活動の仕組みづくり

全国のまちづくりにおいては、地域住民だけでなく、学生等が参画し、新たな提案やアイデア・ノウハウが加わり成功した事例や、大学や研究機関と連携し先進的な研究に基づくまちづくりの実践に効果を上げた事例があります。

大学等と地域とが連携して地域活動を推進する「域学連携」などに取り組み、地域の環境課題の解決や、環境をテーマにした地域の活性化を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
環境保全を目的とした域学連携の推進	学術的な知見を踏まえた環境保全活動を推進するため、大学の研究と地域活動とのマッチングを図り、環境分野での域学連携の取組を推進します。	環境政策課
環境保全を目的とした高等学校や専門学校との連携	高等学校や専門学校と連携し、授業や実習活動を通じた生徒・学生による環境保全活動を促進します。また、大学や民間等の学識者・専門家も交え、学生の活動と研究を支援します。	環境政策課
学識者・専門家等による支援体制の構築	学術的な知見から適正な保全活動を行うため、大学や研究機関との関係を構築・強化し、各環境団体等に提言等を受けるとともに、講習会等を通じた知識の普及を図ります。	環境政策課

⑥ 環境情報の充実と発信

本市の生活環境や自然環境などに関する様々な情報を、誰もが容易に入手できるように、分かりやすく発信します。また、市の公共施設を環境学習の場として広く市民に利用されるようにその充実を図り、活用を通して市民の環境保全意識の高揚を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
環境情報の発信	環境に関わる幅広い情報や、市民の関心が高い情報、市内で活動する環境団体等からの情報などを、中津川市公式ホームページや広報なかつがわ等で、市民に分かりやすく発信します。	環境政策課
博物館等での環境意識啓発の推進	鉱物博物館、子ども科学館、図書館などにおいて、環境意識の啓発を行うための常設展示や企画展等の充実、図書の整備などを図るとともに、来場者が体験できるワークショップや講座などを定期的に開催します。	鉱物博物館 子ども科学館 図書館
環境センターでの環境意識啓発の推進	環境センターでは、ごみ焼却施設の見学や啓発プラザ等の利用のほか、環境団体によるエコ講座を開催し、廃棄物問題やリサイクルの推進について分かりやすく意識啓発を行います。また、小学校と連携し、小学4年生の社会科「ごみの処理と利用」の学習で環境センターの見学を組み込みます。	環境センター



(2) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進

① 子どもたちに向けた環境教育・環境学習の充実

子どもの心の成長には、自然とふれあう体験をすることが大切です。従って、将来の本市の担い手となる子どもたちに向けた環境教育・環境学習の推進は、継続的に環境保全活動を進めるための重要な*々となります。

そこで、幼児教育及び学校教育の場において、豊かな自然とふれあう体験活動や環境問題をテーマとした学習機会を提供し、環境保全意識の向上と将来を担う環境人材の育成を目指します。

個別施策の名称	概要	担当課
幼稚園・保育園における環境教育の実施	木育や自然体験を中心とした幼児向けの環境教育を、各園と連携して推進します。また、各園では野菜づくりによる食育活動や園外保育での季節に応じた自然体験活動も実施します。	幼児教育課 環境政策課
小・中学校での環境教育の実施	水生生物調査などの河川環境教育や森林での自然観察、林業体験などの環境教育、ごみ処理場、下水処理場の見学、森林の役割や森川海のつながりに関する学習、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する学習など、総合的な学習の時間や社会、理科などの科目における環境学習を推進します。	学校教育課 環境政策課

② 環境教育・環境学習プログラムの作成

環境保全に向けた人づくりとして、子どもたちへの環境問題に対する意識づけに取り組み、問題解決への実践力を身につけさせていくことが大切です。

子どもの発達段階に合わせて学ぶことができる環境学習プログラムの作成を進めるとともに、ESD（Education For Sustainable Development の略：持続可能な開発のための教育）を推進するための関連する学習内容の体系化を行います。

個別施策の名称	概要	担当課
幼児教育・学校教育と連携した環境学習プログラムの開発	保育園から高校までの一貫した教育を通じて、発達段階に応じて環境問題を正しく理解できる教材や学習プログラムの開発を推進するとともに、環境に関連する学習内容を体系化します。	環境政策課
ESD（持続可能な開発のための教育）に関するプログラムの開発	自然環境や資源の有限性、地域の将来性など、様々な分野とのつながりを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動する人材を育成する教育（ESD）の視点に立った学習指導と学習内容を体系化し、世界的課題の解決に向けた人づくりを進めます。	環境政策課

○国の森林環境譲与税を活用した木育の取組

市では令和2年度から国の森林環境譲与税の交付金を活用し、市内の中学校の技術家庭科の木工材料として、地元産のヒノキ材を使用した製作キットの提供を開始しました。地元産材は仕上がりがきれい先生や生徒にも好評価でした。また授業では、加子母森林組合と地元の大工が協力してカンナの削り方や仕上げなど指導しました。

③ 環境イベントや講座の実施

市や環境団体が主体となり、市民が楽しく環境について学ぶことができる講座やイベント等を実施し、自発的に環境に配慮した行動ができる人材を育みます。

個別施策の名称	概要	担当課
環境イベント等の開催	市民が環境について学び、考え、行動するきっかけとなるような環境に関するイベント、講演会等を開催します。	環境政策課
公民館等での環境講座の実施	公民館等と連携して、環境をテーマにした生涯学習講座を企画、実施します。また、環境団体などが企画した環境講座を、市の市民企画講座として位置づけていきます。	生涯学習 スポーツ課 環境政策課
環境に関する出前講座の推進	家庭や地域、事業所などを対象に、それぞれの要望やテーマに合わせて、暮らしに役立つ環境の取組や情報を提供するための出前講座を実施します。	環境政策課

第9章 第4節 指標

基本方針	指 標	基準値 (平成 26 年度)	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
環境人材の育成 とネットワークづくり	幼児環境教育指導者数 木育などの指導者を毎年2人以上増やします。	11 人	22 人	31 人
	河川環境教育指導者数 水生生物調査や森林体験等の指導者を毎年2人以上増やします。	14 人	26 人	34 人
	中津川市自然環境団体等連絡会議の参加団体数 参加団体を毎年1団体以上増やします。	33 団体	31 団体	43 団体
	中津川市環境推進協会の会員事業所数 会員事業所を毎年1事業所以上増やします。	111 事業所	111 事業所	141 事業所
	幼児環境教育を実施した幼保園数 (木育・自然体験等) 5才児に対応する公立・私立の全保育園・幼稚園で実施します。	5 園	15 園	全園 (25 園)
	河川・森林の環境教育を実施した 学校数 (カワゲラウォッチング等) 環境教育を全小学校で実施します。	13 校	15 校	全小学校 (16 校)
多様な主体による 環境教育・環境 学習の推進	市民向けの環境講座、イベント等の 開催回数 (幼児環境教育と河川環境学習を 除く) 市民向けの環境講座や出前講座、環境イベント等を月2回以上実施します。	20 回	14 回	24 回以上

第9章 第5節 重点プロジェクト

重点プロジェクト① 環境保全活動を持続的に実施する仕組みづくり

環境保全活動の充実と持続的な推進を目的に、保全活動に携わる各主体が連携して活動する体制づくりを進めるとともに、新たな取組の創出と保全活動に関する啓発、担い手育成、専門家との連携強化などに取り組みます。

個別事業① 中津川市自然環境団体等連絡会議の運営強化

事業内容	自然環境の保全活動に取り組む環境団体が集まる「中津川市自然環境団体等連絡会議」を介して、参加団体相互の交流や情報交換、新たな取組の企画提案、相互の技術・知識の向上を図り、連携して自然共生地域づくりに取り組みます。
期待される効果	・環境団体の連携強化と環境保全活動の活性化 ・環境団体相互の技術・知識の共有 ・新たな環境保全施策の推進
所管課	環境政策課

個別事業② 環境保全活動のための事業者ネットワーク構築

事業内容	公害防止や環境保全を目的とした事業者の枠組みである「中津川市環境推進協会」に参加する事業者間のネットワークを強化し、公害防止や環境保全に向けた人材交流や情報交換などを進めるとともに環境保全に資する幅広い取組を推進します。
期待される効果	・環境推進協会の活動の活発化と連携強化 ・事業者による環境保全活動の促進
所管課	環境政策課

個別事業③ 環境保全を目的とした域学連携の推進

事業内容	学術的な知見を踏まえ、将来に向けて確かな環境保全活動を推進するため、大学の研究と地域活動とのマッチングを図り、環境分野での域学連携の取組を推進します。 また、大学教員と大学生等が地域住民とともに、地域の環境分野における課題解決や地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化や人材育成に資する活動を支援します。
期待される効果	・学術機関の知識や技術を活かした環境保全活動の推進 ・地域での環境保全活動の活性化 ・学生などとの人材の交流を通じた地域活性化
所管課	環境政策課、市民協働課

個別事業④ 学識者・専門家等による支援体制の構築

事業内容	学術的な知見から適正な保全活動を行うため、大学や研究機関などとの連携を構築・強化し、各地域で活動している環境団体等に提言や助言を受けるとともに、講演会や学習会等を通じた知識の普及を図るなどの支援体制を確立します。
期待される効果	・学術的な知見、専門的な知識・技術などに基づく、確かな環境保全活動の推進 ・学術機関との連携による環境保全活動の推進
所管課	環境政策課

重点プロジェクト② 子どもから大人までの一連の環境教育の推進

環境団体や学校、事業者等の多様な主体による子どもから大人まで一連となった環境学習メニューの充実を図り、地域の自然環境や環境問題に対する高い意識を持った人材を育成します。

個別事業① 幼児教育・学校教育と連携した環境教育の推進

事業内容	幼稚園・保育園から小・中学校までの教育課程に合わせ、ESD も視野に置いた環境学習の体系化を進め、発達段階に応じた学習教材や学習プログラムの開発を行い、実践します。
期待される効果	・環境への理解の向上 ・次世代育成に取り組む人材の育成
所管課	環境政策課、幼児教育課、学校教育課

個別事業② 環境保全活動に必要な人材の育成

事業内容	環境保全活動に必要な専門家や指導員、環境活動に関わるリーダーを育成するための講座や研修会を開催します。 また、幼児向けの環境教育や河川や森林の環境教育など、子どもたちへの環境教育に携わる指導者やスタッフも養成します。
期待される効果	・地域の環境保全活動で中心的な役割を担う人材の育成 ・環境保全に取り組む次世代の人材育成
所管課	環境政策課

個別事業③ 環境保全に関する人材登録制度の創設・活用

事業内容	市内で環境保全活動を行っている団体や環境に詳しい専門家、大学教授、事業者等から環境分野の講師となる人材を登録する制度を創設し、充実した環境保全活動を推進していきます。
期待される効果	・環境への理解の向上 ・環境関連講座等の充実と活性化
所管課	環境政策課

第9章 第6節 リニア中央新幹線関連施策

① 人材の育成と後継者の確保

農林業や地場産業、地域の商店街などをこれからも継続・発展させていくためには、市内の若い人材の育成やこれらに興味を持つ人材の外部からの招致により、次の時代の担い手・後継者の確保が必要です。そのため、ブランド化・技術支援による農林業の競争力アップ、商店街の活性化、伝統文化伝承のための交流の場づくりや市内からの人材流出抑制について、事業者や地域と協力しながら取り組んでいきます。

【取組例】

- ・子どもの頃から地域の産業に直接触れることのできる場と教育の提供
- ・企業や大学から学校への講師派遣や生徒の現場研修などの実践的な教育プログラムの充実
- ・農林業に興味を持つ都市部の人たちに向けた担い手の募集や、利用可能な耕作放棄地などの情報発信と就業支援
- ・体験型観光と連携した移住・定住の促進による人材確保

② 安全・安心で潤いのある暮らしの環境づくり

豊かな自然・景観、先人たちから脈々と受け継がれてきた歴史文化や街なみは、観光誘客などに活かしていく地域資源であると同時に、地域住民の潤いのある暮らしをつくり出す大切な財産です。また、リニアにより東京・大阪は今よりも格段に身近な場所となることから、開業後には、都市部の文化やサービスに気軽に触れられるようになり、スポーツ、生涯学習や文化などの分野において広い地域との交流が活発化するものと思われます。

そのため、伝統文化の後継者育成や子どもたちへの環境意識の向上など、様々な活動を活性化し、地域固有の大切な地域資源を後世に引き継いでいきます。

【取組例】

- ・自然に関する環境教育や環境学習、自然に触れる機会の創出による子どもや市民の環境意識の向上
- ・再生可能エネルギーの導入と絡めた、市民・子どもたちの環境教育や環境学習
- ・市民・事業者・行政の協働による自然・景観・環境を守るためのルールづくり

③ 子育て・教育環境の充実

地域の活力を高めるためには若者の地元定着が不可欠であり、いくら便利なまちになっても若者が大都市に出て行ってしまうようでは活力あるまちにはなりません。そのため、生まれ育った地域で暮らしていきたい、あるいはいったん都会に出てみつかは戻りたいと思えるような「ふるさとを愛する心」を持った子どもたちを育てていく必要があります。

そのため、地域や学校、地元企業との連携のもと、地域の特性に合わせた自然、産業や歴史文化などをテーマにした地域を知る体験学習、地域の祭りや伝統芸能などの継承活動、地域と都市部との多様な交流活動などを通して、地域の良さを再認識させることにより、子どもたちのふるさと意識の醸成を図ります。

【取組例】

- ・学校や地域において地域への愛着を高めるふるさと教育の実践による地域に愛着のある人材の育成
- ・地域の自然・歴史文化、地場産業の体験型学習による地域を良く知り学ぶための機会の充実
- ・地域の自然・歴史文化に興味を持つ都市部の団体や研究者との交流による地域活動の充実

第10章 私たち一人ひとりの環境配慮

第10章 第1節 私たち一人ひとりの環境配慮

一昔前の環境問題は個別の事業者が引き起こす産業型の公害問題などが中心でしたが、現在は私たちの社会経済活動に起因する生活型の多種多様な環境問題が顕在化しています。私たちが被害者であるとともに加害者でもある性格を兼ね備えているため、こうした環境問題の解決への取り組みは、家庭や職場などにおける一人ひとりの心構えと取り組みの積み重ねにより成り立つといっても過言ではありません。全ての市民や事業所などが法律等の規制に従うだけでなく、自主的かつ積極的に環境に配慮した取り組みを行うことが強く望まれています。

この章では、これまでに紹介した取り組みと並行して、市民の皆さまにも日ごろからぜひ実践していただきたい「環境配慮行動」を抽出し、この環境配慮行動をもとに市民が配慮する場面に応じて良好な環境づくりを積極的に進めていくことにより、計画の将来像である「自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち中津川」の実現と次の世代へよりよい環境をつないでいくものです。

循環型地域づくり



低炭素地域づくり



自然共生地域づくり



安全安心な環境づくり



環境保全に向けた人づくり



(1) 自然共生地域づくりのためにできること



1. 山や川に出かけ、自然の楽しみを満喫しましょう

- ・身近な里山を散策し、花や新緑、紅葉など、季節ごとの自然の移ろいを楽しみましょう。
- ・清流で釣りや川遊びを楽しみましょう。
- ・家族や仲間とともに、キャンプやバーベキューなどのアウトドア活動を楽しみましょう。

2. 身の回りの自然や生きものに関心を持ちましょう

- ・家の周りを散歩し、草花や大木、野鳥、虫などを見つけてみましょう。
- ・シデコブシやヒトツバタゴなど、この地域でしか見られない美しい花を見に行きましょう。
- ・めずらしい草花は採ったり傷つけたりせず、その場所で大切に観察しましょう。

3. 暮らしに自然の恵みを取り入れましょう

- ・食材は地元で採れたものを優先して購入し、季節ごとの旬の味を楽しみましょう。
- ・生活雑貨や家具、住宅などは、地元の木など自然素材で作られた物を選びましょう。
- ・自然の素材で工作や道具を作って楽しみましょう。

4. 外来生物の扱いに注意しましょう

- ・ほかの所の生きものをむやみに持ち込まないようにしましょう。
- ・飼っている生きものを捨てたり、逃がしたりしないようにしましょう。
- ・オオキンケイギク等特定外来生物の駆除に協力しましょう。
- ・熱帯魚など見慣れない生物がいたら、市に連絡しましょう。

5. 中津川の自然の魅力を市外の人に伝えましょう

- ・市外の人に中津川の自然の魅力をあげて、自慢しましょう。
- ・市外の人を訪れた時は、自然が楽しめる場所や地元で採れた食べ物を紹介しましょう。

(2) 循環型地域づくりのためにできること



1. ごみを少なくする工夫をしましょう

- ・必要のないものは買わない、もらわないようにしましょう。
- ・詰替え製品などごみを増やさない商品等を優先して購入しましょう。
- ・買い物際には、マイバッグを持参し、レジ袋などの使用は減らしましょう。
- ・食べ残しをなくし、水切りを徹底して、生ごみの減量に努めましょう。

2. すぐに捨てず、活用する方法を考えてみましょう

- ・壊れたものはできる限り修理して使うことを考えましょう。
- ・まだ使える服や物はほかの人に譲るか、フリーマーケットなどで販売しましょう。

3. 資源とごみをきちんと分別して、リサイクル活動に協力しましょう

- ・ごみの出し方のルールを守り、ごみの分別を徹底しましょう。
- ・集団資源回収などのリサイクル活動に協力しましょう。
- ・新聞、雑誌（雑がみ）、段ボール等は「リサイクルボックス」や「集団資源回収」に出しましょう。
- ・店などが実施しているペットボトルやトレイ、紙パックなどの店頭回収に協力しましょう。

4. 地元の木や農産物を選びましょう

- ・地元の木材や自然素材を利用した住まいづくりを考えましょう。
- ・地元で採れた旬の農産物を購入し、地産地消を心がけましょう。

(3) 低炭素地域づくりのためにできること



1. 自分が使っているエネルギーの量を知りましょう

- ・ 普段の生活で電気や燃料がどのくらい使われているのか知りましょう。

2. 省エネルギー活動に取り組みましょう

- | | |
|-------|---|
| エアコンは | ・ 室内温度は適温に保ちましょう。(夏は28℃、冬は20℃) |
| | ・ 室外機の周りに物を置かないようにしましょう。 |
| | ・ カーテンやすだれ・よしずを効果的に使い、窓からの熱の出入りを防ぎましょう。 |
| 冷蔵庫は | ・ 余分な開閉はしないようにしましょう。 |
| | ・ 熱いものは冷ましてから入れましょう。 |
| | ・ 壁から5センチ以上離して設置しましょう。 |
| お風呂は | ・ なるべく間隔を空けずに入浴しましょう。 |
| | ・ シャワーを不必要に流したままにしないようにしましょう。 |

3. 省エネルギー型の製品を選びましょう

- ・ 家電製品を買い替える際は、より省エネ型の機器を選びましょう。
- ・ 照明器具の買い替えの際は、LEDなどの高効率な照明器具にしましょう。
- ・ 自動車の買い替えの際には燃費のよいエコカーを選びましょう。

4. エコドライブや自動車を使わない移動に心がけましょう

- ・ 自動車の発進時はふんわりとアクセルを踏み、減速時は早めにアクセルを離しましょう。
- ・ 自動車の駐車時または停車時はアイドリング・ストップを心がけましょう。
- ・ タイヤの空気圧を適切に保ち、不要な荷物は降ろしましょう。
- ・ 目的地が同じ時は、お互いに相乗りを心がけましょう。
- ・ 短い距離の移動は自転車に乗るか歩いて行きましょう。

5. 自然エネルギーを取り入れましょう

- ・ 自宅や職場に太陽光発電システムの導入を検討しましょう。
- ・ 住宅の建て替えの際には、太陽の熱や光を取り入れたエコ住宅を検討しましょう。

(4) 安全安心な環境づくりのためにできること



1. 空気や水をきれいにしましょう

- ・自動車の排出ガスを減らすため、低公害車、低燃費車（エコカー）の利用に努めましょう。
- ・ごみの野外焼却は絶対にやめましょう。また、田畑での草、下枝の焼却は控えましょう。
- ・公共下水道処理区域では公共下水道に接続し、公共下水道未整備地域では合併処理浄化槽を設置し、維持管理を適正に行いましょう。
- ・洗剤や農薬・肥料などは、適量使用を心がけましょう。

2. 互いにマナーを守り、心地よく暮らしましょう

- ・ペットのフン尿は、飼い主がきちんと始末しましょう。
- ・他人の迷惑となるような騒音を発生させないように配慮しましょう。
- ・敷地内や空き地の雑草は、隣家などの迷惑にならないようにきちんと管理しましょう。
- ・日ごろからご近所・地域の付き合いを積極的にしましょう。

3. 清潔なまちづくりを心がけましょう

- ・ごみの出し方のマナーを守りましょう。
- ・地域のごみステーションはきれいに保ちましょう。
- ・不法投棄、たばこの吸殻や空き缶等のポイ捨ては絶対にやめましょう。
- ・市内一斉清掃などの地域の環境美化活動に参加しましょう。

(5) 環境保全に向けた人づくりのためにできること



1. 環境について学び、考えましょう

- ・ 自然環境や環境問題について、本やインターネットで調べてみましょう。
- ・ 自然環境や環境問題について正しい知識を身につけ、ほかの人にも伝えましょう。
- ・ 家族や友人と環境問題やその対策について話し合いましょう。
- ・ 自然環境は環境問題に関する学習会や講習会に参加しましょう。

2. 環境保全に向けて行動しましょう

- ・ 家族や仲間と、環境に関するボランティア活動やイベントに参加しましょう。
- ・ 色々な人から暮らしの知恵や工夫などを教わり、実践しましょう。
- ・ 家族みんなで楽しみながら環境にやさしいエコライフに取り組みましょう。
- ・ 次の世代によりよい環境をつなぐことを意識し、環境保全の取組を進めましょう。



市の花 サラサドウダン

第 11 章 計画の進行管理

第11章 第1節 計画の推進体制

本計画は、市民・事業者・行政、その他関係する組織・団体など、様々な主体の各取組と、相互の連携や協働によって推進する必要があります。

行政内部では、事務局である環境政策課と関係各課が連携して環境に関する施策・事業を推進します。毎年「中津川市の環境」を作成し、「中津川市環境保全審議会」において計画の達成・進捗状況を評価します。「中津川市の環境」を通じて取組の進捗状況を公表します。

「中津川市自然環境団体等連絡会議」、「中津川市環境推進協会」などの団体とは、取組を協力して円滑に進めるために意見交換や情報提供などの協議を行います。

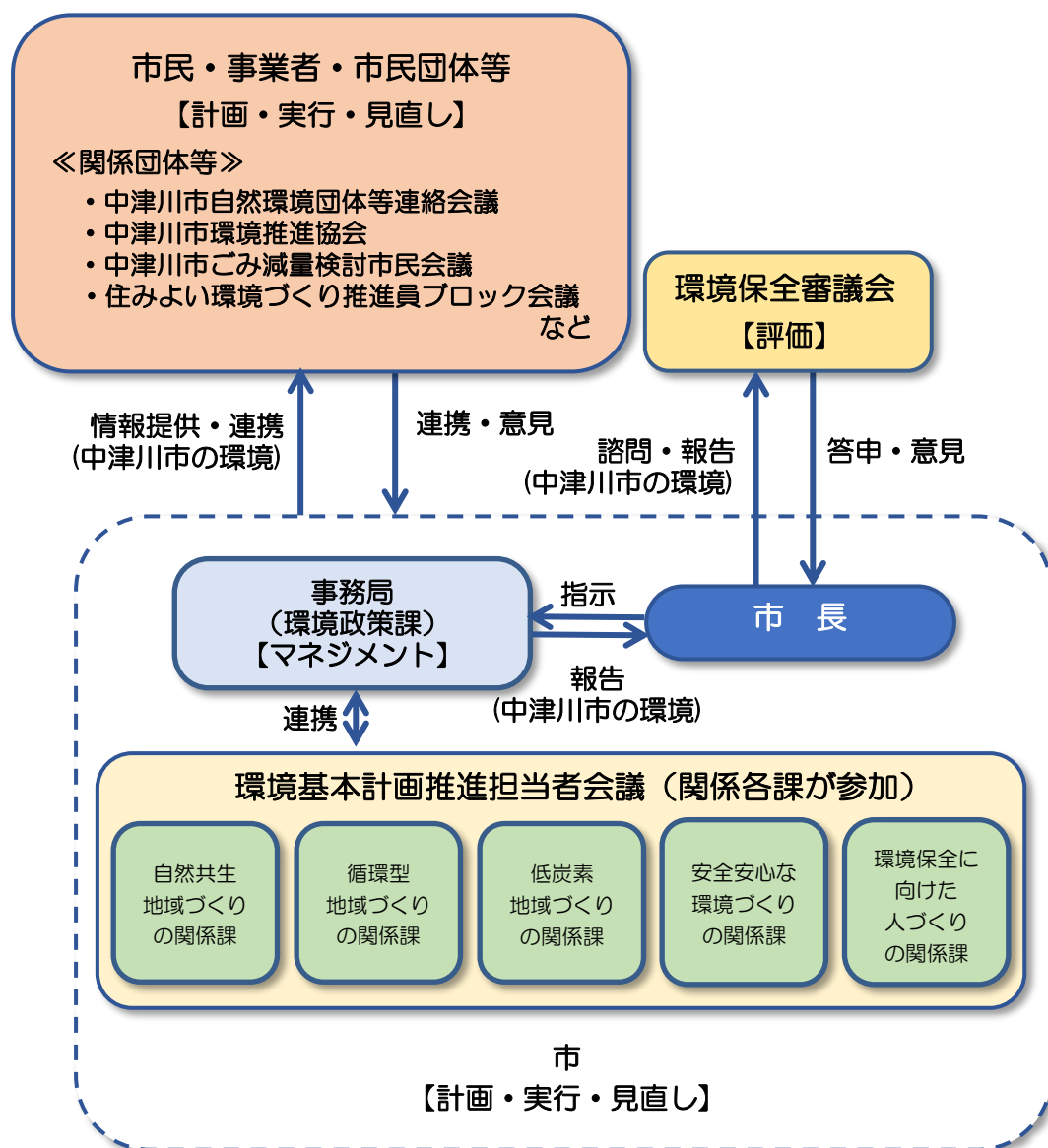


図 計画推進体制

(1) 市内における推進体制

環境に関する施策は、非常に幅広い分野にわたっています。そのため本計画の推進にあたっては、関連する施策を総合的に推進するため、市内における情報共有を図るとともに、必要に応じて担当者会議を行います。

(2) 市民・事業者・市民団体等との連携

本計画の施策が市民・事業者・市民団体等に理解されるよう、本計画の概要版や広報、ホームページなどを利用して周知に努めます。

施策を実施するにあたっては、地域住民や教育機関、専門的に活動しているボランティア、NPO、市民団体などと協力しながら、地域全体で環境保全活動に取り組みます。

また、計画の進行状況は、意見や提言、評価などをまとめた年次報告「中津川市の環境」を作成し、公表します。

(3) 中津川市環境保全審議会

「中津川市環境保全審議会」は、中津川市附属機関の設置等に関する条例に基づき設置されるもので、市長の諮問に応じ、良好な環境を保全・創出するための施策に関する事項について調査・審議を行います。目標の達成状況や取組についての評価を行うとともに、必要に応じて、計画の見直しについての調査・審議を行い、市長へ意見を述べます。

第 11 章 第 2 節 計画の進行管理

本計画の確実な進行を図るため、基本的な流れは、PDCA サイクルにしたがって進行します。

計画策定（Plan）後、実行（Do）します。毎年、取組状況と指標項目の点検及び評価（Check）、取組内容の改善（Action）を実施します。点検及び評価（Check）は年度明けに前年度分を対象として実施し、改善（Action）は予算編成時期（秋頃）に次年度分を対象として実施します。

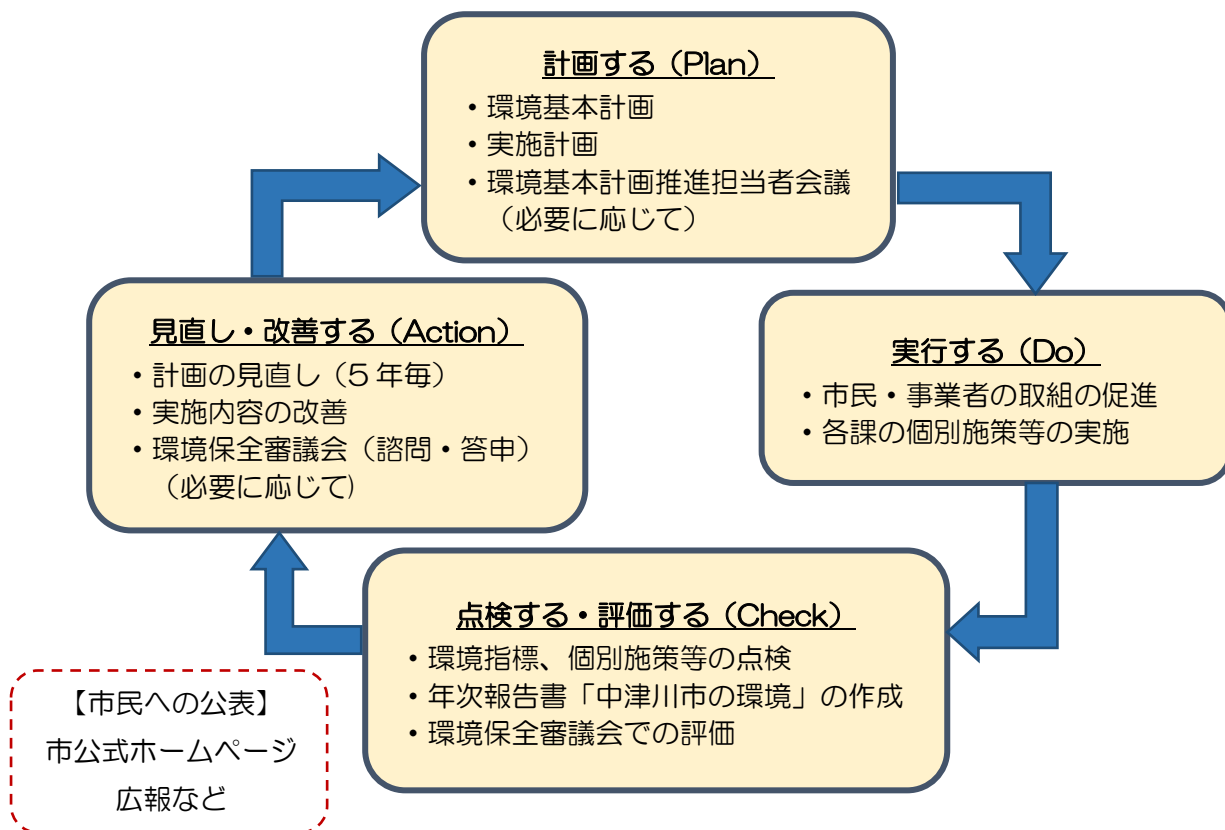


図 計画の進行管理フロー

中津川市環境保全審議会（中間見直しに伴う実施概要）

審議経過

回	開催年月日	審議内容等
第1回	令和2年 11 月 26 日	◆第三次中津川市環境基本計画の中間見直しについて ① 「中津川市の環境」の報告 ② 環境基本計画後期(今後5年間)の各施策の実施方針
第2回	令和2年 12 月 23 日	◆第三次中津川市環境基本計画の中間見直しについて(諮問) ① 第1回中津川市環境保全審議会での意見を踏まえた修正 ② 第三次中津川市環境基本計画(本編)の見直し
第3回	令和3年 2 月 5 日	◆第三次中津川市環境基本計画の中間見直しについて(答申) ① パブリックコメント等の結果について ② 第1回中津川市環境保全審議会以降の修正について

委員名簿

(令和3年3月31日現在)

所属名	氏 名
中京学院大学教授	◎ 築瀬洋一郎
中津川市区長会連合会副会長	○ 佐々木泰信
中津川市環境推進協会会長	足立 親則
中津川北商工会事務局長	岩木 健
岐阜県恵那県事務所環境課長	奥村 一信
中津川市自然環境団体等連絡会議会長	栗谷本征二
中津川市小中学校長会代表	嶋倉 伸蔵
中津川市生活学校代表	長谷川節子
中津川商工会議所専務理事	成瀬 博明

◎ : 会長 ○ : 副会長



中津川市環境保全審議会（令和2年度第3回）

